# 当別町地域防災計画

<資料編>

令和6年2月 当別町防災会議

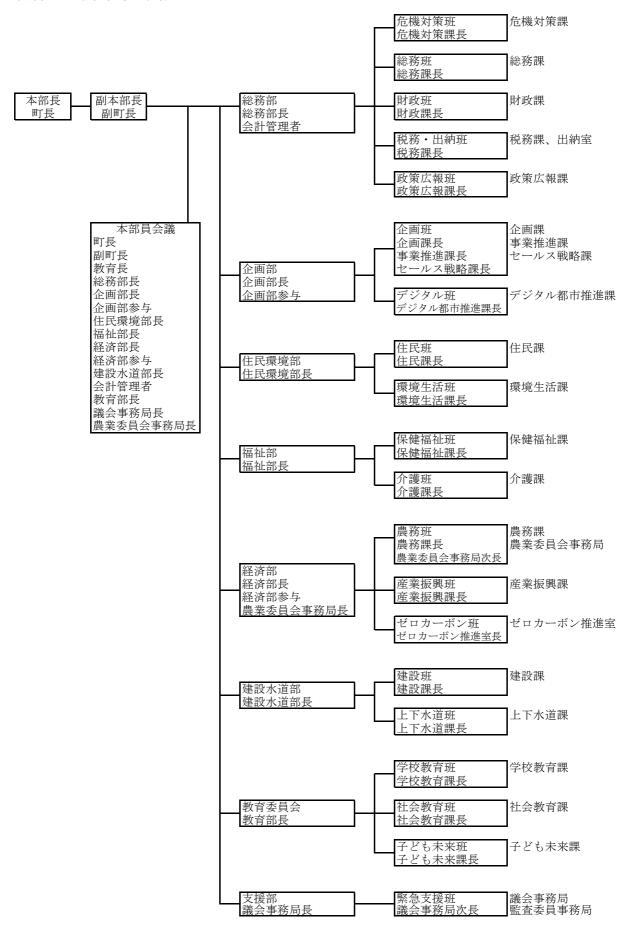
# 目 次

資 料	1	災害の記録		1	
資 料	2	対策本部の組織		2	
資 料	3	対策本部の標識	3	$\sim$	4
資 料	4	対策本部の所掌事項	5	$\sim$	7
資 料	5	警報・注意報発表基準一覧表		8	
資 料	6	重要水防箇所	9	$\sim$	10
資 料	7	洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)	11	$\sim$	12
資 料	8	土砂災害危険箇所		13	
資 料	9	土砂災害警戒区域	14	$\sim$	15
資料	10	土砂災害警戒区域図	16	$\sim$	17
資料	11	山地災害危険箇所		18	
資料	12	北海道雪害対策実施要綱	19	$\sim$	23
資料	13	石狩北部地区消防事務組合消防計画	24	$\sim$	34
資料	14	消防組織の現況		35	
資料	15	車両現況一覧	36	$\sim$	37
資料	16	消防水利の現況		38	
資料	17	当別町防災備蓄計画	39	$\sim$	96
資料	18	災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定先一覧		97	
資料	19	緊急時退避場所及び指定避難所一覧		98	
資料	20	災害情報等報告取扱要領	99	$\sim$	109
資料	21	当別町非常通信対応マニュアル	110	$\sim$	117
資料	22	避難所運営マニュアル	118	$\sim$	177
資料	23	緊急通行車両確認証明証		178	
資料	24	緊急通行車両標章		178	
資料	25	緊急輸送道路一覧		179	
資料	26	公用車両保有状況		180	
資料	27	給水用資器材の保有状況		181	
資料	28	町内の医療関係機関一覧		182	
資料	29	ヘリコプターの離着陸可能地		183	
資料	30	応急金融対策の融資一覧	184	$\sim$	197
資料	31	当別町周辺における震度5~6の地震の記録		198	
資料	32	北海道における地震の想定	199	$\sim$	206
資料	33	地震被害想定結果	207	$\sim$	213
資料	34	地震に関する情報		214	

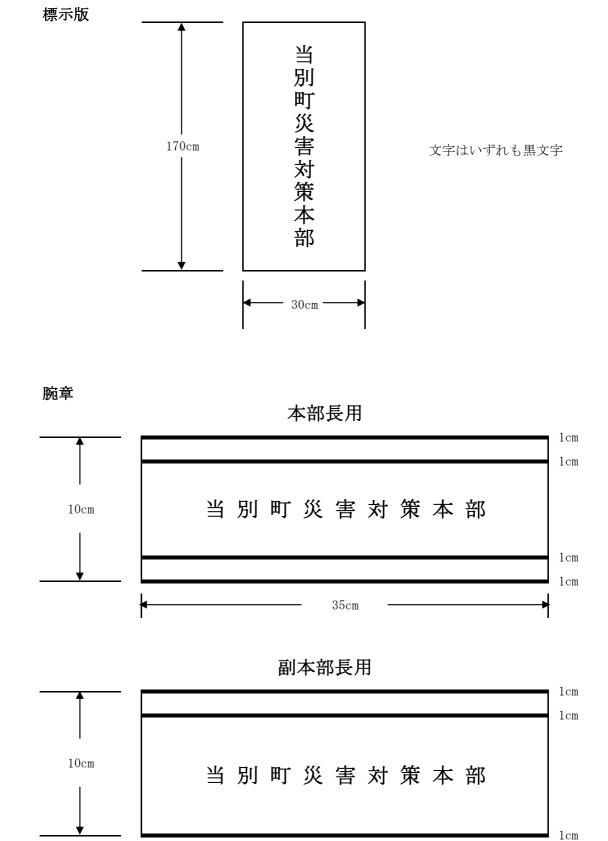
# 資料1 (災害の記録)

発 生 年 月 日	種別	被害状況
明治18年 5月 6日	洪 水	当別川氾濫大洪水
18年 6月 8日	山火事	高岡地区で山火事発生
19年 7月14日	洪水	当別川氾濫洪水
22年 4月21日	洪水	当別川氾濫洪水
23年 4月 7日	洪水	当別川氾濫洪水
31年 9月 6日	洪水	石狩川大洪水、被災者1,415名
37年 7月 1日	洪水	洪水被害
37年 7月 8日	洪水	洪水被害
42年 4月13日	洪水	石狩川大洪水、被災200戸
44年 8月16日	洪水	当別川氾濫洪水
大正11年 8月19日	水 害	水害、雨害、被害額27万5千円
14年 4月	洪水	石狩川、当別川洪水
昭和 元年 5月	洪水	洪水被害甚大
11年 7月	水 害	水害(川下、青山奥)
17年 3月25日	水 害	市街地区水害
22年 2月13日	火 事	四番川小学校全焼
25年 8月	洪水	当別川一帯大洪水
26年 9月	洪水	当別川洪水、被害甚大
26年 9月9日	火 事	市街大火、27戸全焼
29年 4月	水 害	当別川融雪水害、青山以北の道路、橋梁に被害
29年 4月	暴風	暴風により田畑、家屋被害4,800万円
29年 9月26日	台 風	台風15号による本町被害1,500万円
36年 7月25日	集中豪雨	当別川氾濫、死者 2 名
37年 4月 4日	融雪災害	当別川氾濫
37年 8月 9日	台 風	台風9号、10号による集中豪雨
40年 9月17日	台 風	台風23号、24号による当別川氾濫、農作物に被害甚大
45年 5月11日	洪水	石狩川、材木川洪水
47年 9月23日	洪水	石狩川、材木川洪水
50年 8月23日	洪水	石狩川洪水
56年 8月 3日	集中豪雨	石狩川他各河川氾濫
56年 8月21日	台 風	台風15号の大雨による各河川の氾濫
60年 9月 1日	台 風	台風13号の大雨による各河川の氾濫
61年 9月 4日	台 風	台風15号の大雨による各河川の氾濫
平成 4年 9月 1日	集中豪雨	台風17号と温帯低気圧の大雨、低温等のため農作物等被害
8年 9月13日	火 事	中小屋小学校全焼 損害額9,706万4千円
13年 9月11日	台 風	台風15号と秋雨前線による大雨
16年 9月 8日	台 風	台風18号の強風による家屋等の被害
30年 9月 5日	台 風	台風21号の強風による家屋等の被害
30年 9月 6日	地震	北海道胆振東部地震による道内全域停電

### 資料2 (対策本部の組織)

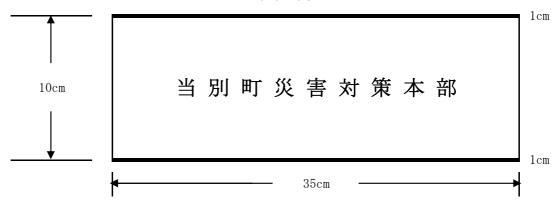


資料3 (対策本部の標識)

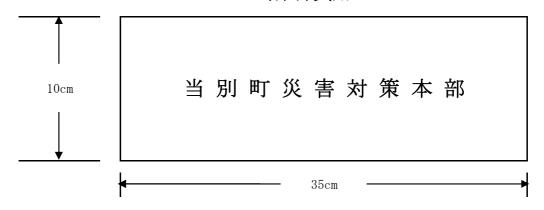


35cm

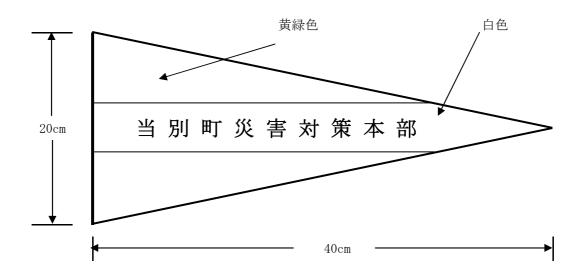
# 対策部長用



# 対策部員用



# 標旗(マグネット式含む)



# 資料4 (対策本部の所掌事項)

部	班	業務分担
各部共通	各班共通	1 所管に属する防災計画の作成及び修正に関すること。
		2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。
		3 災害時における所管事項の執行記録に関すること。
		4 他班への支援に関すること。
総務部	危機対策班	1 災害対策の庶務に関すること。
		2 本部の設置及び運営に関すること。
		3 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。
		4 気象等の予警報及び災害情報の受理伝達に関すること。
		5 被害状況の総合的な取りまとめ及びその報告に関すること。
		6 避難指示等の発令に関すること。
		7 災害における通信の管理及び確保に関すること。
		8 北海道知事への災害報告等に関すること。
		9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
		10 DMATの受入れに関すること。
	総務班	1 防災関係機関及び住民組織等への出動要請に関すること。
		2 職員の非常召集に関すること。
		3 災害記録に関すること。
		4 災害時における交通安全に関すること。
		5 災害救助法の適用申請に関すること。
		6 被災者台帳の整備に関すること。
		7 災害統計に関すること。
		8 各部各班の連絡調整に関すること。
		9 その他の各部各班に属さないこと。
	財政班	1 町有財産の被害調査及び応急対策、災害復旧に関すること。
		2 災害関係予算の編成及び資金の調達に関すること。
		3 災害関係経費の経理に関すること。
		4 本部員等の食糧、寝具及び水害対策活動に必要な被服等の調達及び配布に関すること。
		5 自動車の賃借及び公用車の運行管理に関すること。
	税務・出納班	1 避難所の開設及び被災者の受け入れに関すること。
		2 町民等の避難誘導に関すること。 (警察、消防機関との協力により実施)
		3 被災地の巡視警戒及び被災状況の把握に関すること。なお、水害時については、必要に応じ建設 班が行う巡視警戒に支援を行うものとする。
		近かりフルスを全力フェンスをできませた。 一般世帯の被害調査(住宅及び非住宅)及び被災世帯調査表の作成に関すること。※農業地区につ 4 いては農務班と、市街地については産業振興班と協議を行い災害の規模及び形質等を考慮して調
		査対象の分担を行うものとする。
		5 被災者の税の減免に関すること。
	and bother when dated meteor	6 罹災証明書の発行に関すること。
	政策広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
		2 町民等に対する災害の広報に関すること。
		3 報道機関との連絡調整に関すること。
		4 災害情報記事及び記録写真の収集、保存に関すること。
		5 関係機関等来庁者の接遇に関すること。
		6 その他本部への来庁者の接遇に関すること。

企画部	企画班	1 災害現地への視察及び応援に関すること。
		2 国、道、関係機関への陳情及び要請並びに資料調達に関すること。
		3 災害復旧と総合計画の調整に関すること。
		4 公共交通に関すること。
		5 部内の連絡調整に関すること。
	デジタル班	5 部内の理解調整に関すること。 1 情報通信機能の確保・維持に関すること
住民環境部	住民班	
III PON JUNE		1 町民等の安否確認についての問合せ窓口に関すること。
		2 その他災害時における町民等対策に関すること。
	環境生活班	3 部内の連絡調整に関すること。
	秋死 <u>工</u> 旧好	1 環境衛生施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 被災地の巡視警戒及び被災状況の把握に関すること。
		3 防疫等環境衛生保持に関すること。
		4 町内会長との連絡調整に関すること。
		5 行方不明者の捜索及び死体の収容並びに埋葬等に関すること。
		6 災害廃棄物の処理に関すること。
		7 家庭動物の取扱に関すること。
I=1.1.1		8 その他災害時における環境生活対策に関すること。
福祉部	保健福祉·介護班	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 義援金の配分に関すること。
		3 被災者に対する弔慰金、厚生資金及び援護資金に関すること。
		4 被災者に対する被服、寝具、その他必需品の給与に関すること。
		5 救援物資の配分に関すること。
		6 被災者に対する生活保護及び相談に関すること。
		7 日赤救助機関並びにボランティア等支援団体の受入れ及び受入れ状況の記録に関すること。
		8 災害時の医療及び助産に関すること。
		9 要配慮者の安否確認及び情報収集伝達等に関すること。
		10 北海道保健行政室及び江別医師会との連絡調整に関すること。
		11 被災地及び避難所の保健指導に関すること。
		12 当別町総合保健福祉センター福祉避難所の開設・運営に関すること。
経済部	農務・農業委員会 事務局班	1 農地、農業施設、農作物等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。なお、農業地区の 被害調査については、税務・出納班と協議のうえ行うものとする。
		2 被災農家の資金斡旋、農業災害補償、営農指導等の援護に関すること。
		3 家畜の救助対策及び被害調査、災害対策に関すること。
		4 農作物並びに家畜の防疫及び伝染病予防に関すること。
		5 所管施設を避難所として開設する場合は、税務・出納班への支援に関すること。
		6 部内の連絡調整に関すること。
	産業振興班	1 商工業施設、観光施設、企業等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。なお、商工業 地区の被害世帯調査については、税務・出納班と協議のうえ行うものとする。
		2 災害時における応急食糧の確保及び供給に関すること。
		3 被災商工観光業者への融資等の対策に関すること。
		4 災害時における火薬類、油類及び高圧ガスの管理、保安に関すること。
		5 所管施設を避難所として開設する場合は、税務・出納班への支援に関すること。
		6 道の駅に関すること。
	ゼロカーボン班	1 町有林、林業施設等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 林野火災に関すること。
		3 炊き出し等による食料品の供給に関すること。
,	1	

建設水道部	建設班	1 公共土木施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 町有建築物の被害調査及び応急対策、復旧対策に対する所管班への技術支援に関すること。
		3 被災箇所の応急対策及び応急・復旧対策に必要な建設機械、資材、人員の確保に関すること。
		4 水防施設及び危険区域等の巡視警戒並びに防災措置に関すること。
		5 水防技術の指導に関すること。
		6 本部と被災地との連絡、伝令、通信等に関すること。
		7 被災者に対する住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること。
		8 災害時の輸送計画及び町有建設機械の運行実施に関すること。
		9 避難所及び仮設住宅等の営繕に関すること。
		10 水防資機材の備蓄、点検及び配備に関すること。
		11 町営住宅の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		12 その他、他班に属さない災害応急対策全般に関すること。
		13 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。
		14 内水排除機の運転操作及び樋門、樋管の操作に関すること。
		公園緑地、街路樹の被害調査及び所管都市施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関するこ 15 と。
		16 除排雪に関すること。
		17 道路の通行規制に関すること。
		18 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。
		19 部内の連絡調整に関すること。
	上下水道班	1 上下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。
		3 災害関係予算の編成及び資金の調達並びに経理に関すること。
		4 被災区域の水道料金及び下水道使用料の減免に関すること。
教育部	学校教育班	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。
		3 被災児童・生徒の救護及び応急教育対策に関すること。
		4 被災児童・生徒の教科書及び学用品等の給与に関すること。
		5 被災児童・生徒の医療及び防疫に関すること。
		6 各小中学校との調整連絡に関すること。
		7 学校教育施設を避難所として開設する場合の施設の管理及び運営に関すること。
		8 学校給食施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		9 災害時における児童・生徒の給食確保に関すること。
		10 部内の連絡調整に関すること。
	社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 災害対策活動を支援する社会教育団体等の連絡調整に関すること。
		3 災害時における社会教育施設入場者の避難誘導に関すること。
		4 社会教育施設を避難所として開設する場合の施設の管理及び運営に関すること。
	子ども未来班	1 子ども発達支援センターの被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 災害時における子ども発達支援センター利用者の避難誘導に関すること。
		3       認定こども園の被害調査に関すること。
		4 認定こども園との連絡調整に関すること。
支援部	緊急支援班	1 応急対策の緊急支援に関すること。
(議会事務局)		2 総務班・危機対策班への支援に関すること。
		$\frac{1}{2}$ $$

# 警報•注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在

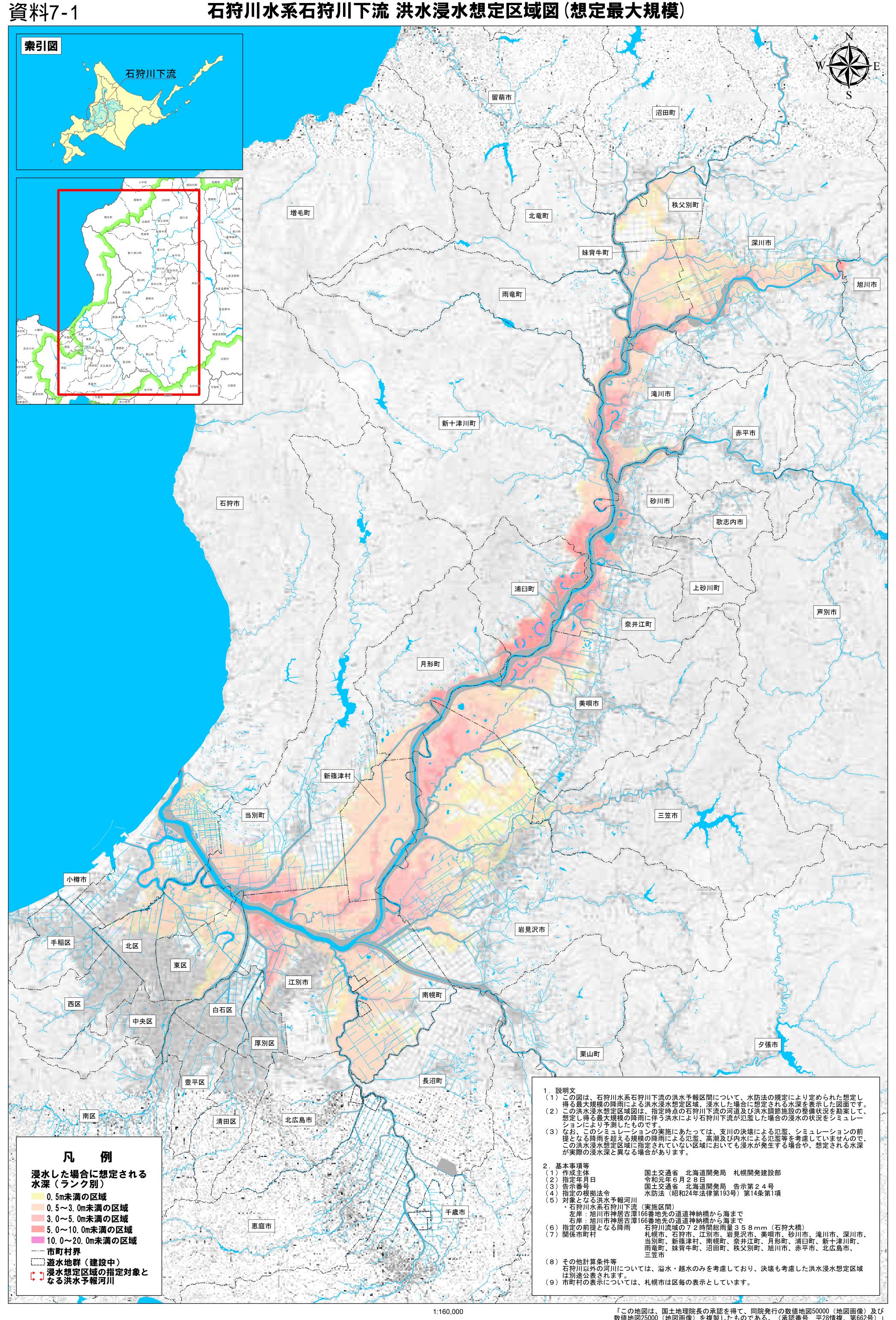
発表官署 札幌管区気象台

				発表官署	札幌管区気象台
	府県予報区	石狩·空知·後志地方	<u></u>	<u> </u>	
当別町	一次細分区域	石狩地方			
	市町村等をまとめた地域	石狩北部			
	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	14		
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	139		
		流域雨量指数基準	当別川流域=34.3, 材木川流域=8.4		
	洪水	複合基準*1	_		
警報	洪小	指定河川洪水予報 による基準	石狩川下流[月形·石狩大橋·篠路]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	大雨	表面雨量指数基準	9		
	人附	土壌雨量指数基準	88		
		流域雨量指数基準	当別川流域=27.4, 材木川流域=6.7		
	\#1.	複合基準*1	_		
	洪水	指定河川洪水予報 による基準	石狩川下流[石狩大橋·篠路]		
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm		
	波浪	有義波高			
注意報	高潮	潮位			
注思報	雷	落雷等により被害が	予想される場合		
	融雪	70mm以上:24時間雨	同量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	200m		
	乾燥	最小湿度30% 実効液			
	なだれ	①24時間降雪の深さ ②積雪の深さ50cm以			
	低温	5月~10月:(平均気 11月~4月:(最低気			
	霜	最低気温3℃以下			
	着氷				
	着雪	気温0℃くらいで、強	度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短度	間大雨情報	1時間雨量	100mm		

<sup>\*1(</sup>表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

	直轄区間						(無) 量	当別門 河	三別	石浒川)						
No.	河川名	左右岸	種別	<b>⊞</b>	点区間 重要	英度 築堤名	西	箇所	が長	位置	計画高水位 計	画築堤高	現況堤防高 既往災:	災害 事務所	市町村名	備考
越-1 石猝川		右岸	越水・溢	悩水	-	B 美登位上流	$14.00 \sim 14.52$	1.2	0.52	14.50	6.11	8. 11	8.72	札幌	当別町	
越-2 石狩川	_	右岸	蔵水・脳	〇		B 美登位上流	$15.00 \sim 15.0$	02	0.02	15.00	6.21	8. 21	8.51	札幌	当別町	
越-3 石符川	_	右岸	越木・縮	新 大 道		B 美登位上流	$15.50 \sim 16.00$	0,	0.50	16.00	6.43	8.43	9.31	札幌	当別町	
越-4 石狩川		右岸	越水・溢水	米		B   美登位上流	$16.50 \sim 17.00$	0.	0.50	17.00	6.64	8.64	9. 59	札幌	当別町	
工-1 石猝川	_	1	工作物			B 札幌大橋	14. 52			14.50	6.11	8. 11	10. 51	札幌	札幌市, 当別町	
工-2 石猝川	_	1	工作物	0 1		B 石狩川鉄道橋	15.02			15.00	6.21	8. 21	8.71	札幌	札幌市, 当別町	
旧-1 石猝川	_	右岸	旧川跡		要	要注意 美登位上流	$12.00 \sim 13.00$	00	1.00	12.50	5.69	7.69	10.95	札幌	当別町	
旧-2 石狩川		右岸	旧川跡		要	要注意  美登位上流	$14.00 \sim 14.$	52	0.52	14.50	6.11	8. 11	8.72	札幌	当別町	
旧-3 石狩川	_	右岸	旧川跡	0		要注意 美登位上流	$15.00 \sim 15.0$	02	0.02	15.00	6.21	8. 21	8. 51	札幌	当別町	
旧-4 石猝川	_	右岸	旧川跡		要	要注意 美登位上流	$15.50 \sim 16.00$	00	0.50	16.00	6.43	8. 43	9.31	札幌	当別町	
重-1 石狩川		左岸	重点区間			篠路築堤	$13.75 \sim 14.$	25	0.52	14.00	6.01	8.01	8.37	札幌	当別町	
重-2 石狩川		4 中 中	重点区間			美登位上流築堤	$14.75 \sim 15.$	25	0.47	15.00	6.21	8. 21	8. 51	札幌	当別町	

	備考																
	市町村名	当別町	<b>当別</b>	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	当別町	N/ Hilm-
	事務所	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	札幌	14 41
	既往災害																
	引 現況堤防高	5 9.01	8 9.21	5 9.18	7 9.28	5 9.33	9.08	5 9.38	5 9.50	3 10.17	9.19	5 12.84	7 12.73	9.89	5 12.73	3 8.95	000
	水位 計画築堤高	99.8 99	58 9.08	99.8 99	77 9.27	99.8 99	85 8.66	99 8 99	99.8 99	33 9.83	99 8 99	55 12.05	87 12.37	99.8 99	75 12.25	99 8 99	00
	計画高	40 6.0	80 7.4	20 6.0	77.77	80 6.0	00 6.8	.9	40 6.0	60 8.3	9 09	00 10.4	40 10.8	80 6.0	20 10.	80 6.0	0
- - -	長 位置	4.03 3.4	0.20 5.8	2.76 3.2	2.14 6.0	2.8	5.0	0.25 1.40	0.39 2.4	0.59 6.6	.40 2.6	0.49 9.0	0.00	0.20	0.15 9.2	0.19 3.8	000
	所	4		64	63					_		_		_		)	
	細	5.40	5.80	4.60	7.00			1.60	2.60	6.90	3.30	9.30	9.32	3.90	9. 25	3.90	000
	距離標	1.36 ~	5.60 ~	1.75 ~	4.80 ~	2.88	4.97	1.36 ~	2.20 ~	6.30 ~	1.85 ~	8.80 ~	9.30 ~	3.70 ~	9.10 ~	3.70 ~	0 20
	築堤名	当別川築堤	当別川繁堤	当別川繁堤	当別川築堤	19線橋	南5号橋	当別川築堤	当別川築堤	当別川築堤	当別川築堤	当別川築堤		当別川築堤	当別川築堤	当別川築堤	小口口以終一拍
	間 重要度	В	В	В	В	В	В	要注意	要注意	要注意	要注意	要注意	要注意				
	重点区間	0	_	0	0									0	0	0	(
	種 別	越水・溢水	越水・縮水	蔵水・箔水	越水・溢水	工作物	工作物	旧川跡	旧川跡	旧川跡	超川田	旧川跡	田川跡	重点区間	重点区間	重点区間	出口出生
	左右岸	左岸	左岸	右岸	右岸	1	1	左岸	左岸	左岸	右岸	右岸	右岸	左岸	左岸	右岸	1
	河川名	当別川	半別川	計削川				当別川	当別川	当別川		当別川	当別川			当別川	Alemitti
	No.	1-2	越-2	<b>14</b> -3	越-4	T-H	T-2	H-I	H-2	IB-3	H-4	B-5	9-H	<u>—</u> ——	<b>1</b> = −2	重-3	+



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000 (地図画像) 及び数値地図25000 (地図画像) を複製したものである。 (承認番号 平28情複、第662号) 」

11

# 資料8 (土砂災害危険箇所)

※箇所図については、「北海道土砂災害警戒情報システム」を参照

# 1 土石流危険渓流 25箇所

NO	箇所番号	箇所名	NO	箇所番号	箇所名
土001	Ⅱ 03-0020	獅子内3の沢	土014	П 03-0160	金沢三の沢
土002	Ⅱ 03-0030	獅子内4の沢	土015	II 03-0170	金沢四の沢
土003	Ⅱ 03-0040	獅子内5の沢川	土016	Ⅱ 03-0180	金沢五の沢
土004	Ⅱ 03-0050	獅子内6の沢	土017	II 03-0200	茂平沢二の沢
土005	<u>I</u> 03-0060	処理場の沢	土018	II 03-0210	第2茂平沢川1の沢
土006	Ⅱ 03-0070	獅子内7の沢	土019	II 03-0220	モトナカゴヤの沢
土007	Ⅱ 03-0090	材木川1の沢	土020	I 03-0230	温泉の沢
土008	Ⅱ 03-0100	材木川2の沢	土021	II 03-0240	永田の沢
土009	Ⅱ 03-0110	材木川3の沢	土022	II 03-0250	パンケチュベシナイ1の沢
土010	Ⅱ 03-0120	東材木上の沢	土023	II 03-0260	阿蘇岩上の沢
土011	II 03-0130	材木沢左股1の沢	土024	II 03-0270	阿蘇岩下の沢
士012	Ⅱ 03-0140	材木沢左股	土025	I 03-0280	十万坪向川の沢
土013	Ⅱ 03-0150	材木沢一の沢			

# 2 地すべり危険箇所 2箇所

NO	箇所番号	箇所名	NO	箇所番号	箇所名
地001	0-6-6	三番川小学校	地002	0-8-8	沼の沢

### 3 急傾斜地崩壊危険箇所 6 1 箇所

NO	箇所番号	箇所名	NO	箇所番号	箇所名
急001	I -0-297-297	当別スウェーデンヒルズ 1	急032	II −0−239−239	当別金沢3
急002	I -0-298-298	当別スウェーデンヒルズ 2	急033	II -0-240-240	当別弁華別 1
急003	I -0-299-299	当別スウェーデンヒルズ3	急034	II -0-241-241	当別茂平沢 1
急004	I -0-300-300	当別スウェーデンヒルズ4	急035	II -0-242-242	当別弁華別 2
急005	I -0-301-301	当別スウェーデンヒルズ 5	急036	II -0-243-243	当別弁華別 3
急006	I -0-302-302	当別金沢 1	急037	Ⅱ -0-244-244	当別中小屋 2
急007	I -0-303-303	当別中小屋1	急038	Ⅱ-0-570-2351	当別茂平沢 2
急008	II -0-215-215	当別獅子内1	急039	<b>Ⅲ</b> -0-173-173	当別獅子内 2
急009	II -0-216-216	当別スウェーデンヒルズ 6	急040	III-0-174-174	当別獅子内 3
急010	II-0-217-217	当別スウェーデンヒルズ7	急041	<b>Ⅲ</b> -0-175-175	当別スウェーデンヒルズ27
急011	II −0−218−218	当別スウェーデンヒルズ8	急042	<b>Ⅲ</b> -0-176-176	当別スウェーデンヒルズ28
急012	Ⅱ-0-219-219	当別スウェーデンヒルズ9	急043	III-0-177-177	当別スウェーデンヒルズ29
急013	II -0-220-220	当別スウェーデンヒルズ10	急044	<b>Ⅲ</b> -0-178-178	当別上当別 2
急014	II -0-221-221	当別スウェーデンヒルズ11	急045	III-0-179-179	当別上当別3
急015	II -0-222-222	当別スウェーデンヒルズ12	急046	III-0-180-180	当別金沢 4
急016	II -0-223-223	当別スウェーデンヒルズ13	急047	<b>Ⅲ</b> -0-181-181	当別金沢 5
急017	II -0-224-224	当別スウェーデンヒルズ14	急048	III-0-182-182	当別金沢 6
急018	II -0-225-225	当別スウェーデンヒルズ15	急049	III-0-183-183	当別金沢 7
急019	II -0-226-226	当別スウェーデンヒルズ16	急050	<b>Ⅲ</b> -0-184-184	当別青山1
急020	II -0-227-227	当別スウェーデンヒルズ17	急051	III-0-185-185	当別青山 2
急021	II -0-228-228	当別スウェーデンヒルズ18	急052	<b>Ⅲ</b> -0-186-186	当別青山3
急022	II -0-229-229	当別スウェーデンヒルズ19	急053	III-0-187-187	当別青山4
急023	II -0-230-230	当別スウェーデンヒルズ20	急054	<b>Ⅲ</b> -0-188-188	当別青山 5
急024	II −0−231−231	当別スウェーデンヒルズ21	急055	<b>Ⅲ</b> -0-189-189	当別青山6
急025	II -0-232-232	当別スウェーデンヒルズ22	急056	<b>Ⅲ</b> -0-190-190	当別青山奥 1
急026	II -0-233-233	当別スウェーデンヒルズ23	急057	III-0-191-191	当別青山奥 2
急027	II -0-234-234	当別スウェーデンヒルズ24	急058	III-0-192-192	当別青山奥 3
急028	II -0-235-235	当別スウェーデンヒルズ25	急059	<b>Ⅲ</b> -0-193-193	当別青山奥 4
急029	II -0-236-236	当別スウェーデンヒルズ26	急060	III-0-194-194	当別青山奥 5
急030	II -0-237-237	当別上当別 1	急061	III-0-195-195	当別青山奥 6
急031	II -0-238-238	当別金沢 2			

# 資料 9 (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

1 急傾斜地の崩壊67箇所

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日
1	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ1	I -0-297-297	平成21年3月24日
2	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ10	II -0-220-220	平成21年3月24日
3	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ19	II -0-229-229	平成21年3月24日
4	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ2	I -0-298-298	平成21年3月24日
5	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ4	I -0-300-300	平成21年3月24日
6	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ11	II -0-221-221	平成24年6月12日
7	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ12	II -0-222-222	平成24年6月12日
8	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ13	II -0-223-223	平成24年6月12日
9	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ14	II -0-224-224	平成24年6月12日
10	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ15	II -0-225-225	平成24年6月12日
11	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ16	II -0-226-226	平成24年6月12日
12	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ16-1	III-0-226-226-1	平成24年6月12日
13	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ16-2	III-0-226-226-2	平成24年6月12日
14	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17	II −0−227−227	平成24年6月12日
15	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ 1 7-1	I -0-227-227-1	平成24年6月12日
16	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ 1 7-2	II -0-227-227-2	平成24年6月12日
17	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17-3	I -0-227-227-3	平成24年6月12日
18	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17-4	I -0-227-227-4	平成24年6月12日
19	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ 1 7-5	II -0-227-227-5	平成24年6月12日
20	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ18	Ⅱ-0-228-228	平成24年6月12日
21	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ20	Ⅱ-0-230-230	平成24年6月12日
22	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ21	Ⅱ-0-231-231	平成24年6月12日
23	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ22	Ⅱ-0-232-232	平成24年6月12日
24	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ23	Ⅱ-0-233-233	平成24年6月12日
25	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ24	Ⅱ-0-234-234	平成24年6月12日
26	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ25	Ⅱ-0-235-235	平成24年6月12日
27	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ26	П-0-236-236	平成24年6月12日
28	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ27	III-0-175-175	平成24年6月12日
29	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ28	Ⅲ-0-176-176	平成24年6月12日
30	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ29	III-0-177-177	平成24年6月12日
31	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ3	I -0-299-299	平成24年6月12日
	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ5	I -0-301-301	平成24年6月12日
33	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ6	Ⅱ-0-216-216	平成24年6月12日
34	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ7	II -0-217-217	平成24年6月12日
35	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ8	II -0-218-218	平成24年6月12日
-	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ9	II -0-219-219	平成24年6月12日
37	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別獅子内3	III-0-174-174	平成24年6月12日
38	急傾斜地の崩壊	当別町、当別町字金沢	当別金沢1	I -0-302-302	平成26年11月4日
39	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢 2	П -0-238-238	平成26年11月4日
40	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢3	II -0-239-239	平成26年11月4日
41	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢4	III-0-180-180	平成26年11月4日
42	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	当別町、当別町字金沢 当別町字金沢、字樺戸通、字上当別	当別金沢 4 - 1 当別金沢 4 - 2	Ⅲ-0-180-180-1 Ⅲ-0-180-180-2	平成26年11月4日 平成26年11月4日
43	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字樺戸通、子上当別	当別金沢4-2 当別金沢4-3	III-0-180-180-2	平成26年11月4日
44	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢4-4	III-0-180-180-4	平成26年11月4日
46	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字中小屋	当別金沢 4 - 5	III-0-180-180-5	平成26年11月4日
47	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢 5	III-0-181-181	平成26年11月4日
-	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字樺戸通	当別金沢 6	III-0-182-182	平成26年11月4日
49	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢6-1	III-0-182-182-1	平成26年11月4日
50	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字樺戸通	当別金沢7	III-0-183-183	平成26年11月4日
50	/1017ペルトロップ月月が	ール1・1 1 並1/パ 1 1手/ 1/四	-1/4.4.7.C.L	V 100 100	1 1/20 TINITH

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日
51	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢7-1	Ⅲ-0-183-183-1	平成26年11月4日
52	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢7-2	<b>III</b> -0-183-183-2	平成26年11月4日
53	急傾斜地の崩壊	当別町字中小屋、字上当別	当別中小屋1	I -0-303-303	平成28年3月29日
54	急傾斜地の崩壊	当別町字茂平沢、字上当別	当別茂平沢 1	Ⅱ -0-241-241	平成28年3月29日
55	急傾斜地の崩壊	当別町字茂平沢	当別茂平沢 2	Ⅱ-0-570-2351	平成28年3月29日
56	急傾斜地の崩壊	当別町字上当別、字材木沢、字高岡	当別上当別1	II -0-237-237	平成30年3月2日
57	急傾斜地の崩壊	当別町字上当別	当別上当別3	III-0-179-179	平成30年3月2日
58	急傾斜地の崩壊	当別町字弁華別	当別弁華別1	Ⅱ -0-240-240	令和1年5月14日
59	急傾斜地の崩壊	当別町字弁華別	当別弁華別2	II -0-242-242	令和1年5月14日
60	急傾斜地の崩壊	当別町字弁華別	当別弁華別3	II -0-243-243	令和1年5月14日
61	急傾斜地の崩壊	当別町字中小屋	当別中小屋 2	Ⅱ -0-244-244	令和1年5月14日
62	急傾斜地の崩壊	当別町字獅子内	当別獅子内 2	Ⅲ-0-173-173	令和1年5月14日
63	急傾斜地の崩壊	当別町字中小屋	当別青山4	Ⅲ-0-187-187	令和1年5月14日
64	急傾斜地の崩壊	当別町字中小屋	当別青山3	Ⅲ-0-186-186	令和2年4月14日
65	急傾斜地の崩壊	当別町字青山奥	当別青山奥1	Ⅲ-0-190-190	令和2年4月15日
66	急傾斜地の崩壊	当別町字青山奥	当別青山奥 4	Ⅲ-0-193-193	令和2年4月16日
67	急傾斜地の崩壊	当別町字青山奥	当別青山奥 6	III-0-195-195	令和2年4月17日

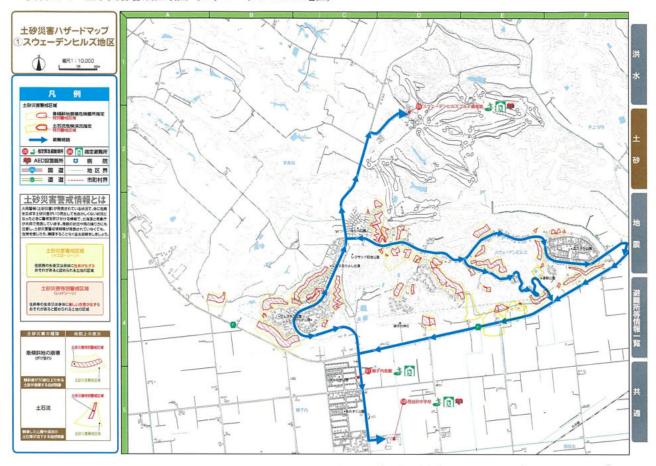
# 2 土石流 26箇所

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日
1	土石流	当別町獅子内、当別町スウェーデンヒルズ	獅子内3の沢	Ⅱ-03-0020	平成26年11月4日
2	土石流	当別町獅子内	獅子内4の沢	Ⅱ-03-0030	平成26年11月4日
3	土石流	当別町獅子内、当別町スウェーデンヒルズ	獅子内5の沢	Ⅱ-03-0040	平成26年11月4日
4	土石流	当別町獅子内	獅子内6の沢	Ⅱ-03-0050	平成26年11月4日
5	土石流	当別町スウェーデンヒルズ	処理場の沢	I -03-0060	平成26年11月4日
6	土石流	当別町、当別町字金沢、字樺戸通	金沢一の沢	Ⅱ-03-0150	平成26年11月4日
7	土石流	当別町字金沢、字樺戸通、字上当別	金沢一の沢ー1	Ⅱ-03-0150-1	平成26年11月4日
8	土石流	当別町字金沢	金沢三の沢	Ⅱ-03-0160	平成26年11月4日
9	土石流	当別町字金沢、字上当別	金沢四の沢	Ⅱ-03-0170	平成26年11月4日
10	土石流	当別町字金沢、字樺戸通	金沢五の沢	Ⅱ-03-0180	平成26年11月4日
11	土石流	当別町字茂平沢、字上当別	温泉の沢	I -03-0230	平成28年3月29日
12	土石流	当別町字茂平沢	第二茂平沢川1の沢	Ⅱ-03-0210	平成28年3月29日
13	土石流	当別町字茂平沢、字上当別	茂平沢二の沢	Ⅱ-03-0200	平成28年3月29日
14	土石流	当別町字茂平沢	獅子内二の沢-1	Ⅱ-03-0200-1	平成28年3月29日
15	土石流	当別町字茂平沢、字上当別	モトナカゴヤの沢	Ⅱ-03-0220	平成28年3月29日
16	土石流	当別町字上当別、字材木沢	材木川1の沢	Ⅱ-03-0090	平成30年3月2日
17	土石流	当別町字上当別、字材木沢	材木川2の沢	Ⅱ-03-0100	平成30年3月2日
18	土石流	当別町字上当別、字材木沢	材木川3の沢	Ⅱ-03-0110	平成30年3月2日
19	土石流	当別町字材木沢、若葉	材木沢左股	Ⅱ-03-0140	平成30年3月2日
20	土石流	当別町字材木沢、若葉	材木沢左股1の沢	Ⅱ-03-0130	平成30年3月2日
21	土石流	当別町字材木沢、若葉	東材木上の沢	Ⅱ-03-0120	平成30年3月2日
22	土石流	当別町字弁華別	永田の沢	Ⅱ-03-0240	令和1年5月14日
23	土石流	当別町字弁華別	パンケチュウベシナイ1の沢	Ⅱ-03-0250	令和1年5月14日
24	土石流	当別町字弁華別	阿蘇岩上の沢	Ⅱ-03-0260	令和1年5月14日
25	土石流	当別町字弁華別、字青山	阿蘇岩下の沢	Ⅱ-03-0270	令和1年5月14日
26	土石流	当別町字青山	十万坪向川の沢	Ⅱ-03-0280	令和1年5月14日

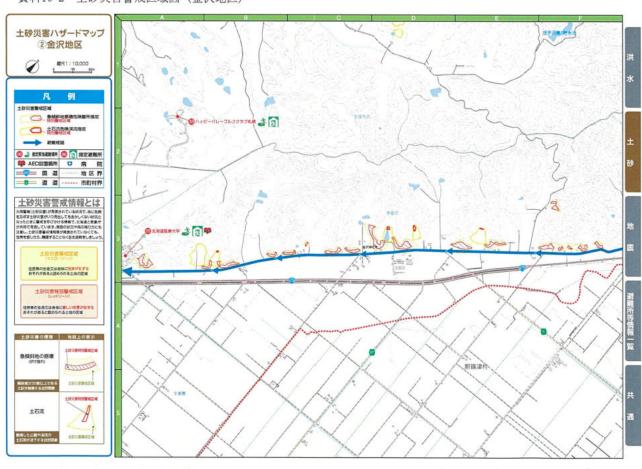
# 3 地すべり 3箇所

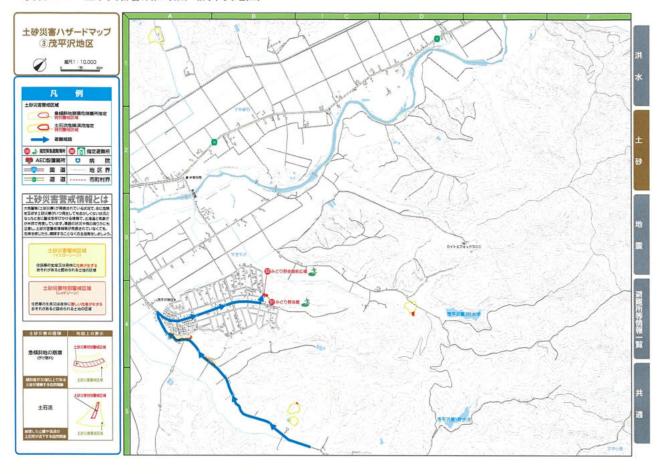
No	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日
1	地すべり	当別町字青山、字青山奥	三番川小学校	0-6-6	令和2年4月14日
2	地すべり	当別町青山奥、字青山	沼の沢	0-8-8	令和2年4月14日
3	地すべり	当別町字青山奥四番川、字青山	四番川学校の裏	⟨4⟩ -0-303-303-5001	令和2年4月14日

資料10-1 土砂災害警戒区域図 (スウェーデンヒルズ地区)

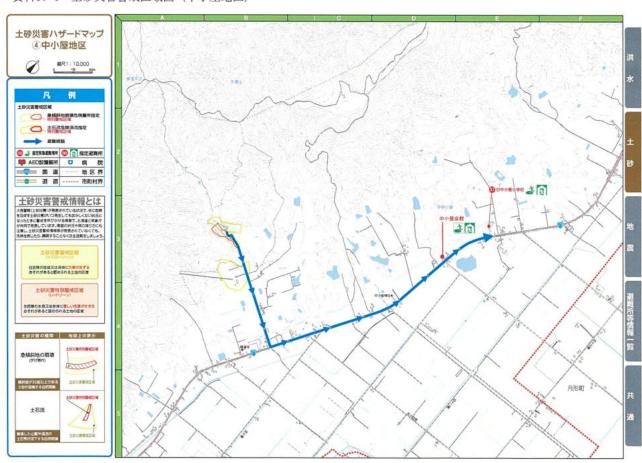


資料10-2 土砂災害警戒区域図 (金沢地区)





資料10-4 土砂災害警戒区域図 (中小屋地区)



# 資料11 山地災害危険箇所一覧

山腹崩壊危険地区 23箇所

No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所
1	303-303-0001	青山奥四番川	9	303-303-0009	金沢	17	303-303-5002	青山奥
2	303-303-0002	青山奥	10	303-303-0010	金沢	18	303-303-5003	青山奥
3	303-303-0003	青山奥	11	303-303-0011	金沢	19	303-303-5004	青山奥
4	303-303-0004	青山奥	12	303-303-0012	金沢	20	303-303-5005	青山奥
5	303-303-0005	青山	13	303-303-0013	茂平沢	21	303-303-5006	青山奥
6	303-303-0006	青山	14	303-303-0014	獅子内	22	303-303-5007	青山奥
7	303-303-0007	字青山	15	303-303-0015	獅子内	23	303-303-5008	青山奥
8	303-303-0008	中小屋	16	303-303-5001	青山奥		_	

地すべり崩壊危険地区 3箇所

No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所
1	303-303-0001	字青山奥	2	303-303-5001	青山奥	3	303-303-5002	青山奥

崩壊土砂流出危険地区	1	2	8 箇所	
カカスマー サンイルコーニカルサ カビノン			()  百  1 7 1	

	土砂流出危険地区	128箇所	NT	<b>在</b> 放出 豆	/ <del></del>		<b>在</b> 16人11人 17 日	/
No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所
1	303-303-0001	青山奥	44	303-303-5017	青山奥	87	303-303-0049	獅子内
2	303-303-0002	青山奥	45	303-303-5018	青山奥	88	303-303-0050	獅子内
3	303-303-0003	青山奥	46	303-303-5019	青山奥	89	303-303-0051	獅子内
4	303-303-0004	青山奥	47	303-303-5020	青山奥	90	303-303-0052	上当別
5	303-303-0005	青山奥	48	303-303-5021	青山奥	91	303-303-5038	青山奥
6	303-303-0006	字青山	49	303-303-5022	青山奥	92	303-303-5039	青山奥
7	303-303-0007	中小屋	50	303-303-5023	青山奥	93	303-303-5040	青山奥
8	303-303-0008	中小屋	51	303-303-5024	青山奥	94	303-303-5041	青山奥
9	303-303-0009	中小屋	52	303-303-5025	青山奥	95	303-303-5042	青山奥
10	303-303-0010	中小屋	53	303-303-5026	青山奥	96	303-303-5043	青山奥
11	303-303-0011	中小屋	54	303-303-5027	青山奥	97	303-303-5044	青山奥
12	303-303-0012	中小屋	55	303-303-5028	青山奥	98	303-303-5045	青山奥
.3	303-303-0013	中小屋	56	303-303-5029	青山奥	99	303-303-5046	青山奥
14	303-303-0014	中小屋	57	303-303-5030	青山奥	100	303-303-5047	青山奥
.5	303-303-0015	中小屋	58	303-303-5031	青山奥	101	303-303-5048	青山奥
.6	303-303-0016	中小屋	59	303-303-5032	青山奥	102	303-303-5049	青山奥
17	303-303-0017	中小屋	60	303-303-5033	青山奥	103	303-303-5050	青山奥
18	303-303-0018	中小屋	61	303-303-5034	青山奥	104	303-303-5051	青山奥
19	303-303-0019	金沢	62	303-303-5035	青山奥	105	303-303-5052	青山奥
20	303-303-0020	金沢	63	303-303-5036	青山奥	106	303-303-5053	青山奥
21	303-303-0021	字金沢	64	303-303-5037	青山奥	107	303-303-5054	青山奥
22	303-303-0022	青山	65	303-303-0027	青山	108	303-303-5055	青山奥
23	303-303-0023	青山	66	303-303-0028	青山	109	303-303-5056	青山奥
24	303-303-0024	青山	67	303-303-0029	茂平沢	110	303-303-5057	奥山奥
25	303-303-0025	青山	68	303-303-0030	茂平沢	111	303-303-5058	青山奥
26	303-303-0026	青山	69	303-303-0031	茂平沢	112	303-303-5059	青山奥
27	303-303-0053	上当別	70	303-303-0032	青山	113	303-303-5060	青山奥
28	303-303-5001	青山奥	71	303-303-0033	弁華別	114	303-303-5061	青山奥
29	303-303-5002	青山奥	72	303-303-0034	弁華別	115	303-303-5062	青山奥
30	303-303-5003	青山奥	73	303-303-0035	弁華別	116	303-303-5063	青山奥
31	303-303-5004	青山奥	74	303-303-0036	弁華別	117	303-303-5064	青山奥
32	303-303-5005	青山奥	75	303-303-0037	弁華別	118	303-303-5065	青山奥
33	303-303-5006	青山奥	76	303-303-0038	木材沢	119	303-303-5066	青山奥
34	303-303-5007	青山奥	77	303-303-0039	材木沢	120	303-303-5067	青山奥
35	303-303-5008	青山奥	78	303-303-0040	木材沢	121	303-303-5068	青山奥
36	303-303-5009	青山奥	79	303-303-0041	木材沢	122	303-303-5069	青山奥
37	303-303-5010	青山奥	80	303-303-0041	木材沢	123	303-303-5070	青山奥
38	303-303-5011	青山奥	81	303-303-0042	木材沢	124	303-303-5071	字青山奥
39	303-303-5011	青山奥	82	303-303-0043	木材沢	124	303-303-5071	字青山奥
<del></del>	303-303-5012	1	83	303-303-0044	上当別	126	303-303-5072	
40 4.1		青山奥	_		+			字青山奥
11	303-303-5014	青山奥	84	303-303-0046	高岡	127	303-303-5074	字青山奥
42	303-303-5015	青山奥	85	303-303-0047	高岡	128	303-303-0059	字中小屋
13	303-303-5016	青山奥	86	303-303-0048	獅子内			

 43
 303-303-5016
 青山奥
 86
 303-303-0048
 獅子内

 ※箇所図については、「北海道山地災害危険地区マップwebGIS」https://hkd-tsn-kikenchiku.jp
 を参照

# 資料12

### 北海道雪害対策実施要綱

#### 第1目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害 (以下、「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村 との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災会議の体制

#### 1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下、「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

#### 2 設置期間

11月1日から3月31日まで

#### 3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告 9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

#### 4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、 事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の 参加を要請することができる。

#### 5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

### 第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

#### 1 第一次目標

- (1) 期間 11月~12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

#### 2 第二次目標

- (1) 期間 12月~3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

#### 第4 防災関係機関の予防対策

#### 1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報(今後の雪)」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

### (2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により 災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

#### (4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、 その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

#### 2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除雪目標
		2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交
第1種	1,000台/日以上	通を確保する。
		異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
	300台/日以上	2 車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施し
第2種	1,000台/日未満	ない。
	1,000日/日/阳	異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
		2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しな
第3種	300台/日未満	い。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。
		異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得
		ないものとする。

#### (3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を 行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI 株式会社及びソフトバンク株式会社(以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」 という。)は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

### 3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化 するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

#### 4 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

#### 5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して 雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努め るものとする。

#### 第5 防災関係機関の警戒体制

#### 1 北海道開発局

- (1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

#### 2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、 市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ず るものとする。

- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。
- (3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK 及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるも のとする。

### 3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

#### 4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

#### 5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

### 6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

### 7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

#### 8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

#### 9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

### 第6 避難救出措置等

#### 1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員(リエゾン) の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

#### 2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めると ともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町 村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

### 第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

#### 第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

#### 第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制 を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - (1) 食料、燃料等の供給対策
  - (2) 医療助産対策

- (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料13 (石狩北部地区消防事務組合消防計画)

石狩北部地区消防事務組合消防計画

消防本部

#### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 組織計画
  - 第1節 総則(第3条-第5条)
  - 第2節 平常時の事務及び編成(第6条-第8条)
  - 第3節 非常時の事務及び編成(第9条・第10条)
- 第3章 消防力等の整備計画
  - 第1節 総則(第11条)
  - 第2節 消防力等の現況 (第12条)
  - 第3節 消防施設整備計画(第13条-第16条)
- 第4章 教育訓練計画
  - 第1節 総則(第17条)
  - 第2節 教養訓練(第18条-第21条)
- 第5章 災害予防計画
  - 第1節 総則 (第22条)
  - 第2節 火災予防指導 (第23条-第25条)
  - 第3節 火災予防査察計画(第26条)
  - 第4節 風水害等の予防指導(第27条)
  - 第5節 広報活動(第28条)
- 第6章 警報発令伝達計画
  - 第1節 総則 (第29条)
  - 第2節 火災警報 (第30条-第32条)
  - 第3節 その他の警報(第33条)
- 第7章 情報計画
  - 第1節 総則 (第34条)
  - 第2節 情報収集(第35条)
  - 第3節 情報報告及び連絡(第36条)
  - 第4節 情報広報(第37条)
  - 第5節 情報記録(第38条)
- 第8章 避難計画
  - 第1節 総則 (第39条)
  - 第2節 指示の基準 (第40条)
  - 第3節 指示の伝達 (第41条)
  - 第4節 避難場所の指定及び誘導方法(第42条-第44条)
- 第9章 応援協力計画
  - 第1節 総則 (第45条)
  - 第2節 消防相互応援計画 (第46条-第50条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に定める任務を遂行するための必要な事項を定めるほか、当別町地域防災計画、新篠津村地域防災計画及び石狩市地域防災計画(以下「関係市町村地域防災計画」という。)に定める消防が行う事務について必要な事項を定め、石狩北部地区消防事務組合(以下「組合」という。)の管内に発生する火災及びその他の災害を予防、警戒及び鎮圧するにあたって、消防機関がその機能のすべてを発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。(計画の修正)

第2条 この計画は、組合管内に置ける消防事象の変化、消防の組織、機構及 び施設等の整備にともない、本計画に検討を加える必要があると認めるとき は、これを修正しなければならない。

第2章 組織計画

第1節 総則

(目的)

第3条 本章に定める消防の組織、編成及び所掌事務は、平常時及び非常時の 火災又はその他の災害に際し、消防隊の行う消防活動が迅速かつ的確に推進 することを目的として定めるものとする。

(人員施設等の確保)

第4条 消防長は、本章に定める消防隊が強固な編成となるよう消防力の整備 指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防事象等を考慮して、消防職員及 び消防団員(以下「職団員」という。)の確保並びに消防施設の増強に努めな ければならない。

(災害時における準用)

第5条 本章に定める消防隊の編成及び所掌事務は、火災以外の災害について も準用する。

第2節 平常時の事務及び編成

(平常時の消防本部、消防署及び消防団の事務機構及び事務分掌)

第6条 消防本部、消防署及び消防団(以下「消防本部等」という。)の配置管轄区域及び事務分掌は、石狩北部地区消防事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和45年石狩北部地区消防事務組合条例第5号)、石狩北部地区消防事務組合消防団条例(昭和45年石狩北部地区消防事務組合条例第6号)、石狩北部地区消防事務組合消防本部組織規則(平成7年石狩北部地区消防事務組合規則第5号)、石狩北部地区消防事務組合消防署の組織に関する規程(平成6年石狩北部地区消防事務組合訓令第2号)、石狩北部地区消防

事務組合消防団規則(昭和45年石狩北部地区消防事務組合規則第5号)石狩 北部地区消防事務組合副管理者事務分担規程(平成11年石狩北部地区消防事 務組合訓令第1号)の定めるところによる。

(平常時消防部隊の編成)

第7条 消防長は、通常火災及び通常災害(以下「災害等」という。)に備え消防部隊を常時編成しなければならない。

(消防部隊)

第8条 前条の消防部隊は、職団員で編成するものとする。

2 各隊の部隊編成は、消防長、消防署長及び消防団長が定める。

第3節 非常時の事務及び編成

(非常時の消防本部等の事務機構及び事務分掌)

第9条 消防長は、非常時の事務機構及び事務分掌を確立しなければならない。 (非常時消防部隊の編成等)

第10条 消防長は、前条の場合において必要と認めるときは、非常時消防部隊 を編成するものとする。

第3章 消防力等の整備計画

第1節 総則

(目的)

第11条 本章に定める計画は、消防の人員、施設、機械器具及び資材等を逐年 整備して消防力の増強を図り、かつそれらの消防施設等を良好な状態に維持 管理するために必要な事項について定めるものとする。

第2節 消防力等の現況

(消防力等の現況)

第12条 消防長は、常に消防力等の現況を把握しなければならない。

第3節 消防施設整備計画

(消防本部等の整備)

- 第 13 条 消防本部等の整備については、消防力の整備指針によるもののほか、 当別町、新篠津村及び石狩市(以下「関係市町村」という。)の実態に合わせ て消防体制の充実強化を図るものとする。
- 2 震災等を考慮し、庁舎の耐震性及び耐火性を図り、また非常電源装置等の電力を確保するものとする。

(消防車両等の整備)

- 第 14 条 消防車両及び資機材(以下「消防車両等」という。)の整備については、消防力の整備指針によるもののほか、中高層建築物火災、危険物火災及び特殊災害等に対応できるよう近代的な消防車両等の整備を図るものとする。
- 2 人命救助資機材の整備については、複雑多様な災害事故に迅速な対応がで

きるよう、近代的な資機材等の整備を図るものとする。

(通信施設の整備)

- 第15条 通信施設の整備については、災害等通報の受報体制の確立を行うとと もに、消防部隊が迅速かつ的確に消防活動が行えるよう次により整備を図る ものとする。
  - (1) 消防部隊の出動指令体制の確立
  - (2) 関係機関への通報体制の確立
  - (3) 指揮本部からの指揮命令体制の確立
- 2 次に掲げる通信体制を確保するものとする。
  - (1) 同時災害通報の受報体制の確保
  - (2) 消防署、支署等間の消防専用電話回線の確保
  - (3) 関係機関への直通電話回線の確保
  - (4) 消防車両に車載用無線電話機の確保
  - (5) 携帯用無線電話機の確保
  - (6) 災害等情報連絡収集のための携帯電話機の確保

(一般施設の整備)

第16条 災害等の現場における職団員の諸行動を習熟させるために、必要な各種訓練施設の整備を図るものとする。

第4章 教育訓練計画

第1節 総則

(目的)

第17条 この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第52条の規定に基づき、職団員が消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のため、教育訓練を受けるとともに、火災又はその他の災害等において、消防活動が最も円滑、効果的に実践し得るよう定めることを目的とする。

第2節 教養訓練

(教養訓練の計画及び実施)

第18条 教養訓練は、職団員が職務と責任の遂行に密接な関係のある知識、態度及び技能等を内容とするものとし、計画的に実施するものとする。

(教養訓練の分類)

第19条 教養訓練は、委託教養及び一般教養とする。

(委託教養)

- 第20条 委託教養は、次の各号に掲げる機関に職員を派遣して行うものとする。
  - (1) 消防大学校
  - (2) 北海道消防学校
  - (3) 北海道市町村職員研修センター

### (4) その他消防長が必要と認める機関

(一般教養)

第21条 一般教養は、組合及びそれぞれの所属において消防長及び消防署長(以下「消防長等」という。)が行うものとする。

研修項目		研修内容	研修期間	年間研修回数
新採用職員研修	1	消防組織法、消防法	5 日	1 回
	2	地方公務員法		
	3	救急法、予防業務		
	4	訓練礼式、体育		
イメージアップ研修	1	接遇要領	0.5日	(隔日) 2回
ステップアップ研修	1	組織における自己の役割	2 日	1 回
	2	後輩指導		
昇任者研修	1	倫理	1 日	2 回
	2	部下指導要領		
	3	リーダーシップ論		
	4	消防訓練		
新任係長研修	1	倫理	1 日	1 旦
	2	部下指導要領		
	3	リーダーシップ論		
	4	指揮訓練		

第5章 災害予防計画

第1節 総則

(目的)

第22条 この計画は、災害を未然に防止し若しくは災害時に被害を最小限に止めるため、火災予防指導、火災予防査察、火災予防広報及び風水害の予防指導等について必要な事項を定めるものとする。

第2節 火災予防指導

(防火管理に関する講習会)

第23条 消防法第8条第1項で定める防火管理者の資格を付与するため、毎年 必要に応じて消防法施行令第3条第1項第1号又は第2号に定める消防長が 行う防火管理者資格取得に関する講習会の実施計画をたて、学術及び技術的 指導を行い、その向上を図るものとする。

(危険物取扱者への指導)

第24条 危険物による火災を防止するため、危険物取扱者に対し法令の遵守指導を行うものとする。

(自主防災組織等への指導)

第25条 自主防災組織その他の各種団体に対し、避難、通報の訓練及び初期消 火方法等についての指導を行うものとする。

第3節 火災予防查察計画

(火災予防査察)

第 26 条 火災予防査察は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程(平成 17 年石狩北部地区消防事務組合訓令第 1 号)による。

第4節 風水害等の予防指導

(風水害等の予防指導)

第27条 暴風、豪雨及び洪水など自然現象によって、事前に被害の発生が予想され、あるいは巡視警戒等によって危険状態を察知し、被害の発生が予想される場合は、被害の発生、拡大を防止するため関係者等に予防指導をするものとする。

第5節 広報活動

(予防広報)

- 第28条 春季、秋季の火災予防運動、林野火災予防運動、歳末特別警戒、気象 警報発令時及び強風時で火災発生のおそれが大であるときは、出火の未然防 止を図るため、次の広報活動を行い住民に対する防火思想の普及徹底を図る。
  - (1) 立看板の掲出、防火ポスター、防火チラシ等の配布掲示
  - (2) 広報紙の発行
  - (3) 広報車による巡回広報
  - (4) 小中学生に対する防火思想の普及並びに作文の募集
  - (5) 各種事業所及び団体に対する防火教室の実施
  - (6) その他火災予防上必要な広報活動

第6章 警報発令伝達計画

第1節 総則

(目的)

第29条 本章に定める計画は、火災に関する警報の円滑な取扱を行い、警報発令の徹底と消防体制の強化を図り、火災予防及び消防警備の万全を期することを目的とする。

第2節 火災警報

(火災警報の発令)

- 第30条 火災警報の発令は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。 (警報の伝達及び周知)
- 第31条 警報の伝達及び周知は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。

(火災警報の解除)

第32条 火災警報の解除は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。 第3節 その他の警報

(その他の警報の伝達及び周知)

第33条 消防長は、その他の警報を受理したときは、各消防署に伝達しなければならない。

2 津波警報が発表されたときは、地域住民へ周知徹底を図らなければならない。

第7章 情報計画

第1節 総則

(目的)

第34条 災害情報及び災害が発生したときの状況並びに被害状況を消防機関として迅速かつ的確に把握して、適切なる処置について定めるものとする。

第2節 情報収集

(情報収集)

第35条 消防長等は、災害が発生した場合及び各種警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合は、直ちに災害等の状況について情報を調査収集するものとする。

第3節 情報報告及び連絡

(情報報告及び連絡)

第36条 消防長等は、調査収集した災害情報等について、必要に応じ関係機関に連絡するものとする。

第4節 情報広報

(情報広報)

第37条 消防長等は、被災地域の混乱防止及び人心の安定を図るため迅速かつ 適切なる広報活動を行うものとする。

- (1) 消防長等は、必要に応じ広報車等により住民に災害状況等を広報する。
- (2) 消防長等は、必要に応じテレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関等を通じ 住民に災害状況等を広報する。

第5節 情報記録

(情報記録)

第 38 条 災害の情報は、被害状況の確認及び今後の災害対策資料とするため、 災害状況調査表、報告書、記録写真、広報資料等を保存する。

第8章 避難計画

第1節 総則

(目的)

第39条 この計画は、災害が発生し又は発生が予想される場合において災害か

ら住民の生命、身体及び財産を保護し、かつこれらの災害から地域住民の避難誘導を的確に行うため、この計画を定めるものとする。

第2節 指示の基準

(指示の基準)

第40条 災害が発生し又は発生が予想される場合において、災害から人命及び 身体を保護するため特に必要と認めるときは、市町村長の指示により消防長 等は、住民に対して避難のため立ち退きを指示するものとする。

第3節 指示の伝達

(指示の伝達)

第41条 消防長等は、避難の指示を消防車両による広報と伝達員による各戸毎の伝達を行うものとする。

第4節 避難場所の指定及び誘導方法

(避難場所の指示)

第42条 避難場所にあっては、関係市町村地域防災計画に指定された場所とする。

(避難誘導方法)

- 第43条 誘導員は、混乱した避難者を鎮静して安全確実に避難させることを第一とし、行動の自由を確保するため、携帯品等は必要最小限とするよう指導に努めるものとする。
- 2 避難順位は通常、災害時要援護者を優先して行うものとする。
- 3 最も安全な避難経路を指示し、特に危険な箇所については、事前に誘導員 を配置し避難中の不慮の事故を防止するものとする。
- 4 避難開始とともに警察官の協力を求めて警戒区域を設定し、危険防止及び その他財産保護等必要な警戒連絡を行うものとする。

(避難誘導の任務分担及び区域)

第44条 避難誘導の任務分担及び区域(津波危険予想地域及び崖地崩壊危険地域)について、関係市町村地域防災計画に基づき、各消防署においてあらかじめ作成しておくものとする。

第9章 応援協力計画

第1節 総則

(目的)

第 45 条 この計画は、消防組織法第 39 条の規定に基づく、全国の市町村及び 消防機関の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2節 消防相互応援計画

(北海道広域消防相互応援協定)

第 46 条 北海道内の市町及び消防一部事務組合相互の応援に関しては、「北海

道広域消防相互応援協定」(以下「協定」という。)に定めるところによる。

- 2 協定に基づく申し合わせ消防本部は、次のとおりとする。
  - (1) 江別市消防本部
  - (2) 小樽市消防本部
  - (3) 增毛町消防本部
  - (4) 岩見沢地区消防事務組合消防本部
  - (5) 滝川地区広域消防事務組合消防本部
  - (6) 札幌市消防局

(緊急消防援助隊)

第 47 条 全国の消防機関相互による援助体制に関しては、「緊急消防援助隊運用に関する要綱」に定めるところによる。

(北海道消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター等の応援協定)

- 第 48 条 北海道内の市町及び消防一部事務組合に対する航空応援に関しては、 「北海道消防防災へリコプター応援協定」に定めるところによる。
- 2 ドクターへリコプターの要請については、「ドクターへリコプター運行要領 (運行主体:手稲渓仁会病院)」に定めるところによる。
- 3 ラピッドレスポンスビークルの要請については、「Rapid Response Vehicles (医師派遣用自動車)運用に係る協定書(運行主体:手稲渓仁会病院)」に定めるところによる。

(船舶火災に関する応援協定)

第49条 船舶火災の応援要請については、小樽海上保安部との船舶火災に関する業務協定に定めるところによる。

(関係機関との協力)

- 第50条 災害時の協力機関として、次の各機関と協議しておくものとする。
  - (1) 関係市町村(災害対策本部)
  - (2) 警察署
  - (3) 水道事業者
  - (4) 電力会社
  - (5) ガス会社
  - (6) その他

附則

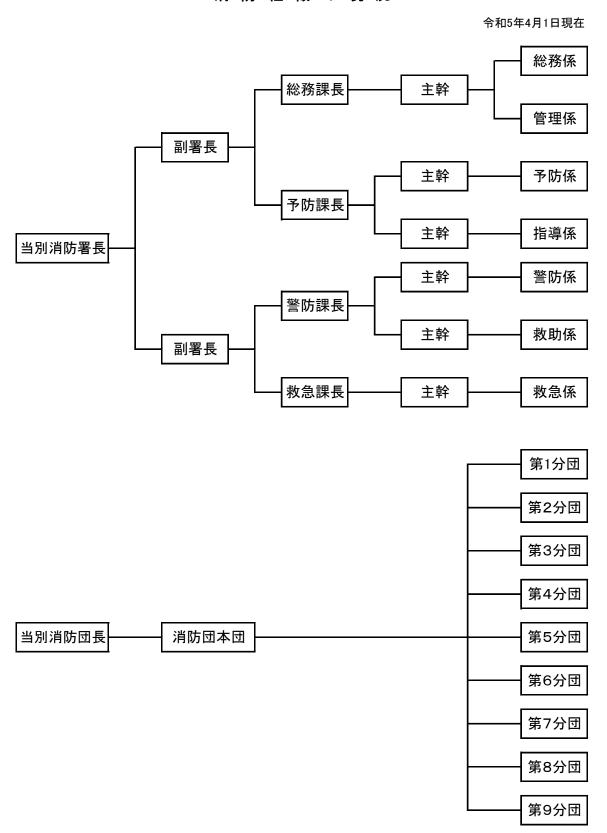
(施行期日)

- この計画は、平成19年6月1日から施行する。
- この計画は、平成20年 6月1日から施行する。
- この計画は、平成21年10月1日から施行する。
- この計画は、平成25年5月1日から施行する。

この計画は、平成25年10月1日から施行する。 この計画は、平成28年6月1日から施行する。 この計画は、令和3年4月1日から施行する。 この計画は、令和3年8月1日から施行する。

## 資料14

#### 消防組織の現況



資料15-1 車両現況一覧(当別消防署)

配置場所	車種	型式	年式	エンジン 出力(CC)	購入年月日	ポンプ型式	級 別
	水槽付消防ポンプ自動	プヒノQKG-FH I 1AHAA改	Н 26	8, 860	H26. 7.10	日本機械 R3	A 1
	化学消防ポンプ自動	プイスズ U-FTR32HB改	H 2	7, 120	H 2. 12. 12	日本機械 V3000	A 1
	小型動力ポンプ作水 槽 車	ナヒノKL- IFW1KXHA改	Н 16	12, 880	H16. 1.22	高圧一段 タービンポンプ	B 2
	救 助 工 作 耳	モノKC-FH 2KHCA改	H 8	13, 260	Н 8. 3.29		
	高規格救急自動車	ニッサン 3BF-CS8E26改	R 5	2, 488	R 5. 3. 6		
	非常用救急自動車	トヨタ CBF-TRH226S	Н 29	2, 690	H29. 2.15		
	指揮軍	トヨタ 3BF-00223K	R 5	2, 700	R 5. 3.24		
	指揮広報	三菱 LDA-V98W	Н 26	3, 200	H26. 8.20		
	連絡	スズキ ABA-MA34S	H 22	1, 320	H22. 2. 1		
当別消防署	連絡	ダイハツ 5BA-LA360S	R 2	658	R 2. 6.28		
	資機材搬送 雪	トヨタLDF- KDY281	Н 29	2, 980	Н29. 11. 22		
	小型動力ポンプ	ァシバウラ TF-35	Н 5	436	Н 5.11.15	高圧一段 タービンポンプ	В 3
	小型動力ポンプ	ァシバウラ TF620MH	H 22	200	H22. 12. 7	高圧一段 タービンポンプ	В 3
	小型動力ポンプ	ァシバウラ FT500	H 29	436	Н29. 11. 22	高圧一段 タービンポンプ	B 2
	救助用ボー )	アキレスワーク ボート SU-14	H 21		H21. 10. 13		
	救助用ボー	アキレス LF-297WB	Н 27		H27. 12. 1		
	船外格	トーハツ MFS30BEFG-L	Н 21	526	H21. 10. 13		
	船外格	スズキ DT2S	H 7	50	Н 7. 7. 3		
	ボートトレーラー	MIDWEST BR1820S	Н 15		H15. 5.30		

資料15-2 車両現況一覧(当別消防団)

令和5年4月1日現在

配置場所	車種	型式	年式	エンジン 出力(CC)	購入年月日	ポンプ型式	級別
当別消防団第 1 分 団	水槽付消防ポンプ自動車	イスズU-FR R32FBV改	H 4	7, 120	H 4. 10. 16	日本機械 R3	A 2
	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	ヒノKC-FD 1JGBA改	Н 11	7, 960	H11. 3.30	日本機械 R3	A 2
" 第 2 分 団	積 載 車	トヨタ M-YY51改	Н 2	1,810	Н 2.11.27		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-35	Н 2	436	Н 2.11.27	高圧一段 タービンポンプ	В 3
IJ	積 載 車	トヨタ LDF-KDY281	R 2	2, 980	R 3. 1.13		
第 3 分 団	小型動力ポンプ	シバウラ TF-450	R 2	436	R 3. 1.13	高圧一段 タービンポンプ	В 3
"	積 載 車	トヨタ M-YY51改	S 63	1,810	S63. 8.18		
第 4 分 団	小型動力ポンプ	シバウラ TF-35	Н 5	436	Н 5.11.15	高圧一段 タービンポンプ	В 3
IJ	積 載 車	トヨタ M-YY51改	Н 2	1,810	Н 2.11.27		
第 5 分 団	小型動力ポンプ	シバウラ TF-35	Н 2	436	Н 2.11.27	高圧一段 タービンポンプ	В 3
IJ	積 載 車	トヨタ LDF-KDY281	R 2	2, 980	R 2. 3. 9		
第 6 分 団	小型動力ポンプ	シバウラ TF-450	R 2	436	R 2. 3. 9	高圧一段 タービンポンプ	В 3
IJ	積 載 車	トヨタ M-YY51改	Н 1	1,810	Н 1.10.12		
第 7 分 団	小型動力ポンプ	シバウラ TF-35	H 1	436	Н 1.10.12	高圧一段 タービンポンプ	В 3
"	積 載 車	トヨタ LDF-KDY281	R 2	2, 980	R 2. 3.25		
第8分団	小型動力ポンプ	シバウラ TF-450	R 2	436	R 2. 3.25	高圧一段 タービンポンプ	В 3
IJ	積 載 車	トヨタ LDF-KDY281	R 3	2, 980	R 3. 2.22		
第 9 分 団	小型動力ポンプ	シバウラ TF-450	R 3	436	R 3. 2.22	高圧一段 タービンポンプ	В 3

資料16

### 消防水利施設の現況

	地区別	消火栓	防火水槽
準市街地	当別	120	15
中川街地	太美	53	5
	スウェーデンヒルズ	23	6
準ずる地域	みどり野	12	4
	その他	40	17
	合計	248	47

# 当別町防災備蓄計画 第Ⅱ期

(令和4年度~令和13年度)

令和4年4月 (最終改訂 令和5年3月) 当別町

## 目 次

はじ	じめに	. •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 2
1	地域	防災	計画	の	現北	犬と	1	眼	iに	つ	٧١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р3
(1	)流	通備	蓄•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р3
(2	() 保	:管備	蓄•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р3
2	策定	の基	本的	考	えフ	ちに	<u>-</u> -	) V	って	•	•	•		•		•		•	•		•			•	•	•	P 4
(1	)物	資供	給対	象:	者数	汝·		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 4
(2	() 備	蓄品	目•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 5
(3	() 備	i蓄目	標 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P 8
3	備蓄	の考	え方	及	びを	手逻	欠言	十画	ĵζ	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	P14
4	備蓄	保管	施設	に	つレ	17	· .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P15
5	計画	iの取	り進	め	に~	ント	17	·	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	P18
別表	ŧ			•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P18
策定	ご・改	(正履	歴・					•	•							•										•	P 56

#### はじめに

町では、「当別町地域防災計画」に基づき、災害時における協力体制に関する各種協定等を計画的に締結し、不測の事態に備えて、必要最低限の非常食や生活必需品、各種資器材等の備蓄を行っています。

平成23年3月11日、三陸沖を震源とする東日本大震災では、マグニチュード9.0、最大震度7.2が観測され、死者15,899人、負傷者6,167人、行方不明者2,526人、建物被害について全壊、半壊合わせて405,117戸、道路損壊4,198か所、橋梁被害116か所など多くの尊い人命が失われ、ライフラインや交通手段が寸断し、自治体の公共施設においても大きな損害を受けました。※1

また、平成30年9月6日には、北海道胆振東部地震が発生し、本町においても震度4※2の揺れを観測するとともに、北海道全域が停電となる「ブラックアウト」の影響により、町内全域が停電する事態となりました。

さらに、近年では、急変する気象の影響により、集中豪雨による浸水や土砂災害、大雪・暴風雪による通行止め等が全国各地で頻発しており、町民の生命、身体及び財産を守る防災の取り組みは喫緊かつ最重要課題となっています。

このような状況を踏まえ、本計画では、災害時に迅速・円滑な応急対策活動に資する備蓄体制の確保を進めることにより、本町における持続可能なまちづくりを推進することを目的として、必要な物資の整備について定めるものです。

なお、この計画については、必要に応じ適宜見直しを行うこととします。

※1 各数値については、警察庁広報資料 (R3.3.10) による。※2 気象庁資料 (当別町白樺地点) による。

#### 1 地域防災計画の現状と課題について

当別町地域防災計画では、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資及び防災資器材の整備に努めることとされ、災害時に緊急に必要な食料及び生活必需品の確保については、緊急物資調達に関する機関・業者との調達協定や相互応援協定の締結、公共備蓄すべき物資の備蓄に努めるとともに、物資の集積場所は、一時的に集積する拠点施設を選定し、そこを拠点に配布するように示されています。

#### (1) 流通備蓄

当別町における現在の備蓄状況及び調達に関する協定先は、次のとおりです。

会社名等	協定区分
㈱ラルズ	食料品等
北石狩農業協同組合	食料品等
㈱セコマ	食料品等
当別建設協会	資機材等
㈱共成レンテム	資機材等
当別町石油協会	燃料等
北海道薬剤師会札幌支部石狩支部	医薬品等
北海道コカコーラボトリング(株)	飲料及び災害対応型自動販売機
北海道キリンビバレッジ	AED搭載自動販売機
北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部	LPガス等
㈱ロイズコンフェクト	食料品等
セブンーイレブン・ジャパン	食料品等
㈱トーモク札幌工場	段ボールベッド

#### (2) 保管備蓄

本町では、平成24年に策定した計画に基づき、食料や毛布等の保管備蓄を進めており、一定の 備蓄を確保しています。

しかし、食料など保存期間が定まっている品目については、計画的に入れ替えを行うとともに、 近年の社会情勢等を踏まえ、感染症対策にかかる物品や避難者の避難所における生活の質の向上に 必要な物品などについて、新たに備蓄を検討する必要があります。

また、本町において、大規模災害が発生した場合、ライフラインの復旧や協定先の被災など、さまざまな理由から災害発生直後の物資の調達が困難になる事態も想定し、平常時から物資と量を決めた上で計画的に備蓄しておくことが必要です。

さらに、災害はいつ何処で発生するものか分からず、発生場所によって被害もさまざまであることから、備蓄物資については、来るべき災害に備え、当町の中でもより安全であり、物資の管理上適した場所に分散して保管しておくことが必要です。

#### 2 策定の基本的考え方について

令和3年5月に国が策定した「防災基本計画」では、防災知識の普及の項目において、住民は「最低3日間、推奨1週間」分の物資の備蓄に努めるよう啓発することとされています。

また、防災の基本理念として、「国、地方公共団体及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を果たす」こと、周到かつ十分な災害予防として、「災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。」こととされています。

そのため、本計画では、大規模災害時に家屋の倒壊・消失等により避難した住民が、救援物資が到達するまでの間、避難所において最低限必要な食料・生活必需品及び行政の応急対策要員用の物資を 選定し、本町が保管すべき備蓄物資を決定するものとします。

なお、本計画については適時見直しを行い、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え、 修正するものとします。

#### (1) 物資供給対象者数

「当別町耐震改修促進計画」において、「全国どこでも起こりうる直下の地震・マグニチュード 6.9」発生時の想定被害状況が建物全壊棟数8.2%の想定結果となっています。

また、算定の根拠となる人口等は、令和3年10月現在とします。

当別町の人口 15,498人×8.2%=1,270人 1,270人≒1,300人 と算定しました。

家屋の全壊により住む場所を失った方は、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ、物資の 確保が困難と想定されます。

よって、物資供給対象者数は 1,300人 とします。

また、物資供給対象者数1,300人のうち、食料及び生活必需品について、個別対応が必要となる年齢区分を次のとおりとします。

#### 【年齢区分及び町内人口】

		個別対応が必要となる主要備蓄品									
年齢区分	町内 人口	液体ミルク	アルファ化米(粥)	紙おむつ (乳児 用)	紙おむつ ( 幼 児 用)	紙おむつ (高齢者 用)	生理用品				
0歳	40	0		0							
1歳	61		0		0						
2、3歳	111				0						
80歳以上	1,808		0								
10~55歳女性	3, 305						0				
要介護認定3以上	359					0					

#### (2) 備蓄品目

備蓄品目については、緊急性があり、家屋が全壊又は焼失により避難した住民にとって災害発生から救援物資が到達するまでの間、必要不可欠な食料及び生活必需品などを選定します。

#### ア食料

備蓄食料は、次の品目について備蓄します。

- 0歳 液体ミルク
- 1歳及び80歳以上 アルファ化米 (粥)

粥(災害発生直後の一食目用。水が不要のもの)

2歳から79歳 アルファ化米

パン (災害発生直後の一食目用)

全年代 飲料水

#### (ア) アルファ化米

比較的日常生活の主食に近い米飯であるアルファ化米を備蓄します。なお、複数回の食事を想定し、複数の品目を備蓄します。

#### (イ) パン

災害発生直後は、湯を沸かせない状況も想定されることから、災害発生直後の一食目用として水が不要なパンを備蓄します。

(ウ) アルファ化米(粥)

高齢者及び離乳食を必要とする幼児を対象とし、アルファ化米(粥)を備蓄します。

(エ) 粥(水が不要のもの)

災害発生直後は、湯を沸かせない状況も想定されることから、高齢者及び離乳食を必要とする幼児の災害発生直後の1食目用として水が不要な粥を備蓄します。

(才) 飲料水

水道が震災により断水される可能性があるため、飲料水を備蓄します。

(カ) 液体ミルク

乳児を対象とし、ミルクを備蓄します。発災初期の断水等も想定し、液体ミルクを選定します。

#### イ 生活必需品

避難所生活において必要となる次の品目について備蓄します。

(ア) 毛布

防寒及び身体の苦痛緩和対策として、毛布を備蓄します。

(イ) 備蓄マット

防寒及び身体の苦痛緩和対策として、避難所の床に布設するマットを備蓄します。

(ウ) 段ボールベッド

子ども $(0\sim15歳)$ 及び高齢者(60歳以上)を対象とし、段ボールベッドを備蓄します。

#### ウ 感染症対策用品

感染症対策用として、次の品目について備蓄します。

(ア) マスク

避難者及び災害対策本部等で従事する職員用として、使い捨てのサージカルマスクを備蓄します。

(イ) 手指消毒剤

避難者及び災害対策本部等で従事する職員用として、手指消毒剤を備蓄します。

#### 工 情報伝達器具

災害時の情報伝達器具として、次の品目について備蓄します。

(ア) 拡声器

主要避難所 (7か所。総合体育館、白樺コミュニティーセンター、旧当別小学校、とうべつ学園、西当別コミュニティーセンター、西当別小学校、西当別中学校。以下同じ。)及び災害対策本部用として、拡声器を備蓄します。

(イ) 携帯ラジオ

主要避難所及び災害対策本部用として、携帯ラジオを備蓄します。

(ウ) 防災用移動デジタル無線

指定避難所及び災害対策本部用として、防災用移動デジタル無線を備蓄します。

#### 才 衛生関係用品

災害時の衛生関係用品として、次の品目について備蓄します。

(ア) 簡易トイレ

主に避難所用として、簡便に設置でき水を使用しない簡易トイレを備蓄します。

- (イ) 簡易トイレ用汚物処理用品 主に避難所に設置する簡易トイレで使用する汚物処理用品を備蓄します。
- (ウ) トイレットペーパー 主に避難所に設置する簡易トイレで使用するトイレットペーパーを備蓄します。
- (エ) ウェットティッシュ 主に避難所で使用する衛生用品として、ウェットティッシュを備蓄します。
- (オ) おむつ (子ども用) 主に避難所に避難する乳幼児用として、子ども用おむつを備蓄します。
- (カ) おむつ (大人用) 主に避難所に避難する介助が必要な方用として、大人用おむつを備蓄します。
- (キ) 生理用品 主に避難時に避難する生理用品が必要な方用として、生理用品を備蓄します。
- (ク) ごみ袋 主に避難所で使用する衛生用品として、ごみ袋を備蓄します。

#### 力 資器材等

災害時の停電や防寒、避難所設営等に活用が可能な資器材等として、次の品目について備蓄します。

(ア) 発電機

停電により電気が使用できない際の非常用発電機を備蓄します。なお、機種については 取扱いが簡易な移動式の発電機を備蓄することとし、大型のエンジン式発電機等について は、必要に応じ災害時の応援協定を締結している事業者より支援を受けることとします。

(イ) 照明器具

停電により電気が使用できない際の非常用発電機を備蓄します。なお、種類については 充電式や太陽光発電式によるLED照明を備蓄します。

(ウ) 資器材等

救助用に次の資器材を1組にして備蓄します。

平バール、大ハンマ、スコップ、ボルトクリッパー、バチツルハシ、レスキューアッキスオノ、折込ノコギリ、ロープ、滑り止め軍手、ゴーグル、防塵マスク、サバイバルシート、ホイッスル、救急パック(伸縮パック・カット絆・ワンタッチパット)、ショルダー式布担架、ヘルメット

- (エ) テント主に避難所用として、テントを備蓄します。
- (オ) パーテーション 主に避難所用として、パーテーションを備蓄します。
- (カ) 冬期対策用ストーブ 冬期間の避難者に対する防寒対策として、移動式灯油ストーブを備蓄します。

#### (3) 備蓄目標

食料及び生活必需品について、物資供給対象者数 1,300人に対して、次の目標で備蓄します。 ただし、個別対応が必要な備蓄品については、それぞれ該当人数から算出した物資供給対象者数 を元に備蓄します。

#### ア食料

#### (ア) アルファ化米

1人当たり1日3食分とし、3日分を備蓄します。ただし、災害発生直後は水が不要なパンの提供を想定することから、1日目は2食分とします。

対象者数 2~79歳 13,519人

13, 519人×8. 2%= 1, 200<math> 人

#### 【目標数量】

1日目 1,200人×2食×1日分= 2,400食 2,3日目 1,200人×3食×2日分= 7,200食

合計 9,600食

#### (イ) パン

災害発生直後の提供を想定し、1食分を備蓄します。

対象者数 2~79歳 13,519人

13, 519人 $\times$ 8. 2%=1, 200人

#### 【目標数量】

1, 200人×1食= 1, 200食

#### (ウ) アルファ化米(粥)

1人当たり1日3食分とし、3日分を備蓄します。ただし、災害発生直後は水が不要な 粥の提供を想定することから、1日目は2食分とします。

対象者数 1歳、80歳以上 1,869人

1,869人×8.2%≒200人

#### 【目標数量】

1日目 200人×2食×1日分= 400食

2, 3日目 200人×3食×2日分= 1, 200食

合計 1,600食

#### (エ) 粥(水が不要のもの)

高齢者及び離乳食を必要とする幼児への災害発生直後の提供を想定し、1食分を備蓄します。

対象者数 1歳、80歳以上 1,869人

1,869人×8.2%≒200人

#### 【目標数量】

200人×1食×= 200食

(才) 飲料水(1,500ml)

1人当たり1日1本とし、3日分を備蓄します。

#### 【目標数量】

1, 300人×3本= 3, 900本

(カ) 液体ミルク

1人当たり1日1,000m1とし、3日分を備蓄します。

対象者数 0歳 40人

40人×8.2% ≒4人

#### 【目標数量】

缶(240ml)に入った品を想定し、1人当たり1日5缶とします。

4人×5缶×3日分=60缶

#### イ 生活必需品

(ア) 毛布

1人当たり2枚として備蓄します。

#### 【目標数量】

1, 300人×2枚= 2, 600枚

(イ) 備蓄マット

1人当たり1枚として備蓄します。

1, 300人×1枚= 1, 300枚

(ウ) 段ボールベッド

1人当たり1台を備蓄します。

対象者数 0~15歳及び60歳以上 8,222人

8, 222人×8. 2% ≒700人

#### 【目標数量】

700人×1台= 700台

#### ウ 感染症対策用品

(ア) マスク

1人当たり1日1枚とし、3日分を備蓄します。

対象者数 避難者 1,300人

対策本部 200人

合計 1,500人

#### 【目標数量】

1,500人×1枚×3日分=4,500枚

(イ) 手指消毒剤

災害対策本部用として、消毒回数を1人当たり1日2回とし、3日分を備蓄します。

避難所用として、規模の大きい避難所は5本分(1L)、規模の小さい避難所は2本分(1L)を備蓄します。

#### 【目標数量】

災害対策本部用 200人×5m1×2回×3日分=6L

1本(1L)の品を想定 6本

避難所用 大規模避難所(15か所。総合体育館、白樺コミュニティーセンター、旧当別小学校、とうべつ学園、当別高校、北海道医療大学、ハッピーバレーゴルフクラブ、石狩平原カントリークラブ、西当別コミュニティーセンター、西当別小学校、西当別中学校、ふとみ銘泉、北欧の風道の駅とうべつ、スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部、総合保健福祉センターゆとろ。以下同じ。)は、各施設に5本。

15か所×5本=75本

小規模避難所(12か所。ふれあい倉庫、旧弁華別中学校、青山会館、旧中小屋小学校、中小屋温泉、東裏地域会館、南部地域会館、東蕨岱会館、川下会館、当別太会館、獅子内会館、高岡会館。以下同じ。)は、各施設に2本。

12か所×2本=24本

合計 99本

#### 工 情報伝達器具

(ア) 拡声器

災害対策本部用として2台、主要避難所用として7台を備蓄します。

#### 【目標数量】

災害対策本部用2台+主要避難所用7台=9台

(イ) 携帯ラジオ

災害対策本部用として2台、主要避難所用として7台を備蓄します。携帯ラジオは、手回し充電機能のものを中心に備蓄します。

#### 【目標数量】

災害対策本部用2台+主要避難所用7台=9台

(ウ) 防災用移動デジタル無線

災害対策本部用1台、主要避難所のうち、総合体育館及び西当別コミュニティーセンター用として2台を整備します。

#### 【目標数量】

災害対策本部用1台+主要避難所2台=3台

#### 才 衛生関係用品

(ア) 簡易トイレ

大規模避難所は、各施設に 4 台。 15 か所× 4 台= 60 台。 小規模避難所は、各施設に 2 台。 12 か所× 2 台= 24 台。 本部等(予備含む。) 6 台 合計 90 台

(イ) 簡易トイレ用汚物処理用品

簡易トイレ用汚物処理用品(専用凝固剤及び汚物処理袋)は、トイレの利用回数を1人 当たり1日5回とし、3日分を備蓄します。

#### 【目標数量】

1, 300人×5回×3日分=19, 500回分

(ウ) トイレットペーパー

トイレットペーパーは、1人当たり1日8m分とし、3日分を備蓄します。

#### 【目標数量】

1, 300人×8m×3日分=31, 200m分 (1ロール50mとすると、624ロール。)

(エ) ウェットティッシュ

ウェットティッシュは、1世帯 (4人と仮定。) に1日2パック (30枚入り程度) とし、3日分を備蓄します。

#### 【目標数量】

1, 300人÷ 4人× 2× 3日分= 1, 950パック  $\stackrel{\cdot}{=}$  2, 000パック

(オ) おむつ (子ども用)

おむつ(子ども用)は、0歳から3歳を対象とします。 対象人数は、乳児(0歳) 40人、幼児( $1\sim3$ 歳) 172人。

1人当たり1日10枚使用とし、3日分を備蓄します。

#### 【避難想定者数】

乳児  $40 \land \times 8$ . 2% = 3.  $28 \land \Rightarrow 4 \land \land$  幼児  $172 \land \times 8$ . 2% = 14.  $1 \land \Rightarrow 15 \land \land$ 

#### 【目標数量】

乳児  $4 \, \text{从} \times 10 \, \text{枚} \times 3 \, \text{日} \, \text{分} = 120 \, \text{枚}$  幼児  $15 \, \text{从} \times 10 \, \text{枚} \times 3 \, \text{日} \, \text{分} = 450 \, \text{枚}$ 

(カ) おむつ (大人用)

おむつ(大人用)は、要介護度3以上の者を対象とします。1人当たり1日5回とし、 3日分を備蓄します。

要介護度3以上 359人

#### 【避難想定者数】

避難者数 359人×8.2%=29.43人≒30人

#### 【目標数量】

30人×5枚×3日分=450枚

#### (キ) 生理用品

生理用品は、 $10\sim55$ 歳の女性を対象とします。1人当たり1日8枚とし、3日分を備蓄します。

10~55歳の女性 3,305人

#### 【避難想定者数】

3, 305 人×8. 2% = 271. 01 人 = 272 人 ただし、一か月4週とし、生理用品が必要な人数を4分の1とする。 272 人 = 4週 = 68 人

#### 【目標数量】

68人×8枚×3日分=1,632枚

#### (ク) ごみ袋

大規模避難所は、各施設に30枚とする。15か所×30枚=450枚。 小規模避難所は、各施設に10枚とする。12か所×10枚=120枚。 本部用は、30枚とする。

#### 【目標数量】

600枚

#### カ 資器材等

#### (ア) 発電機

災害対策本部や主要避難所等で自家発電機等が設置されていない箇所について備蓄します。

#### 【目標数量】

災害対策本部1台+主要避難所6台+福祉避難所1台=8台 ※主要避難所のうち、総合体育館は太陽光発電設備及び蓄電池を設置しているため、対象としない。

#### (イ) 照明器具

災害対策本部や指定避難所等用として備蓄します。

#### 【目標数量】

災害対策本部及び大規模避難所(ただし、総合体育館を除く。)14か所について、投光器4個及びLEDランタン10個

投光器 15か所×4個=60個

LEDランタン 15か所×10個=150個

小規模避難所12か所について、投光器2個及びLEDランタン10個

投光器 12か所×2個=24個

LEDランタン 12か所×10個=120個

合計 投光器 84個

LEDランタン 270個

#### (ウ) 資器材等

資器材については、災害対策本部及び太美町汚水処理センターに備蓄します。

#### 【目標数量】

災害対策本部1組+太美町汚水処理センター1組=2組

#### (エ) テント

テントについては、大規模避難所に備蓄します。

#### 【目標数量】

15張

#### (オ) パーテーション

パーテーションについては、避難所における感染症対策及びプライバシーへの配慮のため、必要分を備蓄します。

#### 【目標数量】

パーテーション(小) 24張

パーテーション(中) 15張

パーテーション(大)100張

#### (カ) 冬期対策用ストーブ

移動式灯油ストーブについては、災害対策本部及び主要避難所に備蓄します。なお、保管場所は、各避難所のほか、必要に応じ、総合体育館、白樺コミュニティーセンター、旧当別小学校、とうべつ学園分は役場防災倉庫に、西当別コミュニティーセンター、西当別小学校、西当別中学校分は太美町汚水処理センターに保管します。

#### 【目標数量】

災害対策本部3台+主要避難所用31台=34台

#### 3 備蓄の考え方及び年次計画について

各備蓄品を備蓄する際の考え方について、次のとおりとし、防災備蓄年次計画を別表1のとおり定めます。

また、各備蓄品ごとの詳細計画については、別表2-1から2-30のとおりとします。

#### (1) 食料

アルファ化米、パン、アルファ化米 (粥)、粥 (水が不要のもの)、飲料水及び液体ミルクは、計 画的に備蓄します。

また、アルファ化米、パン、アルファ化米(粥)及び粥(水が不要のもの)については、想定する保存期限である5年、飲料水については、想定する保存期限である10年を踏まえ、残存期限が1年となった時点で入れ替える(ローリングストック)計画とします。(別表3~7)

なお、賞味期限が1年を切った食料については、自主防災組織の訓練や啓発講座の開催時や小・ 中学校の防災教育、町で開催するイベントなどで活用することにより、防災意識の醸成を図ります。

#### (2) 生活必需品

毛布、備蓄マット及び段ボールベッドは、計画的に備蓄します。 また、真空パックした製品を購入するなど、長期保存を見据えて備蓄を進めます。

#### (3) 感染症対策用品

マスク、手指消毒剤は、使用期限を踏まえながら計画的に備蓄します。また、防災教育やイベント等での使用により、防災意識の醸成を図ります。

#### (4) 情報伝達器具

拡声器、携帯ラジオ及び防災用移動デジタル無線は、耐用年数等を踏まえながら計画的に備蓄します。

#### (5) 衛生関係用品

簡易トイレ(処理用品含む)は、耐用年数等を踏まえながら計画的に備蓄します。

トイレットペーパー、ウェットティッシュ、おむつ、生理用品及びごみ袋は使用期限を踏まえながら計画的に整備します。また、防災教育やイベント等での使用により、防災意識の醸成を図ります。

#### (6) 資器材等

発電機、照明器具、資器材等、テント、パーテーション及び冬期対策用ストーブは、耐用年数等 を踏まえながら計画的に備蓄します。

#### 4 備蓄保管施設について

備蓄品の保管について、災害時に迅速な供給を図るため、分散して備蓄します。

現在、当別町には、指定避難所に指定されている施設が26か所ありますが、備蓄を行うに当たり、 収容規模が大きい施設を優先し、本町地区と太美地区のバランスを考慮したうえで、主な食料である アルファ化米及び飲料水の備蓄施設を表1-1、1-2のとおり選定するとともに、収容人数の割合から想定物資供給対象者数を設定しました。

ただし、施設によっては備蓄品を保管する場所が確保できない場合もあるため、災害時に防災拠点となる当別町役場防災倉庫と当別消防署、平成29年度に開設した北欧の風道の駅とうべつ敷地内に設置した防災倉庫及び令和2年度に総合保健福祉センターゆとろ敷地内に設置した防災倉庫についても、必要に応じ各種備蓄品の備蓄場所とします。

また、太美地区については、避難者の多い避難所への物資供給を考慮し、太美町汚水処理センター を備蓄場所として使用します。

なお、各備蓄施設における備蓄量の基となる物資供給対象者数は、各避難所の想定収容人数から算 定し、各施設の備蓄スペースも考慮しながら備蓄を進めることとします。

地	/# <u>##</u> ##-	収容人数	人数比率	担产船次供公共在北米
区	備蓄施設	(人)	(%)	想定物資供給対象者数
	当別町役場防災倉庫	-	_	(予備分を備蓄)
	当別消防署	_	_	(予備分を備蓄)
本	ゆとろ防災倉庫	_	_	(予備分を備蓄)
本町地区	当別町総合体育館	707	33. 94%	407≒410
区	旧当別小学校	756	11.82%	141≒140
	とうべつ学園	639	12. 12%	145≒150
	小計	2, 102	57.88%	700
	太美町汚水処理センター	_	_	(予備分を備蓄)
1.	北欧の風道の駅とうべつ防災倉庫	_	_	(予備分を備蓄)
太美地区	西当別コミュニティーセンター	602	23. 02%	276≒280
地区	西当別小学校	605	9. 70%	116≒110
	西当別中学校	644	9. 40%	112≒110
	小計	1,851	42. 12%	500
	合計	3, 953	100.00%	1, 200

表1-1 備蓄施設及び想定物資供給対象者数(アルファ化米)

表1-2 備蓄施設及び想定物資供給対象者数(飲料水)

地	備蓄施設	収容人数	人数比率	想定物資供給対象者数
区	加田旭以	(人)	(%)	心处物具内侧内多有数
	当別町役場防災倉庫	_	_	(予備分を備蓄)
	当別消防署	_	_	(予備分を備蓄)
本	ゆとろ防災倉庫	_	_	(予備分を備蓄)
町地	当別町総合体育館	707	33. 94%	442≒440
区	旧当別小学校	756	11.82%	154≒150
	とうべつ学園	639	12. 12%	157≒160
	小計	2, 102	57.88%	750
	太美町汚水処理センター	_	_	(予備分を備蓄)
	北欧の風道の駅とうべつ防災倉庫	_	_	(予備分を備蓄)
太美地区	西当別コミュニティーセンター	602	23. 02%	300
地区	西当別小学校	605	9. 70%	126≒130
	西当別中学校	644	9. 40%	122≒120
	小計	1,851	42. 12%	550
	合計	3, 953	100.00%	1, 300

各避難施設の物資供給対象者数を基に、備蓄品数量を設定します。

ただし、食料のうち、アルファ化米及び飲料水の備蓄品数量について、備蓄施設の備蓄スペース 及び管理等を考慮し、最低1日分の食料等を備蓄することとし、2日目以降分については、当別町 役場、太美町汚水処理センター等に備蓄し、災害が発生した場合は、避難状況をみながら物資が不 足している避難所に運搬します。

表2 食料 (アルファ化米及び飲料水) の備蓄品数量

2日分	3日分
2, 460	3, 690
880	1, 320
840	1, 260
300	450
900	1, 350
320	480
4, 200	6, 300
1,500	2, 250
1,680	2, 520
600	900
660	990
260	390
660	990
240	360
3,000	4, 500
1, 100	1,650
1, 100 7, 200	1, 650 10, 800
	2, 460 880 840 300 900 320 4, 200 1, 500 1, 680 600 660 260 660

#### 5 計画の取り進めについて

「防災備蓄年次計画」(別表1)に基づき、備蓄保管場所の施設管理者と協議を行いながら、計画的 に備蓄を推進するとともに、備蓄品の適正管理に努めます。

なお、本計画については適時見直しを行い、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え、 修正するものとします。

## 資料 (別表)

防災備蓄年次計画 (別表1)

Т		次計画	第Ⅰ期期間					第Ⅱ期(本	计图/如图				(別表1)
lo.	品目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
4		-1. Tell (#1. 10) 16	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
	アルファ化米	計画備蓄数 累計備蓄数	8,400 15,100	10,800 13,350	10,800 12,300	10,800 10,800	10,800	10,800 11,700	10,800 11,400	10,800 11,100	10,800	10,800 10,800	10,80
ı	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	当該年度備蓄数	2,000	2,800	3,000	3,000	2,800	2,900	2,700	2,700	2,700	2,700	2,70
Ť		計画備蓄数	0	0	300	600	900	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,20
ŀ	パン	累計備蓄数	0	0	300	600	900	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,20
1		当該年度備蓄数	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300	30
ŀ	アルファ化米	計画備蓄数	0	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,80
l	(粥)	累計備蓄数	950 0	450 450	900 450	1,350 450	1,800 450	1,800 450	1,800 450	1,800 450	1,800 450	1,800 450	1,80
t		計画備蓄数	0	0	50	100	150	200	200	200	200	200	20
	粥(水が不要の もの)	累計備蓄数	0	0	50	100	150	200	200	200	200	200	20
	007)	当該年度備蓄数	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	5
		計画備蓄数	4,200	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,90
1	飲料水	累計備蓄数	3,822	4,206	3,950	4,024	4,124	4,524	4,620	4,020	4,500	4,000	4,00
t		当該年度備蓄数計画備蓄数	900	400 60	480 60	640 60	400 60	400 60	400 60	400 60	480	400 60	40
ŀ	液体ミルク	累計備蓄数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
		当該年度備蓄数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
		計画備蓄数	1,400	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,60
1	毛布	累計備蓄数	1,528	1,528	1,728	1,928	2,128	2,328	2,600	2,600	2,600	2,600	2,60
$^{+}$		当該年度備蓄数 計画備蓄数	200 707	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,30
l,	備蓄マット	累計備蓄数	1,010	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,30
ľ	, m m , ) i	当該年度備蓄数	200	200	1,210	0	1,210	0	0	90	0,000	0	1,00
Ť		計画備蓄数	707	700	700	700	700	700	700	700	700	700	70
ŀ	段ボールベッド	累計備蓄数	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	70
ļ		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
J.	マスク	計画備蓄数	0		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,50
1	.^/	累計備蓄数 当該年度備蓄数	0	1,100 1,100	2,200 1,100	3,300 1,100	4,500 1,200	4,500 1,100	4,500 1,100	4,500 1,100	4,500 1,200	4,500 1,100	4,50 1,10
t		計画備蓄数	0	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,10
ŀ	手指消毒剤	累計備蓄数	0		150	150	150	150	150	150	150	150	15
1		当該年度備蓄数	0		75	75	75	75	75	75	75	75	7
l		計画備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
ľ	拡声器	累計備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
t		当該年度備蓄数 計画備蓄数	9		9	9	9	9	9	9	9	9	
:	携帯ラジオ	累計備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
L		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
l	防災用移動デジ	計画備蓄数	0		3	3	3	3	3	3	3	3	
	タル無線	累計備蓄数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
ł		当該年度備蓄数 計画備蓄数	0	90	90	90	90	90	90	90	90	90	9
ŀ	簡易トイレ	累計備蓄数	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	6
l		当該年度備蓄数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
1	簡易トイレ用汚	計画備蓄数	0		19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,50
	物処理用品	累計備蓄数	0	1,250	2,500	3,750	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,00
+		当該年度備蓄数計画備蓄数	0		1,250 624	1,250 624	1,250 624	1,250 624	1,250 624	1,250 624	1,250 624	1,250 624	1,25
	トイレットペー	累計備蓄数	0	024	624	624	624	624	624	624	624	624	62
ľ	/ <b>!</b> —	当該年度備蓄数	0	0	624	0	0	0	0	0	0	0	
Ī,	ウェットティッ	計画備蓄数	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,00
	シュ	累計備蓄数	0		400	600	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,00
+		当該年度備蓄数	0	200 120	200 120	200 120	200 120	200 120	200 120	200 120	200 120	200 120	12
	おむつ(子ども	計画備蓄数累計備蓄数	0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	12
	(乳児)用)	当該年度備蓄数	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
Ι,	おむつ(子ども	計画備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45
	あむ J(サとも (幼児)用)	累計備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45
+		当該年度備蓄数	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
1	おむつ(大人用)	計画備蓄数累計備蓄数	0		450 450	450 450	450 450	450 450	450 450	450 450	450 450	450 450	4:
ľ	2 - (2000/11)	当該年度備蓄数	0		0	0	0	0	0	0	0	0	4
Ť		計画備蓄数	0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	
ŀ	生理用品	累計備蓄数	0		70	70	70	70	70	70	70	70	
+		当該年度備蓄数	0		0	0	0	0	0	0	0	0	-
	ごみ袋	計画備蓄数累計備蓄数	0	600 600	600 600	600 600	600 600	600 600	600 600	600 600	600	600 600	60
ľ		当該年度備蓄数	0		0	0	0	0	0	0	0		01
t		計画備蓄数	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
1	発電機	累計備蓄数	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
ļ		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
l.	投光器	計画備蓄数	0	84	84 16	84 28	84 40	84 52	84 64	84 76	84 84	84 84	
ľ	A JUTH	累計備蓄数 当該年度備蓄数	0		16	12	12	12	12	12	84	84	
t		計画備蓄数	0		270	270	270	270	270	270	270	270	2
ŀ	ランタン	累計備蓄数	139	139	189	239	270	270	270	270	270	270	2
1		当該年度備蓄数	0		50	50	31	0	0	0	0	0	
	資器材等	計画備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
ľ	ल्य क्षातार्थ चर	累計備蓄数 当該年度備蓄数	0		0	2	0	0	0	0	0	2	
t		計画備蓄数	0		15	15	15	15	15	15	15	15	
ŀ	テント	累計備蓄数	15		15	15	15	15	15	15	15	15	
1		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ſ	,	計画備蓄数	0		139	139	139	139	139	139	139	139	13
1	パーテーション	累計備蓄数	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	13
+		当該年度備蓄数 計画備蓄数	0 34	0 34	0 34	0 34	0 34	0 34	0 34	0 34	34	0 34	
1.	冬期対策用ス	計画偏蓄致 累計備蓄数	34 40	34 40	40	34 40	34 40	40	40	40	40	40	
	トーブ		.0	.0	70	.0	,0	.0	0	0	0		

アルファ化米(白米)(5年保存)

(別表2−1)

計	画期間	第Ⅰ期					第 I	I期	,		,	
	項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	タロ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	面備蓄数	8,400	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,80
合計	<b>†備蓄数</b>	15,100	12,950	11,700	10,800	11,600	11,700	11,400	11,100	11,000	10,800	10,80
当該年	F度 <u>備蓄数</u>	2,000	2,800	3,000	3,000	2,800	2,900	2,700	2,700	2,700	2,700	2,70
	五目ごはん	1,000	1,150	1,300	1,200	1,200	1,150	1,250	1,100	1,100	1,050	1,25
	わかめごはん	500	1,150	1,300	1,200	950	1,150	1,250	1,100	1,100	1,050	1,25
	ドライカレー	500	500	400	600	650	600	200	500	500	600	20
	<u>当該年度備蓄数</u> 五目ごはん	0	0	0	1,000	0	0	0	1,000 400	0	0	-
	わかめごはん				400				400			
役場防災倉	ドライカレー 施設累計備蓄数	1,250	1,250	1,250	1,000	1,000	1.000	1.000	200 1.000	1,000	1.000	1,00
庫	五目ごはん	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	40
	わかめごはん ドライカレー	350 500	350 500	350 500	400 200	40 20						
	当該年度備蓄数	0	700	0	0	0	700	0	0	0	700	201
	五目ごはん		300				300				300	
総合体育館	わかめごはん ドライカレー		300 100				300 100				300 100	
146 日 141 日 584	施設累計備蓄数	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	70
	<u>五目ごはん</u> わかめごはん	350 350	300 300	30								
	ドライカレー	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	10
	当該年度備蓄数 五目ごはん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合保健福	わかめごはん											
祉センターゆ	ドライカレー 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とろ	五目ごはん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	わかめごはん ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
	当該年度備蓄数	1,000	1,000	500	1,000	1,800	1,100	700	1,000	1,800	1,100	70
	<u>五目ごはん</u> わかめごはん	500 250	400 400	200 200	400 400	700 700	400 400	300 300	400 400	700 700	400 400	30
当別消防署	ドライカレー	250	200	100	200	400	300	100	200	400	300	10
_,,,,,,,,	施 <u>設累計備蓄数</u>   五目ごはん	4,200 900	3,250 1,300	3,750 1,500	3,500 1,500	4,300 1,700	4,400 1,700	4,600 1,800	4,600 1,800	4,600 1,800	4,600 1,800	4,60 1,80
	わかめごはん	2,650	1,100	1,300	1,250	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,80
	ドライカレー 当該年度備蓄数	650 1,000	850 800	950 900	750 1,000	900 1,000	1,000 800	1,000 500	1,000 700	1,000 900	1,000	1,00
<b>汚水処理セン</b> タ─	五目ごはん	500	300	300	400	500	300	200	300	400	200	20
	わかめごはん ドライカレー	250 250	300 200	300 300	400 200	250 250	300 200	200 100	300 100	400 100	200 200	20
	施設累計備蓄数	6,300	5,200	4,100	3,700	3,700	3,700	3,300	3,000	2,900	2,700	2,70
	<u>五目ごはん</u> わかめごはん	2,300 3,750	2,600 2,150	1,900 1,450	1,500 1,250	1,500 1,250	1,500 1,250	1,400 1,150	1,300 1,050	1,200 1,200	1,100 1,100	1,10
	ドライカレー	250	450	750	950	950	950	750	650	500	500	50
	当該年度備蓄数 五目ごはん	0	0	400 200	0	0	0	400 200	0	0	0	40 20
	わかめごはん			200				200				20
旧当別小学   校	ドライカレー 施設累計備蓄数	450	450	400	400	400	400	400	400	400	400	40
17X	五目ごはん	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	20
	わかめごはん ドライカレー	250	250 0	200	200	200	200	200	200	200	200	20
	当該年度備蓄数	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0	20
	五目ごはん わかめごはん			100 100				100 100				10
とうべつ学園	ドライカレー			100				100				100
とりへり子園	施設累計備蓄数	350	350	200	200	200	200	200	200	200	200	20
	五目ごはん わかめごはん	150 200	150 200	100 100	10							
	ドライカレー 当該年度備蓄数	0	0	300	0	0	0	0 200	0	0	0	
	当談年度偏番数 五目ごはん	0	0	300 150		0	0	100	0	0	0	10
西当別コミュ	わかめごはん ドライカレー			150				100				10
ニティーセン	施設累計備蓄数	350	350	300	300	300	300	200	200	200	200	20
ター	五目ごはん わかめごはん	150 200	150 200	150 150	150 150	150	150	100	100 100	100 100	100 100	10
	ドライカレー	0	0	0	0	150 0	150 0	100	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	200 100	0	0	0	200 100	0	0	0	200
	五目ごはん わかめごはん			100				100				10
西当別小学	ドライカレー	250	250	200	200	200	200	200	200	200	200	20
校	施設累計備蓄数 五目ごはん	250 150	150	100	100	100	100	100	100	100	100	10
	わかめごはん	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	10
	ドライカレー 当該年度備蓄数	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0	
	五目ごはん			100				100		-		10
西当別中学	わかめごはん ドライカレー			100				100				10
校	施設累計備蓄数	250 100	250 100	200 100	200 100	200 100	200 100	200	200	200 100	200	20
	五目ごはん わかめごはん	100	100 150	100	100	100	100	100 100	100 100	100	100 100	10
	ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	<b>当該年度備蓄数</b> 五目ごはん	0	300 150	300 150	0	0	300 150	300 150	0	0	300 150	30 15
	わかめごはん		150	150			150	150			150	150
道の駅	ドライカレー 施設累計備蓄数	1,000	900	600	600	600	600	600	600	600	600	60
追の駅	五目ごはん	300	350	300	300	300	300	300	300	300	300	30
	わかめごはん	700	550	300	300	300	300	300	300	300	300	30

パン(5年保存) (別表2-2)

	<b>午休行)</b> 画期間	第Ⅰ期					第』	期				(J) 3x 2 - 2)
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	面備蓄数	0	0	300	600	900	1200	1200	1200	1200	1200	1200
合計備蓄数		0	0	300	600	900	1200	1200	1200	1200	1200	1200
当該年度備蓄数		0	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	パン	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	当該年度備蓄數	0	0	300	0	300	300	300	0	300	300	300
役場防災倉	パン			300		300	300	300		300	300	300
庫	施設累計備蓄數	0	0	300	300	600	900	900	900	900	900	900
	パン	0	0	300	300	600	900	900	900	900	900	900
	当該年度備蓄数    パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	施設累計備蓄数	n	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n
	<b>非政策団婦田</b>	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
総合保健福	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一 総 古 体 庭 値	パン											
25 °	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	パンパン	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	<b>当該年度備蓄数</b>     パン	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
当別消防署	施設累計備蓄数	n	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n
	パン	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	当該年度備蓄數	0	0	0	300	0	0	0	300	0	0	0
汚水処理セン	パン				300				300			
ター	施設累計備蓄數	0	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300
	パン   当該年度備蓄数	0	0	0	300 0	300						
旧当別小学	国政平反順面数   パン	U	U	U U	0	U	U	U	U	U	U	U
校	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	パン											
	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	パン   当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュ	<b>ヨ談牛皮嶋田数</b>   パン	U		· ·	0	U		0	U	0	0	0
ニティセン	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ター	パン	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	パン											
校	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	パン 当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	n
西当別中学	国政平反順軍奴   パン	U		,		U			0		0	0
校	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	パン											
AE = 7 8/1	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
WA#	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アルファ化米(粥)(5年保存)

(別表2-3)

	<b>′化米(粥)</b> 画期間	第Ⅰ期					第]	I期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
;	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計庫	面備蓄数	0	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	∄備畫数 ┼備蓄数	950	450	900	1,350	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	F度備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
	梅がゆ	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	塩昆布	0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	梅がゆ											
役場防災倉 s	塩昆布 塩昆布 <b>施設累計備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	,
庫	胞改兼計開音数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	(
	塩昆布	0	0	0	0	0	0		0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	梅がゆ 塩昆布											
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	梅がゆ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	塩昆布 <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
60 A 17 Marter	ヨ改平及 個	0	U	U	U	U	U	U	U	U	0	
総合保健福祉センターゆ	塩昆布											
まらつ か	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	梅がゆ 塩昆布	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄數	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	梅がゆ		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
当別消防署	塩昆布 <b>施設累計備蓄数</b>	500	100 300	100 600	100 900	100 1,200	1,200	1,200	100 1,200	1,200	1,200	1,200
	肥改兼訂個音数	500	200	400	600	800	800	800	800	800	800	800
	塩昆布	0	100	200	300	400	400	400	400	400	400	400
	当該年度備蓄數	0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
汚水処理セン	梅がゆ 塩昆布		100 50	100 50	100 50	100 50	100 50	100 50	100 50	100 50	100 50	100 50
ター	施設累計備蓄数	450	150	300	450	600	600	600	600	600	600	600
_	梅がゆ	450	100	200	300	400	400	400	400	400	400	400
	塩昆布	0	50	100	150	200	200	200	200	200	200	200
	当該年度備蓄数 <sub>梅がゆ</sub>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学	塩昆布											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	梅がゆ 塩昆布	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	梅がゆ											
とうべつ学園	塩昆布	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	塩昆布	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュ	梅がゆ 塩昆布											
ニティーセン ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>y</b> -	梅がゆ	0	0	0		0	0		0	0	0	0
	塩昆布 <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0		0	0		0	0	0	0
	毎がゆ	0	0	U	0	U	0	U	0	0	0	
西当別小学	塩昆布											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	梅がゆ 塩昆布	0	0	0		0	0		0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	梅がゆ											
西当別中学 校	塩昆布 塩昆布 <b>施設累計備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
TX.	<b>肥改糸訂雑音数</b> 梅がゆ	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	塩昆布	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	梅がゆ 塩昆布											
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	梅がゆ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	塩昆布 塩昆布 (一センターは、総合体)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(

粥(水不要)(5年保存)

(別表2-4)

<u> </u>	画期間	第Ⅰ期					第□	期				
	項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	祝日	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	画備蓄数	0	0	50	100	150	200	200	200	200	200	201
合計	備蓄数	0	0	50	100	150	200	200	200	200	200	201
当該年	F度備蓄数	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	5
	粥	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	5
	当該年度備蓄数	0	0	50	0	50	50	50	0	50	50	5
役場防災倉	粥			50		50	50	50		50	50	5
庫	<b>施設累計備蓄数</b> 粥	0	0	50 50	50 50	100 100	150 150	150 150	150 150	150 150	150 150	15 15
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合体育館	粥											
超二种自路	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
総合保健福	当該平度順番数 粥	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
祉センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<u> </u>	粥	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当別消防署	第 施設累計備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	<b>肥政术司属重数</b>	0	0	0			0	0	0	0		
	当該年度備蓄數	0	0	0	50	0	0	0		0		
汚水処理セン	粥				50				50			
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	50 50	50 50	50	50	50	50 50	50 50	5
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	50 0	50 0	50 0	0		
旧当別小学	粥	Ť			Ť			•			•	
校	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粥	0	0	0	0	0	0	0	0			
	<b>当該年度備蓄数</b> 粥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粥	0	0	0	0	0	0	0	0			
西当別コミュ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ニティセン	第 施設累計備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ター	<b>肥政糸計順番数</b>   粥	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0		0	0	0	0		
西当別小学	粥											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	粥 业技生度借 <b>茶</b> 勘	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
西当別中学	当該年度備蓄数 粥	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粥	0	0	0	0		0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道の駅	粥 佐設男計備 <b>茶</b> 粉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施設累計備蓄数 粥	0	0	0	·	0	0	-	0		-	

飲料水(15年保存)

(別表2-5)

Ēti	画期間	第Ⅰ期					第Ⅱ	り期				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
•	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	通備蓄数	4,200	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
		3,822	4,206	3,950	4,024	4,124	4,524	4,620	4,020	4,500	4,000	4,000
当該年	- 度備蓄数	900	400	480	640	400	400	400	400	480	400	400
	当該年度備畜數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉	飲料水											
庫	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0
総合体育館	飲料水							400				
65 C 件 月 路	施設累計備蓄數	320	304	304	304	304	304	400	400	400	400	400
	飲料水	320	304	304	304	304	304	400	400	400	400	400
総合保健福	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社センターゆ	飲料水											
世ピンターゆ	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2.5	飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<u>当該年度備畜數</u>	900	0	0	0	0	0	0	400	480	400	
当別消防署	飲料水	900							400	480	400	400
3か/月四省	施設累計備蓄數	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,300	1,780	1,280	1,680
	飲料水	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,300	1,780	1,280	1,680
	当該年度備蓄數	0	400	480	0	400	400	0	0	0	0	0
汚水処理セン	飲料水		400	480		400	400					
ター	施設累計備蓄數	1,036	1,436	1,180	1,180	1,280	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,280
	飲料水	1,036	1,436	1,180	1,180	1,280	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,280
	当該年度備蓄數	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学	飲料水				160							
校	施設累計備蓄數	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	飲料水	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	当該年度備蓄數	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	飲料水				160							
とノハンチ図	施設累計備蓄數	144	144	144	160	160	160	160	160	160	160	160
	飲料水	144	144	144	160	160	160	160	160	160	160	160
西当別コミュ	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四 ヨ か コ ミュ   ニティーセン	飲料水											
ーナイーピン	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	_	0			0
<b>9</b> -	飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	当該年度備蓄數	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	飲料水				160							
校	施設累計備蓄數	132	132	132	160	160	160	160	160	160	160	160
	飲料水	132	132	132	160	160	160	160	160	160	160	160
	当該年度備蓄數	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学	飲料水				160							
校	施設累計備蓄數	130	130	130	160	160	160	160	160	160	160	160
	飲料水	130	130	130	160	160	160	160	160	160	160	160
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
送小田	飲料水											
道の駅	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

液体ミルク(1年保存)

(別表2-6)

計	画期間	第Ⅰ期					第Ⅱ	期				
	~ 口	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	画備蓄数		60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
	十備蓄数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
	F度備蓄数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
	当該年度備蓄數	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
役場防災倉	液体ミルク	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
庫	施設累計備蓄數	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
	液体ミルク	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	6
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合体育館	液体ミルク											
46日平月成	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	
総合保健福	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
祉センターゆ	液体ミルク											
とろ	施設累計備蓄数 液体ミルク	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	<b>ヨシー皮 園 田 奴</b>   液体ミルク	- 0	U	U	0	U	U	U	0	U	U	
当別消防署	施設累計備蓄数	n	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	Û	-	0	0	0	
汚水処理セン	<b>                                    </b>		Ť	·		Ť	Ť	Ť	Ť			
ター	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備畜數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旧当別小学	液体ミルク											
校	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とうべつ学園	液体ミルク											
_, , _	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別コミュ	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ニティーセン	液体ミルク 施設累計備蓄数	n	0	0	0	n	0	0	0	0	0	
ター	<b>地設米計場番数</b> 液体ミルク	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
西当別小学	<b>ヨシキ皮膚音紋</b>   液体ミルク	U	U	U	U	U	U	U	0	U	U	
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
Δ.	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	
西当別中学	液体ミルク											
校	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道の駅	液体ミルク											
追い歌	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

**毛布** (別表2-7)

-E-1 1	T#088	^~ r #n					44 n	r Hn				
ĒΤ	画期間	第Ⅰ期					第Ⅱ					
	項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	備蓄数	1,400	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
合計	備蓄数	1,528	1,528	1,728	1,928	2,128	2,328	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
当該年	度備蓄数	200	0	200	200	200	200	272	0	0	0	0
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0
役場防災倉	毛布							72		70	70	
庫	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0		72 72	72 72	72 72	72 72
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		12	0	0	12
	毛布		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
総合体育館	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
総合保健福	当該年度備畜數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体既価	毛布											
とろ	施設累計備蓄數	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	毛布	0	0	0	0	0	0	-	0			0
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0
当別消防署	毛布 施設累計備蓄数	0	0	0	0	200 200	200	200	200	200	200	200
	<b>肥政糸司順番数</b> 毛布	0	0	0	0	200	200	200	200	200	200	200
	当該年度備蓄數	200	0	0	0	200	200 N	200	200	200	200	200 N
汚水処理セン	毛布	200	•	•	•		•	200				•
ター	施設累計備蓄數	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500
	毛布	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500
	当該年度備蓄數	0	0	200	200	0	200	0	0	0	0	0
旧当別小学	毛布			200	200		200					
校	施設累計備蓄數	220	220	420	620	620	820	820	820	820	820	820
	毛布	220	220	420	620	620	820	820	820	820	820	820
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	毛布 大部門記供茶料	160	160	160	160	160	160	100	160	160	100	160
	施設累計備蓄数	160	160	160	160	160	160	160 160	160	160	160 160	160
	毛布 当該年度備蓄数	100	0	0	0	0	100		0	0	100	100
西当別コミュ	毛布	Ů	•					0				
ニティーセン	施設累計備蓄數	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259
ター	毛布	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	毛布											
校	施設累計備蓄數	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190
	毛布	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190
	当該年度備蓄數	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学	毛布 <b>休訊用計構業</b> 數	400	100	100	100	100	100	100	100	100	100	400
校	施設累計備蓄数	180 180										
	当該年度備蓄 <b>数</b>	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	三	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
道の駅	施設累計備蓄数	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219
	毛布	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219
WA#	1111	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210

**備蓄マット** (別表2-8)

計	画期間	第Ⅰ期					第I	I期				
	# D	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
•	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	面備蓄数	707	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
合計	<b>計備蓄数</b>	1,010	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,300	1,300	1,300	1,300
当該年	F度備蓄数	200	200	0	0	0	0	0	90	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
役場防災倉	備蓄マット											
庫	施設累計備蓄数	0	0	0	_	0	0	0	0			
	備蓄マット	0	0	0		0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	200 200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
総合体育館	備蓄マット 施設累計備蓄数	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1,010
	ルロス 系 計 帰 歯 致 備蓄マット	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	
	当該年度備蓄数	1,010	0	0		1,010	1,010	1,010	0		,	· ·
総合保健福	備蓄マット		Ů					·	·			<u> </u>
祉センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
とろ	備蓄マット	0	0	0		0	0					
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
当別消防署	備蓄マット											
3 水水的石	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0		0	(
	備蓄マット	0	0	0		0	0	0				
	当該年度備蓄数	0	200	0	0	0	0	0		0	0	(
汚水処理セン	備蓄マット		200						90			
ター	施設累計備蓄数	0	200	200	200	200	200	200	290	290	290	
	備蓄マット	0	200	200	200	200	200	200	290	290	290	-
10 N/ 01 J 24	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
旧当別小学 校	備蓄マット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
120	施設累計備蓄数 備蓄マット	0	0	0		0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0			
	備蓄マット	0	U	U	0	U	U	0	0	0	0	,
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	備蓄マット	0	0	0		0	0	0	0			
<b>=</b> \(\mu \cdots	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別コミュ	備蓄マット											
ニティーセン ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0		0	(
<b>3</b> —	備蓄マット	0	0	0		0	0	0				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別小学	備蓄マット											
校	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0			
	備蓄マット	0	0	0	_	0	0	0	0			1
표 VL DI 그 V	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別中学	備蓄マット							^	^	_	_	<del>                                     </del>
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	備蓄マット <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0		0	0					
	備蓄マット	U	U	U	U	U	U	0	0	U	U	
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	(開放来 日 ) 開 画 数 備蓄マット	0	0	0		0	0					

**段ボールベッド** (別表2-9)

計	画期間	第Ⅰ期					第]	I期				
	項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
•	垻日	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	通備蓄数	707	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
合計	<b>計備蓄数</b>	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	=度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
役場防災倉	段ボールベッド											
庫	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
総合体育館	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
総合保健福	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
社センターゆ	段ボールベッド											
23	施設累計備蓄数	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
	段ボールベッド	700	700	700	700	700	700	700	700	700		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
当別消防署	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0			
es de la TER Les .	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
汚水処理セン	段ボールベッド		0	0			0	0	0	0		(
ター	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0		
	段ボールベッド 当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
旧当別小学	段ボールベッド	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	,
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
1X	ルロス 未 日 帰 画 女 段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0	<u> </u>	
	段ボールベッド	0	U	U	- 0	0	- 0	0	0	0	-	,
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	_		1
西当別コミュ	段ボールベッド			U	- 0	0	- 0		0	0	<u> </u>	<u> </u>
ニティーセン	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
ター	段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0		
西当別小学	段ボールベッド											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別中学	段ボールベッド											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
-	段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
溢の即	段ボールベッド											
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	段ボールベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(

マスク (別表2-10)

計画() 合計() 当該年[	備蓄数 備蓄数 隻備蓄数 <b>1該年度備蓄数</b>	R3年度 2021年度 0 0	R4年度 2022年度 4,500 1,100	R5年度 2023年度 4,500	R6年度 2024年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
計画() 合計() 当該年[] 役場防災倉	備蓄数 備蓄数 度備蓄数 <b>当該年度備蓄数</b>	2021年度 0 0	4,500		2024年度							
合計( 当該年原 <b>役場防災倉</b>	備蓄数 度備蓄数 <b>当該年度備蓄数</b>	0		4 500		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
当該年原 役場防災倉	度備蓄数 <b>当該年度備蓄数</b>	0	1,100	4,300	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
当該年原 役場防災倉	度備蓄数 <b>当該年度備蓄数</b>	0		2,200	3,300	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
役場防災倉	当該年度備蓄数		1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100
	77.5	0	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100
			1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100
庫は	施設累計備蓄数	0	1,100	2,200	3,300	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
	マスク	0	1,100	2,200	3,300	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
<sup>1</sup>	<b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	7.7.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>公</b> 人尼唐·尼	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福	マスク											
とろ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署 -	マスク をおります できまる できまる できまる できまる できまる できま しゅうしゅう しゅうしゅう マスク しゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう マスク しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう マスク しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう マスク しゅうしゅう しゅう	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
"	72.00 米 前 1 州 1 1 3 3 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
+	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
汚水処理セン	マスク											
ター 1	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学	マスク											
校り	施設累計備蓄数 マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	<b>マスク</b>	•	Ŭ	•		•	•	Ŭ	Ŭ			
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
==	マスク											1
g— 1	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
:	マスク <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別小学	マスク	U	U	U	0	U	U	U	U	U	U	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
•	マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学	マスク											
校」	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	<b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 4	地設 兼 町 開 音 数 マスク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

手指消毒剤 (別表2-11)

	画期間	第Ⅰ期					第Ⅰ	期				
	-= D	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	面備蓄数	0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
合計	<b>計備蓄数</b>	0	75	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	=度備蓄数	0	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
	当該年度備蓄数	0	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
役場防災倉	手指消毒剤		75	75	75	75	75	75	75	75	75	
庫	施設累計備蓄数	0	75	150	150	150	150	150	150	150	150	
	手指消毒剤	0	75	150	150	150	150	150	150	150	150	
	当該年度備蓄数 <sub>手指消毒剤</sub>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>《</b>	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
総合保健福 祉センターゆ	手指消毒剤											
住センダーゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ي	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数 手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
汚水処理セン	手指消毒剤		Ŭ			•				•		
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学	手指消毒剤											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数 手指消毒剤	U	U	U	0	0	U	0	0	0	0	0
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>=</b> V III - >	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別コミュ ニティーセン	手指消毒剤											
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3E M Dd .1. 444	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	手指消毒剂				^					^	_	
校	施設累計備蓄数 手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_	
西当別中学	手指消毒剤		Ů			-			Ü	v	·	
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	手指消毒剤											
/E V/ W/	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	手指消毒剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

拡声器 (別表2-12)

<b>ルムノー 716</b> 計	画期間	第Ⅰ期					第Ⅰ	I期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
;	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	面備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
合計	十備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	E度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	С
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉	拡声器											
庫	施設累計備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	拡声器	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	拡声器									•		<u> </u>
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0			0			_		
総合保健福	拉声器	U	U	- 0	0	U	U	U	0	0	0	
社センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とろ	拡声器	0	0	0	0	0	0			0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
자 매 왕 아 물	拡声器											
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器	0	0	0	0	0	0	0				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理セン	拡声器											
ター	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0			0		
	拡声器	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
旧当別小学	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧ヨ別小子 校	拡声器 <b>施設累計備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
TX.	加	0	0	0	0	0	0	0		0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	拡声器	J	Ů	•			•			•	·	
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	拡声器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
<b>亚亚则一</b> >。	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
西当別コミュ ニティーセン	拡声器											
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<i></i>	拡声器	0	0	0	0	0	0	0		0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	拡声器											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	並	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1
西当別中学	<b>ヨ談平度偏番数</b> 拡声器	0	U	U	0	U	0	0	0	0	"	- ·
校	施設累計備蓄数	n	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
14	ル <b>以来 川 湘 画 以</b> 拡声器	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0			0		
w	拡声器											
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	拡声器	0	0	0	0	0	0			0		

**携帯ラジオ** (別表2-13)

<u>けていていまた</u> 計	画期間	第Ⅰ期					第1	I期				
	-F.C	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
,	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	<b>正備蓄数</b>	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	,
合計	<b>計備蓄数</b>	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	,
当該年	=度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
役場防災倉	携帯ラジオ											
庫	施設累計備蓄数	9	9	9		9	9	9	9	9		
	携帯ラジオ	9	9	9		9	9	9	9	9	1	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
総合体育館	携帯ラジオ 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ル 記 系 計 帰 歯 致 携帯ラジオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0			_		
総合保健福	携帯ラジオ		Ů			Ů		·				<u> </u>
社センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
とろ	携帯ラジオ	0	0	0	0	0	0	0		0	1	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
当別消防署	携帯ラジオ											
3 加州的省	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	携帯ラジオ	0	0	0		0	0	0			1	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
汚水処理セン	携帯ラジオ											
ター	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0					
	携帯ラジオ	0	0	0		0	0	0	0	0	-	
10 M 01 J 24	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
旧当別小学 校	携帯ラジオ 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
1X	ル 記 条 引 帰 歯 数 携帯ラジオ	0	0	0		0	0	0		0		
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0	<u> </u>	
	携帯ラジオ	0	0	0	0	0		-	0	0		
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	携帯ラジオ	0	0	0		0	0	0	0	0	1	
<b>=</b> V 01 - >	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別コミュ	携帯ラジオ											
ニティーセン ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
7-	携帯ラジオ	0	0	0		0	0	0		0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別小学	携帯ラジオ											
校	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0		
	携帯ラジオ	0	0	0	_	0	0	0	0	0		
<b>亚水凹中景</b>	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別中学 校	携帯ラジオ		0	0	0	0	0	0	0	0	_	(
17.4	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0			0		
	携帯ラジオ	U	U	U	U	U	U	U	U	U	0	<u> </u>
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
追の歌	携帯ラジオ	0	0	0		0	0			0	1	

防災用移動デジタル無線

(別表2-14)

計	画期間	第Ⅰ期					第]	<u>I期</u>				
	<del></del> .	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
,	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	面備蓄数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
合計	<b>計備蓄数</b>	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	=度備蓄数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
役場防災倉	防災用移動デジタル無線		3									
庫	施設累計備蓄数	0	3	3		3	3	3	3	3		
	防災用移動デジタル無線 当該年度備蓄数	0	3	3		3	3	3	3	3		
	防災用移動デジタル無線	0	U	U	U	U	0	0	U	0	U	
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	防災用移動デジタル無線	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
総合保健福	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社センターゆ	防災用移動デジタル無線											
とろ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	防災用移動デジタル無線 <b>当該年度備蓄数</b>	0		0		0	0	0	0	0		
ata mat sale mil. IIII	防災用移動デジタル無線		Ů		-	·		·		-	·	
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	防災用移動デジタル無線	0	0	0	_	0	0		0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5水処理セン	防災用移動デジタル無線											
ター	施設累計備蓄数 防災用移動デジタル無線	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0		1	
旧当別小学	防災用移動デジタル無線		Ů		-	·		·		-	·	
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	防災用移動デジタル無線	0	0	0		0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とうべつ学園	防災用移動デジタル無線		_									
-	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0		
	防災用移動デジタル無線 当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0		
西当別コミュ	防災用移動デジタル無線		· ·	0	0	U			U			
ニティーセン	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ター	防災用移動デジタル無線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別小学	防災用移動デジタル無線											
校	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0		0	0		
	防災用移動デジタル無線	0	0	0		0	0	0	0	0		
西当別中学	当該年度備蓄数 防災用移動デジタル無線	0	U	U	0	U	0	0	0	0	"	
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1~	防災用移動デジタル無線	0		0			0		0			
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0		0	0		
道の駅	防災用移動デジタル無線											
温い駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	防災用移動デジタル無線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

簡易トイレ(ラップポン・トレッカー)

(別表2-15)

計	画期間	第Ⅰ期		2年度         2023年度         2024年度         2025年度         2026年度         2027年度         2028年度         2029年度         2030年度         2031年度           90											
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度			
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度			
計画	回備蓄数	0	90	90	90	90	90	90	90	90	90	9			
合計	<b>計備蓄数</b>	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	6			
当該年	F度備蓄数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
役場防災倉	簡易トイレ														
庫	施設累計備蓄数	0									_				
	簡易トイレ	0		-							_				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
総合体育館	簡易トイレ														
	施設累計備蓄数	0													
	簡易トイレ	0													
総合保健福	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
祉センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
とろ	胞放系計開音数	0													
	当該年度備蓄数	5	5	5	5	5	5	5	5	5					
	簡易トイレ	5	5	5	5	5	5	5	5	5					
当別消防署	施設累計備蓄数	12	17	22	27	32	37	42	47	52					
	簡易トイレ	12	17	22	27	32	37	42	47	52					
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0	-				
汚水処理セン	簡易トイレ														
ター	施設累計備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	簡易トイレ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
旧当別小学	簡易トイレ														
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0						
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
とうべつ学園	簡易トイレ														
<b>-</b>	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	簡易トイレ	0	0	0		0	0	0	0	0					
西当別コミュ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
ニティーセン	簡易トイレ 簡易トイレ 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ı			
ター	胞放系訂開歯数	0	0	0	0	0	0	0	0			1			
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0		0	0		ļ			
西当別小学	簡易トイレ	U	U	0	0	U	0	U	0	U	0				
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
1~	簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0						
西当別中学	簡易トイレ										<u> </u>				
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
道の駅	簡易トイレ														
担の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0				
	簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

簡易トイレ専用汚物処理消耗品

(別表2-16)

計	画期間	第Ⅰ期					第]	[期				
	-= D	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	回備蓄数	0	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,50
合計	†備蓄数	0	1,250	2,500	3,750	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,00
当該年	F度備蓄数	0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,25
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
役場防災倉	汚物処理消耗品											
庫	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	汚物処理消耗品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合体育館	汚物処理消耗品											
*** C T T T T T	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0			
	汚物処理消耗品	0	0	0		0	0	0	0			
総合保健福	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
祉センターゆ	汚物処理消耗品											
とろ	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0			
	汚物処理消耗品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	
	当該年度備蓄数	0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
当別消防署	汚物処理消耗品		1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
_,,,,,,,,,	施設累計備蓄数	0	1,250	2,500	3,750	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	汚物処理消耗品	0	1,250	2,500	3,750	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	<u> </u>
er ala ben ern a a	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚水処理セン	汚物処理消耗品											
ター	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0				
	汚物処理消耗品	0	0	0		0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	U	0	0	0	0	0	U	0	0	
当別小学校	汚物処理消耗品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0				
	污物処理消耗品 <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0		0	0	0			0	
		0	U	U	U	U	0	0	0	0	0	
当別中学校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	汚物処理消耗品	0	0	0		0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0				
西当別コミュ	方物処理消耗品		0	U	-	U			-	0		
ニティーセン	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ター	汚物処理消耗品	0	0	0		0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0		0			
西当別小学												
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
,,,,	汚物処理消耗品	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0				
西当別中学	汚物処理消耗品											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	汚物処理消耗品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
**	汚物処理消耗品											
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	汚物処理消耗品	0	0	0		0	0	0				

トイレットペーパー

(別表2-17)

計	画期間	第Ⅰ期					第1	I 期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	通備蓄数	0	624	624	624	624	624	624	624	624	624	624
	├備蓄数	0	0	624	624	624	624	624	624	624	624	624
当該年	=度備蓄数	0	0	624	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
役場防災倉	トイレットペーパー											
庫	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>***</b>	トイレットペーパー											
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>公</b> 人尼 冲 行	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合保健福	トイレットペーパー											
祉センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とろ	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	360	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレットペーパー			360								
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	360	360	360	360	360	360	360	360	36
	トイレットペーパー	0	0	360	360	360	360	360	360	360	360	36
	当該年度備蓄数	0	0	264	0	0	0	0	0	0	0	
汚水処理セン	トイレットペーパー			264								
ター	施設累計備蓄数	0	0	264	264	264	264	264	264	264	264	26
·	トイレットペーパー	0	0	264	264	264	264	264	264	264	264	26
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旧当別小学	トイレットペーパー											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレットペーパー				-				-	-		
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0			0	0	
西当別コミュ	トイレットペーパー											
ニティーセン	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ター	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
西当別小学	トイレットペーパー											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
-	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
西当別中学	トイレットペーパー											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
100	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	トイレットペーパー	, and the same of										
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トイレットペーパー	0	0	0	0	0	0		0	0	0	

ウェットティッシュ

(別表2-18)

計	画期間	第Ⅰ期					第1	I期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	回備蓄数	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	†備蓄数	0	200	400	600	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000
当該年	F度備蓄数	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
役場防災倉	ウェットティッシュ											
庫	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	ウェットティッシュ	0	0	0		0	0	0	0			(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
総合体育館	ウェットティッシュ 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	ル設条町帽音数 ウェットティッシュ	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
An A fee but be	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0		0			(
総合保健福	ウェットティッシュ											
祉センターゆ とろ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
<b>CO</b>	ウェットティッシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0		130	130	130	130	130	130	130	130	130
当別消防署	ウェットティッシュ		130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	施設累計備蓄数	0	130	260	390	520	650	780	910	1,040	1,170	1,300
	ウェットティッシュ	0		260	390	520	650	780	910	1,040	1,170	1,300
도·사 m 패 노··	当該年度備蓄数	0	70 70	70								
汚水処理セン ター	ウェットティッシュ 施設累計備蓄数	0		140	210	280	350	420	490	560	630	700
,	ウェットティッシュ	0	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700
	当該年度備蓄数	0		0		0	000	0	0		0	700
旧当別小学	ウェットティッシュ											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	ウェットティッシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
とうべつ学園	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	ウェットティッシュ	0	0	0	0	0	0	0	0		0	(
西当別コミュ	当該年度備蓄数 ウェットティッシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
ニティーセン	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
ター	ウェットティッシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0		0		0	0		0		0	(
西当別小学	ウェットティッシュ											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	ウェットティッシュ	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別中学	ウェットティッシュ		_	_		_		_	_	_	_	
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0		0	(
	ウェットティッシュ <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0		0	0	0	0	0	0	(
	コ談干及領备数 ウェットティッシュ	0	0	U	0	U	0	U	U	0	U	
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	ウェットティッシュ	0	0	0		0	0					

乳児(0歳)用おむつ

(別表2-19)

計	画期間	第Ⅰ期					第I	I期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	回備蓄数	0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合計	†備蓄数	0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
当該年	F度備蓄数	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	(
役場防災倉	乳児用おむつ		120									
庫	施設累計備蓄数	0	120 120	120								
	乳児用おむつ 当 <b>該年度備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120
AN A 41	乳児用おむつ		Ů						Ů			
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合保健福	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社センターゆ	乳児用おむつ											
とろ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児用おむつ 当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3段干及佣备数 乳児用おむつ	0	U	U	0	U	U	U	U	U	U	
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児用おむつ	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚水処理セン	乳児用おむつ											
ター	施設累計備蓄数	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15 Mr 5d .1. 446	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旧当別小学	乳児用おむつ						0	0				
校	施設累計備蓄数 乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児用おむつ	·	Ů	Ū		•	- U	· ·	Ü	•		
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別コミュ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ニティーセン	乳児用おむつ											
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
•	乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別小学	当該年度備蓄数 乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別中学	乳児用おむつ			_								
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
道の駅	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	乳児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

幼児(1~3歳)用おむつ

(別表2-20)

計	画期間	第Ⅰ期					第]	<u>I期</u>				
	<del>-</del> = -	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
•	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	回備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45
合計	†備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45
当該年	F度備蓄数	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	
役場防災倉	幼児用おむつ		450									
庫	施設累計備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45
	幼児用おむつ	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
AN A 44-4-4-	幼児用おむつ											
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	幼児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
An A 77 14 1-	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合保健福	幼児用おむつ											
吐センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とろ	幼児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	_		
	幼児用おむつ					-	•					
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	幼児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0		0			
5水処理セン	幼児用おむつ	0	U	U	0	U	0	0	U	0	0	
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>y</b> —	幼児用おむつ	0	0	0		0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0		0			
旧当別小学	幼児用おむつ	U	U	U	0	U	0	U	U	0	0	1
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0			0	0			
	幼児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	U	U	U	U	0	0	U	0	U	
とうべつ学園	幼児用おむつ			0		0	•		0	•		ı
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	幼児用おむつ	0	0	0		0	0	0	0	0		
西当別コミュ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ニティーセン	幼児用おむつ		_							_		
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
-	幼児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別小学	幼児用おむつ											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	幼児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別中学	幼児用おむつ											
校	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0		
	幼児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道の即	幼児用おむつ											
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	幼児用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

大人(要介護度3以上)用おむつ

(別表2-21)

計	画期間	第Ⅰ期		022年度         2023年度         2024年度         2025年度         2026年度         2027年度         2028年度         2029年度         2030年度         2030年度<											
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度			
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度			
計画	画備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45			
	十備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45			
	F度備蓄数	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0				
	当該年度備蓄数	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0				
役場防災倉	大人用おむつ		450												
庫	施設累計備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45			
••	大人用おむつ	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	45			
	当該年度備蓄数	0		0	0	0	0	0	0	0	0				
A. A. 11 A.	大人用おむつ							_							
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	大人用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
総合保健福	大人用おむつ														
吐センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
とろ	大人用おむつ	0	0	0		0	0	0	0	0					
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	_					
	大人用おむつ		Ť												
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	大人用おむつ	0		0		0	0	0	0	0					
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0		0		·				
5水処理セン	大人用おむつ		- O	0			0		0	0	-				
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
<b>y</b>	大人用おむつ	0	0	0		0	0	0	0	0					
	当該年度備蓄数	0		0			0		0						
旧当別小学	大人用おむつ	U	0	U	0	0	0	0	U	0	0				
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
1X	大人用おむつ	0	0	0		0	0	0	0						
	当該年度備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0					
	大人用おむつ	0	0	U	0	0	0	0	U	0	0				
とうべつ学園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		0	0	0		0	0	0	0	0					
	大人用おむつ <b>当該年度備蓄数</b>	0		0			0		0						
西当別コミュ		0	U	U	0	0	0	0	U	0	- 0	<del> </del>			
ニティーセン	大人用おむつ	_	_	0	_	_		_		0	<del> </del>	1			
ター	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0						
	大人用おむつ	Ů		0			0		0	0					
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
西当別小学	大人用おむつ														
校	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0	0	0	0					
	大人用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
vi	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
西当別中学	大人用おむつ														
校	施設累計備蓄数	0	0	0			0	0	0	0					
	大人用おむつ	0	0	0		0	0	0	0						
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
道の駅	大人用おむつ														
人とマノ明へ	施設累計備蓄数	0	0	0		0	0		0	0					
	大人用おむつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

**生理用品** (別表2-22)

<u>工工/工/11</u> 計	画期間	第Ⅰ期					第Ⅰ	[期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	回備蓄数	0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
合計	十備蓄数	0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
当該年	F度備蓄数	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉	生理用品		70									
庫	施設累計備蓄数	0	70	70 70	70 70	70	70	70 70	70	70	70 70	70
	生理用品 <b>当該年度備蓄数</b>	0	70 0	70	70	70 0	70 0	70	70 0	70 0	70	70 0
	生理用品	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b></b>	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆ	生理用品											
性センダーゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
د	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	生理用品										•	
	施設累計備蓄数 生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理セン	生理用品		Ŭ			•	Ŭ			-		•
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学	生理用品											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	生理用品 <b>施設累計備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュ	生理用品											_
ニティーセン ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>y</b> -	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	生理用品											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品 <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学	生理用品	0	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<u> </u>	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	生理用品											
温い歌	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**ごみ袋** (別表2-23)

計	画期間	第Ⅰ期					第Ⅰ	I期				
	T. F.	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
;	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	<b>正備蓄数</b>	0	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
合計	<b>計備蓄数</b>	0	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
当該年	=度備蓄数	0	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉	ごみ袋		600									
庫	施設累計備蓄数	0	600	600 600	600	600 600	600	600 600	600	600	600	
	ごみ袋 <b>当該年度備蓄数</b>	0	600	600	600	600	600	600	600			
	コ 設 干 及 帰 雷 数 ご み 袋	U	U	U	0	U	U	U	U	U	U	
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>%</b> 人但	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0	0		
総合保健福祉センターゆ	ごみ袋											
社センダーゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
ر.ع	ごみ袋	0	0	0	0	0	0		0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	ごみ袋		_	_								<u> </u>
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ごみ袋 <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0		0			
汚水処理セン	ごみ袋	U	U	U	0	0	0	0	0	0	0	-
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
•	ごみ袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学	ごみ袋											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ごみ袋	0	0	0	0	0	0	0	0			-
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	ごみ袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数 ごみ袋	0	0	0	0	0	0	0	0			1
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0			
西当別コミュ	ごみ袋	0	U	0	- 0	U	0	0	0	0	<u> </u>	
ニティーセン	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ター	ごみ袋	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	ごみ袋											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ごみ袋	0	0	0	0	0	0	0	0			<u> </u>
西当別中学	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四当別甲子	でみ袋 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
TX.	ル 設 系 訂 帰 雷 数 ごみ袋	0	0	0	0	0	0	0	0			1
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0			
w	ごみ袋		Ů	•			·	Ü	Ü		Ť	
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	ごみ袋	0	0	0	0	0	0		0			

**発電機** (別表2-24)

<u>プレ 円5 70%</u> 計	画期間	第Ⅰ期					第Ⅰ	I期				
	T. F.	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
;	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	<b>正備蓄数</b>	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	. 8
合計	<b>計備蓄数</b>	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
当該年	=度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	О
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉	発電機											
庫	施設累計備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	発電機 当 <b>該年度備蓄数</b>	2	0	0	0		0	0	0			
	<b>ヨ談干疫慵歯数</b> 発電機	0	0	U	0	U	0	0	0	0	0	
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	プロス 未 日 開 画 女 発電機	0	0	0	0		0	0	0	0		
An A 200 had 100	当該年度備蓄数	0	0	0		_	0					
総合保健福	発電機											
祉センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とろ	発電機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	発電機											
3加州的省	施設累計備蓄数	0	0	0	0		0	0	0			
	発電機	0	0	0	0		0	0				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理セン	発電機											
ター	施設累計備蓄数	6	6	6	6		6	6	6	6		
	全	0	0	0	0		0	0	0	0		
旧当別小学	<b>当欧十及哺畜致</b> 発電機	U	U	U	U	U	0	U	U	0	0	
校	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1^	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
1 ~	発電機											
とうべつ学園	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西当別コミュ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
ニティーセン	発電機											
ター	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
-	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ar w pi i · · ·	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学 校	発電機 発電機 施設累計備蓄数	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
1X	ル 放 系 計 偏 音 数 発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	当該年度備蓄数	0	0	0			0	0				
西当別中学	発電機	· ·		U		0			0	0		<u> </u>
校	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
道の即	発電機											
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0		0	0		0		
	発電機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(

照明器具(投光器)

(別表2-25)

	<u> </u>	第Ⅰ期					第Ⅰ	T 168			•	列42 23/
PI	四州间											
	項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	回備蓄数	0	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
合計	†備蓄数	4	4	16	28	40	52	64	76	84	84	84
当該年	F度備蓄数	0	0	12	12	12	12	12	12	8	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	2	4	4	4	4	0	0
役場防災倉	投光器					2	4	4	4	4		
庫	施設累計備蓄数 <sub>投光器</sub>	4	4	4	4	6	10 10	14 14	18 18	22	22	22 22
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
An A 11 A4	投光器			, ,	-				-			
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投光器	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
総合保健福	当該年度備蓄数	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
社センターゆ	担	0	0	4	4		4	4		4	4	
とろ	<b>旭設兼訂開凿数</b> 投光器	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	当該年度備蓄数	0		0	0	4	4	4	4	4	0	0
사마상바다	投光器					4	4	4	4	4		
当別消防署	施設累計備蓄数	0		0	0	4	8	12	16	20	20	20
	投光器	0	0	0	0	4	8	12	16	20	20	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	2	4	4	4	0	0	0
汚水処理セン	投光器	0		0	0	2	4	10	4 14		4.4	14
ター	施設累計備蓄数 <sub>投光器</sub>	0	0	0	0	2	6	10	14	14 14	14 14	
	当該年度備蓄数	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	
旧当別小学	投光器				4							
校	施設累計備蓄数	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
	投光器	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	
	当該年度備蓄数	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	投光器 拉凯里 社 供 养 教	0	0	4		4			4	4		
	施設累計備蓄数 <sub>投光器</sub>	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	
	当該年度備蓄数	0		4	0	0	0	0	0	0	0	
西当別コミュ	投光器			4								
ニティーセン ター	施設累計備蓄数	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
<del>y-</del>	投光器	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	
	当該年度備蓄数	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	投光器				4							
校	施設累計備蓄数 <sub>投光器</sub>	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
	当該年度備蓄数	0		0	4	0	0	0	0	0	0	n
西当別中学	投光器		0	U	4	0	0	0	0	0	0	0
校	施設累計備蓄数	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
	投光器	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
道の駅	投光器					4						
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4
	投光器	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4

照明器具(ランタン)

(別表2-26)

計	画期間	第Ⅰ期					第Ⅱ	期				
	1	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	<b>」備蓄数</b>	0	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270
合計		139	139	189	239	270	270	270	270	270	270	270
当該年	=度備蓄数	0	0	50	50	31	0	0	0	0	0	(
	当該年度備蓄数	0	0	0	10	31	0	0	0	0	0	(
役場防災倉	ランタン				10	31						
庫	施設累計備蓄数	139 139	139 139	139 139	149 149	180 180	180 180	180 180	180 180	180 180	180 180	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1
<b>***</b>	ランタン											
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0			
総合保健福	当該年度備蓄数 ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
祉センターゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
とろ	ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
当別消防署	ランタン											
3/1/10/19	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0		0			
	ランタン 当該年度備蓄数	0	0	0 50	0 40	0	0	0	0	0		
汚水処理セン	ランタン	U	U	50	40	U	U	U	0	0	0	,
ター	施設累計備蓄数	0	0	50	90	90	90	90	90	90	90	90
·	ランタン	0	0	50	90	90	90	90	90	90	90	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
旧当別小学	ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0				
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0					
とうべつ学園	ランタン											
とりへり子園	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
西当別コミュ	当該年度備蓄数 ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
ニティーセン	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
ター	ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
西当別小学	ランタン											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ランタン 当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
西当別中学	ランタン	0	0	0	0	U	0	0	0	0	-	<u> </u>
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
	ランタン	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
道の駅	ランタン カンタン			_		^				0	_	
-	施設累計備蓄数 ランタン	0	0	0	0	0	0	0				

**資器材** (別表2-27)

<u> 貝                                   </u>	. <del></del> #088	Adr v 440					Art -	- 40			•	<b>加权2 21</b> )
計	画期間	第Ⅰ期	Ī				第Ⅰ					
;	項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	可備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	<b>計備蓄数</b>	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
当該年	F度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉 庫	資器材 施設累計備蓄数	-1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
pap.	/	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	資器材											
	施設累計備蓄数 <sub>資器材</sub>	0	0	0	0	0	0	0	0			
411 A = 144 -	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
総合保健福 祉センターゆ	資器材											
仕センダーゆ	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	資器材 <b>当該年度備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	
	当 <b>談 干 及 佣 凿 数</b> 資器材	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材	0	0	0	0	0	0	0	0			
年少加州上)。	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理セン ター	資器材 施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	資器材	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学 校	資器材 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120	加設 <b>茶 訂 佣 凿 数</b> 資器材	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0			
とうべつ学園	資器材											
C) 10 1 E	施設累計備蓄数 <sub>資器材</sub>	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0			
西当別コミュ	資器材											
ニティーセン ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
-	資器材 <b>火計左束体業</b> 數	0	0	0	0	0	0	0	0			
西当別小学	当該年度備蓄数 <sub>資器材</sub>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>=</b> * * * *	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学 校	資器材 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12.	/地 <b>以来印佛宙双</b> 資器材	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	頁楍材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**テント** (別表2-28)

<u> </u>	画期間	第Ⅰ期					第I	I期				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	<b>」</b> 備蓄数	0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
合討	├備蓄数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉	テント											
庫	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	サント ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0	0	0	0	0	0	0	0			
	<b>コ版 丁及 帰 田 奴</b> テント		v					·			,	
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	テント	0	0	0	0	0	0	0	0			
総合保健福	当該年度備蓄数 テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
祉センターゆ	施設累計備蓄数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
とろ	テント	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	テント											<u> </u>
	施設累計備蓄数 テント	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0		0			
汚水処理セン	テント											
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0		0			
	サント サント 当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
旧当別小学	テント	U	U	U	U	U	U	Ü	U	U	U	0
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	テント <b>施設累計備蓄数</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>ルビロス 赤 ロ 1 Mi 田 3人</b> テント	0	0	0	0	0	0	0	0			1
西当別コミュ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロヨかコミュ	テント											
ター	施設累計備蓄数 テント	0	0	0	0	0	0	0	0			
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
西当別小学	テント											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	テント	0	0	0	0	0	0	0	0			
西当別中学	当該年度備蓄数 テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
167	テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	ナンカーけ 松みはず	ů	U	0	0	0	U	0	0	0	0	

パーテーション (別表2-29)

計	画期間	第Ⅰ期					第Ⅰ	I期				
	1	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	回備蓄数	0	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
合計	†備蓄数	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
当該年	F度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉	パーテーション											
庫	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	パーテーション 当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	パーテーション	0	U	U	U	U	U	U	U	U	U	0
総合体育館	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ハ゜ーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社センターゆ	パーテーション											
とろ	施設累計備蓄数	139 139										
	パーテーション 当該年度備蓄数	139	0	139	139	139	139	139	139	139	139	139
	ハペーテーション			U	0	0	0	0	U	0	0	
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理セン	パーテーション											
ター	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション 当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学	コ設千及帰省数 パーテーション	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ir.	パーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	パーテーション											
C) 127E	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ハーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別コミュ	当該年度備蓄数 パーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニティーセン	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ター	ハ゜ーテーション	0	0	0	0	0	0		0		0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学	ハ゜ーテーション											
校	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
西当別中学	当該年度備蓄数 パーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四ヨ別甲子 校	施設累計備蓄数	n	0	0	0	0	0	0	0	0	0	n
14	<b>ルビロス 米 日 1 7 円 1 日 女</b> 人 ハ <sup>°</sup> ーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
送の即	パーテーション											
道の駅	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

スト**ーブ** (別表2-30)

	画期間	第Ⅰ期						[期				
I,		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	須目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画	備蓄数	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
	·備蓄数	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉	ストーブ											
庫	施設累計備蓄数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	ストーブ	11 0	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	当該年度備蓄数 ストーブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	施設累計備蓄数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	ストーブ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
総合保健福	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ルム・カール	ストーブ											
とろ・・・	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	コンドーブ おお おお は は は ままり ままり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ストーブ	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	0
当別消防署	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストーブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理セン	ストーブ											
ター	施設累計備蓄数	12	12	12 12	12 12	12 12	12 12	12	12	12	12	12
	ストーブ 当該年度備蓄数	12 0	12 0	0	0	0	0	12 0	12 0	12 0	12 0	12
旧当別小学	ストーブ	0	· ·	U	0	0	U	U		0	U	
	施設累計備蓄数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	ストーブ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	ストーブ											
	施設累計備蓄数 ストーブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
四ヨ께コミュ	ストーブ		Ĭ	Ť					Ť			, and the second
ニティーセン - ター	施設累計備蓄数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
T.	ストーブ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学   校	ストーブ 施設累計備蓄数	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
TX.	<b>心放系訂備备数</b> ストーブ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
西当別中学	ストーブ											
校	施設累計備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	ストーブ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	ルフトーブ 施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ル 設条 打幅 歯数 ストーブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(別表3)

800 R13年度 10年目 10, 10,800 R12年度 9年目 Y 魕 11,000 R11年度 8年目 ? 無 11, 100 R10年度 7年目 \* 11, 400 R9年度 Ш 6年 無 11, 700 R8年度 5年目 のローリングストック計画 뺊 11,600 R7年度 4年目 無 10,800 R6年度 3年目 11, 700 R5年度 2年目 世 950 R4年度 1年目 アルファ化米(保存期限5年) 12, 世 2, 700 2,800 2,900 3,000 700 2, 700 3,000 2, 700 2,800 2, 700 2, 700 2, 700 購入数量 . , R15年度 (計画期間外) R14年度 (計画期間外) 슴計備蓄数 R10年度 R11年度 R12年度 R13年度 R7年度 R4年度 R8年度 R5年度 R9年度 R6年度 購入年度 2年目 4年目 1年目 3年目

(別表4)

画

のローリングストック計

パン(保存期限5年)

1, 200 R13年度 10年目 1, 200 R12年度 Ш **Y ! ! !** 9年 魕 1, 200 R11年度 7 8年目 鱧 200 R10年度 7年目 豐 1, 200 7 R9年度 6年目 魕 1, 200 R8年度 5年目 灩 900 R7年度 4年目 灩 009 R6年度 3年目 灩 300 R5年度 2年目 灩 0 R4年度 1年目 世 購入数量 300 300 300 300 300 300 300 300 300 300 300 0 R15年度 (計画期間外) R14年度 (計画期間外) 合計備蓄数 R10年度 R11年度 R13年度 R4年度 R8年度 R5年度 R6年度 R7年度 R12年度 R9年度 購入年度 1年目 2年目 3年目 4年目

(別表5)

10年目 R13年度 1,800 7 **無** 800 R12年度 Ш 9年 豐 R11年度 1,800 8年目 共 R10年度 1,800 7年目 豐 1,800 R9年度 6年目 7 (保存期限5年) のローリングストック計画 豐 1,800 R8年度 5年目 Y ... 畫 800 R7年度 4年目 世 1,350 R6年度 3年目 世 900 R5年度 2年目 共 450 1年目 R4年度 世 年次 購入数量 450 450 450 450 450 450 450 450 450 450 450 450 アルファ化米(路) R15年度 (計画期間外) R14年度 (計画期間外) 合計備蓄数 R11年度 R8年度 R12年度 R13年度 R6年度 R10年度 R4年度 R5年度 R9年度 R7年度 購入年度 1年目 2年目 3年目 4年目

(別表6)

(保存期限5年) のローリングストック計画 粥 (水不要)

R13年度 200 10年目 共 200 R12年度 9年目 灩 200 R11年度 8年目 Y ... 豐 R10年度 200 7年目 灩 200 R9年度 6年目 7 無 200 R8年度 5年目 -뺊 50 R7年度 4年目 世 8 R6年度 3年 魕 50 R5年度 2年目 0 R4年度 1年目 世 年次 購入数量 0 20 50 20 20 50 50 50 50 20 50 50 R15年度 (計画期間外) R14年度 (計画期間外) R11年度 合計備蓄数 R13年度 R10年度 R4年度 R8年度 R12年度 R5年度 R9年度 R6年度 R7年度 購入年度 1年目 2年目 Ш Ш 3年| 4年|

(別表7)

二三

R13年度 4,000 10年目 i R12年度 4,000 Ш 9年 R11年度 200 8年目 4, R10年度 4,020 7年目 620 R9年度 6年目 4, 524 R8年度 Ш 5年 4, ± 4, 124 R7年度 4年目 **灩** 飲料水 (保存期限15年) のローリングストック 4,024 R6年度 3年目 豐 950 R5年度 2年目 က် 魕 4, 206 1年目 R4年度 魕 購入数量 400 400 640 400 480 400 480 400 400 400 R10年度 R13年度 合計備蓄数 R12年度 R9年度 R4年度 R5年度 R6年度 R11年度 R7年度 R8年度 購入年度 Ш Ш Ш Ш Ш 1年 2年 3年 4年 5年

# 策定・改訂履歴

平成24年8月1日 当別町防災備蓄計画 第1期(平成24~令和3年度) 策定

令和 4年4月1日 当別町防災備蓄計画 第Ⅱ期(令和4~13年度) 策定

令和 5年3月6日 一部改訂(備蓄品にパン、粥(水不要)を追加)









策定 令和4年4月(最終改訂 令和5年3月)

当別町 総務部危機対策課

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

電話:0133-23-2330 FAX:0133-23-3206

e-mail: kiki@town.tobetsu.hokkaido.jp

資料18 災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定先一覧

NO	協定先	協定内容	協定締結年月日
1	北石狩農業協同組合	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 5. 25
2	株式会社 ラルズ	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	Н18. 6. 15
3	株式会社 セコマ	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	Н18. 5. 11
4	当別建設協会	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H22.11.2
5	株式会社 共成レンテム	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	Н18. 6. 30
6	当別町石油協会	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	Н18. 6. 15
7	当別輸送事業協同組合	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	Н18. 6. 30
8	日本通運株式会社札幌支店	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	Н18. 6. 23
9	北海道薬剤師会札幌支部石狩支部	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	Н18. 6. 30
10	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H19. 10. 29
11	北海道キリンビバレッジ株式会社	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H19. 11. 26
12	北海道エルピーガス災害対策協議会	LPガス設備等の応急・復旧	H22. 11. 10
13	宇和島市	相互応援	H23. 11. 3
14	大崎市	相互応援	H23. 11. 3
15	学校法人東日本学園	避難所	H24. 1. 17
16	万葉倶楽部株式会社ふとみ銘泉	避難所	H24. 1. 17
17	中小屋温泉	避難所	H24. 1. 17
18	当別アパート組合	賃貸住宅の応急的な提供	H24. 1. 17
19	北海道財務局	避難施設運営補助、ボランティア及び支援物資の受付等	H26. 3. 28
20	札幌地区トラック協会札幌北支部	物資の緊急・救援輸送	H26. 8. 8
21	陸上自衛隊第10即応機動連帯	大規模災害時の応急対策活動	H26. 9. 22
22	株式会社ロイズコンフェクトクト	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H26. 9. 1
23	有限会社下段モータース	バス輸送	H26. 9. 1
24	北成自動車株式会社	バス輸送	H26. 9. 1
25	山内建材工業株式会社	バス輸送	H26. 9. 1
26	スウェーデンヒルズゴルフクラブ、北洋交易株式会社	避難所	H26. 9. 1
27	ハッピーバレーゴルフ倶楽部札幌	避難所	H26. 9. 1
28	当別青年会議所	人的支援	H27. 5. 15
29	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H28. 11. 25
30	航空自衛隊第45警戒群当別分屯基地	災害派遣活動	Н29. 2. 8
31	当別郵便局	車両の提供、避難者リスト等の情報相互提供、被災者の 郵便物料金免除 等	Н30. 3. 23
32	株式会社トーモク 札幌工場	段ボールベッドの供給	Н30. 11. 14
33	ヤフー株式会社	防災情報発信	R1. 6. 10
34	石狩スポーツ企画株式会社	避難所	R3. 3. 25
35	東日本電信電話株式会社	大規模災害時の相互協力	R. 4. 3. 18
36	北海道電力株式会社	大規模災害時の相互協力	R. 4. 3. 18
37	北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害時の相互協力	R. 4. 3. 18
38	三井住友海上火災株式会社 北海道支店	損害調査結果の提供及び利用	R4. 9. 29
39	佐川急便株式会社 北海道支店	支援物資の受入及び配送等	R5. 5. 23
40	ヤマト運輸株式会社	支援物資の受入及び配送等	R5. 7. 1

# 資料19 避難所一覧 1 指定緊急避難場所・指定避難所

地区名	No.	名称	所在地	電話番号 (市外局番	指欠	官緊急避難	揚所	指定 避難所	AED 設置箇所
				0133)	洪水	地震	土砂	VET VIII//I	<b>以区</b> 国//
弥生、旭町、 万代町、白樺	1	当別町総合体育館	白樺町2792番地	22-3834	0	0	0	0	0
町、北栄町、 西町、若葉	2	当別町白樺コミュニティーセンター	白樺町2792番地1	23-2511	0		0	0	0
	3	当別町役場駅前広場	白樺町58番地9	23-2331		0	0		
	4	白樺公園	白樺町163番地1	23-3142		0	0		
	5	白樺緑地	白樺町58番地	23-3142		0	0		-
	6	つつじ公園	北栄町20番地2	23-3142		0	0		
	7	もみじ公園	北栄町26番地1	23-3142		0	0		1
	8	ライラック公園	西町22番地1	23-3142		0	0		1
元町、緑町、	9	若葉会館前広場 旧当別小学校	若葉6番地21 元町102番地	23-2331	0	0	0	0	0
東町、樺戸町		旧当別小学校グラウンド	元町102番地	23-2689 23-2689	0	0	0	0	
	11	阿蘇公園	元町53番地	23-2689		0	0		1
	13	樺戸子供遊び場	樺戸町106番地67	23-3142		0	0	0	+
幸町 末広、	14	とうべつ学園	下川町125番地	23-2689	0	0	0	0	0
錦町、美里、 下川町、栄	15	当別赤レンガ6号	錦町294番地	27-6600	0	0	0	0	0
町、対雁、上	16	とうべつ学園グラウンド	下川町125番地	23-2689	0	0	0		
当別	17	旧公民館前広場	末広118番地36	23-3142		0	0		+
	18	<b>栄公園</b>	栄町1119番地	23-3142		0	0		
	19	幸町子供遊び場	幸町1119番地11	23-3142		0	0		1
	20	若葉公園	上当別2190番地	23-3142	0	0	0		+
	21	対雁会館前広場	対雁22番地17	23-2331		0	0		1
春日町、六軒	22	当別高等学校	春日町84番地4	23-2444	Δ	0	0	0	0
町、金沢	23	当別高等学校グラウンド	春日町84番地4	23-2444		0	0		
	24	金沢会館前広場	金沢187番地4	23-2331	0	0	0		+
	25	北海道医療大学	金沢1757番地	23-1211	0	0	0	0	0
弁華別、茂平	26	旧弁華別中学校	弁華別429番地	23-2331		0	0	0	
沢、みどり野	27	旧弁華別中学校グラウンド	弁華別429番地	23-2331		0		Ŭ	
	28	旧弁華別小学校グラウンド	弁華別243番地	23-2331		0			+
	29	弁華別会館前広場	弁華別58番地6	23-2331		0			1
	30	茂平沢会館前広場	茂平沢148番地	23-2331		0			+
	31	みどり野会館	茂平沢3692番地1	23-2331	0	0	0		
	32	みどり野会館前広場	茂平沢3692番地1	23-2331	0	0	0		-
	33	ハッピーバレーゴルフクラブ札幌		23-0220	0	0	0	0	0
	34	石狩平原カントリークラブ	弁華別4647番地	23-1101	0	0	0	0	0
青山	35	青山会館	青山85番地3	23-2331		0	0	0	
	36	青山会館前広場	青山85番地3	23-2331		0	0		
中小屋	37	旧中小屋小学校	中小屋213番地	23-2331	0	0	0	0	1
	38	中小屋温泉	中小屋482番地	27-2011	0	0		0	†
	39	中小屋会館	中小屋2254番地	23-2331	0	0	0	0	
東裏	40	東裏地域会館	東裏2254番地	23-2331	0	0	0	0	†
	41	旧東裏小学校グラウンド	東裏2796番地	23-2331	0	0	0		
蕨岱町、東蕨	42	南部地域会館	蕨岱1860番地6	23-2331	0	0	0	0	
岱	43	東蕨岱会館	蕨岱2746番地12	23-2331		0	0	0	
	44	東蕨岱会館前広場	蕨岱2746番地12	23-2331		0	0		
川下右岸、川	45	川下会館	川下754番地	23-2331		0	0	0	
下左岸	46	川下会館前広場	川下754番地	23-2331		0	0		
太美北、太美	47	西当別コミュニティーセンター	太美町22番地7	22-3834		0	0	0	0
中央、太美西、太美東、	48	西当別コミュニティーセンター前広場	太美町22番地7	22-3834		0	0		
太美南、当別 太、太美ス	49	西当別小学校	太美町1481番地	23-2689	Δ	0	0	0	0
ターライト、 太美寿、ビト	50	西当別小学校グラウンド	太美町1481番地	23-2689		0	0		T
A 天材、し下 エ	51	当別太会館	当別太1078番地7	23-2331		0	0	0	
	52	当別太会館前広場	当別太1078番地7	23-2331		0	0		
	53	サンタ公園	太美スターライト1509番地5	23-3142		0	0		
	54	ふとみ銘泉万葉の湯	太美町1695番地	26-2130	Δ	0	0	0	0
	55	遊遊公園	太美南2095番地	23-3142		0	0		
	56	あいあい公園	太美町1457番地	23-3142		0	0		
	57	ビトエ会館前広場	ビトエ933番地6	23-3142		0	0		
	58	北欧の風道の駅とうべつ	当別太774番地11	27-5260		0	0	0	0
	59	北欧の風道の駅とうべつ駐車場	当別太774番地3	27-5260		0	0		
獅子内、高 岡、スウェー	60	西当別中学校	獅子内5134番地1	23-2689	Δ	0	0	0	0
画、ヘリェー デンヒルズ	61	西当別中学校グラウンド	獅子内5134番地1	23-2689		0			
	62	獅子内会館	獅子内2353番地4	23-2331	0	0	0	0	
	63	高岡会館	高岡2046番地2	23-2331	0	0	0	0	
	- 00			. —				. —	
	64	高岡会館前広場	高岡2046番地2	23-2331	0	0	0		
		高岡会館前広場 スウェーデン公園	高岡2046番地2 スウェーデンヒルズ2329番地24	23-2331 23-3142	0	0	0		

※洪永災害の「△」は、2階以上へのの避難が必要です。 ※避難場所・避難所の位置は洪水・土砂ハザードマップに記載しています。

#### 2 福祉避難所

a imimiery	Mis/21				
地区名	No.	名称	所在地	电前番ヶ (市外局番 0133)	AED 設置箇所
全地区	1	当別町総合保健福祉センターゆとろ	西町32番地	23-3019	0

98

### 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

#### 2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除くものとする。

ア 速 報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行 うものとする。

#### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道(危機対策課)に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

# 別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<u>*                                    </u>	及害が角	ど生し	、又は発生す	るおっ	それがる	ある場	合は、			より速やか	に報句	子するこ	と。
				災		害	情	幸	₹ <u> </u>				
報		時	月	目	時現	在	発受	[ ] 信日時	Ê	月	日	時	分
発	信 機	関					受付	言機 関	j				
(総1	合振興局ス	ては振					(総合打	長興局又に	は振				
	<ul><li>市町村名</li></ul>							<b></b> 方町村名等					
	信							信言					
	哉・氏名							·氏名)					
(1	HV 20-1	1/					(144	P(-H)					
怒	生 場	ਜ											
75	_L 9/11	171											
									I				
₹%	生 日	吐	月	日	時	$\wedge$	巛住	ぎの原因	,				
光	生 口	叶	Я	П	叶	分	火芒	が別別と	:				
		量											
	雨	里											
<b>⊢</b>	> <del></del>	. /											
気	河川才	<u> </u>											
象	Mari E. L. No.												
等	潮位汲	5高											
0													
状	風	速											
況													
	その	他											
	道	路											
ラ													
1	鉄	道											
フ	.,												
ラ	電	話											
1	₩.	нн											
ン	水	道											
関	(飲料												
	(跃作	//\/											
係の	帚	<u> </u>											
の	電	気											
状	7 -	£1.											
況	その	他											
$\vdash$			/ h ~! `										
	,,,		(名 称)		_			m. I.		· \ ~ H . HH			
	災害対策		(設置日時)		月	E		時	5	分設置			
部等	の設置	状況											
			(名 称)										
			(設置日時)		月	F		時		分設置			
			地区	名		衫	皮害棟数	汝		り災世帯		り災人	数
(2)	災害救助	カ法											
	i用状況												
~	. 14 0 1 0 1		(救助実施内	容)		I							
1			(4ノハウオンへが四下、	, ы /									
L													_

			地区名	, 	避難場		人数	日時
		自	地區不	4	201大年分	1171	7 3 4	H M
		主						
		避						
		難						
	(3)	高						
	避難の状況	齢者						
	1/1/1/1	等						
応		避						
		難						
急		避						
措		難指						
1日		示						
置					I		l	1
	(4)							
0)	自衛隊							
状	派遣要請の状							
1/\	況							
況	72							
	(5)							
	その他							
	措置の 状況							
	·//\/		(ア)出動ノ	人員		(,	()主な活動状	·····································
	(6) 応		<b></b>		名			
	急対策		消防職員		名			
	出動人員	20	消防団員 D他(住民等)		名 名 名			
	具	-60	計		名 名			
ž	<u></u> その他	(今	後の見通し等	<del>(</del> )	7H			

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

# 被害状况報告(速報中間最終)

					124	· ii ·v·	. ,,,	TK 11 (	XL T	IX.	十间 取於 /		月		П	時	現在
	災害	子発/	生日時		月	月	JI:	寺 分			災害の原因		,	,		. ,	70,134
			生場所					, ,,			7,7,1						
発			<del></del>						受	ħ							
	1231		<ul><li>氏名</li></ul>							職・氏名							
信					月	月	B	寺 分	信		受信日時		月	日		時	分
1111	項	701	<u>目</u>		件数等	_		頁(刊)	1111	邛			件数等			額(升	
	列	F.	 者	人	11 3/4 17	1/人 [	1 77 H	A (1117			河川	箇所	11 % 4	1/人 1	<u> </u>	ня ( п	17
1			 F関連死者	人		※個 /	、別 <i>の</i>	0氏名、			海岸	箇所					
人			不明	人		-		。		道	砂防設備	箇所					
的			傷	人		-1		資料で報		工	地すべり	箇所					
被	車		 傷	人		告 告	田人上 乡	217 C +K	(5)	事	急傾斜地	箇所					
害	12	<u>E</u> 計		人					土	7	道路	箇所					
		p l		棟					┤╧		橋梁	箇所					
	全	`	壊	世帯		1					1 年	直川					
	E		坎	人		1			木		小 計	箇所					
2				棟					1	市町	河川	箇所					
住	4	4	壊	世帯		1			1	川町 村工		箇所					-
土	+	_	坎	人		1			被	10 上事		箇所					
				棟					197	#		箇所					
家	_	_ 立(7	破損	世帯		1					港 湾	箇所					
3		ויום	火1貝	人		1			害		<u></u> 漁 港	箇所					
				棟					一		下水道	箇所					
被	≓	≓ L3	浸水	世帯		1					<u> </u>	箇所					
193	μ	N_L_1	文小	-		1					崖くずれ	箇所					
								1		生く タ 4 0	直川						
害	≓	E ⊤3	浸水	世帯		1					 計	箇所					
古	μ	N 1.4	文小	人		1				漁	沈没流出	隻					
				棟					6	偲	破 損	隻					
		計	_	世帯		1				船	計	隻					
		рI		人		1			///	川口	漁港施設	箇所					
3	全壊	J.	 :共建物	棟					産	+	<u>□□□□□□□</u> □利用施設	箇所					
非	土坂		<del>、                                    </del>	棟					/生		その他施設	箇所					
住	半壊		:共建物	棟					被		漁具(網)	件					
家	十级		その他	棟						1	水産製品	件					
被被	計		:共建物	棟					害		その他	件					
害	н		その他	棟					1"	計		111					
		田	流失・埋没等	ha							林地	箇所					$\dashv$
	農地		浸冠水	ha					1	道	治山施設	箇所					
<b>4</b>	/3-X ML	畑	流失・埋没等	ha					7	有	林道	箇所					$\overline{}$
農		\\H	浸冠水	ha					林	林	林産物	箇所					
114	農作		田田	ha					1 ""	rı,	その他	箇所					
業	物物			ha	1				業		小 計	箇所					$\overline{}$
^~	農業用施設		箇所					1	一 林 地		箇所						
被				箇所					被	般	治山施設	箇所					
				箇所						民		箇所					$\neg$
害				箇所					害	有	林産物	箇所					
		その		箇所					1 "	林	その他	箇所					
		/		<u>₽</u> 1/1					1	111	小計	箇所					
		計							1		計	箇所					
		ΗI				1					HI	四//					

	ij	頁	目		件数等	被害金額(秤)		項		目		件数等	被害金額(冊)
		水	道	箇所			①社	土会教	育施記	设被害	箇所		
8	病	公	立立	箇所			①社	土会福	公	<u>\f\</u>	箇所		
衛	院	個	人	箇所			祉施	設等	法	人	箇所		
生	掃	一般廃棄	医物処理	箇所			被害		Ī	計	箇所		
被	施設	し易	<b>見処理</b>	箇所				<b>a</b>	跌道不	通	箇所		_
害		火 葬	場	箇所				<b>a</b>	<b> 佚道施</b>	設	箇所		
		計		箇所			13	被害	船舶(	漁船除く)	隻		
9		商	業	件			そ				箇所		
商工		工	業	件				7.	火	道	戸		_
被害		その		件			の	便臣	冟	話	回線		_
		計		件				ŲII.	冟	気	戸		_
10		小鱼	学 校	箇所			他	7	ガ	ス	戸		_
公立	Z.	中	学 校	箇所				ブロ	コック	塀等	箇所		_
学校	泛	高	校	箇所				者	都市施	設	箇所		
施設	r Z	その他に	文教施設	箇所									
被争	Ē		<b>†</b>	箇所	所				被	害 総	額		
公共	い たんしゅう とうしゅう とうしゅ とうしゅ とうしゅ しゅうしゅ とうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう	設被害	市町村数	団体			火災	K	建	物	件		
	Ų	り災世帯	数	世帯		危険物							
		り災者数		人		発生		その	-	件			
消	防耶	哉員出動	延人数	人			消	坊団員	出動類	正人数	人		
		道(約	総合振興馬	引又に	は振興局)								
災害													1
策本		र्तः	i町村名			名 称					訍	置日時	廃止日時
の設													
状況	1												
災害													
助法													
用市													
村名													
		料(※別	川葉で報告	<del>-</del> )									

- ○災害発生場所
- ○災害発生年月日
- ○災害の種類概況
- ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個X欄につき職が推
- ○応急対策の状況
  - ・避難情報の発令状況
  - ・避難所の設置状況
  - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
  - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
  - 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - ・災害ボランティアの活動状況 ほか

# 被害状況(中間・最終)報告集計表

災害・事故名

	松△	振興局又は	- 振鍋	16	1			T/	成	年	月	日	時現在
	項	1版與周文化	よ1水吳	件数等	被害金額(秤)		月	+	件数等		額(押)		
	死		人	计数寸			項	河	 川	箇所	十级守	伙古立	左仰(17)
1		· 災害関連死者	+		-    ※個人別の氏名、			海	———— 岸	箇所			
人	_	方不明	人		性別、年令、原因					箇所			
的	重		人		は、別紙で整理報		道		-ベり	箇所			
被			人		告	(5)	工		<u></u> 斜地	箇所			
害	72	<u></u> 計	人			土	事	道	路	箇所			
		ВI	棟				7	橋	— <u></u> 梁	箇所			
	全	壊	世帯					III		国//			
		. 数	人			木		小	——— 計	箇所			
2			棟			//<	市町		JII	箇所			
住	半	壊	世帯				村工	道	 路	箇所			
工		极	人			被	事	橋	 梁	箇所			
			棟			192	爭	小	<del>朱</del> 計	箇所			
家		部破損	世帯		-			<u>小</u> 港	 湾	箇所			
3		可收到	人					漁	<u></u> 港	箇所			
			棟			牢		下水		箇所			
被	d:	<b>中1</b> 海山。				害				箇所			
190		上浸水	世帯					公出	園	箇所			
			棟					崖くる	1 % (	固川			
<b>*</b>								=1		松武			
害		下浸水	世帯				ोर्ट्य	計		箇所			
			人				漁		と流出 #2	隻			
		<b>⇒</b> 1	棟			6	άΛ	破	損_ ₃ı	隻			
	計		世帯			水	船		計	隻			
0	人店	/\	人			<u> ₹</u>	漁港施設 共同利用施設			箇所			
3	全壊	公共建物	棟			産				箇所			
非	V/ I#	その他	棟			444		その他		箇所 件			
住	半壊	公共建物	棟			被	i		具 (網)				
家	-3.1	その他	棟			_		水産製		件			
被	計	公共建物	棟			害		その		件			
害		その他	棟					計		114			
		田流出・埋没	ha					林	地	箇所			
	農地	冠水	ha				道		施設	箇所			
4		畑流出・埋没	ha			7	有	林	道	箇所			
農		冠水	ha			林	林		産物	箇所			
	農作	田	ha						の他	箇所			
業	物	畑	ha			業		小	計	箇所			
	農業	業用施設	箇所				-	林	地	箇所			
被	共同利用施設		箇所			被	般沿		施設	箇所			
	営農施設		箇所				民	林	道	箇所			
害	畜	産被害	箇所			害	有	林	産物	箇所			
		その他	箇所				林	そ	の他	箇所			
								小	計	箇所			
		計						計		箇所			

項目			件数等 被害金額(秤)			項目			件数等		被害金額(秤)	
		水道	箇所			①社	①社会教育施設被害		设被害	箇所		
8	病	公 立	箇所			①社	土会福	公	<u> </u>	箇所		
衛	院	個 人	箇所			祉施	祉施設等 法 人		人	箇所		
生	清掃	一般廃棄物処理	箇所			被害	:	Ī	計	箇所		
被	施設	し尿処理	箇所				鉄道不通		通	箇所		_
害		火 葬 場	箇所				鉄道施設		設	箇所		
		計	箇所			13	被害	船舶(	漁船除く)	隻		
9		商業	件			そ	2	空	港	箇所		
商工		工業	件				7	火	道	戸		_
被害		その他	件			の	Í	冟	話	回線		_
		計	件				Í	冟	気	戸		_
10		小 学 校	箇所			他	,	ガ	ス	戸		_
公	立	中学校	箇所				ブロック塀等		塀等	箇所		_
文	教	高 校	箇所				都市施設		設	箇所		
施	設	その他文教施設	箇所									
被	害	計	箇所					被言	客 総	額		
公		設被害市町村数	団体		火災	火災 建 物			件			
	Ŋ	災世帯数	世帯			危険物			件			
		り災者数	人				発生 その他			件		
消	防耶	战員出動延人数	人		消防団員出動延人数			延人数	人			
		道(総合振興	局又	は振興局	)							
	手対	-										
l	本部				名 称					設	置日時	廃止日時
l	设置											
状	状況											
災領	医漱											
助												
l '												
	村名											
	補足資料 (※別葉で報告)											
	○災害発生場所											
	○災宝路生年日日											

- ○災害発生年月日
- ○災害の種類概況
- ○応急対策の状況
  - ・避難情報の発令状況
  - ・避難所の設置状況
  - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
  - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
  - 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - ・災害ボランティアの活動状況 ほか

# 別表 4

	被害区分	判 断 基 準
1	死  者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
人的	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
被害	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治寮(入院、通院、自宅治療等)を受け、 又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
2	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
住家被害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

	被害区分	判 断 基 進
	ロビカ	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住する
② 住		ことができない状態となったもの。
	床上浸水	(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部
家		分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含
被		まない。
害		住家が床上浸水に達しないもの。
	床下浸水	(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土
		砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
		非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとす
3		る。
非		これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
住家	非 住 家	(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物を いう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。
被被		いり。なわ、指足行政機関及び指足公共機関の管理する建物は含まない。
害		(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、
		営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。
		(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
		農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、
4		耕作に適さなくなった状態をいう。
農		(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をい
業		う。
被	農地	(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあって
害		は2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をい
		Ď.
		(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための
		最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
		農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。
		(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。
	農作物	10 CV 34 R 思をV 7。   (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上) 作物等が地面に倒れている状
		能をいう。
		(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推 (5) である。
		定積算すること。
		頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全
	農業用施設	施設の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、
	共	産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び
		農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、
	占 辰 旭 苡	展家個人別有に係る展音、サイロ月庫、水福、堆配音、展業機械類、価主、 育苗施設等の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
		河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため
	河 川	防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
土		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
木		海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要
被	海岸	とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
害		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	71. 17± =11. 1**	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される。
	妙 阞 設 備	れる砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
<u>L</u>		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

1	波害区分	判 断 基 準
	地すべり	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要
(5)	防止施設	とる程度の被害をいう。
土		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
木	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜
被	崩壊防止	地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
害	施 設	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の
	道 路	損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を
	橋 梁	形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工
		事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)
	公 園	を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	\A	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。
_	漁 船	(1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損と
水		して取り扱う。
産	.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
被害	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
害		(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	# 国 利 田	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施
		設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	旭 权	(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	CANTENENT	(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	(/1147	(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
		(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推
		定積算すること。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
7		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林	治山施設	既設の治山施設等をいう。
業		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
害		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
		(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推
		定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
<u></u>		(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

	被害区分	判 断 基 準
		水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水
8	水 道	施設をいう。
衛		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
生	病 院	
被		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
害	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
9		商品、原材料等をいう。
商.	工 商 業	(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推
被	害	定積算すること。
		工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
	工業	(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び
		再取得価額又は復旧額とする。
10	公立学校施	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。
設	被害	(私学関係はその他の項目で扱う。)
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
_	社会教育施	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
	被害	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	社会福祉施	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、
設	等被害	児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰
		施設をいう。
	K4 336 33	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
13	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
その		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
(I)	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となっ はよっながた出し、デエバズ間となったようの、光がに体理しながは行べた。
他	(漁船除く)	たもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行でき
		ない程度の被害をいう。
	<i>古</i> 安 洲:	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。
	**・**(三**)	(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数) 電話(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により運動不能となった电話の回縁数をいう。  災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	次音により停電した戸数のすらしてクロの停電戸数をいう。   一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をい
	〃 ハ ( 戸 剱 )	一般ルへ争未又は前勿ルへ争未で供福停止となりているに一ク時の戸剱をいう。
	ブロック塀等	7。   倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	/ ピンノ <i>州</i> ず 	「
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	11111111111111111111111111111111111111	
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。
Ь—		エロックスログ/17/ 0 // くかに出ててていることが1/4/4/2 0 //。

## 当別町非常通信対応マニュアル

平成25年2月 (令和6年2月改訂) 当別町総務部危機対策課

### 第1章 総 則

#### 1 非常通信対応マニュアル策定の目的

この計画は、東日本大震災のほか、昨今の比較的規模の大きな災害等の教訓を踏まえ、 各市町村と都道府県、中央防災会議等の防災関係機関との間の災害情報の円滑な伝達の確 保及び迅速な災害対応を目的に策定するものである。

#### 2 非常通信とは

非常通信とは、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)第52条第4号において、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されている。

非常の場合の無線通信については、法第74条第1項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な無線を無線局に行わせることができ、また、法第74条の2では、総務大臣は、法第74条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならないと定めている。

#### 3 計画の位置付け

当別町の災害時等における情報伝達は、災害対策基本法第40条及び第42条に基づき、 当別町地域防災計画において「情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及 び伝達」について定めているところである。

この計画は、当別町地域防災計画第3章災害情報通信計画の細部計画と位置付け、通信ルートの設定、災害時に所要の通信を確保するための行動・作業等について定めるものとする。

## 第2章 非常通信体制の設定

#### 1 地方通信ルートについて

地方通信ルートとは、都道府県と市町村を結ぶ通信ルートであり、中央通信ルート(国と都道府県を結ぶ通信ルート)とあわせ、被災市町村から都道府県、国までの通信ルートを確立するためを目的に設定する通信ルートである。

#### 2 地方通信ルートの設定

#### (1) 地方通信ルートの種類

公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合を想定した通信ルート(通常通信ルート)、通常通信ルートが使用できない場合を想定し、他団体・他機関(隣接する市町村など)の自営通信システムを利用する通信ルート(非常通信ルート)、通常通信ルート・非常通信ルートすべてが途絶した場合もしくは使用できない場合に、緊急避難的に利用する通信手段(緊急通信ルート)を設定する。

#### ア 通常通信ルート

北海道防災行政無線(北海道総合行政ネットワーク)の通信ルート

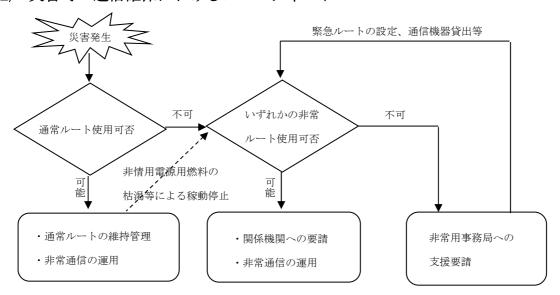
#### イ 非常通信ルート

石狩振興局危機対策室、石狩北部地区消防事務組合、北海道警察の通信を利用した ルート

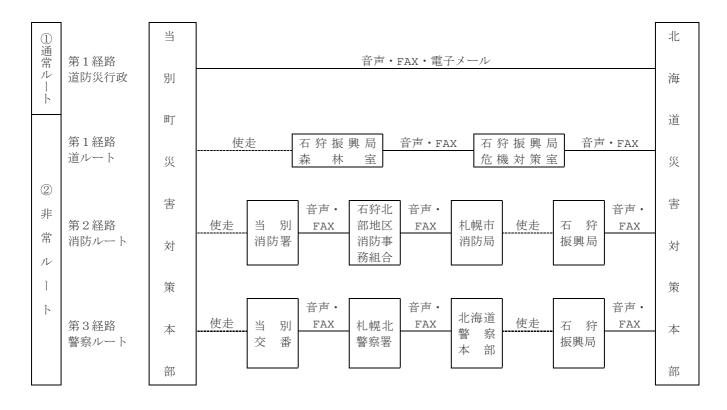
#### ウ 緊急通信ルート

その他機関への通信依頼及び非常通信協議会からの通信機器借用等による通信ルート

#### (2) 災害時の通信確保におけるフローチャート



#### (3) 通信ルートの体制図



## 第3章 災害時等における通信計画

災害等が発生した場合の職員の体制及び通信手段は、次に定めるところによる。

#### 1 職員の参集・体制維持

#### (1) 夜間・休日の参集体制

夜間・休日等の閉庁日に災害が発生した場合は、「当別町総務課初動体制マニュアル」 に基づき対応するものとする。

#### 2 通常ルートに属する通信機器等の動作確認等

#### (1) 通常通信ルートの動作確認

	機	器 名
1	北海道総合行政情報ネットワーク	操作卓
2	北海道総合行政情報ネットワーク	防災交換機
3	北海道総合行政情報ネットワーク	送受信機
4	非常用発電機(燃料・バッテリー)	

#### (2) 通常通信ルートが機器の異常等により通信できない場合

通信機器の動作確認の結果、異常により通信ができない場合は、「3 通常ルートによる通信が使用不能の場合の対応」により対応を行う。また、通常ルートを早期に復旧できるよう、北海道に対し復旧を要請するものとする。

#### 3 通常ルートによる通信が使用不能の場合の対応

町は、通常通信ルートによる通信ができない場合、次の方法により通信を確保するものとする。

#### (1) 非常通信ルートによる通信手段

優先順位の高い非常ルートから運用するものとし、通信施設設置機関に対し、通信手段の利用を要請するものとする。

	優先順位	機関名	連絡先
1	北海道ルート	北海道石狩振興局森林室	電 話 0133-22-2161
			FAX 0133-22-0551
2	消防ルート	当別消防署	電 話 0133-23-2537
			FAX 0133-22-1156
3	警察ルート	札幌北警察署当別交番	電 話 0133-23-2151
			FAX 同上

#### (2) 災害対策用移動通信機器による通信手段

ア 災害対策用移動通信機器貸出の要請・輸送手段の検討

総務省が無償貸与できる災害対策用移動通信機器について、確保したい通信に応じて、通信機器を選択し、所要の台数及び搬送場所を検討するものとする。

確保したい通信	通信手段	通信機器
石狩振興局、北海道	衛星携帯電話	ワイドスターⅡ (据置)
災害対策本部との通	(屋外利用)	イリジウム (ハンディ)
信(北海道総合通信		アイサットファン・プロ(ハンディ)
局通信)		BGAN〈ビーキャン〉(据置)
	MCA 無線	EK-6170 (ハンディ)
		FM807F02 (ポータブル)

#### イ 北海道総合通信局へ要請

災害対策用移動通信機器の貸与要請時の伝達事項は、①担当者名、②連絡先、③通信機器の種類、④台数、⑤搬送場所とし、別紙1により北海道総合通信局に依頼するものとする。

北海道総合通信局無線通信部陸上課	電 話	011-709-2311(内線 4651)
	携帯	090-1529-8858(夜間等)
	FAX	011-709-5541
	メール	do - hijyo@soumu.go.jp

#### ウ 通信機器等に使用する小型移動電源車両の派遣要請

大規模停電等により通信機器の電源確保が困難な場合は、北海道総合通信局に小型 移動電源車両の派遣要請を行うものとする。

北海道総合通信局防災対策推進室	電 話 011-747-6451
	携 帯 090-1525-0101 (夜間等)
	FAX 011-709-2481

#### エ 輸送手段の確保

通信機器の搬入場所が孤立している等、通常の手段での搬送場所が困難な場合は、 ヘリコプター等の輸送手段を保有する関係機関への派遣要請を行うものとする。

機関名	部署	
北海道庁	災害対策本部	電 話 011-204-5014
	(総務部危機対策局危機対策課)	FAX 011-231-4314
陸上自衛隊	第11師団第10普通科連隊	電 話 0125-22-2141
		(内線 233)
北海道警察	警備部警備課	電 話 011-251-0110
		FAX 011-219-2409

#### オ 災害対策用移動通信機器の受入準備

通信機器の搬入場所に職員を派遣し、搬入業者(通信機器の輸送に関して災害派遣を要請した場合は、派遣先機関)から通信機器を受領し、次の項目を確認するものとする。

- ① 要請した通信機器の種類・台数
- ② 通信機器の動作確認・使用方法
- ③ 通信相手との試験通信(通話)

#### 4 通常通信ルート・非常通信ルートによる通信が使用不能の場合の対応

町は、非常通信ルートとして設定している機関の通信設備が使用不能の場合、次の機関を通じて、北海道地方非常通信協議会に通信確保を依頼するものとする。

機関名	部署	連絡先
国土交通省 札幌開発建設部札幌道路事務所		電 話 0133-23-2074
	当別分庁舎	FAX 0133-23-1976
北海道	空知総合振興局札幌建設管理部	電 話 0133-23-2220
	当別出張所	FAX 0133-23-1359



石狩振興局災害対策本部	電 話 011-204-5818
	FAX 011-232-1070
北海道災害対策本部	電 話 011-204-5007
	FAX 011-231-4314
	メール somu.bousai@pref.hokkaido.lg.jp
北海道地方非常通信協議会事務局	電 話 011-709-2311 (内線 4651)
(北海道総合通信局無線通信部陸上課)	携 帯 090-1529-8858 (夜間等)
	FAX 011-709-5541
	メール do-hijyo@soumu.go.jp

#### 5 通信ルートの維持・復旧

町は、非常用電源用燃料の枯渇、大規模停電、設備被災等により通信ルートが使用不能になった場合は、燃料の確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼等を実施し、通信手段の復旧・維持に努めるものとする。

種別	業者名	連絡先	所在地
非常用発電機	当別町石油協会	0133-23-2111	当別町栄町 45 番地 2
用燃料	(安藤石油)		
電力 (停電時)	北海道電力ネットワーク㈱北海	(緊急用)	札幌市北区篠路2条2丁目
	道北ネットワークセンター	011-772-0597	8-18
電話	東日本電信電話㈱北海道事業部	011-212-4466	札幌市中央区北一条西4丁
			目 2 − 4

※維持活動が困難の場合、上位の災害対策本部又は非常協事務局へ支援を要請する。

機関名	連絡先	
石狩振興局災害対策本部	電 話	011-204-5818 FAX 011-232-1070
北海道災害対策本部	電 話	011-204-5007 FAX 011-231-4314
	メール	somu.bosai.hokkaido@pref.hokkaido.lg.jp
北海道地方非常通信協議会事務局	電 話	011-709-2311(内線 4651)
(北海道総合通信局無線通信部陸	携帯	090-1529-8858(夜間等) FAX 011-709-5541
上課)	メール	do-hijyo@soumu.go.jp

資料22

## 当別町避難所運営マニュアル

令和6年2月

北海道当別町

## 目 次

1	本基本方針	• • • •	1	
2	平時から <i>0</i>		1	
3	災害発生な		4	
4	初動期(約	災害発生直後~24時間程度)		4
-		発 (24時間〜3週間程度) 明(3週間以降)から撤収期(ライフライン回復頃)	• • • • •	12 12 14
6	福祉避難別	<b>近の開設</b>	• • • •	16
7	避難所の過	<b>運営体制</b>		20
8	感染症対象	₹	• • • •	21
【核核・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	副(1),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	近隣の避難所・官公署リスト 避難行動要支援者名簿 外泊届 物資受払簿 訪問者管理簿 取材者受付用紙 郵便物等受払簿 健康管理シート ボランティア受付簿		
	· 様式17 · 様式18	ペット登録台帳 避難者要望シート		
	INTN I O	ᄣᄺᄆᅅᆂᄼᅟᆝ		

#### 1 本基本方針の6つのポイント

#### 〇平時からの準備

災害発生前から、あらかじめ避難所の指定やマニュアル・様式の作成などを行い、 さらに、避難所運営ゲームを活用した模擬体験や、避難所訓練を通じた確認等を実施 また、停電に備え、あらかじめマニュアル及び様式を紙で印刷し全避難所に配布

#### ○災害発生時の円滑な避難所の開設

災害発生直後の混乱した状態の中でも、円滑に避難所を開設することにより、避難者の生命の安全を確保

#### ○受援体制の整備

医療関係者やボランティア等の人的資源や、食料や生活用品等の物的資源の提供を 円滑に受けられる体制を整備

#### 〇より良好な避難生活のためのルール作り

避難生活が長期化した場合においても、より良好な避難生活を送ることができるよう、目的別のトイレの設置やプライバシーの確保等を実施

#### ○要配慮者のための福祉避難所の運営

高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児などの配慮を要する被災者のための福祉避難所 を運営

#### ○避難者(町民等)が主体となった避難所運営

避難所の運営組織である「避難所運営委員会」は避難者(町民等)が主体的に運営

#### 2 平時からの準備

#### (1) 町における体制の整備

避難所運営は、避難所生活を送る町民等が主体となって行うことが望ましく、その運営をバックアップする体制の確立は、町の災害対応業務の根幹の一つと言えます。全庁体制で取り組む気概を持って、防災担当だけではなく、要配慮者担当等の関係する複数の担当課が事前に横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にした上で、いざという時に備えておくことが必要です。

#### (2) 避難所の指定

避難所の指定については、地域に予測される災害に応じた被害想定に基づいて、 注意深く手続きを進める必要があります。

水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、津波の危険性がある地域においては、津波災害警戒区域内に避難所を設けないことを基本とし、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定します。

また、避難者数の増加等によって、指定されていない建物が避難所になる可能性があると想定しておくことも重要です。

災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い、備えておくことが必要です。

#### (3) 初動の具体的な事前想定

いざ避難所を立ち上げるためには、避難所の運営等を行うためのマニュアルや様式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要があります。

初動では、避難所から物資の要請を実施することは現実的には困難な場合が多いため、プッシュ型で、まずは最低限必要と思われる物資を避難所に送る体制を構築しておく必要があります。特に北海道では、冬期の災害時には寒さ対策に関わる物資(ポータブルストーブ、灯油、冬用寝袋、電気毛布)を初動から十分供給することが重要です。さらに、簡易トイレ等の備蓄や段ボールベッド、コンテナ型のトイレを配備できるよう、供給事業者等と協定の締結を行うなど取り組みを進める必要があります。

また、災害時には、生活環境や衛生状態の悪化により感染症の拡大リスクが高まることから、特に避難所の衛生状態を保つことが大切です。

平時から、避難所となる施設の設備の状況を把握しておくとともに、何を避難所に備蓄しておくか、何をプッシュ型で供給すべきか決めておき、避難者自らが持参すべきものを周知しておくことが大切です。

#### (4)避難所運営体制の確立

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するため の体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難 所を運営する」ことが求められます。

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるためには、町が主導し、避難所マニュアルの作成を推進するとともに、避難者、自主防災組織等の地域の町民等、避難所派遣職員の役割について確認・周知しておきます。

#### 3 災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ

区 展開期 初動期 再構成期 撤収期 分 24時間 ライフライン 災害発生直後 3週間以降~ 安 ~24時間程度 ~3週間程度 回復頃 避難所を出た後の 避難所運営を見直し 避難所を開設し、個 多様化するニーズ 別事情に配慮しなが や個別事情に配慮 ながら、避難者の心 生活の見通しが立 目 身の健康を保ち、前 ち、避難者の自立 ら避難者の安全確保 し、個人の尊厳が 的 が進むような支援 向きに過ごせる環境 と生活環境の整備を 保たれた避難所生 を行う。 両立させる。 活を確立する。 を整える。 配慮を必要とする現象 混乱 避難所集約に伴 衛生状態の悪化 人•物•情報不足 う移動に関わる 気力の低下 次々と起こる出来 健康状態の悪化 ストレス 健康状態の悪化 感染症の発生 事への対応に追わ 避難所から次の 避難所集約に伴 多様なニーズの れる 住まいへの移動 うストレス くみ取りと対応 個別事情への配慮 に時間を要する 不足 人々のストレス

図: 避難所生活の時間軸(定池祐季(東京大学大学院特任助教(平成28年6月時点)))

#### 4 初動期(災害発生直後~24時間程度)

初動期では、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行います。

本マニュアルでは、災害発生直後〜発災後24時間後までの時期としていますが、災害の規模(被災の程度、マンパワーの確保状況等)によって変わります。

#### 「避難所」開設の判断基準

避難所開設の要否は、原則として町長が判断し、避難所の開設は、町の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されますので、様々なケースを考えておくことが大切です。

[例]

#### (1) 災害発生のおそれがあるとき(風水害等で避難指示等があるとき)

• 町は災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して、避難所を開設します。

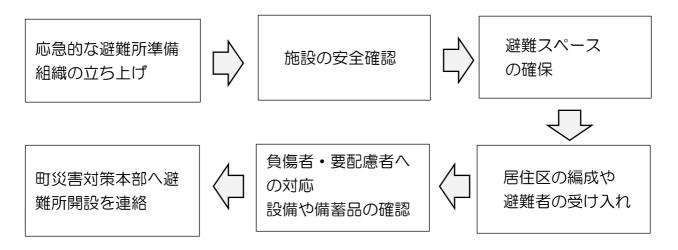
#### (2) 平日・日中(市町村職員の勤務時間内)に突発的な災害が発生したとき

• 町は施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所 担当職員を避難所に派遣します。

#### (3) 早朝・夜間・休日(市町村職員の勤務時間外)に突発的な災害が発生したとき

- 町は避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議して避難所を開設します。
- 施設管理者又は自主防災組織代表者等が、応急的に避難所を開設することができます。

#### 初動期での避難所業務の流れ



#### <通常時>

避難所施設の解錠・開門は町の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行うこととします。

#### <緊急時>

避難所担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織等が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった方々を中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

#### 応急的な避難所準備組織の立ち上げ・避難所開設の準備

避難所(施設)の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。

- (1)避難所開設の準備として、応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保(避難所内の区域設定)を行います。
  - ※ リーダーには、自主防災組織の役員や、防災に関する資格を有する者、避難している町民等の意見により推薦された人などが考えられますが、すぐに決まらない時は、町職員等が一時的にその任にあたり、対応します。
- (2)本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、上記のリーダーが陣頭指揮をとり 避難所運営にあたります。災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対 応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。

また、運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、次の症状が現れている場合は 上記のリーダーに報告し、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフ と交代するなどの対応をとります。(発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など)

#### 施設の安全確認

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設される必要があります。このため、避 難所の開設前に以下の事項を確認します。

- (1)避難所への立ち入りは、建物の安全性を十分確認し、危険がある場合は、必要な 安全措置が取られるまで待ちます。
- (2)目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。
- (3)周辺の二次災害のおそれ(火災、土砂災害等の危険性)がないことを確認します。

#### 避難スペースの確保(避難所内の部屋割り)

安全確認が済んだ施設(部屋)から、避難スペースを決めていきます。

避難スペースは、利用目的やその範囲などが誰にでもわかるような言葉や表示方法を 工夫して、明示します。

#### <スペースの決め方の例>

(1) 居住スペース

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

(例) 学校の場合 体育館 → 講堂・ホール → 教室 ※教室等を使用する場合、使用期限などを確認しておくことが必要です。

#### (2) 避難所運営に必要な場所

避難所運営に必要な場所(受付窓口、運営本部、作業スペース)は居住空間と別に用意し、施設のホール等出入口付近の場所が適しています。

#### (3) 立ち入り禁止のスペース

学校の理科室など危険な薬品や設備等がある部屋や、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋などは、立入を禁止します。

#### (4) 状況に応じて設ける必要のあるスペース

#### ①採暖室

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用するなど、 採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

#### ②授乳室や更衣室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張りなどにより安心して利用できるように配慮する必要があります。また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

#### ③患者室(隔離室)

風邪やインフルエンザ等の感染症のまん延を防ぐため、患者の隔離場所として 設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。また、なるべく一 般的な通行経路から離れた場所に設置します。

隔離区域として使える部屋がない場合は、ビニールやバリアとなり得る素材を 用いて、避難所内に新たな隔離区域を設けます。

可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の出入り口には、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具(手袋やマスク等)を着用してから入室することがわかるようにします。

#### 4相談所

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

#### 5静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻したり、騒がしい場所が苦手な人が過ごしたりする場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

#### 6育児室

周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所であり、居住スペースから離れた場所に設置します。子どもの安全が守られるよう、保護者や担当者が見守るようにします。

また、冬期間はグラウンドなどに積雪があることを活用して子どもたちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

#### ⑦コミュニティールーム (サロン)

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる 部屋・空間です。

避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。

#### 8固定電話の設置

居住スペース(就寝場所)に声が届かない場所に設けるようにします。

#### ⑨携帯電話等の充電スペースの設置

避難所の規模に応じて、携帯電話等の充電スペースを設置します。人目につく 場所に設置し、盗難事故の発生に留意する必要があります。

#### ⑩風呂やトイレなど

風呂やトイレなどの水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。

なお、断水等によりトイレが使用できない場合を想定し、簡易トイレ等がスムーズに配備できるようにします。

また、冬期間は避難所周囲の雪を暖房器具で溶かして生活用水を利用する方法がありますが、飲用には使用しないようにします。

トイレは、男性用、女性用、多目的トイレに分けるようにし、また、清潔な衛生環境を確保する必要があります。

#### ⑪ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬期間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

#### (12)支援物資の受入スペース

トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。

要冷蔵の食材の貯蔵などには、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。

#### ③ペット滞在スペース

避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。またペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

#### (4)インターネット環境の整備

避難者がインターネットにより情報を入手できる設備(wi-fiなど)を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。

#### 居住区の編成

世帯を基本単位に居住区を編成します。世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。その他にも、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

特に、観光地や商業地域では、地域の町民等以外も避難所に避難してくる可能性がありますが、これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域住民の避難者とは分けて、居住区を編成します。

必要に応じて女性専用スペースの設置も検討します。

居住区は、一人当たり「3㎡」のスペースを目安に各避難所の実情に合わせて設定し、 間仕切りを施すなどプライバシーの確保を図ります。

#### 避難者の受入

避難者の受付

- ① 受付を設置
- ② 世帯の代表者に、人数等の事項を避難者台帳に記入してもらいます。
- ③ 避難者の居場所が決まり次第、世帯の詳細情報を避難者個別カードに記入してもらいます。
- ④ 避難所運営本部は、避難者台帳や避難者個別カードで避難者に記入してもらった情報を電子データ化し、これを元に食事・入浴支援等の利用有無の項目といった追加を行う等して活用します。

⑤ 災害対策本部は、各避難所の被災者台帳を取りまとめるとともに避難者数を把握し、避難者の罹災証明等の交付状況などの支援状況が把握できるよう活用するものとします。

居住空間への避難者の誘導にあたっては、施設の広いスペース(体育館等)から避難者を収容し、支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等は、家族単位で、優先して空調設備等のある部屋へ収容します。なお、冬期間は、避難所の滞在について寒さ対策を十分に講じる必要があり、施設の暖房設備が稼働しない場合は、ポータブルストーブやジェットヒーター等が必要です。この場合、定期的な換気が必要なことに留意します。加工が必要となりますが、換気が不要な熱交換型温風機の導入を検討してみてもよいでしょう。

乾燥する場合は、加湿器の設置や濡らしたバスタオルを室内に干して乾燥を防ぎます。 また、犬、猫などの動物類は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一 のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳」に 登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

#### 車中泊の避難者に対する対応

個々の事情により、避難所に入所せず車中泊で避難を希望する場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要となります。

車中泊の避難については、各避難所の駐車場などや目配りができる範囲で認めるなど、 食事、トイレなどの所定の生活ルールを説明するものとします。

また、エコノミークラス症候群の予防として、屈伸など適度な運動、弾性ストッキングの使用(配布)、水分摂取などの注意喚起を行うものとします。

#### 負傷者・要配慮者等への対応

避難者に負傷者、発熱や咳等の症状がある者がいる場合には、その負傷等の状況を確認し、治療の必要性(緊急度)が高い者については、町災害対策本部に連絡します。避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。

要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、市町村災害対策本部に連絡します。要配慮者が必要とする食料(食物アレルギー対応食品等)や物資(ストーマ用装具等)のニーズを把握し、町災害対策本部に確保を要請します。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子供、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります。

#### 食事提供時の対応

避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留意するとともに、アレルゲン 等の有無について情報提供を行うよう、配慮する必要があります。

積雪寒冷期には、避難所内の気温が低く常温の飲料を飲まない避難者も想定されることから、電気ポット等を活用し、温かい飲み物の提供に努めます。

また、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の提供などが求められることから、管理栄養士や栄養士の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや給食センターの活用などにより、食事を提供できる体制を構築するなど、避難者の健康に配慮する必要があります。

#### 福祉避難所開設の検討

避難者に「食事、排泄、移動が一人でできない全介助を要する方」がいるなど、福祉避難所での対応が必要と判断される場合には、速やかに福祉避難所を開設する必要があります。

町管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当 該施設管理者にその開設を要請します。

発災時には、停電で電話が不通になるなど、施設と迅速に連絡を取ることが困難な場合も想定されることから、連絡ルートを複数確保するなど、発災時を想定した連絡体制の構築に努める必要があります。

#### 設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備及び物資を確認します。備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、町災害対策本部に要請を行う準備をします。

#### 必要となる避難所の設備・物資の例

(1) 設備

水道、ガス、電気(※)、電話、暖房、トイレ、シャワー、施設内放送設備、非常 用発電機、投光器

※電気毛布等の使用を想定し、使用可能電力を把握しておく

② 資機材

テレビ、ラジオ、インターネット環境(Wi-Fi 等)、携帯電話等の充電設備、ポータブルストーブ、事務機器(パソコン、プリンタ、ファクシミリ)、電気ポット

③ 食料、飲料

食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食等

④ 生活用品等

段ボールベッド、毛布、電気毛布、冬用寝袋、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、手指消毒薬、燃料 (灯油等)、トイレ掃除用具

⑤ 感染症対策用品

使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具

#### 感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物の例

マスク(無い場合はタオル等)、アルコール消毒液(無い場合はウエットティッシュ等)、体温計

#### 町災害対策本部への連絡

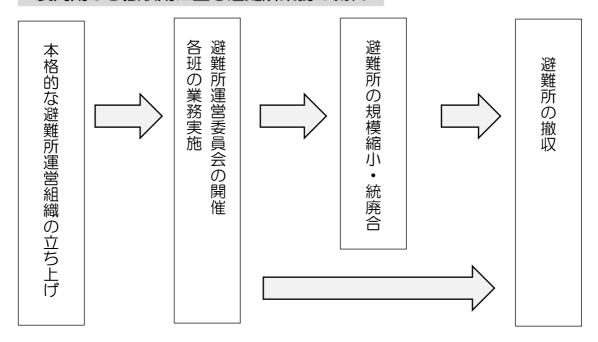
避難所の状況について、町災害対策本部に連絡します。町災害対策本部への連絡は、 原則として避難所担当職員が行います。避難所担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、 避難所準備組織のリーダー(避難者の代表者)が行います。

この連絡により、避難所が町災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに連絡します。

また、避難所からの連絡は、町災害対策本部の貴重な情報となるので、可能な限り周辺の状況も連絡します。

#### 5 展開期以降

#### 展開期から撤収期に至る避難所業務の流れ



#### (1)展開期(24時間~3週間程度)

展開期では、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行います。

期間は、災害発生から、概ね24時間~3週間程度と考えられますが、災害の規模などによって変わります。

#### 本格的な避難所運営組織(避難所運営委員会)の立ち上げ

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。

避難所運営委員会は、原則として避難者(町民等)が主体となり、展開期の避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。各班は避難所の規模や地域の実情に応じて、統合したり分割したりすることが可能です。

なお、避難者が運営を行うことができない場合、応援職員やボランティア、地域防災 マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うようにします。

#### 避難所運営委員会における会議の開催

避難所運営を円滑に進めるために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。

会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その 結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。

特に議題等がない場合でも、1日1回は会議を開催し、避難所内の情報を共有して、 各班が連携した対応を行うようにします。

#### 避難所運営委員会の議題等の例

- ■避難所運営の方針決定
- ■避難者のニーズ把握
- ■必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請
- ■居住区への衝立の設置、スペース配分の見直し
  - ※ 避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。
- ■避難所の生活ルールの確立
  - ※ 起床・消灯時間、掃除など避難所の状況に応じて、ルールを設けます。また、避難者が勝手に自炊などをしないよう、必要に応じて炊事場の設置ルール等を設けます。
- ■避難者や避難所運営スタッフの健康管理
- ※ 避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の様子の変化に注意が必要です。ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

#### 円滑な受援の実施

避難所は被災者の生活の場であるとともに支援拠点でもあり、外部からの支援を円滑 に受けられる体制を整える必要があります。

具体的には、救護等のための医師・看護師や多様なニーズに対応するためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品などの物的資源の受入を円滑に行います。

#### 防犯対策の実施

避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保や自警団等の結成、避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

#### 正確な情報の発信

デマや根拠のない情報により、避難者に不安等を与えないよう、警察や関係機関とも連携を図り、Lアラートのお知らせ欄やSNSも活用した避難者への正確な情報発信や避難所内での情報の掲示などに取り組みます。

#### 在宅避難者等への対策の実施

避難所に避難してくる被災者への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者(勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者)や在宅避難者 (避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者)等への情報発信や物資提供などの対応拠点としても、避難所は機能する必要があります。

#### (2) 再構成期(3週間以降)から撤収期(ライフライン回復頃)

避難が長期化する場合、状況に応じて避難所の運営体制の見直しを行い、避難者の相談体制の確立、こころのケアなどを行うとともに、避難者の自立へ向けた取組に合わせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

#### 再構成期の避難所運営

概ね災害発生から3週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減っていき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。

その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の健康 状態の悪化が懸念されるため、個別の事情に配慮しながら、生活再建に向けた情報(仮 設住宅建設の見込み、義援金の配分など)の提供を行っていくことが必要です。

#### 避難所の統廃合

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となり、 避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、避難 所の解消につなげることが求められます。

避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合も視野に入れ、解消に努めます。

例えば、校舎を避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、避難所として使用しているスペースを集約したり、他の避難所への移動を検討したりすることとなります。

#### 避難所の統廃合に伴う避難者の移動

避難所を出られない被災者には、様々な理由があり、避難所を解消するためには、避 難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。

避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。

#### 避難所の撤収・閉鎖

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理完了や、仮設住宅などの仮住まいが確保 される目途が立つと、避難所の閉鎖に向けた準備を進めます。

避難所の閉鎖が決定した場合は、まず避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などとの調整の上、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

#### 6 福祉避難所の開設

#### 安全性と受入規模の確認

指定又は確保している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能な人数を把握します。

#### 〇現在、町で指定している福祉避難所

総合保健福祉センターゆとろ 電話:23-3019

福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を整えた公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保します。

#### 生活相談員の確保・配置

#### (1)確保

要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置します。

生活相談員は、災害救助法が適用された場合には、国の基準により、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努めます。

町職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合には、道が他地域から生活相談員等を派遣する制度(北海道災害派遣ケアチーム)を活用すべく、道の窓口に必要な支援を要請します。

[窓口] 北海道保健福祉部総務課危機管理係

電話:011-204-5242(直通)

#### (2)配置

要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら必要な人員を配置します。

#### 設備・備蓄品の確認

要配慮者が必要とする設備、資機材、食料、飲料水及び生活用品を手配・確保し、不備や不足がある場合には、災害対策本部に支援を要請します。

避難所における必要設備や物資のほか、特に要配慮者が必要とする設備や資機材等については、発災時に必要数を確保することは困難な場合が想定されることから、平時から、一定程度の備蓄を進めるほか、設備、資機材等の調達先リストを作成し、必要に応じて関係事業者・団体と協定を締結するなど、調達体制の構築について検討しておく必要があります。

#### (1) 設備

冷暖房設備、障がい者用トイレ、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、非常 用発電機、投光器 など

#### (2) 資機材

情報伝達機器(ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、掲示板等)、パーテーション、日常生活用具・補装具(ベッド、担架、車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、酸素ボンベ) など

(3)食料、飲料

食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食、介護食 など

(4) 生活用品

毛布、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ など

#### 開設の周知

#### (1) 周知先

福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達します。

具体的には、要配慮者本人はもとより、自主防災組織、地域の町民等、支援団体、 医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮 者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法があります。

福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知します。

#### 避難者の受入

#### (1) 対象者等

福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者や、その家族まで含めて差し支えありません。

他の避難所から移動する場合は、要配慮者の状態に応じ、福祉車両、救急車両、一般車両などを手配し移送します。

受け入れた際には、避難者名簿を作成し、福祉サービスの利用意向・利用動向などについて把握しておきます。

避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域の町民等、市町村職員等の協力(共助・公助)により、介助等を行います。

#### (2)避難者台帳

避難所に一旦、避難し、その後、福祉避難所に移動した要配慮者は、被災者台帳の情報を活用します。

なお、福祉避難所に直接避難した要配慮者は、新たに被災者台帳を作成し、要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、被災者台帳は、適宜更新します。

#### 福祉避難所担当職員の運営体制の整備

(1)福祉避難所担当職員の配置

町が福祉避難所を開設したときは、「福祉避難所担当職員」を配置します。当面は 24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず交代要員を確保しておきます。

#### (2) 社会福祉施設等に開設した場合

福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行います。

#### (3) 指定避難所の一区画等に開設した場合

事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等 を確保し、地域の福祉避難スペース(室)に要配慮者支援班を設置します。

避難所では対応できないニーズ(介護職員・手話通訳者等の応援派遣、マット・ 畳等の物資・備品の提供)については、町の災害対策本部に迅速に要請します。

なお、町で対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行います。 また、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要 配慮者支援班に従事する者の確保に努めます。

#### 支援の提供

#### (1)相談窓口

在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置します。

#### (2)福祉サービス等の提供

福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。

#### (3) 特性に応じた配慮

要配慮者への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討します。

要配慮者	情報提供方法		
・聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等		
• 視覚障がい者	点字、音声等		
<ul><li>盲ろう者</li></ul>	指点字、手書き文字等		
・知的障がい者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等		
• 精神障がい者			
• 発達障がい者			

要配慮者の状況に応じて必要な支援を行います。

人材が確保できない場合には、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係

電話:011-204-5242(直通)

#### 緊急急入所等の実施

在宅や一般の避難所、又は、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送します。

人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供します。

#### 福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖が決定した場合には、避難者に説明を行います。

その際、受入時の身体や疾病状態等が変容している可能性もあるため、生活相談員・ 町の福祉部門の職員・本人・家族などを交え、在宅での生活に必要なサービスや支援に ついて話し合いを行った上で、在宅生活等へ移行します。

## 7 避難所の運営体制

避難所の運営にあたっては、避難所運営委員会を設置した上で、運営責任者を配置し、 また、担当業務ごとに班構成を行い、避難者自身の役割分担を明確化することにより、 避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を関係機関や団体の協力を得ながら整えます。

#### <班構成の参考例>

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

#### 8 感染症対策

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が考えられます。そのため避難所は、感染症が発生しやすい状況にあり、集団で生活をしていることから発生した感染症が拡がりやすい環境にあるため、感染拡大防止に万全を期すことが重要なことから、次の点に留意する必要があります。

#### 「避難所」の開設

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討します。

#### (2) 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを 防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難して いただくことも検討します。

#### (3) 自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている軽症の感染症患者等への対応は、保健福祉部局と十分連携し、医療機関やホテル等での療養など適切な対応を事前に検討する必要があります。

#### 避難者等の健康管理

- (1) 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認
  - ・ 避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)を避難所への到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的に確認する必要があります。
  - 保健師による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェックが重要です。
  - ・運営スタッフは、事前に各自の健康状態(発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など)を確認し、症状がある場合は避難所運営組織に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

#### 避難所の衛生管理

(1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や運営スタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策 を徹底します。

#### (2) 避難所の衛生環境の確保

- 物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときはその都度家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保ちます。
- ・トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと使い捨て手袋、 エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤など)を用いて、 便器周りを中心に清掃します。
- ・消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。(例:アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。)
- 避難所は土足厳禁にします。
- ・紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。

#### (3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

- 避難所内は、定期的に十分な換気を行います。
- 避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることが望ましく、カーテンや段ボール等によるパーテーションも有効です。

#### 発症時等の対応

(1)避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

感染症を発症した場合等の対応については、患者の隔離や医療機関への搬送など 保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する必要があります。

- (2) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保
  - 発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保することが 必要です。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと 手洗い場を確保します。
  - 発熱や咳等のある人々を同室にすることは、望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をすることが必要です。
  - ・症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン、 動線を分けます。

なお、すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底 する必要があります。

## 避難所運営マニュアル

# 様式集

- 様式 1 避難所の被害等チェックシート
- ・様式 2 避難者個別カード
- •様式 3 物資要請票
- •様式 4 備蓄物資一覧表
- ・様式 5 避難所内の空間配置地図
- •様式 6 避難所運営日誌
- •様式 7 避難者台帳
- ・様式 8 近隣の避難所・官公署リスト
- •様式 9 避難行動要支援者名簿
- •様式10 外泊届
- •様式11 物資受払簿
- •様式12 訪問者管理簿
- •様式13 取材者受付用紙
- •様式14 郵便物等受払簿
- ・様式15 健康管理シート
- 様式16 ボランティア受付簿
- ・様式17 ペット登録台帳
- ・様式18 避難者要望シート

# 避難所の被害等チェックシート

	チェック項目	はい	いいえ
1	建物の全体または一部が損壊している。		
2	建物の基礎が損壊している。または基礎と上部建物がずれている。		
3	建物が傾いている。		
4	建物の周辺で地すべりや崖くずれ、倒木などが発生している。		
5	隣接する建築物の損壊による危険がある。 (倒れてくる恐れなどがある。)		
6	建物の内部にゆがみがある。または窓ガラスにひび割れがある。		
7	建物の内部の壁や柱に亀裂などがある。		

※以上の項目に「はい」が1つでもあった場合は、災害対策本部へ連絡し、他の 避難所などへの移動を含め、使用の可否について検討する。

<ライフラインなど>

	<u> </u>	チ	I	ツ	ク	項	使用可	使用不可
1	電気							
2	水道							
3	下水道							
4	電話							
(5)	FAX							
6	インターネット							
7	テレビ							
8	暖房							
9	トイレ							
10	照明器具							
11	屋外階段							

# 避難者個別カード

避難所名	•		
<u> 世                                   </u>	•		

	入所時記入											
	ふりがなせ、大人のでは、					住	所					
7	、所年月日		年	<b>月</b>								
	ふりがな 氏 そ		年齢	性別	職業等	電	話					
						所属	動力:	会名				
家						家園被害				· 一部 停電 ·		
						***	<del>/-</del> 12	氏名				
族						親戚 <i>0</i> 連綱	)	住所				
						XE #11		TEL				
						な配源	景が必	要な事	項等が	ど、生活に あれば、 t ださい。		
<b>※</b> ≤	今後記載の内容に	こ変更が	あった	場合は、	、そのも	部度お	申し出	さくだる	さい。			
	退所時記入											
退	<b>國所年月日</b>	Т			年	月			時	分		
車	□ <b>住所</b> □ <b>住所</b> □ <b>電話</b> 番	号										
備	考											
<b>%</b> J	産難所運営委員会			<del></del>	7 <del>                                     </del>	<b>小下 :口</b>			I	<b>11立 ## <del>-12</del> /</b> 2	ᄺᆓᄀ	I
	在所の状況 避難所に <b>入</b> 所			避難所	己慮者の への移動	力 口要				避難者台	「帳番号	
	在宅でサービス 車中泊	受領	福祉	避難所々	への移動	力 口要	₹ □2	下要				

# 物 資 要 請 票

#### 避難所名

要望提出日時	年	月	В	時	分	
要望書提出者(役職・氏名)						

[食料]

避難者	食	備考(乳幼児・高齢者・アレルギー対応など 配慮が必要な事項)
在宅避難者	食	
合計	食	

[食料以外の物資]

番号	品名	サイズ・規格など	数量	備  考

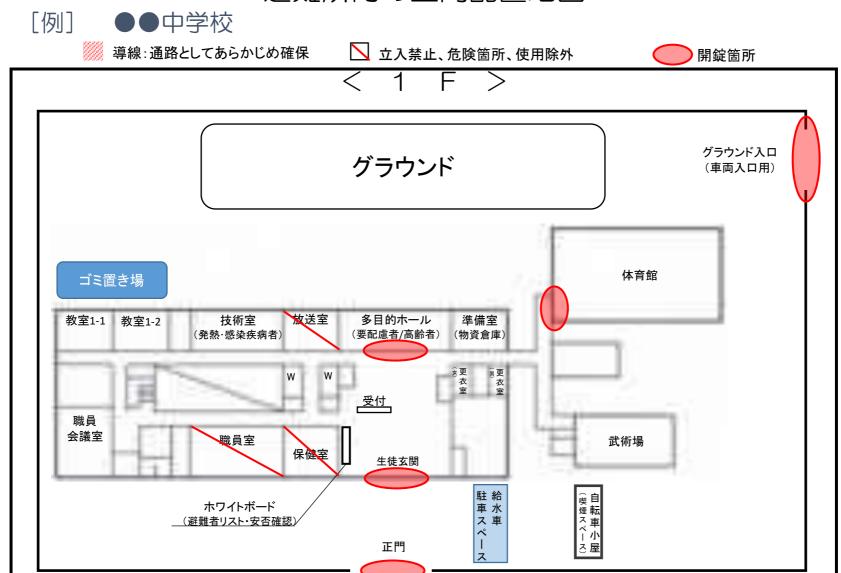
<sup>※</sup>サイズ、規格ごとに1行使用する。

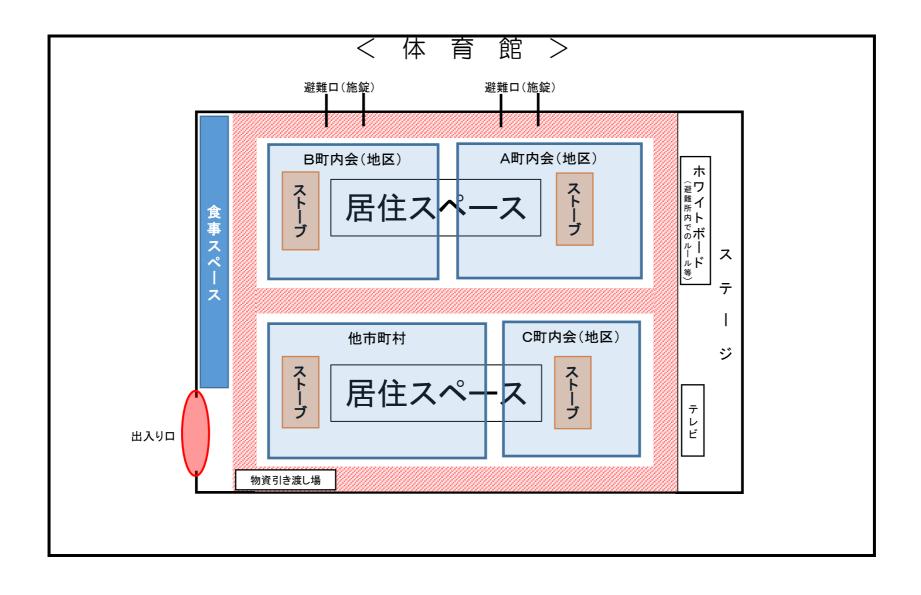
<sup>※</sup>緊急を要する場合は、備考欄に理由等を記入する。

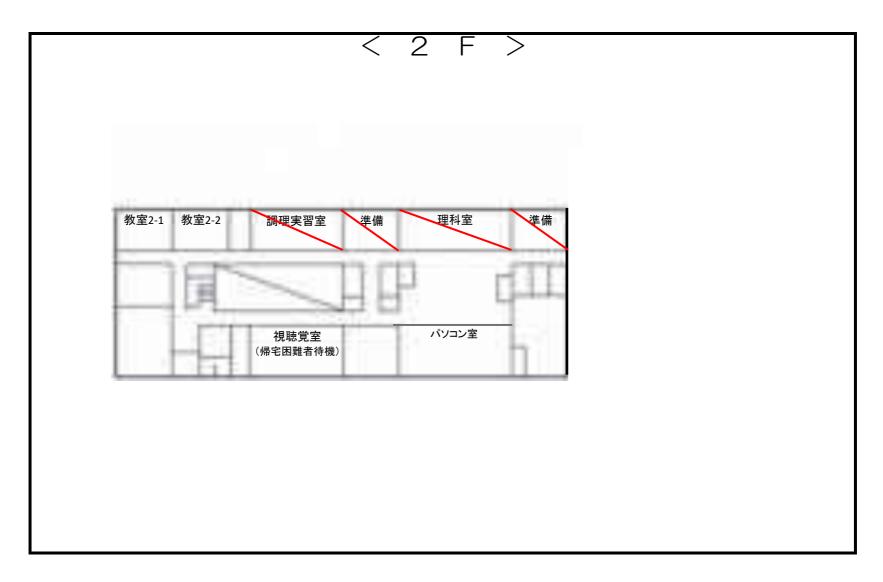
# 備蓄物資一覧表

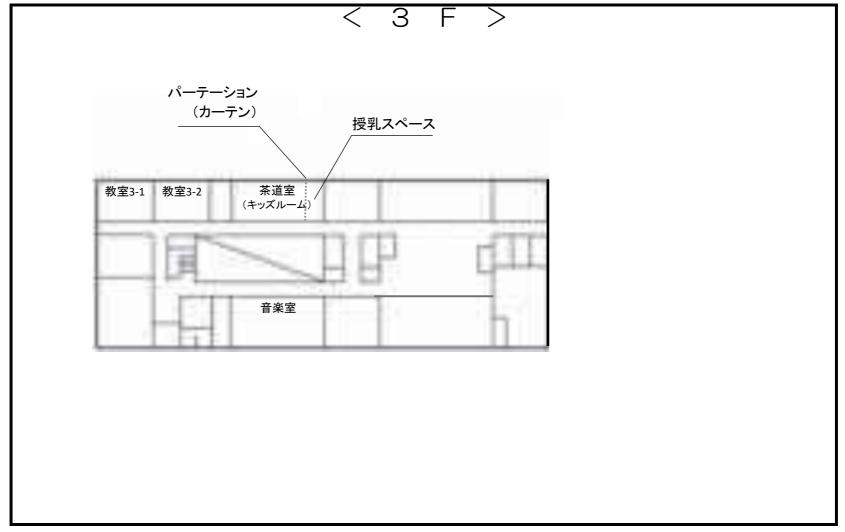
番号	物資の名称	規格等	数量	備考

# 避難所内の空間配置地図









# 避難所運営日誌

避難所名

作成	者名			
作成	日時	月	日()時	分
				M
		現在の状況(A)	前回の状況(B) 	増減(A-B)
世帯	数(合計)	世帯	世帯	世帯
内訳	避難者	世帯	世帯	世帯
訳	在宅避難者	世帯	世帯	世帯
人数	(合計)	人	人	人
内	避難者	人	人	人
訳	在宅避難者	人	人	人
		付近の道路	通行可 •	通行不可
	地域の状況	ライフライン途絶	あり ・ ↓ ライフラインの種類 (	なし (
避難代表	所運営委員会 者名•連絡先			
連絡	事項等			

# 避難者台帳

## 避難所:

番号	入所日	退 所 日	(ふりがな) 名前(世帯の代表者)	住 所	電話 (連絡が取れる番号)	世帯の人数 (記入者も含 む)	家族の中に配慮が 必要な方がいるか (介護・障がい・ア レルギーなど)	車中泊の有無	安否確認への回答 (外部から照会の 際、住所・氏名を提 供)
	月日	月日				人	いる・いない	有•無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有∙無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有∙無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有•無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有∙無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有∙無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有∙無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有•無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有•無	希望する・希望しない
	月日	月日				人	いる・いない	有•無	希望する・希望しない

# 近隣の避難所・官公署リスト

## 【近隣避難所】

避難所名	住 所	電話番号	備   考

## 【官公署】

名 称	住 所	電話番号	備   考

# 避難行動要支援者名簿

#### 避難所:

	(でいがな)					避難支援等を	必要とする事由		
番号	(ふりがな) 名 前	住所又は居所	連絡先	生年月日	性別	障害、要介護、 難病、療育の種別	障害等級、要介護 状態区分、療育判定等	備	考
	***************************************								
	***************************************								
	***************************************								
	***************************************								

# 外 泊 届

## 避難所名

ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日
外泊先	
緊急時の連絡先電話番号	
備考欄	

# 物 資 受 払 簿

<u>避難所名</u>

台	帳番	믕	品名			サイズ・:	規	格など				備考
年	月		受入元	払出	出先	(避難者等)		受入数	払と	出数	残数	備考
			3									

※受入・払出、それぞれ1件ごとに1行使用する。

# 訪 問 者 管 理 簿

避難所:

番号	訪問月日	(ふりがな) 名 前	訪問時刻	退所時刻	用件
	月日				

# 取材者受付用紙

#### 避難所名

	受付	<b>t</b> E	時		年	月			時	分
	退原	f E	時		年	月		В	時	分
代表者	会社名連絡先		E地、電話番号等	等)		氏	名			
 同 行 者										
取材	目的									
放送•排	曷載予定									
備	考									
(避難序	 所担当者 避難;									

# 郵便物等受取簿

#### 避難所名

		避難	所運営委	委員会記	入欄	避難者(受	取者)記入欄		
番号	郵便局等から 受付月日		宛	名	郵便物等の種類	受取月日	受取人氏名		
	月	В			はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月	В			はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			
	月	В			はがき・封書・小包 その他 ( )	月日			
	月				はがき・封書・小包 その他( )	月日			

# 健康管理シート

			避難列	1名			
			<u>避難者</u>	<u>對</u>			
			<u>記入者</u>	氏名	<u>.</u>		
時	<del></del>	月	<b>B</b> (	)	午前•午後	時	分

# (人数を記入)

症	~9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳~
発 熱								
下痢•嘔吐								
外傷								

# ボランティア受付簿

#### 避難所名

番号	受付日	氏名・住所・電話番号	性別	職業・学校名等	備考 (ボランティアの 種類など)
		氏名			
		住所			
		電話			
		氏名			
		住所			
		電話			
		氏名			
		住所			
		電話			
		氏名			
		住所			
		電話			
		氏名			
		住所			
		電話			
		氏名			
		住所			
		電話			
		氏名			
		住所			
		電話			
		氏名			
		住所			
		電話			
		氏名			
		住所			
		電話			

# ペット登録台帳

## <u>避難所名</u>

番号	飼 主	登録日	種類	性別・色 特徴	名前 (呼び名)	退所日
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					
	氏名					
	住所					
	電話					

## 避難者要望シート

※避難所における要望等がある場合は、この用紙に記入の上、避難所運営 委員会の担当者に提出してください。

# 避難所名 提出日時 年 月 $\Box$ 時 分 記入者氏名 [必要とする物資] [その他要望事項等]

#### 【項目一覧】

- I 運営体制の確立(平時)
- (1) 平時から実施すべき業務
  - 1 避難所運営体制の確立
  - 2 避難所の指定
  - 3 初動の具体的な事前想定
  - 4 受援体制の確立
  - 5 帰宅困難者在宅避難者対策
- Ⅱ 避難所の運営(発災後)
- (1)基幹業務
  - 6 避難所の運営サイクルの確立
  - 7 情報の取得管理共有
  - 8 食料物資管理
  - 9 トイレの確保管理
- (2)健康管理
  - 10 衛生的な環境の維持
  - 11 避難者の健康管理
  - 12 寝床の改善
  - 13 避難所運営スタッフの健康管理
- (3) よりよい環境
  - 14 衣類
  - 15 入浴
- Ⅲ ニーズへの対応
- (1)要配慮
  - 16 配慮が必要な方への対応
  - 17 女性・子どもへの配慮
- (2)安全安心
  - 18 防犯対策
  - 19 ペットへの対応
- Ⅳ 避難所の解消
  - 20 避難所の解消に向けて
- V 感染症対策
  - 21 感染症対策

項目	-E D							たに行いつ									
҈時	項目 番号		を	何々	する	準備	初動	1	再構成	撤収	誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	
ら実 施	1. 避業	性所運営体制の確立 		l	l	1		I	T	T			Т	1	1	1	
べき	1	災害対策本部・避難所担当	を	確保	する			*		-					•••		
務	1-1					0					防災、保健福祉担当	避難所運営の経験者のリスト		作成			
	1-2					0					防災担当	庁内メンバー(防災、福祉、上下水道、・・・)の選定	を	実施	する		
	1-3					0					防災、保健福祉担当	庁外メンバー(社協、NPO・・・)の選定	を	実施	する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会	
	1-4					0					防災、保健福祉担当	避難所担当を地域防災計画等	で	確立	する		
	1-5					0		0	0		防災、保健福祉、避難所 担当	避難所支援に関する話合い(平時・発災後)	を	実施	する	NPO、ボランティア、 社会福祉協議会	
	1-6							(	0		避難所担当	避難所支援に関する話合いには、必要に応じてNPO、ボランティア等の代表の参画の呼びかけ	を	実施	する	NPO、ボランティア、 社会福祉協議会	
	1-7					0					保健福祉担当	福祉避難所の対象者の概数	を	把握		民生·児童委員、身障者相談 員、事業者、関係団体等	
	1-8					0					保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	福祉避難所の対象者の現況	を	把握	する		
	1-9					0					保健福祉、障がい者、高	情報の管理体制、関係部局等との情報共有体制		整備			
	1-10					0					齢者、母子・乳児担当 防災、保健福祉担当	要配慮者支援班の構成員				関係団体、事業者	
				***************************************				***************************************								自主防災組織、支援団体、福 社関係者、保健·医療関係者、	
	1-11		enenenenenenen			0					防災、保健福祉担当	要配慮者支援班の設置				社関係者、保健・医療関係者、 民生委員、ボランティア等	`
	1-12					0					保健福祉担当	福祉避難所の開設・運営担当職員		指名		사스코게妆라 도	
	1-13					0					保健福祉担当	関係機関との連携体制	を	確立	する	社会福祉施設、医 療機関等	
	1-14					0					防災、保健福祉担当	避難所運営者育成のための研修	を	実施	する		
	2	各避難所で避難所運営委員会	を	設置	する												
	2-1					0					防災、保健福祉担当	各避難所に避難所運営委員会	を	設置	する		
	2-2		***************************************			0					防災、保健福祉担当	避難者の代表、施設管理者、避難所派遣職員等で避難所運営委員会の体制	を	確立	する		
	2-3					0		0			防災担当、避難所運営	女性がリーダシップを発揮しやすい体制	を か	確立	する		-
	2-4				***************************************	0			 ⊚		委員会 避難所避難所運営委員	避難所運営委員会で定期的な会議		実施			-
				***************************************					T		会 避難所避難所運営委員					NPO、ボランティア	
	2-5					0		0			会	運営会議に必要に応じNPO・ボランティア等の代表の参画の呼びかけ		実施		NPO、ボランティア、 社会福祉協議会	
	2-6							0			防災担当	行政職員の応援要請  「おおおおの」と同ちなが呼ばる。ことにも場合の呼ばる。		実施			
	2-7					0					避難所運営委員会	指定避難所の一区画を福祉避難スペースとした場合の避難所運営組織に要配 慮者班	を	設置	する	町民等、有貨格者、 専門家等	
	2-8					0					防災、保健福祉担当	社会福祉施設等を福祉避難所とした場合の人的支援	を	確保	する		
	3	災害対策本部と避難所の連絡体制	を	確立	する												
	3-1		emenenenen	***************************************		0		***************************************	nami namanamanamananamanaman		避難所担当	災害対策本部との連絡(通信)手段	ı	習熟	する	応援職員	
	3-2						0				避難所担当	避難所派遣職員の配備状況の報告	を	実施	する	応援職員	
	3-3						0				避難所担当	被害状況・避難者人数の把握、本部への報告				応援職員	
	3-4							0			避難所担当	災害対策本部・避難所担当との連絡方法				応援職員	
																	_
	3-5								$\overline{}$	I	避難所担当	避難所の状況・物資要請等定時報告	を	<b>美</b> 施	する	応援職員	
	4	各避難所派遣職員の基本業務	を	確立	する												_
	4-1								<b>O</b>		避難所担当	避難所内の避難者人数	を	把握	する	応援職員	
	4-2								0		避難所担当	避難所の必要食事数	を	把握	する	応援職員	
	4-3						0		0		避難所担当	避難所のトイレ・設備の状況	を	把握	する	応援職員	
	4-4								0		避難所担当	避難所内の情報管理・発信	を	実施	する	応援職員	
	4-5					0			0		避難所担当	災害ボランティア本部(社会福祉協議会)への派遣要請・調整	を	実施	する	応援職員	
	4-6			***************************************					0		避難所担当	避難所派遣職員間の引き継ぎ体制	を	確立	する	応援職員	
		作示のお中		•			•					•		•	•		
	2. 避業	EMの指定			ナス								_				
	<b>2. 避糞</b> 1		を	確保	9 0												-
	<b>2. 避業</b> 1 1-1		を	確保	9 0	0		***************************************			防災担当、施設管理者	地域に想定される災害	を	確認	する		
	1 1-1		を	確保	9 0	0											
	1 1-1 1-2		を	確保	9 0	<ul><li>•</li><li>•</li></ul>					防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域	を	確認	する		
	1 1-1 1-2 1-3		を	確保	9 %	<ul><li>O</li><li>O</li></ul>					防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設	をを	確保	する		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4		<b>*</b>	確保	9 0	<ul><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li></ul>					防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確	ををを	確保実施	する する する		
	1 1-1 1-2 1-3		を	確保	9 0	<ul><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li></ul>					防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示	をををを	確保実施実施	する する する する		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4		を	確保	9 0	<ul><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li></ul>					防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確	をををを	確保実施	する する する する		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	災害想定に応じた避難所		確保		<ul><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li></ul>					防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示	をををを	確保実施実施	する する する する		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	災害想定に応じた避難所				<ul><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li></ul>					防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示	ををををを	確保実施実施	する する する する する		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	災害想定に応じた避難所				<ul><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li></ul>					防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知	をををををを	確認確保実施実施	する する する する する		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1	災害想定に応じた避難所				<ul><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li><li>0</li></ul>					防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること	を を を を を を	確認確果実施実施確認	する する する する する する		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2	災害想定に応じた避難所									防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災投当 防災、保健福祉、障がい者、 高齢者、母子・乳児担当 防災、保健福祉担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標	を を を を を を を	確認保実実確設	する する る る る る る		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4	災害想定に応じた避難所									防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設	E     E <td>確定案実確設確指</td> <td>する する する する る る る る る る る る る る る る る る</td> <td></td> <td></td>	確定案実確設確指	する する する する る る る る る る る る る る る る る る		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5	災害想定に応じた避難所									防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設	E     E <td>確確実実産確設確指確認保施施施認定認定保</td> <td>する す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確実実産確設確指確認保施施施認定認定保	する す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	災害想定に応じた避難所									防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災災担当 防災災担当 防災災害者、保健福祉・原がい当 防災、保健福祉担当 防災、保健福祉担当 に保健福祉担当 に保健福祉と に関がいる。高 に関するには、高 に関するには、高 に関するには、高 に関するには、高 に関するには、に対しては、に対し、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対し、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対し、に対しては、に対し、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対しては、に対し、に対しないは、に対しいは、に対し、に対しないは、に対し、に対し、に対し、に対しないは、に対し、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、に対しないは、は、に対しないは、には、には、は、は、には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース	E     E <td>確確実実確設確指確確認保施施施認定認定保保</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確実実確設確指確確認保施施施認定認定保保	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7	災害想定に応じた避難所									防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災犯担 防災災担 動 防災、保健福祉、障がい当 防災、保健福祉担当 防災、保健福祉担当 に保健福祉担当者、高にののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース	E     E <td>確確実実実確設確指確確確認保施施施認定認定保保保</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確実実実確設確指確確確認保施施施認定認定保保保	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	災害想定に応じた避難所									防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災犯力 防災犯力 防災犯力 防災、保健福祉、障がい者、保健福祉担当 防災、保健福祉担当 防災、保健福祉担当者、高院健福担当(保健福祉と)障がい者、保健福祉担当者、高によりに対して、高には対して、高いののでは、には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物	E     E <td>確確実実確設確指確確認保施施施認定認定保保</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確実実確設確指確確認保施施施認定認定保保	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7	災害想定に応じた避難所									防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災犯力 防災犯力 防災犯力 防災、保健福祉、障がい者、保健福祉担当 防災、保健福祉担当 防災、保健福祉担当者、高院健福担当(保健福祉と)障がい者、保健福祉担当者、高によりに対して、高には対して、高いののでは、には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース	E     E <td>確確実実実確設確指確確確認保施施施認定認定保保保</td> <td>す す す す す す す す す す る る る る る る る る る る</td> <td></td> <td></td>	確確実実実確設確指確確確認保施施施認定認定保保保	す す す す す す す す す す る る る る る る る る る る		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9	災害想定に応じた避難所福祉避難所/スペース	$\epsilon$		する						防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災犯力 防災犯力 防災犯力 防災、保健福祉、障がい者、保健福祉担当 防災、保健福祉担当 防災、保健福祉担当者、高院健福担当(保健福祉と)障がい者、保健福祉担当者、高によりに対して、高には対して、高いののでは、には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物	E     E <td>確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確確 確 確 認 定 認 定 保 保 保 保</td> <td>す す す す す す す す す す る る る る る る る る る る</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確確 確 確 認 定 認 定 保 保 保 保	す す す す す す す す す す る る る る る る る る る る		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9	災害想定に応じた避難所福祉避難所/スペース	$\epsilon$	確保	する						防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災犯力 防災犯力 防災犯力 防災、保健福祉、障がい者、保健福祉担当 防災、保健福祉担当 防災、保健福祉担当者、高院健福担当(保健福祉と)障がい者、保健福祉担当者、高によりに対して、高には対して、高いののでは、には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物	E     E <td>確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確確 確 確 認 定 認 定 保 保 保 保</td> <td>す す す す す す す す す す す す る る る る る る る る</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確確 確 確 認 定 認 定 保 保 保 保	す す す す す す す す す す す す る る る る る る る る		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3	災害想定に応じた避難所福祉避難所/スペース	$\epsilon$	確保	する						防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災災担当 防災災担当 防災災担 担当 防災災力 対 が災災力 対 が災災力 は一十年のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員	E     E <td>確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 確 確 確 確 と 認 定 保 保 保 保 保 保 保 な な な な な な な な な な な な</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 確 確 確 確 と 認 定 保 保 保 保 保 保 保 な な な な な な な な な な な な	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1	災害想定に応じた避難所福祉避難所/スペース	$\epsilon$	確保	する						防災担当 防災担当 防災担当 防災投担当 防災災担当 防災災担当 防災災担 対 防災災力 対 防災災力 対 が が 防災災人保健者・乳児担担 対 が 防災災、、福祉・乳児担担 対 に 対 が に は は は は は は は は は は は は は は は は は は	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース バリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員	E     E <td>確確 実 実 建 確 設 確 指 確 確 確 確 体 検 検認 保 施 施 施 認 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 建 確 設 確 指 確 確 確 確 体 検 検認 保 施 施 施 認 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3	災害想定に応じた避難所福祉避難所/スペース	$\epsilon$	確保	する						防災担当 防災担当 防災担当 防災災担当 防災災担 担当 防災災 担当 は不会のでは、大会のでは、ないな	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース バリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用	E     E <td>確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 檢 検 検認 保 施 施 認 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討 討</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 檢 検 検認 保 施 施 認 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討 討	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4	後能別避難所	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	確保計	する						防災担当 防災担当 防災担当 防災災担当 防災災担 担当 防災災 担当 は不会のでは、大会のでは、ないな	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と 避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース バリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用	E     E <td>確確 実 実 建 確 設 確 指 確 確 確 確 体 検 検認 保 施 施 施 認 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 建 確 設 確 指 確 確 確 確 体 検 検認 保 施 施 施 認 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4	機能別避難所	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	確保	する						防災担当 防災担当 防災災担当 防災災担当 防災災担 担当 は不会には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース バリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用 大規模避難所(アリーナ等)の活用	E     E <td>確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 検 検 検 縁認 保 施 施 施 認 定 器 定 保 保 保 保 保 計 討 討 討</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 検 検 検 縁認 保 施 施 施 認 定 器 定 保 保 保 保 保 計 討 討 討	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4	後能別避難所	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	確保計	する						防災担当 防災担当 防災災担当 防災災担当 防災災担 当 防災災担 当 防災災担 当 防災災 担 当 (大者、保保健福・(大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田)	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の適いを明確 指定避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用 大規模避難所(アリーナ等)の活用 指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化	E     E <td>確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 檢 検 検認 保 施 施 認 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討 討</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 檢 検 検認 保 施 施 認 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討 討	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4 4	後能別避難所	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	確保計	する						防災担当 当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース バリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用 大規模避難所(アリーナ等)の活用	E     E <td>確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 検 検 検 縁認 保 施 施 施 認 定 器 定 保 保 保 保 保 計 討 討 討</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 確 設 確 指 確 確 確 確 検 検 検 縁認 保 施 施 施 認 定 器 定 保 保 保 保 保 計 討 討 討	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4 4 4-1	後能別避難所	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	確保計	する			0			防災担当 防災担当 防災災担当 防災災担当 防災災担 当 防災災担 当 防災災担 当 防災災 担 当 (大者、保保健福・(大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田)	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の適いを明確 指定避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用 大規模避難所(アリーナ等)の活用 指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化	E     E <td>確確実実 確設確指確確確確 検検検 実認保施施施認定認定保保保保保保 計討討討 施</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確実実 確設確指確確確確 検検検 実認保施施施認定認定保保保保保保 計討討討 施	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4 4 4-1 4-2	後能別避難所	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	確保計	する			O ©			防災災担当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用 大規模避難所(アリーナ等)の活用 指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化 指定以外の避難所についての協議	E     E <td>確確実実実確設確指確確確確確檢檢檢檢案実実 認保施施施認定認定保保保保 目 討討討討施施施</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確実実実確設確指確確確確確檢檢檢檢案実実 認保施施施認定認定保保保保 目 討討討討施施施	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4 4 4-1 4-2 4-3	後能別避難所	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	確保計	する						防災災担当 当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用 大規模避難所(アリーナ等)の活用 指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化 指定以外の避難所についての協議 避難所として使用する施設の把握と災害時の道への報告	E     E <td>確確実実実確設確指確確確確確檢檢檢檢案実実 認保施施施認定認定保保保保 目 討討討討施施施</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確実実実確設確指確確確確確檢檢檢檢案実実 認保施施施認定認定保保保保 目 討討討討施施施	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4 4 4-1 4-2 4-3 4-4	災害想定に応じた避難所 福祉避難所/スペース 機能別避難所 掛き 関連		確保       討	する			<b>□</b>			防災災担担 当 当 当 は は が い が い が い が い が い が い が い が い が い	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用 大規模避難所(アリーナ等)の活用 指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化 指定以外の避難所についての協議 避難所として使用する施設の把握と災害時の道への報告 車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知	E     E <td>確確 実 実 と 確 設 確 指 確 確 確 確 確 検 検 検 大 実 実 実認 保 施 施 施 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討 討 討 施 施 施</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 と 確 設 確 指 確 確 確 確 確 検 検 検 大 実 実 実認 保 施 施 施 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討 討 討 施 施 施	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		
	1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 2 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 3 3-1 3-2 3-3 3-4 4 4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	災害想定に応じた避難所 福祉避難所/スペース 機能別避難所 掛き 関連		確保計	する			<b>□</b>			防災災担担 当 当 当 は は が い が い が い が い が い が い が い が い が い	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域 想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確 指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの掲示 避難所の指定について周知 要配慮者には二次被害の恐れがあること 福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標 福祉避難所の機能の段階的・重層的設定 指定基準に適合する施設 日帰り(デイ)サービス施設 入所施設における地域交流スペース パリアフリースペースを持つ公共施設 公民館や公共建物 協定等により支援を実施する専門職員 母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保 お寺、神社等施設の利用 マンション、ガレージ等の施設の利用 大規模避難所(アリーナ等)の活用 指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化 指定以外の避難所についての協議 避難所として使用する施設の把握と災害時の道への報告 車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知	E     E <td>確確 実 実 と 確 設 確 指 確 確 確 確 確 検 検 検 大 実 実 実認 保 施 施 施 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討 討 討 施 施 施</td> <td>す す す す す す す す す す す す す す す す す す す</td> <td></td> <td></td>	確確 実 実 と 確 設 確 指 確 確 確 確 確 検 検 検 大 実 実 実認 保 施 施 施 定 認 定 保 保 保 保 保 計 討 討 討 施 施 施	す す す す す す す す す す す す す す す す す す す		

L	<b></b>	項目	+1 <i>tt</i>	4	<i>'</i>	L 7			いつ			=# 1 S			<b></b> .			チェック
<b>大</b> 頃日	中項目	番号	対策項目	を	何々	する	準備	初動	展開	再構成	撤収	誰が	仕事		何々			欄
		5-3					0					防災担当、施設管理者	設備(水道、ガス、電気、電話、暖房、トイレ、シャワー、施設内放送設備、非常 用発電機、投光器等)	を	確認	する	避難所となる施設管 理事務局	
		5-4					0					防災担当、施設管理者	資機材(テレビ、ラジオ、インターネット環境、充電設備、ポータブルストーブ、事務機器、電気ポット等)	を	確保	する	避難所となる施設管 理事務局	
		5-5					0					防災担当			確保	する		
		5-6					0					防災担当	生活用品(段ボールベッド、毛布、電気毛布、冬用寝袋、タオル、下清、衣類、電池、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、手指消毒薬、燃料、トイレ掃除用 国等)	を	確保	する		
		5-7					0					防災担当	感染症対策用品(使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具等)	を	確保	する		
		3. 初重	めの具体的な事前想定				_											
		1	避難所における二次災害の可能性	を	確認	する												
		1-1					0		0			防災担当、施設管理者	余震・津波・水害・土砂災害等での倒壊可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管 理事務局	
		1-2					0		0			防災担当、施設管理者	津波・水害での水没/浸水可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管 理事務局	
		1-3					0		0			防災担当、施設管理者	二次災害の恐れがあるようであれば、退避・垂直避難・がけの反対側への移動	を	実施	する	避難所となる施設管 理事務局	
		1-4					0		0			防災担当、施設管理者	延焼火災の危険性・可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管 理事務局	
		2	必要な書式等	を	作成	する												
		2-1					0					営繕建築担当	避難所の被害等チェックシート【様式1】	を	作成	する		
		2-2					0					防災担当	避難者個別カード等の帳票 【様式2など】	を	作成	する		***************************************
		2-3					0					避難所担当	医療・福祉・健康等特別なニーズを聞き取るための帳票 【様式2】	を	作成	する	NPO・ボランティア、 医療・福祉事業者等	
		2-4					0					救援物資担当	物資の要請票【様式3】	を	作成	する		
		2-5					0					防災担当	備蓄物資一覧表 【 <b>様式4</b> 】	を	作成	する		

山頂日	項目	<b>対</b> 等項目	た	何力	オス			いつ			≘仕 かく	仕事	£	何々	する	<b>投働する団体等</b>	チェッ
中項目	番号	対策項目		何々		準備	初動	展開	再構成	撤収	誰が	<b>近事</b>	2	何々	9 6	協働する団体等	欄
	***************************************	避難所運営マニュアル	を	作成	する		***************************************			*******************************	防災担当 施設管理者	作成にあたり、防災担当、施設管理者、町民等の代表、要配慮者等多様な意					
	3-1					0					町民等 防災担当、施設管理者、	見 		整理			
	3-2					© 					町民等	施設管理者、避難所派遣職員、避難者、町民等の役割分担		整理		•	
	3-3					0			***		防災担当、町民等 防災担当、施設管理者、	避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場		確保			************
	3-4					0					町民等	マスコミ取材対応方法 【様式13】	を	検討	する		
	3-5					0					施設管理者、町民等	避難所内の空間配置地図 【様式5】	を	作成	する		
	3-6					0					防災担当、町民等	避難所運営に必要な物品(ガムテープ、養生テープ、カラーコーン等)	を	確保	する		
	3-7					0					防災担当、町民等	避難所運営の為に必要な様式(避難者個別カード(様式2)は必要数を印刷して避難所に保管等)	を	作成	する		
	3-8					0					防災担当、町民等	避難所運営の為に必要な様式を必要数印刷し、各避難所	1=	保管	する		
	3-9					0					防災担当	避難所運営の為に必要な物品(3-6,3-8のほか、筆記用具、各種看板表示)等を箱詰めした避難所運営キットを、各避難所	1=	保管	する		
	4	避難所運営マニュアルを用いた訓練	を	実施	する												
	4-1	<i>!!!</i>				0					防災担当、町民等	避難所運営に必要な関係者にマニュアルの内容	を	周知	する		
	4-2					0					防災担当、町民等	マニュアルに基づく訓練計画	を	作成	する		
	4-3					0					防災担当、町民等	訓練計画に基づく訓練	を	実施	する		
	4–4					0					防災担当、町民等	避難所運営訓練実施後に結果をマニュアルに	_	反映			
	4–5					0					防災担当、町民等	トイレの設置・運用訓練		実施			
	4-6					0					防災担当、町民等	HUG(避難所運営ゲーム)等の既存の訓練		実施		自治休職員 白主	
	4-7					0				***************************************	防災、保健福祉担当	要配慮者支援対策に関する研修会・勉強会				自治体職員、自主 防災組織、町民等、 要配慮者と家族、関	***************************************
	4-8					0					防災、保健福祉担当	ワークショップや図上訓練で地域の要配慮者支援のあり方	を	検討	する	係者	
	4-9	26./// == //   DU QU TU == 100 ## == 1 ##				0					防災、保健福祉担当、町民等、要配 慮者、社会福祉施設等	実践型福祉避難所設置・運営訓練	を	実施	する		
	5	発災直後にPUSH型で避難所に物 資を届ける体制づくり	を	実施	する			***************************************		***************************************							
	5-1					0					防災、救援物資担当	避難所からの要請が無くても物資を届ける体制(プッシュ型)	を	確保	する		
	5-2						0			_	防災、救援物資担当	備蓄物資を避難者数等に応じて避難所への配布	を	実施	する		
	5–3						0				防災、救援物資担当	国・県からプッシュ型で届いた物資の配布	を	実施	する		
	6	災害用トイレの確保・配備計画	を	作成	する	$\dagger$											
	6-1					0					浄化槽・し尿処理、下水 済出光 佐乳管理表	各避難所の既設トイレの汚水処理方法	を	確認	する		
	6-2				normi sonononononononono	0	ne sounanementementementemen				道担当、施設管理者 浄化槽・し尿処理、下水	各避難所の想定される最大避難者数		確認		•	
	6-3					0					道担当、施設管理者 浄化槽・し尿処理、下水	災害時の水洗トイレの使用ルール		作成			
											道担当 浄化槽・し尿処理、下水						
	6-4					0	***************************************			***************************************	道担当、施設管理者 浄化槽・し尿処理、下水道、	災害時のトイレ(便器)の必要数の見積もり		実施			
	6-5					<b>O</b>					防災担当、施設管理者	携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備、コンテナトイレの導入		検討			
	6-6					0					防災担当、施設管理者	<b>屋外トイレの設置場所</b>	を	確保	する	***************************************	
	6-7					0		(	O		浄化槽・し尿処理、下水道、 保健福祉担当、施設管理者	トイレの衛生管理に必要な物資等	を	確保	する		******************************
	6-8					0		(	)		上水道担当、避難者	手洗い用水	を	確保	する		
	7	汚水処理・使用済み携帯トイレ(便 袋)の処理手段	を	確保	する												
	7-1					0					担当	次の取り未有寺と火吉時の 励と神福	を	実施	する		
	7-2					0	(	) ()			防災、環境衛生、下水道 担当	避難所の汲み取り計画(回収場所・順序・回数)	を	作成	する		
	7–3					0	(	9	***************************************		防災、環境衛生、下水道 担当	使用済み携帯トイレ(便袋)の保管場所	を	確保	する		
	7-4					0		0				使用済み携帯トイレ(便袋)の回収方法、手段	を	確保	する		
	4. 受报																
	1	人的資源の受援体制	を	確立	する												
	1-1					0		-	*****************		防災担当	避難所派遣職員の応援要請手段	を	確立	する	道	
	1-2							0	0		  保健福祉担当	救護・巡回のための医師・看護師				道、医療·福祉事業 者等	
	1-3						***************************************	0	0	***************************************	保健福祉担当	健康管理のための保健師		要請			
																<u>但</u>	
	1-4				_	<b>O</b>	-				防災、保健福祉担当	福祉ニーズに対応するための専門的人材の要請先リスト		整備			***************
	1-5							0	0	***************************************	保健福祉担当	福祉ニーズに対応するための福祉関係者等				医療・福祉事業者等	
	1-6		-			-		0	0		防犯担当	治安維持のための警察官		要請			
	1-7		_		_	<u> </u>			<b>©</b>		ボランティア担当	多様なニーズに対応するためのボランティア	を	要請	する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会	
	2	必要な組織との協定	を	検討	する												
	2-1					0					防災、ボランティア担当	避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定				NPO・ボランティア、 社会福祉協議会	
	2-2					0					防災、ボランティア担当	避難所の多様なニーズに応えられる組織との顔の見える関係づくり	を	検討	する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会	
	• • •					0					防災、保健福祉担当	民間の社会福祉施設等の場合は指定に関する協定				社会福祉施設等	
	2-3								***************************************		防災、保健福祉担当	関係団体や事業者と要配慮者支援の専門的人材派遣に関する協定	を	締結	する	社会福祉施設等	
	2-3					0		1									
	2-4	ボランティア受入れ体制	を	確立	する	+						1			1	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会	
	2-4	ボランティア受入れ体制	を	確立	する		•			***************************************	防災、ボランティア坦坐	   災害ボランティアセンター設置・運堂の必要性	<b>た</b>	確認	すス	社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1	ボランティア受入れ体制	を	確立	する	0						災害ボランティアセンター設置・運営の必要性 災害ボランティアセンター活動の周知					
	2-4 3 3-1 3-2	ボランティア受入れ体制	を	確立	する	0					防災、ボランティア担当	災害ボランティアセンター活動の周知	を	実施	する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会	**********
	2-4 3 3-1 3-2 3-3					0 0					防災、ボランティア担当		を	実施	する		
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4	ボランティア受入れ体制  医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制		確立検討		0 0					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等	災害ボランティアセンター活動の周知町民等の受援力を高める施策	を	実施	する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3	医療・保健・福祉ボランティア受け				0 0					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当	災害ボランティアセンター活動の周知 町民等の受援力を高める施策 受け入れ窓口	ををを	実施実施検討	する する する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボラ ンティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4	医療・保健・福祉ボランティア受け				0 0					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等	災害ボランティアセンター活動の周知町民等の受援力を高める施策	ををを	実施実施検討	する する する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2	医療・保健・福祉ボランティア受け				<ul><li></li></ul>					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当	災害ボランティアセンター活動の周知 町民等の受援力を高める施策 受け入れ窓口	ををを	実施実施検討	する する する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボラ ンティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰年	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	· E		する	© © O					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当	災害ボランティアセンター活動の周知 町民等の受援力を高める施策 受け入れ窓口	ををを	実施実施検討	する する する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボラ ンティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰年	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	· E	検討	する	© © O					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当	災害ボランティアセンター活動の周知 町民等の受援力を高める施策 受け入れ窓口	をををを	実施実施検討	する する する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボラ ンティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰宅	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	· E	検討	する	<ul><li>©</li><li>O</li><li>O</li></ul>					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当 保健福祉担当	災害ボランティアセンター活動の周知 町民等の受援力を高める施策 受け入れ窓口 受け入れ後の業務フローを協働で作成	を を を <b>を</b>	実施検討検討	する する する する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボラ ンティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰年 1 1-1	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	· E	検討	する	<ul><li>©</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当 保健福祉担当	災害ボランティアセンター活動の周知 町民等の受援力を高める施策 受け入れ窓口 受け入れ後の業務フローを協働で作成 昼間人口と夜間人口の差分	をををををを	実施検討検討検討施	する する する する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボラ ンティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰氧 1 1-1 1-2 1-3	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	· E	検討	する						防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当 保健福祉担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ボランティアセンター活動の周知 町民等の受援力を高める施策 受け入れ窓口 受け入れ後の業務フローを協働で作成 昼間人口と夜間人口の差分 帰宅困難者への対応を企業等に要請 帰宅困難者の避難所における対応方針	を を を を を を <b>を</b>	実 検 検 検 実 検 計	する する する する する	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボラ ンティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰年 1 1-1 1-2 1-3 1-4	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	· E	検討	する	<ul><li>©</li><li>O</li><li>O</li><li>O</li></ul>					防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当 保健福祉担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ボランティアセンター活動の周知  町民等の受援力を高める施策  受け入れ窓口  受け入れ後の業務フローを協働で作成  昼間人口と夜間人口の差分 帰宅困難者への対応を企業等に要請 帰宅困難者の避難所における対応方針 対応方針の周知	<ul><li>を を を を を を を</li></ul>	実 検 検 実 検 実 検 実 施 施 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんし はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょく はんしょ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょ はんしん はんしん はんしん はんしん はんしょ はんしん はんしん	する する する する する るる	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰年 1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制 <b>E困難者・在宅避難者対策</b> 帰宅困難者対策の必要性	· **	検討	する		0				防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当 保健福祉担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ボランティアセンター活動の周知  町民等の受援力を高める施策  受け入れ窓口  受け入れ後の業務フローを協働で作成  昼間人口と夜間人口の差分 帰宅困難者への対応を企業等に要請 帰宅困難者の避難所における対応方針 対応方針の周知	<ul><li>を を を を を を を</li></ul>	実 検 検 実 検 実 検 実 施 施 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんし はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょく はんしょ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしん はんしん はんしん はんしん はんしょ はんしん はんしん	する する する する する るる	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボラ ンティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰年 1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	· **	検討	する		0				防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当 保健福祉担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ボランティアセンター活動の周知  町民等の受援力を高める施策  受け入れ窓口  受け入れ後の業務フローを協働で作成  昼間人口と夜間人口の差分 帰宅困難者への対応を企業等に要請 帰宅困難者の避難所における対応方針 対応方針の周知	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	実 接 検 策 接 実 施 施 施 討 討 施 訪 施 施	す す       す す       す す す       す る る る る る	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰年 1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制 <b>E困難者・在宅避難者対策</b> 帰宅困難者対策の必要性	· **	検討	する		0				防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当 保健福祉担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ボランティアセンター活動の周知  町民等の受援力を高める施策  受け入れ窓口  受け入れ後の業務フローを協働で作成  昼間人口と夜間人口の差分 帰宅困難者への対応を企業等に要請 帰宅困難者の避難所における対応方針 対応方針の周知	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	実 検 検 実 検 実 検 実 施 施 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんし はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょく はんしょ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしん はんしん はんしん はんしん はんしょ はんしん はんしん	す す       す す       す す す       す る る る る る	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会	
	2-4 3 3-1 3-2 3-3 4 4-1 4-2 5. 帰年 1 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 2	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制 <b>E困難者・在宅避難者対策</b> 帰宅困難者対策の必要性	· **	検討	する		0				防災、ボランティア担当 防災、ボランティア担当、 町民等 保健福祉担当 保健福祉担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当 防災担当	災害ボランティアセンター活動の周知  町民等の受援力を高める施策  受け入れ窓口  受け入れ後の業務フローを協働で作成  昼間人口と夜間人口の差分 帰宅困難者への対応を企業等に要請 帰宅困難者の避難所における対応方針 対応方針の周知 帰宅困難者の誘導	<ul><li>ををををををををを</li></ul>	実 接 検 策 接 実 施 施 施 討 討 施 訪 施 施	す       す    <	NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 NPO・ボランティア、 社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会 医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会	

		項目	= _						いつ	)								チェック
大項目	中項目	番号	対策項目	を	何々	する	準備	初動	展開	再構造	撤収	誰が	仕事 	を	何々	する	協働する団体等	欄
		2-4							0			防災担当	在宅避難者のニーズ把握	を	実施	する		
		2-5								0		防災担当	在宅避難者への生活支援	を	実施	する		
避難 所の	基幹 業務	6. 避業	 推所の運営サイクルを確立		•													
運営	本1万	1	災害対策本部・避難所担当におい て避難所の運営管理	を	実施	する												
		1-1	で低無所の建占官生					0				避難所担当	選難所の被害状況把握	を	実施	する		
		1-2				_			0			避難所、営繕建築担当、 施設管理者	被害を受けた避難所の応急修理	を	実施	する	避難所となる施設管 理事務局	
		1-3							0			避難所担当	避難所の開設状況の確認	を	実施	する		
		1-4							0	***************************************		避難所担当	避難所の数が不足していないかの確認	を	実施	する		
		1-5						***************************************	0			避難所担当	余震等による爆発的な避難者数の増加への対応	を	実施	する		
		2	避難所の被害状況確認	を	実施	する												
		2-1						0				施設管理者、避難所派 遣職員	施設の構造被害チェック	を	実施	する		
		2-2						0				施設管理者、避難所派遣職員	施設の内部被害チェック	を	実施	する		
		2-3				***************************************		0				施設管理者、避難所派 遣職員	危険箇所のチェック	を	実施	する		
		2-4						0				施設管理者、避難所派遣職員	立入禁止場所の表示	を	実施	する		
		2-5						0				施設管理者、避難所派遣職員	施設の被害チェック結果を災害対策本部	1=	報告	する		
		2-6				***************************************			0			施設管理者、避難所派遣職員	備蓄品のチェック	を	実施	する		
		2-7							0			施設管理者、避難所派遣職員	ライフラインの被害チェック	を	実施	する		
		3	避難所運営会議(定例)	を	実施	する												
		3-1			***************************************		***************************************		0			避難所運営委員会	避難所運営の方針決定	を	実施	する		
		3-2							0			避難所運営委員会、 NPO・ボランティア等	方針に基づく各主体の役割分担の決定	を	実施	する		
		3-3							0			避難所運営委員会	運営計画の策定	を	実施	する		
		3-4		anno demonantemona					0			避難所運営委員会	必要物品、資機材の洗い出し	を	実施	する	***************************************	
		3-5								0	<u> </u>	避難所派遣職員		を	実施	する	応援職員	

5 T T T	項目	<b>装饰</b> 吞口			+7		•	いつ			=# 1 \$	<b>Д</b> . <b>т</b>	4	-   17 4	+7	<b>执任士</b> 7回仕签	チェ
項目	項目 番号	対策項目		何々		準備	初動	展開	再構成	撤収	誰が	仕事 	<u></u> 8	「何々	する	協働する団体等	村
	4	避難所の運営ルール	を	確立	する												
-	4-1					0		0			避難所運営委員会	避難所の生活ルールの確立	<b>E</b>	実施	する		
-	4-2							0			避難所運営委員会	避難所の生活ルールの周知、掲示	を	実施	する		
-	4-3								0		避難所運営委員会	避難所運営日誌 【様式6】	を	作成	する		
	4-4								0		避難所運営委員会、保健福 祉担当、NPO・ボランティア	避難者のニーズ把握	を	実施	する		
•	4-5								0		避難所派遣職員	NPO・ボランティアへの支援要請	を	実施	する	応援職員	
ľ	5	避難所運営の実施手順の確立	を	実施	する												
-	5-1								0		避難所運営委員会	避難者受付(個別カードの作成含む)	を	実施	する		
•	5-2										避難所運営委員会		を	実施	する		
-	5-3								0			避難者個別カードの作成 【 <b>様式2</b> 】			する		
_	5-4								0			避難者個別カードの管理【様式2】			する		
-	5-5								0			入・退所管理			する		
•						***************************************	***************************************										
-	5-6		manananan mananananan			***************************************	***************************************	•	0			避難者の属性(年齢、性別、特殊ニーズ)の把握			する	***************************************	
	5-7								0		避難所運営委員会	避難者台帳の作成 <b>【様式7】</b> 	<u>ح</u>	実施	する		
	7. 情報	<b>⊌の取得、管理、共有</b> □		1		I	ı	ı		1	Γ				1	1	
-	1	情報取得手段	を	確保	する												
_	1-1					0	(	)			防災担当	無線·衛星携帯電話等通信設備	を	確保	する		
	1-2					0	(	)			防災担当	無線等情報機器のための電源	を	確保	する		
	1-3					0		0			防災担当、施設管理者	戸別受信機(防災ラジオ)	を	確保	する		
ļ	1-4					0		0			防災担当、施設管理者	情報入手手段(テレビ、ラジオ等)	を	確保	する		
	1-5					***************************************		0			防災、ICT担当、施設管 理者	インターネット環境(Wi-Fi等)	を	確保	する		
	1-6				neemi eenemenemenemenemene			0			理句 たい ない 大い	携帯電話・スマートフォンの充電手段			する		anama (nomenemenemene
	1-7		+					0			理 自	新聞等の情報入手手段			する		1
}		    外部向けの広報手段	<b>を</b>	確保	すス									1/1	+ -		1
		// HPIワバノマルム 千以 丁 F又	~		120						施設管理者、避難所派				<b>+</b> 7	応援職員	
	2-1			_				0			遣職員 防災、仏教、ICT、避難	外部向け掲示板	***************************************			***************************************	
	2-2		neroennennen et en en en en en en en		nomi ananananananananan				0		所担当、避難所派遣職 高灾、広報、ICT、避難	在宅避難者への情報発信				応援職員	
	2-3		$\perp$		_				0		所担当、避難所派遣職 <sup>昌</sup>	支援者への情報発信	<b>E</b>	実施	する	応援職員、ボラン ティア本部等	_
	3	外部向けの広報活動	を	実施	する												
	3-1						0	0			防災、広報、ICT担当	避難所の開設状況	を	· 周知	する		
	3-2							0			防災、広報、ICT担当	避難所の使用可否	を	· 周知	する		
	3-3							0				避難所の代替施設開設	を	周知	する		
	3-4					0					火告对束本部、施設官 理者、避難所運営委員	マスコミ取材対応方法 <b>【様式13</b> 】	を	検討	する		
	3-5								0		避難所派遣職員、避難 所運営委員会	避難者の安否照会対応(外部からの問合せ)	を	実施	する	応援職員	
-	3-6								0				を	・ 発信	する		
ŀ		    内部向けの情報共有手段	东	確保	する												+
•	<del></del> 4–1			HE IA	7 0			0			施設管理者、避難所派		<b>大</b>	. :0:X	する		
				***************************************							<sup>追 職 員</sup> 避難所派遣職員、避難					***************************************	
	4-2			****		***************************************		_	_		所運営委員会	掲示情報の整理(見易さの検討)				応援職員 	****
46	4-3			************************************				0			所運営委員会	支援情報の掲示板				応援職員 	
	4–4		_						$\overline{}$		所運営委員会	ライフラインの復旧情報の確認・提供	<u>خ</u>	実施	する	応援職員	
	5	内部向けの情報共有	を	実施	する						704 ## - C 7 7 10 744 E 704 ##						
	5-1								0	_	<b>川連呂安貝云</b>	災害対策本部からの情報周知	を	実施	する	応援職員	
	5-2					0					<b>川連呂安貝云</b>	地域の被害状況の集約方法	を	検討	する		
	5-3								0		<b>川連呂安貝云</b>	地域の被害・復旧状況等の情報周知	<b>*</b>	実施	する	応援職員	
ļ	5-4								0		避難所派遣職員、避難 所運営委員会	支援情報の仕分け	を	実施	する	応援職員	
	5-5			******************************	***************************************	***************************************		***************************************	0		, 哈莱什里(15) (宋) (\$P\$   15) (\$P\$   15)		を	実施	する	応援職員	
	5-6								0			地域の復旧見込み等の説明会	を	· 検討	する		
ŀ		l ≱∙物資管理		1	1		1	1			1				1	<u>I</u>	†
		物資の受け入れ体制	な	整備	する										<u> </u>		
	1-1		+	1/19		0					救援物資担当等	物資供給計画	±	作品	する		
								_			救援物資担当等、避難						-
	1-2					0		0			所運営委員会	物資の積おろし場所・ルート			する		
	1-3				****	0		0			所運営委員会	物資の保管場所 			する		
_	1-4								0		所運営委員会	物資の要請【様式3】				応援職員	
	1-5								0		<b>川連呂安貝云</b>	物資の管理【様式11】	を	実施	する	応援職員	
	1-6		$\perp$			0			0		避難所派遣職員、避難所運営委員会	在宅避難者用物資の配布体制	を	確保	する	応援職員、町民等	_
Ī	2	食料等の確保	を	実施	する												
ļ	2-1					0	0				避難者、町民等	地域の資源(食料等)の活用	<u>خ</u>	実施	する		
-	2-2						0				避難所運営委員会	 食事スペース	を	確保	する		
	2-3		$\top$				0				避難所派遣職員、避難 所運営委員会	備蓄物資の配布	·	実施	する		1
	2-4								0		川	アレルギー対応等特別食の確保			する		
	2 <del>4</del> 2-5		+	-	-						避難所派遣職員、避難	避難所・在宅避難者別に必要食数の報告				 応援職員	1
									 		所運営委員会 避難所派遣職員、避難	超難所・任モ避難者別に必要良数の報告 					
	2-6							_	T		所運営委員会					応援職員 	
	2-7							0				炊出し実施のための調理器具や食材			する		
	2-8								0		保健福祉担当	個人属性に応じた栄養面への配慮	<b>E</b>	実施	する	NPO・ボランティア	_
	9. トイ	レの確保・管理 	ı	1	1	1	I	I		1 .			1	1	1	T	_
Ļ	1	多重的に災害用トイレ	を	確保	する												
-	1-1					0	0				防災、環境衛生、救援物 資担当	備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段	<b>*</b>	確保	する	トラック協会等	
				nanananananananananananananananananana			0	0			防災、環境衛生、救援物 資担当	各避難所のトイレの不足数	を	把握	する		ename noncenamentename
-	1-2		ļ		-		<b></b>										1-
	1-2						0	0				簡易トイレ(段ボール式等の組立式を含む)の使用環境	を	確保	する		
							© ©	0			者、避難所派遣職員、避難者 環境衛生担当、施設管理	簡易トイレ(段ボール式等の組立式を含む)の使用環境 			する		

		項目							いこ	)								チェック
大項目	中項目	番号	対策項目	を	何々	する 	準備	初動	展開	再構成	撤収	誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	欄
		1-6								0		環境衛生担当、施設管理 者、避難所派遣職員、避難 考	仮設トイレ(組立式トイレを含む)の使用環境	を	確保	する		
		2	既設トイレの活用と不足するトイレ の把握	を	実施	する												
		2-1						0				施設管理者、避難所派 遣職員	既設トイレの使用可能な個室(便器)	を	確認	する		
		2-2						0				施設管理者、避難所派 遣職員	既設トイレの水洗トイレの使用禁止などの措置	を	実施	する		
		2-3						0				施設管理者、避難所派 遣職員、避難者	備蓄してある携帯・簡易・組立式トイレ	を	設置	する		·
		2-4								0		施設管理者、避難所派 遣職員、避難者	マンホールトイレの使用環境	を	確保	する		
		2-5							)			避難所派遣職員	避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し、要請	を	実施	する		
		2-6							0			運営委員会、避難者	トイレの利用状況(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)	を	把握	する		
		3	トイレの使用ルール	を	確保	する												
		3-1					0	0	0			<b>他設官理有</b>	「17700使用ルールの同知、拘水	を	実施	する		
		3-2						0	0			環境衛生、下水道担当、 施設管理者	トイレ専用の履物	を	確保	する		
		3-3							0			環境衛生、保健福祉担 当、運営委員会	正しい手洗い方法の周知、掲示	を	実施	する	NPO・ボランティア	
		3-4							0			運営委員会	トイレの男女、多目的別をわかりやすくする表示	を	実施	する		***************************************
		3-5								0		防犯担当、運営委員会、 避難者、町民等	トイレの防犯対策を使用者に呼びかけ	を	実施	する		
		3-6								0		運営委員会	女性や要配慮者に意見を求め、改善	を	実施	する		
		4	トイレの使用環境の改善	を	実施	する												
		4-1							0			運営委員会・ボランティ ア	高齢者、障害者用トイレの動線の安全性	を	確保	する		
		4-2						0	0			救援物資担当	おむつや生理用品等	を	確保	する		
		4-3					0	0	0			救援物資担当	ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤	を	確保	する		
		4-4							0			救援物資、環境衛生担 当	おむつや生理用品のサニタリーボックス	を	確保	する		
		4-5						0	0			救援物資担当等、施設 管理者	防犯対策としてトイレの中と外に照明	を	確保	する		
		4-6							0			住民担当、避難所運営 委員会	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)	を	実施	する		
		4-7					0		0			救援物資、営繕建築担 当、施設管理者	手すりの設置・段差の解消	を	実施	する	避難所となる施設管 理事務局	
		4-8							0			救援物資担当	子ども用のトイレ(便座)	を	確保	する		

項目	項目 番号	対策項目	<i>‡</i>	に何ん	すする			いつ	_	ı	誰が	仕事	<b>*</b>	何力	する	協働する団体等	
- 块口						準備	初動	展開	再構成	撤収	品出力・	<b>江</b> 尹	2		9 0		
	5	トイレの特別ニーズ対応	を	実施	₫ する			*******************************									
	5-1						0	0			運営委員会、避難者	トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握		実施			
	5-2							0			避難所派遣職員	配慮が必要な方のボランティアの要請				応援職員	_
	5-3							0			救援物資、環境衛生担 当、運営委員会	感染症患者が出たときの専用トイレ	を	確保	する		
	5-4							0			救援物資、環境衛生担 当、運営委員会	装具交換やおむつ交換のための折り畳み台	を	検討	する		
	5-5							0			救援物資、環境衛生担 当、運営委員会	人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペース	を	検討	する		
	5-6							0			救援物資、環境衛生担 当、運営委員会	トイレの待合スペース・雨風日除けの確保	を	検討	する		
	6	トイレの清潔な衛生環境	を	確係	ま する												
	6-1					0		0			救援物資担当	手洗い用の水・石鹸	を	確保	する		
	6-2					0	0	0			救援物資担当	手指消毒液	を	確保	する		Ī
	6-3							0			運営委員会、避難者、町 民等	トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担	を	実施	する		
	6-4							0			救援物資、環境衛生担	トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・エプロン等	を	確保	する		ł
	6-5							*************			=			実施			-
建康		 生的な環境の維持															t
<b>管理</b>		ゴミ集積場所	ケ	~ 確傷	ま する				Τ					Τ			ł
	1-1	一、不识别儿			. , ,			0			施設管理者、避難所運	      ゴミの集積場所		確保	する	***************************************	-
											営委員会						ł
	1-2							0			避難所運営委員会	ゴミ袋の設置			する		-
	1-3			nonner (mananananananan			na manananananananananananananananananan	0			避難所運営委員会	ゴミの集積場所		周知			
	1-4							0			環境衛生担当	避難所ゴミの収集体制		確保			-
	1-5				_	_		0			環境衛生担当	ゴミ袋、防臭・防虫剤	を	確保	する		1
	2	避難所の掃除	を	実施	重する			mananananananananan		an anananananananananan	70 + H = 7 12 14 - 7			ennant sonormonomonomonomono			
	2-1								0		避難所運営委員会、避難者	避難所の掃除	を	実施	する		
	2-2								0		避難所運営委員会、避 難者	寝具などの整理整頓	を	実施	する		
	3	食品の管理	を	実施	正 する												ſ
	3-1					0		0			保健福祉担当	食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法	を	確立	する		Ī
	3-2		***************************************			****			0		保健福祉担当、避難所 運営委員会	食品の管理方法の徹底	を	実施	する	 	
	3-3				enenene enenenenenen		0	teenenenenenenenenenenen	0		保健福祉担当、避難所運営委員会	手洗いの徹底	を	実施	する	保健所	-
	3-4								0		保健福祉担当、避難所運営委員会	炊出し等調理をする人の健康チェック			する		-
		 難者の健康管理		<u> </u>			<u> </u>					I		1	1	<u>I</u>	t
	1	避難者の健康管理体制	ź	確但	よ する												$\dagger$
	1-1	~~~ (E/K 日/工)	~	- HE 17	7 0	0					 	避難者の健康管理シート 【 <b>様式15</b> 】	+	作成	古ス		$\dagger$
											保健福祉担当、避難所						
	1-2					0		0	***************************************		運営委員会	救護所や医療巡回受け入れスペースの設置 		検討			-
	1-3					0		© 			保健福祉担当	医師・看護師の巡回・派遣体制		確保			
	1-4					0		0			保健福祉担当	保健師・福祉専門職の巡回・派遣体制			する	NDO #=> = -	
	1-5					0		0			保健福祉担当	心のケア専門職能ボランティアの巡回・派遣体制		確保		NPO・ボランティア、 医療・福祉事業者等	F -
	1-6							***************************************	0		保健福祉担当	正しい口腔ケアの周知・指導	を	実施	する		
	1-7								0		保健福祉担当	妊婦健診、乳児健診の情報提供	を	実施	する		
	1-8							0			保健福祉、障がい者、高 齢者、母子・乳児担当	健康相談窓口	を	設置	する		J
	2	感染症対策(インフルエンザ、ノロウィルス等)	D &	実施	E する												Ī
	2-1			*******************		0		****************			保健福祉担当		を	確認	する		1
	2-2						0		0		避難者	避難所の換気	を	実施	する		1
	2-3								0		保健福祉担当	感染症予防		実施			†
	2-4					0		0			保健福祉担当、避難所	感染症患者が出た時の対応		検討		NPO・ボランティア、 医療・短祉事業者等	-
	2-5										運営委員会 避難所運営委員会、施	感染症患者が出た時の部屋		確保		医療•福祉事業者等	Ė
		その他を与せな			E する	+			Т		設管理者	ᄻᄉᆇᄺᇪᆸᄱᆟᄱᇅᄦᄽᄼᄜᄹ	2	雅林	9 ত		+
	3	その他病気対策	<b>*</b>	.   美航	9 و ا ت			***************************************			/D /b + 4 = +1, +D ···	◆·九·惠·孙			<u></u>		-
	3-1			-					0		保健福祉担当	食中毒対策		実施			-
	3-2								0		保健福祉担当	生活不活発病対策として体操など		実施			_
	3-3							***************************************	0		保健福祉担当	持病の悪化防止	を	実施	する	NPO・ボランティア、 医療・短が事業者等	
	3-4								0		保健福祉担当	エコノミークラス症候群対策	を	実施	する	医療・福祉事業者等	
	3-5					0			0		保健福祉、救援物資担 当	エコノミークラス症候群防止のための弾性ストッキングの配布	を	検討	する		
	3-6								0		保健福祉担当	熱中症対策	を	実施	する		ſ
	4	暑さ・寒さ対策	を	検討	する			_									T
	4-1						0	0			救援物資担当	必要と判断される時には防寒着	を	確保	する		
	4-2							***************************************	0			採光量の調節(暑いときは日光の直射を避ける)	を	実施	する		1
	4-3							0			救援物資担当	冷暖房器具、燃料		確保			1
	4-4							0			営繕建築担当	空調の早期復旧			する		ł
	4-5								0		保健福祉担当、避難所	食料の温度管理に配慮			する		1
	4-5 								0		運営委員会、避難者 環境衛生担当	必要と判断される時には害虫対策			する		+
		 床の改善		1	1						소·샤버스(프리	~ ~ こうけいさく ひゃうこうの口 上の1 本	~	元司	2 W		$\dagger$
	14. 授																+
	1	寝床の改善	<u>を</u>	:  実施	重する												+
	1-1					0		mananananananananan			防災、保健福祉担当	床に直接寝ることでアレルギーや喘息等が悪化する危険性		認識			1
	1-2					0					防災、保健福祉担当	床に直接寝ることでエコノミークラス症候群発症の危険性	を	認識	する		
	1-3						0	0		-	救援物資担当	寝具として毛布	を	確保	する		
	1-4							0			救援物資担当	電気毛布、冬用寝袋	を	確保	する		ſ
	1-5							0			救援物資担当、避難所 運営委員会、避難者	間仕切り	を	確保	する		j
	1-6							0			救援物資担当、避難所 運営委員会、避難者	布団・エアマットなどの寝具の設置	を	検討	する		1
	1-7							0			救援物資担当、避難所	段ボールベット等の設置		実施			f
		 難所運営スタッフの健康管理			<u> </u>	_[	ļ		1	1	運営委員会、避難者	I .		1	1	<u>I</u>	†
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							Τ		1						4
	4	避難所運営スタッフの健康管理	-	· +	亙する				•	_					Į.		J

					_							17.461			_	_		
大項目	中項目	項目 番号	対策項目	を	何.	可々する	5 準備	初動	展開	再構成	撤収	誰が	仕事	₹	何々	する	協働する団体等	チェック 欄
		1-2							0			保健福祉担当	巡回の医師・看護師・保健師等による健康相談体制	き	確保	する		
		1-3			***************************************					0		防災担当	避難所運営スタッフに交代で休養日	を	確保	する		
	よりよ い	14. 衣	類	,		,		•				•				•		
	環境	1	衣類確保のための留意点	を	確	認 する	5											
		1-1						0	0			救援物資担当	避難者の属性に応じた下着類	を	確保	する		
		1-2							0			救援物資担当	体や季節に合った衣類	を	確保	する		
		1-3							0			救援物資担当	仮設洗濯場(洗濯機・乾燥機)	を	確保	する		
		1-4					***************************************		0			避難所運営委員会	洗濯干し場	を	確保	する		
		1-5							0			救援物資担当	洗濯洗剤など	を	確保	する		
		15. 入	浴				ı	•						<u> </u>				
		1	入浴対策	を	検	i討 する	5											
		1-1					0					防災担当	旅館・銭湯など民間事業者との協定締結	を	実施	する		
		1-2						0	0			町民等	汚水に侵された時は汚れ落とし	を	実施	する		
		1-3				***************************************			0			救援物資担当	体を拭くための使い捨てタオル等	を	確保	する		
		1-4							0			避難所担当、施設管理 者、避難所運営委員会	シャワーを浴びることができる環境	を	確保	する		
		1–5							0		***************************************	避難所担当、施設管理 者、避難所運営委員会	風呂に入ることができる環境	を	確保	する		***************************************
		1-6							0			避難所、保健福祉担当等	シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境	を	確保	する		
ニーズ	要配慮	16. 配	  慮が必要な方への対応	•			<u> </u>	<u> </u>		1 1		· ·		<u> </u>				
への	思	1	配慮が必要な方への対応	を	実	施する	5											
対応		1-1							0			避難所運営委員会、避 難者、町民等	配慮が必要な人の状況を把握するため、本人や家族からの聞き取り	を	実施	する	社会福祉協議会、	
		1-2							0			営·建築担当、避難所運 営委員会	段差の解消など環境整備	を	検討	する	NPO・ボランティア	
		1-3						0	0			避難所運営委員会、避 難者	避難者同士の見守り体制	を	確保	する		
		1-4							0			避難所、総務担当	外国語による避難所内情報の提供	を	検討	する		
		1–5					*****		0			保健福祉、ボランティア 担当	心のケア専門職能ボランティアの巡回・派遣体制	·····································	確保	する	NPO・ボランティア、 医療・福祉事業者	***************************************
		1-6							0			保健福祉、ボランティア 担当	心のケアイベント・サロン活動等			する		***************************************

		T	_			⊚:Γ	最優久			): 「 <b>1</b>	行うべき」 「						
目中項目	項目 番号	対策項目	を	何々	する	準備	初動	展開	再構成	撤収	誰が	仕事	を	何々	? する	る 協働する団体等	チェッ 欄
	2	避難者の滞在可能性の検討	を	実施	する												******************************
	2-1			an acronomonomonomonom	en enerenenenenen	0		0		enementenementenemen	保健福祉、ボランティア 担当	福祉避難所への移動	を	検討	する		Annonementenenementenenementenenementen
	2-2					0		0			保健福祉、ボランティア 担当 保健福祉、ボランティア	福祉避難所への移動手段				<ul><li>医療・福祉事業者</li><li>等、NPO・ボランティ</li></ul>	
	2-3							0			世当 保健福祉、ボランティア	施設・病院への入院・入所		検討			
	2-4		_		L-7			0			担当	施設・病院への入院・入所手続き	を	手配	する		
		ボランティアニーズの把握	を	実施	する												
	3-1								0		避難所運営委員会	避難者のボランティアニーズの把握		実施		任芸価征協議会、 NP○・ボランティア	
	3-2								0		保健、ボランティア担当	在宅避難者のボランティアニーズの把握		実施			
	3-3								0		避難所運営委員会 	ボランティアの要請		実施	_		
	3-4							0	о П Т		ボランティア担当、避難	ボランティア受入 【 <b>様式16</b> 】		実施		社会福祉協議会、 NPO・ボランティア	
		 性・子供への配慮									所運営委員会	文人(に)Avy (Control of the control o	ے	快山	9 %	<sup>7</sup> NPO・ボランティア	
	1	女性における衛生面・保安面に配	を	実施	する									Τ			
	1-1	慮				©					防災、母子·乳児、保健 福祉担当、町民等	女性、妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきこと	を	確認	する	)	**************************************
	1-2						0	0			施設管理者、避難所運   営委員会	女性特有の物資(下着、生理用品)の確保	を	実施	する		
	1-3							0	***************************************		施設管理者、避難所運営委員会	女性特有の物資(下着、生理用品)の女性による配布	を	実施	する		
	1-4							0			施設管理者、避難所運営委員会	女性用更衣室/スペースの設置	を	実施	する	NPO・ボランティア	
	1-5							0			施設管理者、避難所運営委員会	授乳室/スペース等の設置	を	実施	する	医師•看護師、	
	1-6			en e		anne arronnomomomomomomomom	mas enemanamenamenamenamen	0			施設管理者、避難所運 営委員会	母子(妊婦・乳児)避難スペースの設置		検討		NIDO まださいティア	penenemenenenemenemenenemen
	1-7							0			施設管理者、避難所運 営委員会	キッズスペース(子供の遊び場)の設置	を	検討	する	NPO・ボランティア	
	1-8							0			施設管理者、避難所運 営委員会	女性専用居室の設置	を	検討	する		
	2	女性の活躍環境	を	確保	する												
	2-1					0		0			避難所運営委員会、避難者	性別配慮について意見が反映できる環境	を	確保	する		
	2-2							0			避難所担当、避難所運 営委員会	困りごと相談窓口の設置(女性やボランティアの協力を得る)	を	実施	する		
	2-3							0			避難所担当、避難所運 営委員会	家庭的ニーズの積極的な掘り起し	を	実施	する	NPO・ボランティア	
# 2	2-4							0			避難所運営委員会	安心して話せる女性だけの場の確保	を	検討	する		
安心安全	18. 防	<b>犯対策</b> T			1	1	1				T			1			
	1	避難所・地域の防犯対策	を	実施	する												
	1-1			***************************************		0			***		町民等、施設管理者 避難者、避難所運営委	平常の防犯活動		確認			
	1-2							0			員会 防犯担当、避難所運営	避難者同士の見守り体制		確保			
	1-3								0		数别担当、避難所運営 数員会 防犯担当、避難所運営	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等) 		実施			
	1-4								$\circ$		委員会	特に女性においては、トイレ・仮設風呂付近での性犯罪発生防止 地域の防犯・見守り体制		実施			
	1-5		-					0								警察、消防団 ●	
	1-6							0	***************************************		防犯担当 	警察の巡回・派遣体制 				き 警察 ・ 警察、消防団	************************
	1-7	 ットへの対応						0			<b>姓無</b> 有、则 氏 守	日言回寺の和成	2	<b>关</b> 加	96	) 言宗、用防凹	
		T	を	検討	する	Τ							T	Τ			
	1-1	- ショ 35/m 圧ル	-	12.03	7 0	0					避難所、環境衛生担当、	ペット同伴避難のルール 【様式17】	チ	確認	する	<u> </u>	***************************************
	1-2					O		0	***************************************		施設管理者、町民等避難所、環境衛生担当、	ペット滞在ルールの確立		検討		型、避無所となる他 砂管理事務目	
	1-3				*************			0			施設管理者、町民等 避難所、環境衛生担当、 施設管理者、町民等			実施			************************
	1-4							0			避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット滞在場所の設置	を	検討	する	NPO・ボランティア	AND
<u>サー</u> 難所の解 消	20. 避	難所の解消に向けて			<u> </u>						75 E E E E E E E E E E E E E E E E E E E						
<b>/H</b>	1	避難所生活が長期化した場合の対 応	を	実施	する												
	1-1					0					防災、災害救助法所管 担当	二次避難所として、ホテル・旅館等の活用	を	検討	する		
	1-2							0			避難所担当、避難所運 営委員会	避難者の状態に応じて別の避難所への移動	を	検討	する		
	1-3							0			避難所、災害救助法所 管担当	避難者の状態に応じて二次避難所(ホテル・旅館等)への移動	を	検討	する	道	
	1-4								0		住宅部局等	住まいの選択肢についての情報提供	を	実施	する		
	1-5					0					防災、保健福祉担当	被災者台帳の作成の準備	を	実施	する		
	1-6		Ĺ		***************************************				0		避難所担当、避難所運 営委員会	生活再建支援情報の周知	を	実施	する	) 道	
	2	避難所の解消に向けた話合い	を	実施	する					_	M1447						
	2-1					0	*******************				避難所、上水道、下水 道·浄化槽担当	ライフライン事業者との連絡体制強化	を	実施	する	) ライフライン事業者	
	2-2							(	0		避難所、上水道、下水道·浄化槽担当	ライフラインの復旧目安についての周知		実施			
	2-3								0		避難所担当、避難所運営委員会	退所目途の把握		実施		─ NPO・ボランティア	
	2-4								0		避難所担当、避難所運 営委員会	避難所生活以降の落ち着き先意向調査		実施	_		
	2-5								0		住宅部局等	意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅その他住宅等の確保支援		実施			
	2-6		_						0 T T		障がい者、高齢者担当	引っ越しの見守り	を	実施	する	NPO・ボランティア	
		避難所の解消	を	検討	する						防災担当、施設管理者、						
	3-1			***************************************					C		防災担当、施設管理者、 避難所運営委員会 防災担当、施設管理者、	他改官理省との争削協議		実施			
	3-2		-						C		脚類所運営委員会 避難所運営委員会 避難所担当、避難所運			検討			
	3-3							***************************************			営委員会 避難所担当、避難所運	避難所の解消予定日を内外に周知		実施			
	9_ A				ļ				С		営委員会	避難所解消後の在宅者支援体制	2	検討	96	,	
染症対策	3-4	<b>热症</b> 分等					1							<u> </u>	1		
- - - 全症対策	21. 感	<b>染症対策</b>	±	宇佐	47							1	- 1				Ī
杂症対策	<b>21. 感</b>	I	を	実施	する							使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッ	た	宝饰	   + 2	5	····
- 杂症対策	21. 感 1 1-1	物資の備蓄				0					防災、保健福祉担当、施 設管理者	使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具の備蓄	を	実施	; する		
_ 杂症対策	21. 感 1 1-1 2	物資の備蓄		実施実施		0	0				設管理者 防災担当、保健福祉担	シュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具の備蓄 感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物(マスク、消毒液、					
杂症対策	21. 感 1 1-1 2 2-1	物資の備蓄住民への周知	を	実施	する	0	0				設管理者	シュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具の備蓄		実施実施			
杂症対策	21. 感 1 1-1 2 2-1 3	物資の備蓄住民への周知	を		する	0					防災担当、保健福祉担当	シュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具の備蓄 感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物(マスク、消毒液、体温計)の周知	<u>خ</u>	実施	する	5	
<b>杂症対策</b>	21. 感 1 1-1 2 2-1	物資の備蓄住民への周知	を	実施	する	0	0 0	0	0		設管理者 防災担当、保健福祉担	シュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具の備蓄 感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物(マスク、消毒液、	を を		する		

<del>-</del> -∓_□	_ <del>_</del>	項目	+1/m += D	4	.   ,_	,			いつ			=# 18	U.#		,— ,·			チェック
大項目	甲埧日	項目 番号	対策項目	2	: 19	々 する	準備	初動	展開	再構成	撤収	誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	欄
		1	避難者等の健康管理	を	実	施する												
		1-1					0	0				避難所、保健福祉担当	避難所への到着時に避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		1-2						0	0	0		保健福祉担当	定期的に避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		1-3						0	0	0		保健福祉担当、避難者	保健師による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェック	を	実施	する		
		1-4						0	0	0		避難所、保健福祉担当、 スタッフ	運営スタッフの健康状態(発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		2	避難所の衛生管理	を	実	施する												
		2-1						0	0	0		避難所派遣職員、保健 福祉担当	手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底	を	実施	する		
		2-2						0	0	0		避難者、ボランティア	物品等の家庭用洗剤を用いた清掃	を	実施	する		
		2-3						0	0	0		避難者、ボランティア	トイレの次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤など)を用いた清掃	を	実施	する		
		2-4						0	0	0		保健福祉担当	消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用しているか	を	確認	する		
		2-5						0	0	0		避難所派遣職員、避難 所運営委員会	避難所の土足厳禁	を	実施	する		
		2-6					0	0	0	0		避難所派遣職員、避難 所運営委員会	紙オムツ用の蓋付きの専用ゴミ箱	を	設置	する		
		2-7						0	0	0		避難者	定期的に十分な換気	を	実施	する		
		2-8					0	0	0	0		防災担当、施設管理者、 避難所運営委員会	避難者間の十分なスペース	を	確保	する		
		3	発症時の対応	を	検	討する												
		3-1					0	0	0	0		防災、保健福祉担当、避 難所運営委員会	避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合の対応	を	検討	する		
		3-2					0	0	0	0		施設管理者、保健福祉 担当	発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペース	を	確保	する		
		3-3					0	0	0	0		施設管理者、保健福祉 担当	専用スペース、トイレ、手洗い場のゾーン分け、動線	を	確認	する		

#### 【項目一覧】

- Ⅰ 福祉避難所の開設
- (1) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入
  - 1 災害の発生と福祉避難所の設置
  - 2 福祉避難所の周知
  - 3 対象者の受入
  - 4 人材の確保等
  - 5 設備・備蓄品の確認
- Ⅱ 福祉避難所の運営体制の整備
- (1)避難所担当職員の配置、要配慮者支援班の設置
  - 1 担当職員の配置
  - 2 関係者等との協力・連携
- (2) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援
  - 1 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援
  - 2 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援
  - 3 要配慮者支援班の活動
- Ⅲ 福祉避難所における要配慮者への支援
- (1) 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理
  - 1 避難者名簿の作成・管理
- (2) 福祉避難所における支援の提供
  - 1 相談窓口の設置
  - 2 福祉サービス等の提供
  - 3 支援体制の整備
  - 4 要配慮者等への情報提供
  - 5 福祉避難所の防火・防犯対策
- (3) 緊急入所等の実施
  - 1 緊急的な対応
  - 2 医療機関への移送
  - 3 医療に関する情報収集
- Ⅳ 福祉避難所の解消
  - (1) 福祉避難所の統廃合、解消
    - 1 福祉避難所の解消

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
		1. 災害の発生と福祉避難所の設置	
		要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、市町村災害対策本部に連絡する。	
		市町村管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当該施設管 理者にその開設を要請する。	
		指定している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能人数を把握する。	
		2. 福祉避難所の周知	
福祉避難所の開設	福祉避難所の開設及び要 配慮者の受入	福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達する。 ※要配慮者本人はもとより、自主防災組織、町民等、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法がある。	
	出慮省の文八	福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知する。	
		3. 対象者の受入	
		受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる者を受け入れる。 ※福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での 生活に支障をきたすため、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者や、その家族ま で含めて差し支えない。	
		避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、町民等、町職員等の協力(共助・公助)により、介助等を行う。	
		福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を備えた公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保する。	

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
		4. 人材の確保等	
		要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置する。	
		生活相談員は、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努める。	
	福祉避難所の開設及び要 配慮者の受入	町職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合は、道の窓口に必要な支援を要請する。	
		要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら、必要な人員を配置する。	
		5. 設備・備蓄品の確認	
		要配慮者が必要とする設備、資機材、食料、飲料及び生活用品を手配・確保し、不備や不足がある場合には、災害対策本部に支援を要請する。	

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
		1. 担当職員の配置	
	避難所担当職員の配置、	福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を配置する。24時間対応を前提に、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。 ※当面は、24時間対応が必要な場合が考えられることから、必ず交代要員を確保する。	
	要配慮者支援班の設置	2. 関係者等との協力・連携	
		自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する者の確保に努める。	
		1. 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援	
福祉避難所の運営体制 の整備		福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行う。	
		2. 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援	
	福祉避難所の運営体制 の整備、活動支援	事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース(室)に要配慮者支援班を設置する。	
		3. 要配慮者支援班の活動	_
		要配慮者からの相談等への対応、避難所では対応できないニーズ(例:介護職員、手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供)については、町災害対策本部に迅速に要請する。町では対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行う。	
	  福祉避難所の避難者名	1. 避難者名簿の作成・管理	
福祉避難所における要配	簿の作成・管理	福祉避難所に避難している要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、避難者名簿を作成し、随時更新する。	
慮者への支援	福祉避難所における支援	1. 相談窓口の設置	
	の提供	在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置する。	

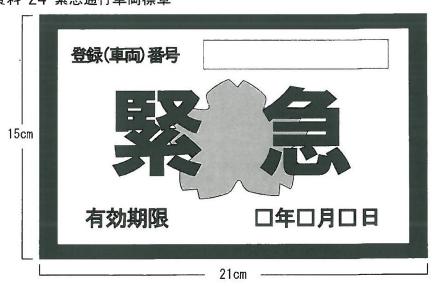
大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
		2. 福祉サービス等の提供	
		福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供する。	
		3. 支援体制の整備	
	 福祉避難所における支援  の提供	要配慮者の状況に応じて必要な支援を行う。町職員のみで、人材が確保できない場合には、道の窓口に必要な支援を要請する。	
		4. 要配慮者等への情報提供	
		要配慮者等への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討する。	
<b>右が設業でにおける亜型</b>		5. 福祉避難所の防火・防犯対策	
福祉避難所における要配 虚者への支援		防火担当責任者の指定や定期的な巡回警備等、防火・防犯対策を図る。	
		1. 緊急的な対応	
		在宅や一般の避難所、あるいは、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応する。	
		2. 医療機関への移送	
	緊急入所等の実施 	要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送する。	
		3. 医療に関する情報収集	
		人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を 行い、必要な医療を提供する。	
		1. 福祉避難所の解消	
	 	福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。	
福祉避難所の解消 ー ー	消	福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明する。	
		福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消する。	

#### 〇 資料 23 緊急通行車両確認証明書

第	号	緊急通行車両確認証明	書	年	月	日
					知	<b>1</b>
番号標に表示されている番号						
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車 両にあたっては、輸送 人員又は品名)						
使用者	住所		,	(	)	局
	氏 名				_	
輸送	日時					
輸送	経路	出発地		目的	地	
					2	
備	考					

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

#### ○ 資料 24 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

## 資料25 (緊急輸送道路一覧)

機能区分	路線名
第1次緊急輸送道路	・国道275号線、国道337号線
为 1 <u>八</u> 条心制 <u></u>	· 道道28号当別浜益港線、道道81号岩見沢石狩線
	· 道道112号札幌当別線、道道366号石狩当別停車場線
第2次緊急輸送道路	道道11号月形厚田線
用	・町道園生五号線、町道本通線、町道川下左岸線
	町道中央通線
第3次緊急輸送道路	· 道道 2 8 号当別浜益港線

## 資料26 公用車両保有状況

## 庁舎内保管公用車

保管	場所	管理課	車番			車名	用途	年式
		環境生活課	札幌581	さ	9878	マツダキャロル	交通安全指導	H28
		環境生活課	札幌100	つ	7408	ニッサンE-NV200	事務連絡車	H28
		住民課	札幌581	か	3590	ダイハツミライース	事務連絡車	R2
		税務課	札幌580	て	6485	マツダキャロル	事務連絡車	H21
	1階	税務課	札幌581	さ	9876	マツダキャロル	事務連絡車	H28
		上下水道課	札幌400	な	3113	ニッサンADバン	事務連絡車	H19
		上下水道課	札幌400	<u>む</u>	7151	マツダファミリアバン	水道事業	R3
		上下水道課	札幌800		3607	マツダボンゴバン	水道事業	R2
		上下水道課	札幌581	ŧ	3273	マツダフレア	水道事業	R4
		政策広報課	札幌333	<u>む</u>	150	トヨタアルファード	町長公用車	R2
		総務課	札幌503	IJ	9678	ホンダグレイス	副町長公用車	H30
		企画課	札幌502		8602	11 - 1	事務連絡車	H19
		企画課(財政課)	札幌480	そ		マツダスクラム	事務連絡車	H31
		財政課	札幌400	み		ボンゴバン	事務連絡車	R2
		財政課	札幌400	ふ		ボンゴトラック	事務連絡車	H29
庁舎	2階	財政課	札幌580	ま		ダイハツミライース	事務連絡車	H24
/		財政課				ニッサンマーチ	事務連絡車	H23
		財政課	札幌503		2968		事務連絡車	H23
		財政課	札幌504	そ	2668		事務連絡車	H31
		財政課	札幌302	る		トヨタハイエースワゴン	事務連絡車	H31
		財政課	札幌400	<u>む</u>		ボンゴバン	事務連絡車	R4
		建設課	札幌400	<u>ゎ</u>			事務連絡車	H21
		建設課	札幌303	ぬ	1187	マツダCX-5	事務連絡車	R4
		建設課	札幌800	そ	5168	ニッサンエクストレイル	道路パトロール車	H26
		建設課	札幌400	は	<u> 1772</u>	ニッサンADバン	事務連絡車	H25
	3階	ゼロカーボン推進室	札幌800	そ		ミツビシアウトランダー	事務連絡車	H26
					907	トヨタハイラックス	事務連絡車	R3
		農務課	札幌582	あ	4268		事務連絡車	R4
		学校教育課(財政課)	札幌301	<u>&amp;</u>	2688		事務連絡車	H19
		学校教育課	札幌580	<u>ね</u>	6159		事務連絡車	H22
		社会教育課	札幌581	<u>ち</u>		マツダキャロル	事務連絡車	H29
		社会教育課	札幌301	ぬ	2375	トヨタハイエース	事務連絡車	H19

## 庁舎外公用車

<u> </u>					
保管場所	管理課	車番	車名	用途	年式
	介護課	札幌581 さ 9877	マツダキャロル	事務連絡車	H28
	介護課	札幌503 さ 2977	ニッサンマーチ	事務連絡車	H23
	保健福祉課	札幌400 な 7529	ニッサンADバン	事務連絡車	H19
ゆとろ	保健福祉課	札幌500 ら 951	マツダファミリア	事務連絡車	H13
りんり	保健福祉課	札幌501 て 8903	ニッサンリバティ	事務連絡車	H14
	保健福祉課(住民課)	札幌580 そ 7688	マツダキャロル	事務連絡車	H20
	子ども未来課	札幌580 と 7026	マツダスクラム	事務連絡車	H21
	子ども未来課	札幌400 わ 7274	ニッサンADバン	事務連絡車	H22
教育委員会	学校教育課	札幌200 は 372	ミツビシバス	福祉バス	H14
	給食センター	札幌580 ひ 444	マツダキャロル	事務連絡車	H23
給食センター	給食センター	札幌11 ひ 1874	ミツビシキャンター	給食配送車	H7
	給食センター	札幌11 ひ 1875	ミツビシキャンター	給食配送車	H7
浄水場	元町浄水場	札幌400 に 9917	ミツビシキャンター	水道事業	H21

## 特殊車両

נייו דייוא ניין					
保管場所	管理課	車番	車名	用途	年式
	建設課	札幌900 る 2916	ショベルローダー	除雪車	H30公有
	建設課	札幌900 る 3169	ショベルローダー	除雪車	R2公有
	建設課	札幌001 る 4636	ロータリー除雪車	除雪車	R1公有
	建設課	札幌99 る 2191	ロータリー除雪車	除雪車	H25公有
	建設課	札幌900る 2326	ロータリー除雪車	除雪車	H26公有
	建設課	札幌900る 2471		除雪車	H27公有
	建設課	札幌900る 3166	グレーダー	除雪車	H29公有

Y:¥総務部¥危機対策課¥危機対策係¥11 各種計画・マニュアル¥01 地域防災計画¥1 地域防災計画¥(R5)地域防災計画見直し¥18 防災会議後完成版¥03 資料編¥元データ(編集可)※word・excelなど。元々pdfの資料もあるため全部は無い¥26 ※ 資料26 R5公用車一覧(財政課に確認)(R5防災会議提出用).xls

## 資料27 給水用資器材の保有状況

項目	内容	保有数量	初期応援可能数	備考
	給水車 ( m³)			·
	給水車 ( m³)			
	トラック	1	1	
<u> </u>	運搬車 (クレーン付)			
車両	作業車			
	緊 急 車			
	ラ イ ト バ ン			
	そ の 他			
	仮設水槽 ( m³)			
	給水タンク(1,000ℓ)	4		
給水容器	ポリタンク( 180)	80		
	ポリ袋 (60)	1, 200		給水袋
	そ の 他			
	仮設給水栓セット			
	ろ 過 機			
	発 電 機	1	1	100V 20A
機材	投 光 機	4	2	100V 500W
	鉄 管 切 断 機			
	電動ネジ切機			
	そ の 他			
管類	直管 ( mm)			
	継手類 (mm)	25	8	
	水のペットボトル			
缶 詰 等	水 の 缶 詰			
	食料			
その他				

資料28 町内の医療関係機関一覧

名称	診療科目	住所	電話番号
勤医協当別診療所	内科・小児科	末広118-52	23-3010
さいわい内科消化器クリ ニック	内科・消化器内科	幸町51-32	27-7591
スウェーデン通り内科循環 器科クリニック	内科・循環器科・小児科	太美町1488-348	25-3151
田園通りさわざき医院	内科・腎臓内科・小児科・ アレルギー科	北栄町17-13	25-2055
とうべつ内科クリニック	内科	西町21-9	22-1313
当別あんしんクリニック	内科、リハビリテーション 科、皮膚科、婦人科	園生53-39	27-8012
とうべつ整形外科	整形外科・リハビリテー ション科	六軒町72-4	25-5040
ふとみクリニック	整形外科・リハビリテー ション科	太美町2343-101	25-3800
石狩当別眼科	眼科	弥生6564-43	22-3230
スウェーデンヒルズ耳鼻咽 喉科	耳鼻咽喉科	獅子内1122-10	27-6630
くろさわ歯科クリニック	歯科・小児歯科	北栄町39-4	25-2888
当別駅前クリニック 田西 歯科	歯科・小児歯科	園生711	0120-89-6480
当別ファミリー歯科	歯科・小児歯科・口腔外 科・矯正歯科	白樺町5-24	23-4618
ハート歯科	歯科・小児歯科・矯正歯科	太美町1473-12	26-4719
太美歯科クリニック	歯科・小児歯科	太美町1695-188	26-2121
北海道医療大学歯科クリ ニック	歯科・小児歯科・矯正歯 科・歯科口腔外科	金沢1757	23-1601

資料29 ヘリコプターの離着陸可能地

施設名	所在地	役場から( 及び距離		面積(㎡)	管理者	電話
旧当別小学校グラウンド	元町	南東	0.3	8,890	当別町長	23-2330
とうべつ学園グラウンド	下川町	南西	1.3	31,512	学校長	23-2102
旧弁華別中学校グラウンド	弁華別	北	4.4	9,270	当別町長	23-2330
旧東裏小学校グラウンド	東裏	南東	3.2	9,970	当別町長	23-2330
旧川下小学校グラウンド	川下左岸	南西	5.8	6,850	当別町長	23-2330
旧高岡小学校グラウンド	高岡	北西	7.3	5,600	当別町長	23-2330
西当別小学校グラウンド	太美中央	南西	6.9	6,250	学校長	26-2170
西当別中学校グラウンド	獅子内	南西	6.4	15,260	学校長	26-2252
航空自衛隊当別分屯基地 場外離着陸場	弁華別	北	9.7	1,575	第45警戒 隊長	23-2344

(令和4年度)

	金の	内容	貸付限度 (円)	据置	償還	利子
種	類 生 活	生活再建までに必	(単身世帯)	期間見ぬ代け口よ	期間	無利子(
総合支	支援費	要な生活費用	(単分 世帝) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10年以內	無相子に帯保証を場合
援資金	1 '	敷金・礼金等住宅 の賃貸契約を結ぶ ために必要な費用	400,000円以内	6ヵ月以内 (生活支援費 と併せて貸付 けの場合は、		年1.5%
		生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で 賄うことが困難な費用	600,000円以内	生活支援費の 最終貸付日か ら 6 ヵ 月 以 内)		
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上	(ただし、使途目的	6ヵ月以内	20年以内 (ただし、 使途目的に 応じ別表を 参照)	無利子( 帯保証 を立て い場合 年1.5%)
		緊急かつ一時的に 生計の維持が困難 となった場合に貸 付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
	就学支 度費	高等学校等の入学 に際し必要な経費		卒業後6ヵ月 以内	(貸付額によ	無利子
育支援資金	援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	月額35,000円以内 (高等専門学校) 月額60,000円以内 (短期大学) 月額60,000円以内 (大学) 月額65,000円以内		り期間の目安あり)	
不動産担	担保型 生活資	低所得の高齢者世 帯に対し一定の居 住用不動産を担保 に生活費を貸付け	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3 カ月以内	据置期間終了 時	年3%ま は長期 ライム ートのい
保型生活	要世け産型 は 産型 生 産 型 生 活 単 生 活 単 生 活	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け		契約終了後3 ヵ月以内	据置期間終了時	

〈福祉資金福祉費別表〉			
使途目的	呼称	貸付限額目安	償還期間
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の 譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険 料の追納に必な経費	中国年金追納経費	5, 136, 000円	10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及び その療養期間中の生計を維持するため に必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の 生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要と なる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に 必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内

融資の名称				内容・資格	• 条件等				
母子父子 寡婦福祉	資金の 種類	貸	行対象等	貸付四	見度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還 期間	利率
資金	事業開始資金	の母 父子家庭 の父 寡婦 母子・父	事裁具売父お定開要器人の飲、、社は事るのと、とのでは、子子体や)に、のは、ないのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	団体	3, 030, 000 4, 560, 000		1年	7年 以内	保証: 人 無利子 保証: 保証: 年1.0%
	事業継続資金	の母 父子 の 身 子 子 祖 子 社 子 社 子 社 子 名 は 子 名 子 名 子 名 子 名 子 名 子 社 子 石 も 石 も 石 も 日 も 日 も も も も と も も も も も も も も も も も	現事子いめ続要等にはいい・にでをに対する対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		1, 520, 000 1, 520, 000		6 か 月	7年 以内	保証 有: 無利子 保証: 年1.0%
	修学資金	の父が扶 養する児 童	高校、専修学校 (高等課程) 高等専門学校 短大、専修学校	公 私(高 公 私(高公 私 短公 私 専公 私 大公 私立(立自等 立(立自等立(立)大立(立)修立(立)学立(立)(自(1)年),自(自),即(自)。自(自)。自(自)。自(自)。自(自)。自(自)。	高等課程) (1) 27,000 (2) 45,000 (34,500 (4) 45,000 (52,500 校 (1,2,3年) (1) 31,500 (1) 33,750 (2) 48,000 (3) 52,500 校 (4,560 (4) 67,500 (4) 67,500 (5) 98,500 (6) 98,500 (7) 96,500 (8) 93,500 (9) 115,000 (1) 115,000 (1) 126,500 (1) 126,500 (1) 108,500 (1) 108,500	就間 学	学校卒業		<ul><li>※親に 貸付け</li></ul>

融資の名称				内容・資格・条件等				
母子父子 寡婦福祉	資金の	貸	计付対象等	貸付限度額	貸付を受	据置	償還	利率
資金	種類技能習得資金	の母	自し就職な習得要な を開始には を開始に を開始に が表する が表する が表する では がある では では では では では では では では では では	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括816,000 (12月分相当)	得 期 間 ま ま ま た な	後 1	期間 20年 以内	保証人 有: 無利子 保証人 無: 年1.0%
	修業資金	童 父子家庭 の父が扶	事業を開始し又 は就職するため に必要な知識、 技能を習得する	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 (注)修業施設で知識、 技能習得中の児童が1 8歳に達したことにより児童扶養手当等の 給付を受けることができなくなった場合、 上記の額に児童扶養 手当額を加算	能得期年え範習る中をな囲	技能 習得 後1	20年 以内	無利子
	就職支度資金	母子家庭 の母又は 児童 父子家庭	就職するために 直接必要な衣服、 履物等及び通勤 用自動車等を購 入する資金	(一般) 100,000		1年	6年以内	親るの保有無保無年 児係付合修金じに貸場証:利証:1. 童るの 学と係付合人 子人 % に貸場 資同
	医療介護資金	の母又は		【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		医介をけ期満か6月 療護受る間了らか	5年以内	保証 人 無利子 保証: 年1.0%

融資の名称				内容・資格・条件等				
					T			1
母子父子	資金の	貸	行対象等	貸付限度額	貸付を受	据置	償還	利率
寡婦福祉 資金	種類		知弊は此た羽伊	(円)	ける期間 知識技	期間知識	期間 20年	
貝並			知識技能を習得している間の生	月類 141 000	和誠技能を習			
			活資金	71 HA 111, 000	得する	習得	2/13	
					期間中			
					5 年以	か月		
					内		 	
	生		医療若しくは介 護を受けている	月額 105,000	医療又 は介護			保証人
	活	母子家庭		月領 105,000	を受け			有:
	資	の母	间~工口负亚		ている		2/11	無利子
	金				期間中			
		父子家庭			1年以			保証人
		の父	ロフウロマルハ		内	か月		無:
		寡婦	母子家庭又は父 子家庭になって	月額 105,000	252万 円を限			年1.0%
		分別	間もない(7年	/ 100,000	度	満了		
			未満) 者の生活	一括 1,260,000		後 6		
			を安定・維持す			か月		
			る間に必要な生					
			活資金 失業中の生活を		離職し			
			安定・継続する	月額 105,000	た日の		5年	
			のに必要な生活	,	翌日か		以内	
			資金		ら1年			
					以内			/□ === 1
	住	母子家庭	住宅を補修し、				6 年以	保証人 有·
	宅	の母	保全し、改築し、	1, 500, 000		6 か		無利子
	資		増築し、建築し、			月	特別は	
	金	の父	又は購入するの	(特別2,000,000)				保証人
		寡婦	に必要な資金				内	無: 年1.0%
								+1.0%
		母子家庭	住宅を転居する					保証人
	転	の母	ため住宅の賃借			6 か	3年以	有:
	宅	父子家庭	に際し必要な資	260, 000		月	内	無利子
	資 金	の父 寡婦	金					保証人
	<u> 717.</u>	分が						無:
								年1.0%

融資の名称				内容・資格・条件等					
母子父子				1.1年 其相 .					
寡婦福祉	資金の	貸,	付 対 象 等	貸付限原	ま 額	貸付を受	据置	償還	利率
資金	種 類		11 74 20 4	211125	~ #/	ける期間		期間	1,4,1
	131 /24	母子家庭		小学校	64, 300	17 30774114	27411.4	77411.4	修学資
		の母が挟		中学校	81,000				金と同
	就	養する児		高等学校等			6 か	20年	様
	学	童		公立(自 宅	) 150, 000		月	以内	
	支	父子家庭	就学、修業する	(自宅外	) 160, 000				
	度	の父が扶	ために必要な被	私立(自 宅	)410,000			専修学	
	資	養する児	服等の購入に必	(自宅外	) 420, 000			校(一	
	金	童	要な資金	大学・短大等				般 課	
				公立(自 宅	)410,000			程)、	
		父母のな		(自宅外	) 420, 000			就業施	
		い児童		私立(自 宅	) 580, 000			設	
					) 590, 000				
		寡婦が扶		大学院				修業	
		養する子		公立	,			5年	
				私立	590,000			以内	
				修業施設					
					校卒業者				
				(自 宅)					
				(自宅外)					
				※高等学					
					272,000				
		ロフ☆☆	ロスウ皮のロコ	(目宅外)	282,000				/□ =ੋ⊤
	<b>√</b> +-		母子家庭の母又						保証人
	結	の母の子宮宮	は父子家庭の父		200 000		C 2.	г <i>Т</i> :	有:無利子
	婚 資		が扶養する児童、 寡婦が扶養する		300, 000		6 か 月		無利士
	金	の父 寡婦	身畑が伏養する   20歳以上の子の				月	以内	保証人
	並	<b>券</b> 烱	超級以上の子の						無:
			要な資金						年1.0%
			女は貝立						<del></del>
		l	I	l				<u>I</u>	

融資の名称	内容	ド・資格・条件 かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	牛等		
災害援護資	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例	列に定めると、	ころにより実施	百する。	
金貸付金	対象災害 自然災害であって、都道府県	内において災	害救助法が適	用された市町	対が1以上あ
	る場合の災害とする。				
	貸付対象 対象災害により負傷又は住居、				
	貸 付 限 度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷				
	1,500,000円				
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害				
	1,500,000円				
	1,000,000   イ 住宅の半壊				
	1,700,000円				
	ウ 住宅の全壊(1の場合を除く)				
	2,500,000円				
	エ 住宅全体の滅失又は流失				
	3,500,000円		3年	10年	半年賦
	③ ①と②とが重複した場合	内で条例	(11.71	(1 11 )	年賦
	ア ①と②のアが重複した場合	で定める	特別の事	据置期間	月賦
	2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合	率	情がある 場合は5	しを含む 丿	
	2,700,000円	据置期間	場合はる		
	2,700,000   ウ ①と②のウが重複した場合	は無利子			
	3,500,000円	(c.,131)			
	<ul><li>④ 次のいずれかの事由の1に該当</li></ul>				
	する場合であって、被災した住居				
	を建て直すに際し、残存部分を取				
	り壊さざるを得ない場合等				
	ア ②のイの場合 2,500,000円				
	イ ②のウの場合 3,500,000円				
	ウ ③のイの場合 3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協	生活福祉資金貸付制度要	国 1/2補助 道 1/2補助
議会	網	
市町村社会福祉協		
議会		
北 海 道	母子及び父子並びに寡婦	国 2/3貸付 道1/3貸付
市 町 村	福祉法	償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金
	(昭和39年法律第129号)	については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北 海 道	災害弔慰金の支給等に関	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲
市 町 村	する法律(昭和48年法律第	内とする
	82号)	貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称					内容・資格	・条件	等	
災害復興	1	融資対象者						
住宅融資	• }	次の(1)から	(4)の全	てにあてに	はまる方			
	(1	)自然現象に	こよる災害	いより被:	害が生じたん	住宅の原	f有者又は居住者で、	、地方公共団体から
		「り災証明書	りを交付	:」を交付されている方				
	(2	)ご自分が居	- ¦住するた	めに住宅を	全建設、購入	又は補	修する方	
	(3	)年収に占め	るすべて	るすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を				)が次の基準を
		満たす方						
	-	年	収	400万	円未満	40	0万円以上	
		総返済負担	率基準		以下		35%以下	
	(4	)日本国籍 o						
		融資条件						
		区分	建	設	新築住宅	購入	リ・コース(中古)住宅購入	. 補 修
			居住室		トイレが備			100
		格等					* *準に適合している ご	- <sub>}</sub>
		14 3			よる現場審			
		住宅部分	制限なし		制限なし	<u> </u>	制限なし	
	融	床面積	113124 04 0	,	113172 6 0		11/1/2/ 6/ 0	
	資							
	対			$\overline{}$	申込日にお	いて竣	申込日において竣	
		築年数					工から2年を超え	
	~,	JR 1 34					ている住宅又は既	
							に人が住んだこと	
					ない住宅	,	がある住宅	
				$\overline{}$	5. 11. 1		機構の定める耐震	
		その他			_		性や劣化状況の基	
			_				準等に適合する住	
							宅	
		基本融資	建設資金	1,680万円	購入資金 2,6	550万円	購入資金 2,650万円	補修資金 740万円
	融		土地取得資金	970万円			(購入する住宅の敷地に係る権利を耳	
	資		整地資金				得しない場合は、1,680万円が開	
	限		2.27.2		が限度)	-, ////	度)	11/4 D FOX 22 = - 7/14
	度				. 1700		~	
		特例加算	建設資金	520万円	購入資金 5	20万円	購入資金 520万円	
		額	72877.1		7,17,57,22	/• ( •		
		耐火	35年以内	1	35年以内		35年以内	20年以内
		準耐火	, , , ,	•	, , , , ,		, , , , ,	
	迈	木造						
	済							
		木造						
	間							
		据置期間	3年以内	\				1年以内(返済
		3 L L 3 / 3 1 · 3	- 10	•				期間に含む)
		融資金利	建設・購	<b>孝</b> 入の場合	基本融資額	額 年0.	45%	
			N		特例加算額			
			補修の場	<b></b>	14 5 4/46 7E F	年0.		
					現在、最新の		住宅金融支援機構に	こご確認ください)
		受付期間		<u>- 6 7 7 7 円</u> 3 ら 2 年間	>=I=, FIX/I/I ·			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
				- 11:4				
<u> </u>								

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター	独立行政法人	
(被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	住宅金融支援機構法	

融資の名称		内容・資格・条件等							
災害復興	1 層	融資対象者							
住宅融資	• }	欠の(1)から	(4)の生	全てにあてに	はまる方				
	(1	)自然現象に	こよる災害	害により被	害が生じたん	主宅の別	f有者又は居住	者で、	地方公共団体から
		「り災証明書	うしを交付	付されている	る方				
	(2	)ご自分が居	住するだ	とめに住宅を	を建設、購入	又は補作	修する方		
	(3	)年収に占め	るすべて	ての借入れの	0年間合計返	済額の	割合(総返済負	担率)	が次の基準を
	Ĭ	<b>満たす方</b>							
		年	収	400万	円未満	40	0万円以上		
		総返済負担	率基準		以下		35%以下		
	(4	)日本国籍の							
	2 🛱	融資条件							
		区分	建	設	新築住宅	購入	リ・ユース (中古) 住:	宅購入	補修
		住宅の規	居住室		トイレが備				
		格等					基準に適合して	いるこ	٢
					よる現場審				
		住宅部分	制限な		制限なし		制限なし		
	融	床面積	1,17124 01	-	11.3121 31 2		11.3124 01 0		
	資								
	対			$\overline{}$	申込日にお	いて竣	申込日におい	て竣	
		築年数					工から2年を		
		100					ている住宅又		
							に人が住んだ	-	
					ない住宅		がある住宅		
				$\overline{}$	,	$\overline{}$	機構の定める	耐震	
		その他			_		性や劣化状況	この基	
			_				準等に適合す	る住	
							宅		
		基本融資	建設資金	1,680万円	購入資金 2,6	50万円	購入資金 2,650	万円	補修資金 740万円
	融	額	土地取得資金	970万円	(購入する住宅の敷地	1に係る権利を	(購入する住宅の敷地に係	る権利を取	整地資金 450万円
	資		整地資金	450万円	取得しない場合は、1	,680万円	得しない場合は、1,68	O万円が限	引方移転資金450万円
	限				が限度)		度)		
	度								
	額	特例加算	建設資金	520万円	購入資金 5	20万円	購入資金 520	万円	
		額							
		耐火	35年以	勺	35年以内		35年以内		20年以内
		準耐火							
	返	木造							
	済	(耐久性)							
	期	木造							
	間	(一般)							
		据置期間	3年以	勺					1年以内(返済
									期間に含む)
	F	融資金利	建設・貝	購入の場合	基本融資額	須 年0.	45%		
					特例加算額	須 年1.	35%		
			補修の場				45%		
			(令和2	年9月1日	現在、最新の	つ金利は	住宅金融支援	幾構に、	ご確認ください)
	Ä	受付期間	り災日7	から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター	独立行政法人	
(被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	住宅金融支援機構法	

融資の名称		内容・資格・条件等
農林漁業セー	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
フティネット	<i></i>	災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋
資金		万染等よる通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。
	貸付対象者	○認定農業者
	2017/13/16	○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであ
		って、農林漁業経営開始後3年以内のもの
		○林業経営改善計画の認定を受けた者
		○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画
		の認定を受けた漁業者
		○農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては総売上高)の過半又は粗
		収益が200万円(法人1,000万円)以上の農林漁業者
		○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者
		ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること
		②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があ
		ること、が明確になっていること。
		○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者
		①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること
		②一元的に経理を行っていること
		③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有してい
		ること
		④農用地利用集積の目標を定めていること
		⑤主たる従事者が目標所得を定めていること -
		○地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取
		り組むものとして市町村が認める者
	貸付限度額	600万円
		ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限
		度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の
		12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか
	<b>                                    </b>	し低い額とすることができる。 しょうにいけん
	償還期間	15年以内(うち据置き3年以内)
	貸付利率	年0.20~0.55% (R4.9.20現在)※ただし、国が定める災害は実質無利子と
		なる

取扱機関	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
び農林中央金庫等公庫の事務		
受託金融機関		

融資の名称	内容・資格・条件等				
天災融資法によ	資金使途		の国民経済に及ぼす影響が大である		
る融資	只亚 人 还	と認められる場合、天災によつて損失			
W III		の組織する団体に対し、農林漁業の経			
		る措置を講じる。	日中に近文は民立い間通じ「川市に)		
	貸付の対象	(7)被害農業者			
	貝目の対象		以上で、かつ、損失額が平年農業総		
		収入額の10/100以上で、市町村長			
			: 切配圧を支けた土米晨豕。 :額が被害時価格の30/100以上で市町		
		村長の認定を受けた主業農家。	では、一般 古 中 価 俗 の 30/100 以上 で 日 画		
		(4) 被害林業者			
		(す) 被害漁業者			
	(+) 1.79 cz.#z	(工)被害組合	(/H L) 0.500.000H		
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者	(個人) 3,500,000円		
			(法人) 20,000,000円		
		政令で定める資金	(個人) 5,000,000円		
		()4( ±1, (), ±1, 1, 1, ±1, ±1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	(法人) 25,000,000円		
		(激甚災害) 被害農林漁業者	(個人) 4,000,000円		
			(法人) 20,000,000円		
		政令で定める資金	(個人) 6,000,000円		
			(法人) 25,000,000円		
		漁具購入	50,000,000円		
		被害組合	25,000,000円		
			(連合会50,000,000円)		
	償還期限	6年以内(激甚災害法適用の場合7年)	以内)		
-H- 11 31 311 11 31	貸付利率	法発動の都度設定	and the state of t		
農林漁業施設資	資金使途		により被災した場合に、農業施設等		
金(主務大臣指	1511 114	の復旧に必要な資金を株式会社日本政			
定施設(災害復	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥			
旧))			排水施設、かん水施設、農産物処理		
			農機具保管修理施設、病害虫等防除施		
			畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、		
			景境施設、未利用資源活用施設、農機		
		具及び運搬用器具の復旧			
		② 果樹の改植又は捕植費用			
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の			
		イ 1施設当たり3,000,000円 (特認を	5,000,000円)		
	償還期限	①15年 (うち据置 3年)以内			
		②25年(うち据置10年)以内			
	貸付利率		ただし、国が定める災害は実質無利子		
		となる			
農林漁業施設資	貸付の対象	被災した漁船の復旧			
金			面養殖施設、漁船漁業用施設の改良		
(主務大臣指定施		・造成・取得			
設(水産施設、災	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8			
害復旧))		2 漁船 1,000万円 その他施設 30	00万円		
		1及び2のいずれか低い額			
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)			
	貸付利率	0.16~0.20%(R3.8.19現在)			

取扱機関等	関係法令等	備   考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策	株式会社日本	
金融公庫及び農林	政策金融公庫	
中央金庫等公庫の	法	
事務受託金融機関		

融資の名称		内容・資格・条件等
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同 組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	信環期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20~0.60% (R4.9.20現在) ※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、 同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償運期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20~0.55%(R4.9.20現在)
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、
		トラクター等及び土場を含む) 又は林業集落排水施設及び用水施設の災害
		復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小
		企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・
		団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の 負担額)
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20~0.60%(R4.9.20現在)
農林漁業施設資金	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリ
(主務大臣指定施		ェーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、
設)		樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
林産業施設資金	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認
(災害復旧)		600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.60%(R4.9.20現在)
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他
		共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同
		連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20~0.60%(R4.9.20現在)

取扱機関等	関係法令等	備	考
株式会社日本政策	株式会社日本政策金融公庫法		
金融公庫及び農林			
中央金庫等公庫の			
事務受託金融機関			

融資の名称		内容・資格・条件等
備荒資金直接融資	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
資金	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円 まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行	事業資金等の銀行融資	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する
北海道銀行	斡旋条例	融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千
三菱東京UFJ銀行		万円に満たないときは2千万円)以内とする。但し、特別の事
全国信用金庫組合		情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋す
札幌支店		ることができるものとする。

-1.V1	1	I do Mali. be til	tata.				
融資の名称		内容・資格・条件	等				
中小企業総合	・目的						
振興資金	災害によ	り経営に支障が生じている中小企業者等に対	付し、市中金融機関を通じ、事業の早期				
「経営環境変	復旧と経営	の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図	]る。				
化対応貸付	・融資条件						
【災害復旧】」	融資対象	1 災害等の影響により中小企業信用保	R険法第2条第5項の規定に基づく				
		「特定中小企業者」又は同法第2条第	56項の規定に基づく「特例中小企				
		業者」であることの認定を受けたもの					
		2 地震、大火、風水害等により主要な	事業用資産に被害を受けたもの又				
		は冷害等により売上げの減少等の間接	後被害を受けているもの中小企業者				
		等であって、道が認めた地域内に事業	所を有するもの				
	資金使送	設備資金	運転資金				
	融資金額	8,000万円	5,000万円				
	融資期間	1年超10年以内(据	置2年以内)				
	融資利率	[固定金利] [変動金	利]				
		5年以内 年1.0% 年1.	0 %				
		10年以内 年1.2% (融資	期間が3年超の場合選択可)				
	担保・付	取扱金融機関の定めるところによる					
	還方法						
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き					
取扱機関	<b>関</b> 等	関係法令等	備考				
北海道銀行、北	洋銀行、道	中小企業総合振興資金融資要領					
外本店銀行道内支店、商工							
組合中央金庫、道内信用金							
庫、道内信用組							
央金庫、北海道							
同組合連合会	111/11/12/15/100						
1.4/121 (2.17)							

融資の名称			内容·	資格・条件等					
勤労者福祉									
資金	区 分	中小企業	非正規労働者	季節労働者	離職者の方				
		で働く方	の方	の方					
		・育児・介護は	木業中の方も含	・2年間で通算12	・企業倒産など事業主の都合				
		む		か月以上勤務して	により離職した方で、次のい				
		・前年の総所得	身が600万円以下	いる季節労働者の	ずれかの要件を備えた方				
	融資対象者	(所得控除後の	金額)の方(ただ	方(雇用保険特例	①雇用保険受給資格者				
		- 1 1-111-1-111	5 者信用基金協	受給資格者)	②賃確法の立替払の証明書若				
			用する場合は前	・前年の総所得が	しくは確認書の交付を受けた				
		年の総収入が1	150万円以上の	600万円以下(所得	方で、求職者登録している方				
		方)		控除後の金額)の					
				方					
				・前年の総収入が					
				150万円以上の方					
			対育(本人及び子身	医療、災害、教育(本人及び子					
	資金使途		、冠婚葬祭、住宅	弟の教育訓練に要する経費を					
		購入、一般生活		含む)、冠婚葬祭、一般生活費					
	融資金額	- 1	120万円以内		100万円以内				
		8年」		8年以内	5年以内				
	融資期間	(育児・介護休			(6か月以内元金据置可、据置				
		は、休業期間終			期間分延長可)				
	=1 V= <1 +	据置可、据置期			<b>—</b>				
	融資利率	年1.	60%	45 M 77 4 13 14 54 85 17 17 17 17	年0.60%				
	償還方法	T. IZ A 로니 MA BB	元利均等月賦[ 	賞還及び半年賦併用可	<u> </u>				
		取扱金融機関	-11.	次米#I ※ # 15 円 # 7	カムの担守バル亜				
	信用保証	の定めによる	北	海道勤労者信用基金	筋会の保証か必要。				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北 海道労働金庫、道内信用金 庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

## 「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

<u> 生活再建支援制</u>	度」に基づく支援												
		内容	・資格・条	件等									
目 的	自然災害によりその	生活基盤に著し	へ被害を受り	けた者に対	対し、都道所	5県が相互扶助の観							
	点から拠出した基金を	活用して被災者の	生活再建支持	爰金を支約	合することに	こより、その生活の							
	再建を支援し、もって	再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とす											
	る。												
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害												
	① 災害救助法施行令 おける自然災害	今第1条第1項第	1号又は2	号に該当	する被害が	発生した市町村に							
	. , - , , , , , , , , ,	と全壊被害が発生	した市町村	における	自然災害								
	② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害												
						·							
	④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村口10万人未満に限る)における自然災害												
	5 ①~③の区域に隊			裏被害がる	発生した市町	T村(人口10万人未							
	満に限る)におけ		_ ,,	X 10X 10		.   ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )							
	⑥ ①若しくは②の†		府県又は③	の都道府	県が2以上	ある場合に、							
	5世帯以上の住宅全	を壊被害が発生し	た市町村(	人口10万	人未満に限	る)							
	2世帯以上の住宅全	を壊被害が発生し	た市町村(	人口5万/	人未満に限る	5)							
	における自然災害												
	※ ④~⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置												
	Ŋ												
	(合併した年と続	く5年間の特例措	:置)										
	(2) 支給対象世帯												
	上記の自然災害によ	り											
	① 住宅が全壊した世												
	② 住宅が半壊、又に												
		③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯											
	④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模												
	半壊世帯)	L I - A - 1 - L - L	* 1 2 ***										
支援金の		支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる											
支給額		(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)											
						大規模半壊							
	住宅の	全壊 (支給対象世帯	解体(支給対象)	· · · · · ·	長期避難								
	被害程度	を 対象世帯											
	支給額	①に該当) 100万円	②に該当)	万円 万円	別に該当) 100万円	④に該当) 50万円							
	② 住宅の再建方法に					30/J <u>F</u>							
	住宅の	建設・購入		<u>异义饭型</u> 補修		<b>賃</b> 借							
	再建方法	在以 特/	`	1111 IS		(公営住宅以外)							
	支給額	2.	00万円		100万円	50万円							
				どを建設・		補修) する場合は、							
	合計で200 (ス												

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	(1)申請時の添付書面 ①基礎支援金:罹災証明書、住民票等 ②加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等 (2)申請期間 ①基礎支援金:災害発生日から13月以内 ②加算支援金:災害発生日から37月以内

資料31 当別町周辺における震度5~6の地震の記録

地震名又は震央名	震度6地点名	震度 5 地点名
石狩川河口付近(1834)	震央付近(石狩川河口付近)	札幌
十勝沖(1968)	北緯 42.5	札幌、石狩、当別
十勝沖 (2003)		新篠津

# 平成28年度地震被害想定調查結果(概要版)

- 地震動による被害想定対象地震の設定について
- 2 地震動による被害想定項目と設定条件
- 3 地震動による被害想定結果①~空知管内で人的被害が最大となる地震
- 4 地震動による被害想定結果②~石狩管内で人的被害が最大となる地震
- 5 地震動による被害想定結果③~後志管内で人的被害が最大となる地震
- 地震動による被害想定結果4~胆振管内で人的被害が最大となる地震
- 地震動による被害想定結果⑤~日高管内で人的被害が最大となる地震
- 8 地震動による被害想定結果⑥~渡島管内で人的被害が最大となる地震
- 9 地震動による被害想定結果⑦~檜山管内で人的被害が最大となる地震
- 10 地震動による被害想定結果®~上川管内で人的被害が最大となる地震
- 11 地震動による被害想定結果③~留萌管内で人的被害が最大となる地震
- 12 地震動による被害想定結果⑩~宗谷管内で人的被害が最大となる地震
- 13 地震動による被害想定結果①~オホーツク管内で人的被害が最大となる地震 14 地震動による被害想定結果②~十勝管内で人的被害が最大となる地震
- 15 地震動による被害想定結果③~釧路管内で人的被害が最大となる地震
- 16 地震動による被害想定結果④~根室管内で人的被害が最大となる地震

北海道では、減災目標の検討に際し、地震・津波にともなう詳細な被害想定調査を平成24年度から振興局単位で進めており、各調査年 度における算定結果を、順次、公表しているところです。

被害想定調査は、地震や津波による被害発生の危険度が高い太平洋沿岸から実施しており、これまでに地震動による太平洋沿岸(平成 26年3月、平成27年2月公表)、日本海沿岸(平成28年3月公表)及びオホーツク海沿岸(平成29年2月公表)の被害想定結果を公表し ました。

本報告書は、平成28年度に実施した地震動による内陸部(空知、上川)の被害想定結果に加え、振興局単位を超える計算結果の整理等 を行った全道版の地震動による被害想定を取りまとめたものです。

被害概要については、「冬期の早朝5時」において、各管内で人的被害が最大となる地震動による被害想定結果を整理したものです。 この想定結果は、中央防災会議(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や南海トラフ巨大地震)などの被害想定手法(過去の地震被害を基 に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

被害想定の詳細な結果については、別途危機対策課ホームページにおいて報告書を公表します。

## 平成30年2月

## 地震動による被害想定対象地震の設定について

#### 被害想定対象地震の設定

北海道で想定される地震は、海域で発生する 海溝型(プレート境界)地震と、主に陸域で発 生する内陸型(地殻内)地震に大きく分けられ ます。

北海道防災会議では、最新の研究成果等に基 づき、そのうち、地震被害想定を行うための対象地震として、31地震193断層モデルを設 定しました(図1)

(参考:「想定地震見直しに係る検討報告書」平成23年3月)

# 4 2.2 =H)

## 被害想定の対象地震

#### 表1 24地震54断層モデルの一覧

20個名	断層モデル
標準断陽帯	30_1, 45_5
十勝平野断醫帯主部	45_2, 45_5, 30_3
富良野断層帯西部	45_3, 30_2, 30_5
增毛山始栗綠魠醫答	30_2, 45_1, 45_2, 45_3, 45_4, 45_5
窓田一砂川付近の新護帯	45_1, 45_2, 45_3, 45_4, 30_3, 30_4
当別断屬等	30_2, 30_5
石狩低的栗縁新醫帯主部(北)(深さ7km)	45_1, 30_1, 30_5
石狩姫始東線新薔帯主部(和(深さ3km)	45_2, 45_3, 45_5, 30_2
石狩低地東線斯蘭帯主部(南) (梁さ3km)	45_2, 45_5
石狩低地東縁断署帯南部(梁さ7km)	30_5
石狩馬始東縁斯醫帯南部(深さ3km)	30_2, 30_3, 30_5
黑松内低地斯醫等	45_3, 45_4, 30_5
图館平野西縁紅響帯	45_2, 45_3
サロベツ断層帯(断層延長)	30_2, 30_3, 30_5
西札幌背斜に関連する断層	-
月寒背斜に関連する断層	
野県丘陵断閣帯	45_1
根室沖・釧路沖の地裏	-
十勝沖の地震の地震	-
三陸沖北部の地震	-
北海道北西沖の地震	No.2, No.5
北海道南西沖の地震	No.2
北海遊留領沖(走向N193° E)の地震	No.1
北海道留朝沖(走向N225° E)の地震	No.2

## 今回の被害想定の計算対象とした地震

北海道の地震被害想定調査では、31地震1 93断層モデルについて被害の概略計算の結果 から、各管内に特に影響のある24地震54断層 モデルを選定しました(図1及び表1)

## 地震動による被害想定項目と設定条件

## 被害想定の設定条件

- ●雪による被害の影響や、屋内にいる時間帯などを考慮 し、災害発生の季節・時間帯を以下の3つのパター ンとして被害を想定しています。
- ①冬期の早朝5時・・・積雪の影響あり、住宅内に最も 人がいる→人的被害が最大となる
- ②夏期の昼12時・・・積雪の影響なし、住宅内に最も 人が少ない→建物・人的被害が最小となる ③冬期の夕方18時・・・積雪の影響あり、火気の使用
- が多い→建物被害が最大となる

#### 表2 地震動による被害想定項目

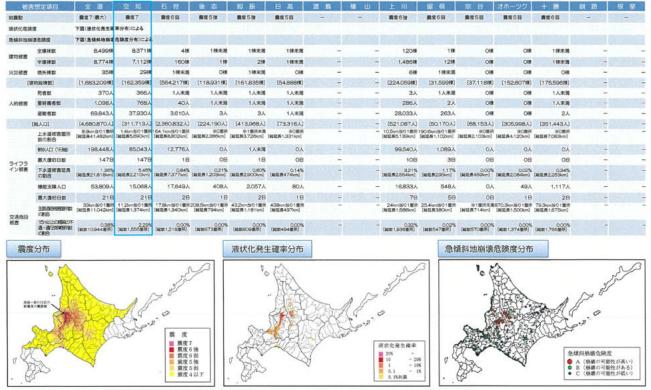
被害想定項目	項目の概要
(1) 地震動	地表における最大震度
(2)液状化危険度	液状化発生確率
(3) 急傾斜地崩壞危険度	急傾斜地における崩壊危険度の予測
(4)建物被害	揺れ、液状化、急傾斜地崩壊による全壊・半壊棟数
(5)火災被害	焼失棟数
(6)人的被害	揺れ、急傾斜地崩壊、火災被害による死者数、 重軽傷者数 建物倒壊やライフライン被害による避難者数
(7) ライフライン被害	上・下水道の被害箇所数等の割合、上水道の断水人口、下水道の機能支障人口、 最大復旧日数(管内の作業員のみが対応した場合の日数)
(8)交通施設被害	主要道路被害箇所数の割合、 15m以上の橋梁の不通箇所数・通行支障箇所数の割合

次ページ以降では、「①冬期の早朝5時」において、各管内で人的被害(死者数)が最大となる地震動による被害想定結果を紹介しています。

## 地震動による被害想定結果①~空知管内で人的被害が最大となる地震

■沼田-砂川付近の断層帯(モデル30\_4)の地震(Mw6.9) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)(北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成)



- 注:この結果は、中央的災会議などの被害地定手法(過去の地震被害を基に設定した被害角生建率等による)により算定した概数であり、具体的な被害角生箇所を特定するものではありません。 ※ 1 新暦モデルは、影響の長さ、深さ、マグニチュード、頬き、破壊パターン等で設定しています。 ※ 2 報報計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象が、(表中は"一")としています。 ※ 2 総数型の関係で表中の数型と合計は合わない地域はがあります。 ※ 3 建物・人口の総数、上下水道・遊読の総定長、標果総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

## 地震動による被害想定結果②~石狩管内で人的被害が最大となる地震

■月寒背斜に関する断層の地震(Mw6.76) \*\*1

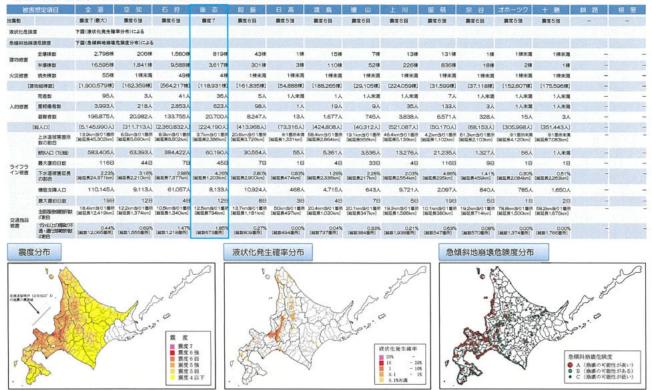
被告	想定項目	全 臺	空知	石刊	後 志	超 寮	日高	渡島	榜 山	上川	留萌	景音	オホーツク	十勝	製器	根 玺
E80		養症7(機大)	農業6強	異章7	震度6階	農業6日	震度5強	異度5日	裏度5首	親庶5號	農底5個	-	-			-
状化危険	g	下国(液状化発生確	(単分布)による	14 1												
瞬斜地脉	<b>非化铁位</b>	下回(急傾斜地崩壊	(危険度分布)による	775-1775												
	全環接數	22,982#	3348	22.6348	768	7년	1楼未開	1標末間	1技未満	1棟未潤	1桂末潤	-	-	-	_	
被害	半環排散	43,968#	1,7098	42.1608	26₩	73₩	1技术海	1模束週	1押末週	1棟末灣	1棟末港	1000	-	Santa -	-	
被害	焼失練数	537棟	188	5368	1棟未満	1根未満	1横未開	OR	OH	1棟未満	OH	_	_	_	_	
[38	[物総律数]	[1.535,258棟]	[162,359#]	(564,217棟)	[118,931棟]	[161,835棟]	(54.888棟)	[188.265棟]	[29.105概]	[224,059#]	[31,599棟]	-		=	-	
	死者故	985A	4.4	979.4	1.4	1人未開	1人未凋	OH	1人未调	1人未期	OR	-	-	-	_	
被害	重程傳查款	18.806A	229	18,543,4	9.4	25A	1人米湯	OM	1人未開	1人未第	OM		W	-		
	<b>設別を取</b>	488,501 A	15,513.4	470.266A	314人	2.403A	2.4	1人未開	1人未開	37	1人未開	_	-	-	-	
1	[組入口]	[4,420,396].]		[2,360,832]	[224,190]]		[73,316人]	[424,808人]	[40,312].		[50,170]]		-	-	- 17 <del>-</del>	
	上水道被害箇所 数の割合	7,3km尚约1簡析 [総証英31.998km]	8.3km当约1億月 [減延長5.69Ckm]	2.4km当り1團計 [総証長8.902km]	457.2km当01厘所 [総証長2.386km]	66.7km当约1團所 [総証務3.726km]	近1無所未満 [韓証長1.331km]	型O信用 [報匠長2.864km]	部O種用 [純証長956km]	※1應所未獲 [総証長5.139km)	※O無明 [減延長1,102km]				- 11-7	
	800KAD (1000	1,076,623人	44,027	1,023,227 A	523A	8,825A	7.4	0.4	O.A.	16人	0.4					
75	最大復紀日数	39日	398	248	18	38	18	08	08	18	08	-	-	-	-	
被害	下水道被害延長 の割合	3.08% [陶証数19.586km]	2.40% [報節数2.210km]	6.55% (雑題與7,377km)	0.79% (維証券1.203km)	1.63% (維証例2.90Ckm)	0.43% [NEER474km]	0.04% [韓延卿2.336km]	0.13% [陶匠原217km]	0.07% [#E§2.554km]	0.27% [陶証典295km]	-	-			
	推能支牌人口	165.484人	7,368.4	149,883,4	1,575人	5,714人	242人	175人	36人	358A	1334	-	-	-	-	
	最大復紀日数	98			38	58	28	18	18	18	28					
7510	主要指令经验/数 次配合	26.8km当り1重析 [総証券8.530km]	17.7km当り1億月 (同間長1,374km)			19.7km当约1重研 [解証费1,181km]		204.2km当り1重所 [韓証費1,030km]	後1曹熙末期 [能証典347km]	503.8km指() 1重視: [総証長1.586km]	208.9km掛71重析 (総裝養380km)	-		-	-	
	15m以上の標準の不 道・適立は専門数 の場合	0.91% [複數8.355簡例]	0.56% [編数1.555集務]	5.50% [編数1,216編形]	0.01% [解取673體所]	(地数809億円)	0.00% [施取494勝所]	000% [総数737億所]	0.00% [減期384期所]	(編集1,938集所)	000% [総数547箇所]	-				
震度	分布					液状化発生	E確率分布				急的	類地崩壊	危険度分布			
	2 2				1 B	'n	<i>P</i> \			0/	31	7 7	Δ			٥
	0	1		25		*<	,除人			25		.0 (	<b>验</b>		2	7.75
	- 2	To	0	J 89			分出。	>	1 0	8		- 6	公部	A	12 80	
<b>共常保持</b>	CRYOM J	16 HAPE	Al H	_			Jana,	HOR	11			1	71127	PENA	11	
量の地域	**** ROSS		K. Y.	0.			R. Co.	EXYX	74 ° e	7		R		434524	0.0	
- 1	Carl Valor	TARK	I Syp"	-		6 ms		F-SUZ	2			Condition	A COL	ATT TO	6.4	
			-190	震 度	.		Burger 1	310000	-		- I		440	BROKE		
50	A STATE	Par y		■ 震度	6強	5-5-5		34	1.0	<b>支状化発生確率</b>	6	7	WY YOUN	-	district state of the other	
(A)	_	W		■ 震度		085	1	H		10 - 20		-	and a	175	<ul><li>類斜崩壊危険!</li><li>A (崩壊の可能</li></ul>	
1	3.03	V		製皮		END		V	- 1	1 - 10		KINA	V		B(胸膜の可能	関性がある
P	500			震度		1500			1 1	0.1 - 15					C (廃薬の可能	

- 注: この結果は、中央防災会議などの結合部定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生標率のによる)により算定した概数であり、具体的な被害発生態所を特定するものではありません。 ※ 1 新聞モデルは、新聞の長さ、深さ、マプニチュード、検査、初端パランン等で設定しています。 ※ 2 紙筋計算の機関からほとんどは苦め効定されない地域は、計算対象が、名中は「"")としています。 ※ 2 紙筋計算の関係で使中の数量と合計は合わない場合があります。 ※ 3 議事、ALの解釈、上下本・道路の能配送、横架能数は、市町村などからの連州データに基づく合計値です。

## 地震動による被害想定結果③~後志管内で人的被害が最大となる地震

■北海道留萌沖(走向N225°E、モデルNo.2)の地震(Mw7.8) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)《北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・始質研究所作成》



- 注:この総果は、中央防災会議などの被害部定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生循所を特定するものではありません。 ※ 1 動魔モデルは、動魔の長さ、深さ、マグニチュード、検告、破場がターン等で設定しています。 ※ 2 機能対象の経験アムほとんど他苦の効理さればい始級は、計算な録か、後中は「一")としています。 ※ 2 機能対象の関係で使中の数量と合計はさわない場合があります。 ※ 3 装饰 3 人の総数、上下水・運動の総数と、横突転数は、作用材などからの提供データに基づく合計値です。

## 地震動による被害想定結果④~胆振管内で人的被害が最大となる地震

■石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30\_3)の地震(Mw7.16)\*1

被害の概要(冬期の早朝5時)(北海道立総合研究機構、北方理際総合研究所・地質研究所作成)

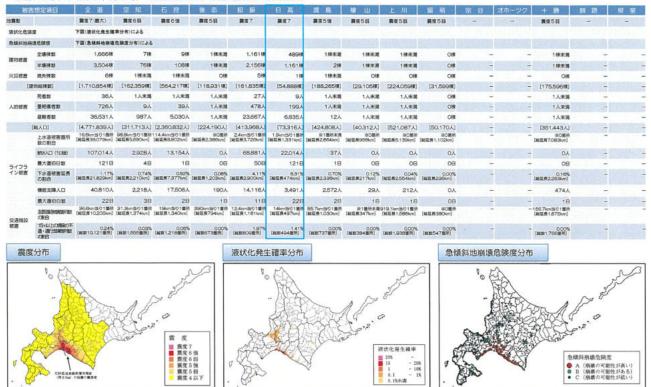
報告	想定項目	全道	空知	石狩	後志	租 振	日高	提展	槽山	上川	留明	宗 音	オホーツク	十勝	鎖語	根 室
異粒		器堂7(最大)	實度6號	霧度6強	震度5強	震変7	震度7	震変5強	農寮5弱	震変6弱	震変5弱	-	-	震変5強	-	-
表試化危談	g	下國(療状化発生研	(車分布)による													
自類纠纷被	<b>現也缺症</b>	下面(急傾斜地崩塌	(危険度分布)による			MIN CO										
2000年	全環種數	2.500@	164₩	264様	58	1,7118	3548	1棟末週	1模末端	1種	1様未満	-	_	1棟未満	-	
erottes	半期排款	7,8438	1,170@	2,9300	238	2,9068	7944	148	1便未進	184	1棟未満		-	148		
人以被害	焼失練取	1488	1排未滿	218	1排未測	118	1棟未凋	1棟未満	OR	1棟未満	OR	-	-	1棟末幕	-	
COR	物能裸数]	[1.710.854棟]	[162.359棟]	[564.217機]	[118.931棟]	(161,835W)	(54.888W)	(188.26519)	(29,105棟)	[224.059様]	(31,5994)		DET SE	[175,596HI]	-	
	死者数	75人	3.4	6.4	1人未准	58.4	6.4	1人未満	1人未満	1人未満	1人未凋	-	1 10 1	1人未進	-	
人的被害	亜軽傷者数	1,853人	159人	841人	8.4	706	134人	1人未期	1人未満	4.4	1人未凋		The same	1人未凝		
	遊覧者数	115,613人		65,331 A	225	31,922	4,614人	5.4	1人未満	660人	1人未過	-	-	2人	' -	
1	[個人口]	[4,771,839人]		[2,360,832]		(413,968人) 1.9km曲01團9	[73,316]		[40,312]	[521,087人]	[50,170]]		-	[351,443].	-	
	上水道被害衛所 数の割合	[総証長39,079km]	9.8km当り1無所 [減延長5.690km]	[資益長B.802km]	402.7km301目標 (総位表2.386km)		2.7km当り1票所 [雑配長1,331km]	※1曲桁未用 (総証券2.864km)	MEM956km]	229.5km部で1箇所 [報証長5.139km]	※O簡明 [総延長1,102km]			前1團所未屬 [毗延長7,083km]		
	MINKAD (1EM)	362,665人	39,425人	212.468人	999.	92,047,4	14,898.4	11人	OA	2,817人	OA			1人未第	-	
5175	最大復旧日数	848	35B	58	18	628	848	18	08	18	08	-	-	18	-	
イン被害	下水道被害延長 の割合	2.03% [網延長21.829km]	2.30% [解距费2.210km]	2.47% [雌葉與7.377km]	0,84% [減延長1,203km]	4.899 [新至男2.900km]	4,80% (総監長474km)	0.19% (細葉祭2.336km)	0.35% [NIE#217km]	0.71% [概题数2.554km]	0.31% (WE#295km)			0.52% [韓延長2.263km]		
	機能支撑人口	84,842人	6,867人	50,470人	1,631 Å	17,123,4	2,544.	621A	97人	3,653.4	156A	-	-	1,679.4	-	
	最大復旧日数	178	98	48	38	138	178	18	18	28	28	BANKS.	THE REAL PROPERTY.	28	-	
Q18161Q	主国指列研究所 (78)合	23km当り1重用 [総延長10,205km]	14.9km当り1重府 [総延長1,374km]	11.2km指约1團所 [減延長1,340km]	36,9km当り1層所 [報延長794km]	11km当り1番9 [総延長1.181km]	16.7km当り1億所 (総証長497km)	74.1km当り1重所 [総証長1,030km]			125.5km当り1重所 (知証長390km)			57.6km(1901重研 (陶延長1,675km)	- 1201	
信言	15元让57期67不 通·通过时期的 08台	(AUX10,121MIN)	051% (NB1,555BR)	091% [編数1,218集例]	0.00% (施設673億所)	2.489 [編制809整]]	0.64% [総数494箇所]	000% [総数737箇所]	0.00% (複数384箇所)	0.00% [MBB1,938BB]	000% [謝斯547簡称]			0.00% [NEXT].700MR()		
震度	分布				6	液状化発生	主確率分布				急傾	類斜地崩壞	危険度分布	i		
, Q			A	震 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度	強				1		3				が、のでは、 は傾斜崩壊危険度 A(崩壊の可能	

- 注:この総領は、中央処則会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害免生確率等による)により葬定した概数であり、資体的な被害発生箇所を特定するものではありません。 ※ 1 新暦モデルは、新暦の長む、深さ、マグニデュード、積色、被導パターン等では定じています。 ※ 2 機能対象の機能の合成とんど被害の想定されない地域は、計算対象が、気中は"一")としています。 ※ 2 機能対象の機能で表中の実施と合計は合わない場合があります。 ※ 3 建体・人の心臓炎、上下本・連路の心臓炎、神母和などからの連供データに基づく合計値です。

## 地震動による被害想定結果⑤~日高管内で人的被害が最大となる地震

■石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30\_2)の地震(Mw7.16) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時) (北海道立場合研究機構 北方建築場合研究所・助質研究所作成)



- この結果は、中央的災金議などの被害物定手法(過去の治養被害を基に設定した被害発生援率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生施所を特定するものではありません。 制御モデルは、制御の長さ、深さ、マプーチュード、傾き、被求パターン等で設定しています。 概数計算の必要からほとんど他の認定されない地域は、計算対象が、後中は"一")としています。 側数型性の関係で表中の影響と合われるは、場合だあります。 業物・人の回数値と合われるは、場合だあります。

## 地震動による被害想定結果⑥~渡島管内で人的被害が最大となる地震

■函館平野西縁断層帯(モデル45 3)の地震(Mw6.6) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時) 《北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・均質研究所作成》

Talicatina	被害	想定項目	全道	翌 知	石狩	後 志	胆 振	日高	渡島	槽山	上川	留荷	宗 省	オホーツク	+ 18	頻節	根室
1887年	異動		震変7(最大)	-	-	養度5弱	異度5強	-	展宝7	農寮6弱	-	-	-	-	-	285 E 116	-
2個相談 1,943階 - 198月間 198月間 1,935階 69	k状化危険!	1	下圆(液状化壳生確	車分布)による													
日本日本	MEST 25/08	表征缺症	下回(急傾斜地崩壊)	危険度分布)による				W.									
日本語   日本		全環接散	1,8438	-	-	1棟未満	1模末潤	-	1,8358	818	-	-			-	_	
「国際政権制   (498,136種)	物概書	半導接数	3.396#	ALVA S		1棟宋海	1禄末灣	2	3,3644	314		-		2000		1	
	災被害	領失模数	28棟	-	-	OH	1棟未満	-	288	1棟未満	-	-		-	-	-	
日本	[18	TO ALL FRED (	[498.136棟]	-	VIV.	[118,931機]	(161,835株)	The state of	[188,265棟]	(29,1058)		-		-	2000		
選問者数   31.214人		死者数	36人	-	-	1人未満	1人未渴	-	35.4	1,4	-	-	-	-	-	-	
(地AD) (1,103,278A) - (224,190A) (413,068A) - (40,312A)	的被客	里轻痛者数	645人	-	SERVE .	1人未凋	1人未凋		634A	11A							
上央連続電源		避難者数	31.214人	-	-	1人未満	2人	-	30,1863	1,026人	-	-		-	-	-	
20年度   10年度		湖人口]		-													
日本			11.4km当01團所 [報证長9.932km]		-	9/0億所 [製能與2,386km]	※1應所未測 [解延長3.726km]					_			-		
20.000   10.000		を (1日後)	85,977人	-		0.4	1人未選		82,389.4	3,588,4		Profes		The state of			
回転車の250-7-10   回車車の250-7-10   回車	1775	最大復旧日数	368	-	-	08	18	-	368	168	-	-		-	-	-	
第大復日日数   16日	ン被害		2,17% [ME#6.657km]			0.00% (総証券1,20Gkm)	0.46% (MER2.900km)		5.46% (雑臣祭2.336km)	1.77% [衛延费217km]		-					
250 (20 m 30 1 m m)		機能支撑人口	23.283人	-	-	OA	2,023.4	-	20,786.4	475A	-	-		-	-	-	
(回転用 1,61 km)   (回证用 1,61		最大復旧日数						KIR ET					Hillians	-		-	
1500	(A1510		36.9km当り1重所 (総証長3.353km)			※1團所未進 (超延数794km)	111.5km当01業所 [総延長1,181km]	-	15.6km当约1里标 (総証長1.030km)	24.6km当り1書所 [報证長347km]						Mari F	
類度 6 強 原産 6 独 の 6 は の	18	通·通过域的版				0.00% [複数673箇所]	0.00% (NEBBOOMS)		156% [総数737箇所]	022% (維取384箇所)						-	
機能で 機能で 機能で 機能で 機能を 機能を 機能を 機能を 機能を した した した した した した した した した した した した した	震度	分布					液状化発生	確率分布				急傾	[斜地崩壊	危険度分布			
<b>業成 5 強</b>					■ 震疾で ■ 震疾で	強					20% - 10 - 20%						

- 注:この結果は、中央的災会議などの被害が定手並(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生薬所を特定するものではありません。 ※ 1 断難モデルは、影響の長さ、深さ、マグニチュード、検査・ 研算パターン等で設定しています。 ※ 2 概略計算の報度の合成とんど供害の効定されない物域は、計算収録外、気伸せ、"")としています。 ※ 2 機能対象の関係で使中の製金と合計は合わない場合があります。 ※ 3 議事・人の回線と、上下水・運搬の解塞と、機実総数は、中国村などからの連供データに基づく合計値です。

## 3 地震動による被害想定結果⑦~檜山管内で人的被害が最大となる地震

■北海道南西沖 (モデルNo.2) の地震 (Mw8.0) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)《北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成》

被害	想定項目	全 道	空 知	石打	後店	担 振	日高	渡島	檀山	上川	電荷	宗音	オホーツク	十 勝	翻路	根 室
表別		震変7(最大)	霧度5強	異度6%	震度6強	震度6弱	震度5強	震変6強	裏度7	調度5弱	震変5節	震度5等	-		-	-
状化危険的	R .	下回(液状化角生殖	率分布)による													
ting published	景化映度	下回(急傾斜地崩塌	危険度分布)による					THE PARTY		CHERT						
	全導排散	1,120#	2#	33#	69#	67棟	188	1818	7678	1禄未満	1技术器	1棟未理	_	114		
的被害	半環接取	4,3648	548	710棟	4978	368#	34	9188	1,8158	1棟末瀬	1棟来灣	1禄未潤		SECTION .	TO BE SEE	
(页被图	纳夫接取	38	1株未満	1 模未満	1棟未貫	1模未満	1棟未用	1棟未満	28	OHR	OH	OH	_	-	-	
DR	物総模数〕	[1,572,376棟]	[162.359棟]	[564,217模]	[118,931機]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265#]	[29.105#]	[224.059#]	[31,599#]	[37.118#]	66 TE 4		_	
	死者数	47人	1人宋海	2.4	7.4	84	1人未用	124	18人	OHR	1人未用	1人未用	-	-	-	
的被害	重發傷者数	899A	6.4	197人	99.4	121人	1.4	184.4	291人	OH	1人未測	1人宋潤	MARKET !	NUMBER OF	THE REAL PROPERTY.	
	遊覧者数	51,070A	986.4	14,903Å	5.883.4	8.476	11.4	12,710,4	8,101.4	1人未満	1人未開	1人未開	-	-	-	
1	総人口]	[4.488,549].]	[311,713]	[2360,832]]	[224,190A]	[413,968A]	[73,316A]	[424.80BA]	[40,312]	[521,087]]	[50,170A]	[68,153].	THE PERSON NAMED IN		2000 MATE	
	上水道被害無所 数の割合	21.2km当约1億所 [解显表34,099km]	130.2km当り1億所 [総益長5.690km]	68.8km当01重新 [陶室長8.802km]	13km型01票所 [範型表2.386km]	21.5km部01簡稍 [解延長3.726km]	※1售所未開 [総証長1,331km]	8.6km部分1整根 [韓延長2.864km]	1,3km当约1簡用 [斡延長956km]	裕〇箇所 [総証長5.139km]	@O應符 [毗延長1.102km]	単〇種所 [総提長2.103km]	T 14 -	-	-	
	を (1日後)	172.118人	3,369人	54,502人	21,160人	31.276人	387	38.348	23,424,4	OA	OA	O.A.	Mary Street	PERONE.		
3175	最大復旧日数	494日	38	18	128	68	18	188	4948	08	08	08	-	-	-	
ン被害	下水道被害延長 の割合	1.59% [施延長20/025km]	0.94% [報度表2.210km]	1,45% [施延長7,377km]	1,89% [雑葉長1,203km]	254% (被延费2900km)	0,77% [総監長474km]	2.88% (解裝费2.336km)	7.93% [與距析217km]	0.10% (無服务2.554km)	0.52% (韓医师295km)	0.17% [NEE#450km]		5.00		
	機能支撑人口	61,732人	2.797人	30,757Å	3,500A	10,645人	465A	10,627人	2,183,4	404A	231 A	124人	-	-	-	
	最大復旧日散	238	48	28	58	78	38	88	238	18	28	18	MINISTER.	RESIDE.	CONTRACT.	
(海市政	主要指令研修/配 の影響	22.3km当り1番所 [報证長9.244km]	28.5km当り1箇所 [総証長1,374km]	14.6km当约1書所 [製証费1,340km]	15.2km当り1個所 [報証表794km]	14.9km当り1番所 [報証長1,181km]	57.9km当约1重所 (総延長497km)	12.8km当り1重用 (解延長1,030km)	9.7km性01種所 (総証長347km)	283.9km当り1箇所 (施証長1.586km)	57.6km当约1整所 [総証表380km]	132.7km当り1箇所 [総延長714km]	-			
28	15misLbの構築の不 通・適立効果的数 の場合		(純菜1,555種所)	0.00% [編数1,218箇所]	(ABN673個所)	0.24% (純數909類例)	0.00% [建数494整剂]	063% [韓取737藝術]	3.56% [複数384箇所]	0.00% [総数1,938億所]	000% [総数547箇所]	0.00% [減数570期所]	-	A State		
震度	分布					液状化発生	上確率分布				急	須斜地崩壊	危険度分布			
<b>北京省州州</b> 地名中俄地名				震 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度		10			1	2000年	3				F . 2. 0	y y

- 注:この結果は、中央防災会議などの被害部定手法(過去の地震被害各基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生無所を特定するものではありません。 ※ 1 新聞モデルは、影響の表さ、深さ、マグニチュード、検査・研算パターン等で設定しています。
  ※ 2 機能計算の機変が合ぼとんが悪ごの速さればいい地域は、計算対象が、使用は"一")としています。
  ※ 2 機能対象の機能で使用の設定と合計は合わない場合があります。
  ※ 3 建設・私の機能、上下系・運搬の総定と、機実総数は、申取材などからの連択データに基づく合計値です。

## 地震動による被害想定結果⑧~上川管内で人的被害が最大となる地震

■富良野断層帯西部 (モデル45\_3) の地震 (Mw6.7) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)《北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成》

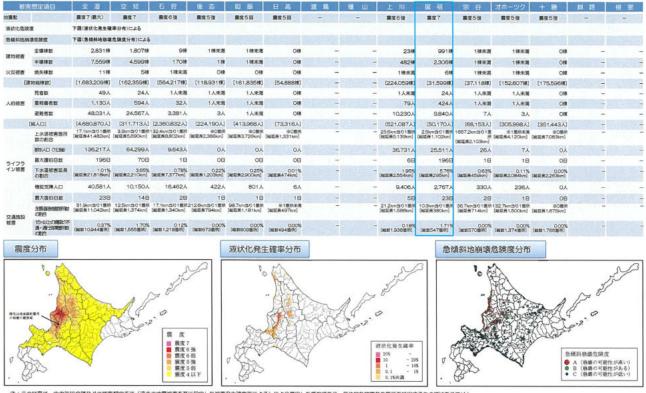
被害	想定項目	全通	空知	石护	後志	股 振	日高	双岛	槽 山	上川	留萌	服音	オホーツク	十 踏	製器	根室
票数		震変7(最大)	養養6強	育度6弱	概度511	養度5強	震度5弱	-	-	製度7	震変5強	-	高度4以下	農産5強	-	-
族状化危険	g	下圆(液状化角生硼	(率分布)による													
<b>计算纠结的</b>	環衛練度	下回(急傾斜地崩塌	(危険度分布)による								THE REAL PROPERTY.					
和被害	全環様数	1,356株	31棟	3標	1排未港	1研末期	1硬朱潤	-	7-	1,3228	1標末期	-	OH	1接来器	-	
E-100	半爆模数	2.413棟	406機	114被	1標末灣	1根未満	1模未満	SUPPLIES TO	No Transfer	1,892#	1技术期	Museum-	OH	1模末階	1000	
兴被害	焼失棒数	11機	1技术海	1技术测	OR	1標末潤	CHE	-	-	118	OH	-	OHR.	OH	_	
[38	PROBLEMENT )	[1,646,091棟]	[162,359#]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835]	(54,888(11)		-	[224,059棟]	(31,599#)		[152,607棟]	[175,5968]	-	
	死者款	47A	1人	1人未渴	1人未用	1人未凋	1人未凋	-	-	46.4	1人未満	1 22	088	1人未満	11 =	
的被害	重程偶者数	598人	55.	25人	1人未凋	1人未凋	1人未周	THE	1	518A	1人未満	100	OM	1人未得	-	
	避難者数	21,658人	6.952A	2.485人	1人未凋	2人	1人未満	-	-	12216	1人末週	-	- 08	1人未開	-	
-	[総人口]	[4,612717人]		[2,360,832]	[224.190A]	[413,968]	[73,316]			(521,087人)	[50,170]]	100	[305,998]		-	
	上水道被害箇所 数の割合		22.2km当约1箇所 [総証券5.690km]		炒〇國所 [総販長2.386km]	※1種所未満 [報証長3.726km]	你O個所 [編型長1,331km]	_		5.4km指導1團隊 [韓華舞5.139km]	奈O應所 [総延長1,102km]		総位長4,120km]	※C種研 [総証長7,083km]	-	
	制放口(1日節)	59,223人	22,023人	8,276人	OA	1人未凋	NO.	-	-	28,924,4	O.A.	-	0.4	NO.	-	
1775	最大復旧日数	16B	158	18	OB	18	08	-	-	168	08		- OB	08	-	
ン被害	下水道被害延長 の割合	0.79% [韓延長21.350km]	2.26% [総臣長2.210km]	0.81% [細距長7,377km]	0.13% (附接長1,203km)	0.44% [NER2.900km]	0,11% [報監長474km]	B-110-		1,53% (細能费2,554km)	0.31% [MIL#295km]		0.00% [総臣無2.084km]	0.21% [維証例2.263km]		
	機能支撑人口	33,569.4	6.231人	16,998人	258人	1,431人	62A	-	-	7,797,	163A	-	- 0.4	627A	-	
	最大復旧日数	98	98	28	18	28	18			48	28		OB	18	-	
Senso	主要指令(開始)を の制治	[能延長10.327km]	14.7km当01重领 [総裝養1,374km]	18.5km当り1隻所 [総延長1.340km]	329,1km当约1億所 [総延長794km]	48.3km当约1重信 [総延長1,181km]	张1集府未獲 [総延長497km]			49.6km当り1箇所 (総延長1.586km)	104.6km当り1重所 [総証長380km]		第0億州 [総延長1,500km]	109.9km当约1重府 (総延長1,675km)		
18	15m以上の標果の不 適・適立効果的飲 の場合	0.18% [解釈10.374個形]	0.27% [編集1.555集形]	0.00% [MENT,218MR]	0.00% (施取673億所)	[編集809集所]	000% [細数494整例]			(成数1,938重新)	0.00% (総数547施門)		000% [複数1,374箇所]	(総数1,766運用)	-	
震度	分布					液状化発生	E確率分布	9			急傾	斜地崩壞	危険度分布	i		
	10 (A)	À		كمرر	9	p <sub>C</sub>	(A)			250	3	70 6	Â			مرکبر
	- 4		Al	ڪي جي			金置-	ADTA A	A P	85		-1	全體	m A	رقي سرا	
具件附属在 整件模型域			د. ميكور	震 度	_	(Pro-			200	2					3.2	
. Co	是现			■ 震度 7 ■ 震度 6 ■ 震度 6	班哥				1	夜状化発生確率 ■ 20% - ■ 10 - 20					類斜樹織危險。	
E	Sit	1		震度5 震度5 震度4	群	M. M.		Q		1 - 10	W .	800	S	0	A (崩壊の可能 B (崩壊の可能 C (崩壊の可能	性がある

- 注:この総則は、中央的災会議などの被害効定手法(過去の必責被害在基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、異体的な被害発生態所を特定するものではありません。 ※ 1 制限モデルは、影響の責さ、減さ、マグニチュード、検査・ 領導パターン等で認定しています。 ※ 2 転動計算の秘笈からほとんが無否の想定されない独議は、計算が多外、名使いせ、"一")としています。 ※ 2 転動制をの機能でな中の数量と合計は合わない場合があります。 ※ 3 実体・人の函数、上下本・道路の極度な、機実複数は、市場村などからの連供データに基づく合計値です。

## 地震動による被害想定結果②~留萌管内で人的被害が最大となる地震

■増毛山地東縁断層帯(モデル30\_2)の地震(Mw7.2) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)《北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成》



- 注: この秘果は、中央労災会議などの被害態定手並(過去の地震被害を基に設定した被害発生標率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生態所を特定するものではありません。 ※ 1 部類モデルは、新郷の長さ、深さ、マグニチュード、検査・被害が受かっとう等で認定しています。 ※ 2 機能対象の機関からほとんど後否の認定されない始減は、計算対象が(表向は"一")としています。 ※ 2 機能対象の機関でではから必要されない始減があります。 ※ 3 機能も近の縁敗、上下水・道路の秘証と、計算が象かします。 ※ 3 機能も近の縁敗、上下水・道路の秘証と、情報を観点、市民村などからの提供データに基づく合計値です。

## 地震動による被害想定結果⑩~宗谷管内で人的被害が最大となる地震

■北海道北西沖の地震(モデルNo.2)の地震(Mw7.8) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)(北海道で総合田宮棚場、北方徳原総合田宮前・地質用宮前佐成)

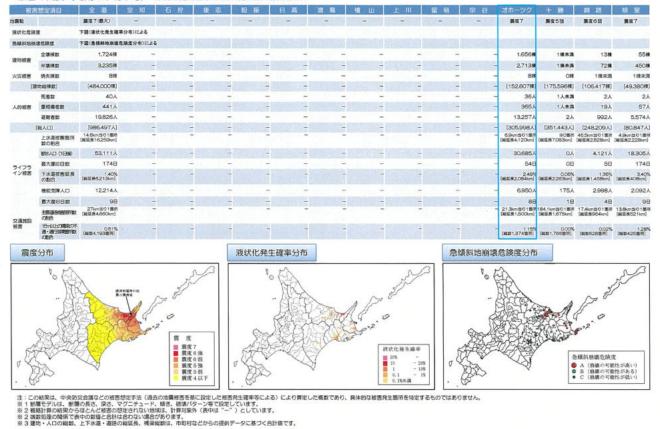
被選	<b>等想定項目</b>	全道	空 知	石宛	後志	腹漿	日高	渡鳥	植山	上川	留朝	宗 谷	オホーツク	十勝	餅留	根 室
震動		震変7(最大)	養度5強	震度5強	震度5號	異度5日	異度5弱	農業5弱	農宴5弱	農業6弱	震変6強	製度7	震災5強	農寮5器	-	-
族状化危険	g .	下圆(液状化発生研	(半分布)による													
<b>B</b> 類斜地树	場危険度	下面(急傾斜地崩壊	(危険度分布)による										DE LIVERY			
	全導模数	2.358₩	2様	34	410	1様未満	1排末潤	1標末期	1模末灘	4#	648	2,2808	1標來灣	1標末端	-	
建物被害	半環接款	2.605種	50th	1198	120	1棟未用	1棟未獲	1棟未避	1模宋灣	65M	4198	1,9358	489	1棟未満	-	
以災被害	燒失棟数	48	1技术海	1標末湖	1根米湖	OH	OH	OHR	OH	1棟未満	1棟未開	48	1棟未満	OHR	_	
DR	PROBLEM DO	[1.900.579#]	[162,359]	[564.217棟]	[118.931#]	[161,835]	(54.888W)	[188.265#]	[29.106根]	[224,059#]	[31,599#]	[37,118棟]	[152,607柳]	(175,596株)		
	死者数	106人	1人未落	1人朱陽	1人未港	1人未満	1人未潤	1人未満	1人未進	1人未満	2.4	103.4	1人來選	1人未満	-	
的被害	<b>整轻偶者数</b>	381人	5人	33人	5.4	1人未凋	1人未開	1人未测	1人未凋	6人	53A	277.4	1人来閩	1人未満		
	避難各款	17,792人	845人	2181人	584	1人	1.4	1人未過	1人未満	997人	2.959 Å	10,720 Å	30.4	1人來獨	-	
100	[総人口]	[5.145,990A]		[2,360,832]	[224.190A]		[73,316人]	[424,808人]	[40,312]]		[50,170A]	[68,153A]	(305,998)	The second second	io De la c	
	上水道被害簡所 数の割合		129.8km当り1層所: [報証長5.690km]			※O個所 [編版表3,726km]	例O應所 (総証券1,331km)	※○種所 [製語典2.864km]	帝〇箇所 [報廷長956km]	105.2km形约1屋所 [韓亞長5.139km]	4.5km当01厘剂 [解证長1,102km]	1.8km当01署計 [総証長2.103km]	3824.4km当り1曹 所 [総証長4.120km]	等O整研 (総証長7.083km)		
	MAYOU CLEME	48.278人	2.725人	8,198人	205.4	OA	0.4	O.A.	O.A.	2,611人	10,812	23.594.4	131人	NO.	Marie III	
ライフラ	最大復紀日数	354日	28	18	18	08	08	08	08	38	978	354E	18	08	-	
ン被害	下水道被害發長 の割合	0.78% (雑話表24.371km)	[NE#2.210km]	0.81% [網鐵長7,377km]	0.55% (網盤長1,203km)	(NER2.900km)	0.11% (NEM474km)	0.10% [編版祭2.336km]	0.35% [総証長217km]	0.98% [陶萊舞2.554km]	3,64% [陶瓷祭296km]	7.395 (MSE#459km)	0.47% [編纂表2.084km]	0.07% [総臣長2.263km]	4	
	機能支撑人口	35,698人	3,271人	17,278人	1,097人	1,929人	63.4	374A	96A	4.552A	1,405.4	4,132,4	1,291 Å	210人	-	
	最大復紀日数	228	58	28	28	28	18	18	18	38	148	22E	28	18	-	
2番幣的	主要指数的图形数 の数数	34.2km当り1箇所 [殿至長12.419km]	22.1km当り1億所 [報証長1,374km]	18.5km当り1箇所 [総証長1,340km]	76.1km当り1世所 (総証長794km)	56.8km当约1億所 [報節義1.181km]	※1整桁来灣 [総証長497km]	126.7km当り1票所 [報証長1,030km]	177.7km加り1無所 [総証典347km]	28.6km当约1厘研 [陶証長1.586km]	11.3km当约1無限 [解証長380km]	11km当01開於 [解証長714km]	56.5km当约1無所 [編載長1.500km]	282.7km3501無研 (総算長1.675km)	-	
店	15%以上の規能の不 通・通子が理解的数 の意合	(総数12,065億所)	0.00% (NEW1,555/M/N)	0.00% [MEX1,218BR]	0.00% [陶斯673箇所]	0.00% [NEWSCOMM]	0.00% [編版494版形]	0.00% (MIX737MM)	0.00% (減期384期所)	0.04% (WEE(1,938(EM))	0.56% (細数547個所)	(地址570箇所)	0.00% [陶默1,374提術]	0.00% [維数1,760箇所]		
震度	分布					液状化発生	上確率分布				急他	頂斜地崩壞	危険度分布	i		
北海道と内州 の情景域	ORE IN			Λ.		b				757	3	% 8	À			ر کور
	11	2		25			全型	>	. 0	25		- 1	是想	4	رکتی ہے	)-
	- A	EL CA	AS	7 "			Jan	197	18.	2		2		A CO	150	
	~ K	Service of the servic	E 4 . 2	.0		Edm	THE STATE OF	53KE	20.8			6		が発	P. 2	
			The same	震 度 ■ 震度7		1		The same	J. Ta	<b>发状化発生確率</b>	ء اا ہ			D. Salver		
57	7	TY		■ 震度 6 ■ 震度 6	65	THE W		7		20% -	.     . 8			2	傾斜崩擴危險思	Ĕ
0 8	Etg	A		震度5		Sept.	~	₹7		10 - 20 1 - 10 0.1 - 1	S 7	STATE OF THE STATE	de		A (崩壊の可能 B (崩壊の可能	

- 注:この結果は、中央的災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害兒主建率多による)により算定した模数であり、具体的な被害兒主態所を特定するものではありません。 ※ 1 新聞モデルは、新聞の長さ、涙さ、マグニチュード、検告、被罪パターン等で認定しています。 ※ 2 機能計算の秘笈からほとんと他害の想定されない地域は、計算な験が、使申せ、"一")としています。 ※ 2 機能対象の関係で使中の製金と合計は合わない場合があります。 ※ 3 建物・人の回路、上下水・運動の回線との情報を持ちます。 ※ 3 建物・人の回路、上下水・運動の回線と、有機を設定、作用材などからの連択データに基づく合計値です。

## 地震動による被害想定結果⑪~オホーツク管内で人的被害が最大となる地震

■標津断層帯 (モデル30\_1) の地震 (Mw7.1) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)《北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成》



#### 3 地震動による被害想定結果⑫~十勝管内で人的被害が最大となる地震

■十勝平野断層帯主部(モデル45\_2)の地震(Mw7.4) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)(紫東の概念時)

-	の概要(名	全道	277 4II	化海道立総合研究 石 紹	# 35	田 黒	日高	W 10	糠 (l)	F 111	607 656 E	100 23	オホーツク	十 勝	£11 25	超察
開動	SADACARES	震度7(勝大)	無信5強	器信5後		高度5強	幕度6頭	AX MS	16 W	震攻5強		-	震度5器	養食7	親軍6日	震変5部
<b>春秋化危線</b>	a a	下圆(液状化発生確	準分布)による										- Clintotti		A	
Th. 645 (14 24 24)		下頭(急傾斜地崩壊													THE REAL PROPERTY.	
	全導模数	3,370₩	1技术海	1禄宋湖	_	1模束簿	28#	-	-	1棟未満	-	-	1模未算	3,3368	48	
建物被害	半導機器	8.028#	1裡來應	1模求拠		188	108#		MAN INC.	1技术器		in the same	1提来第	7.888#	30#	
火災被害	焼失模数	18#	1技未満	1標末間			1楼未開	-	_	1根未満	_	-		188	1機未満	
	<b>東地域神政</b> ]	(1.651,358棟)	[162,359#]	[564,217棟]		(161,835#)	(54.888標)		-	[224.059H]			[152,607#	[175.596HI	[106,417棟]	(49.380
	死者数	73A	1人未海	1人未満	-	1人未開	5.4	-	-	1人未期	_		1人未第	68,4	1人未選	
的被害	重輕備者数	1,439人	1人未満	1人未開		1人未開	41.4			1人未得			1人未開	1,390	7.4	
	समस्य	62.952A	1人未海	4人	-	8.4	1.596A	-	-	4人	_	-	1人未開	60,670,4	669A	
	[MAD]	[4,667,413]	[311,713]	(2,360,832).		[413,968]	[73,316]	-	-	[521,087A]	-		[305,998]	[351,443人	[248,209]	(80.847)
	上水道被震器所 數の割合	7.7km部の1箇所 [総延長40.947km]	※1箇所来灣 [解從長5.69Ckm]	非O應所 [総証長8.802km]	-	※1箇所未満 [報証長3.726km]	31.2km501團所 [総証長1.331km]	_	-	但1億所未開 [総配長5.139km]	_		※IO簡用 [網距長4.120km]	1.3km当约1團月 [解蓝長7,063km]	243.4km当り1業所 [解版長2.828km]	(NII表2,228kii
	800KAD (1880)	173.299A	1人未港	A0	Part S	34人	4,721人	37.79E		20A	173-15		0,	166.111.4	2414人	C
5175	最大復旧日数	341日	18	08	100	18	108	-	-	18	-	-	OE	341E	18	0
イン被害	下水道被害至長の割合	0.84% [総証券21.728km]	0.41% [編版表2.210km]	0.32% (総証表7.377km)		0.40% [NER2.900km]	2.08% [NER474km]			0.07% [陶証券2.554km]	-		0,049 [梅兹弗2,084km]	4.849 [減能長2,263km]	1,14% (MEER1,456km)	0.03 (MEM:#408km)
	機能支牌人口	27,658人	1,209.4	6.042A	-	1,439人	1,2114	_	-	342人	-	-	107,	14,539,	2.748人	21
	最大復旧日数	168	28	18	178	28	88	-	BURNE	18		STATE OF	18	16E	38	1
2番棚段	15500000FRX の影響	37,4km部01億桁 [総証長10.638km]	56km当01應所 [與裝養1,374km]	44km当り1開所 [総証長1,340km]		54.7km協り1箇所 [総証長1,181km]	21km指约1億所 [総証長497km]	-	-	389.5km5/01重新 [解裝長1,586km]		Section.	387.3km当约1厘形 [報証長1.500km]	11.9km型约1整度 [総証長1,675km]	28.6km当り1箇所 [網版長964km]	284.9km当り18 (韓間長521km
祖書	15m以上の構設不 通・適立等等所数 の場合	0.62% (WER 10.207 WH)	0.00% (NERT).555(B)(R)	0.00% [編版1,218億円]		(METHODERS)	011% [細類494類例]			0.00% (WSE1,938SEM)			(地数1,374世間)	3.54% (地址1,766年所)	0.02% (MING28MIN)	0.0X [複数425箇所]
震度	分布					液状化発生	<b>建率分布</b>				急如	頂斜地崩壞	危険度分布	ī		
			A THE WALL	震 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度	05 39:	10				及状化発生確率 20% - 20% 10 - 20%		10			を傾斜射線位線:	The second second

- 注:この総限は、中央的災会議などの被害効定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、資体的な被害発生箇所を特定するものではありません。 ※1 制備モデルは、新傷の表さ、突さ、マグニチュード、検急、破壊パターン等で放定しています。 ※2 極熱計をの秘媒から定となど無害の想念されない始起は、計算別象外、後中は、"一")としています。 ※2 極熱計をの経験から定となど無害の想念されない始起がより表別象外、後中は、"一")としています。 ※3 護や、4.0の総数、上下本・運動的を総定は、権政制な、市政制などからの提供データに基づく合計値です。

## 3 地震動による被害想定結果③~釧路・日高管内で人的被害が最大となる地震

## ■十勝沖の地震 (Mw8.2) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時)《北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・始質研究所作成》

被害	想定項目	全道	至知	台行	後毒	胆振	日高	夏島	檀 山	上川	36 60	原音	オホーツク	+ 18	創器	根室
震動		養度6強(最大)	異度6弱	震度6部	震度5強	震復6弱	震度6強	震度5強	- 0	養養6器	震変5強	-	異度6弱	震度6強	赛度6強	養度6弱
族状化危険的		下面(液状化発生確	率分布)による													
B.解料均衡I	表化缺症	下回(急傾斜地崩壊	危険度分布)による			SHEET		- ISDXP								
2000万	全環接製	1,063様	21棟	438	600	21機	634	108		- 5棟	1模未満	-	188	2718	5898	17
EHRA	半線接取	6.499#	334#	8480	25株	1838	2748	42機		- 78M	58		183#	1,674	2,6668	187
火災被害	境失模数	388	1棟未満	1排未凋	1棟未満	1根未満	1棟未測	1排末期		<ul> <li>1棟未満</li> </ul>	1棟朱潤	-	1棟未測	1棟未満	28	110.7
Cit	物総裸数)	[1,990,153棟]	[162,359棟]	[564.217棟]	[118.931棟]	[161,835棟]	[54,888#]	[188.265棟]		- [224.059#I]	[31,599(1)]		[152.607]	[175,596#	[106,4178]	[49,380
	死者数	44人	1人未開	2.4	1人未進	2.4	9.4	1人		- 1人未選	1人未選	-	2.4	5.4	20,4	2
的被害	亜軽備者数	1,418人	40.4	221人	94	58.4	84.4	13人		15人	1.4	THE RES	31.4	237	684.4	27
	遊赃者数	93,374人	6.399.4	19.263	236人	5.250.4	4,004.4	708A		- 1,829人	79人	-	2,923 Å	22,004	27,920,4	2,759
0	與人口]	[5,366,581].]		[2,360,832]		[413,968]]	[73,316]	1000 Contract (Contract Contract Contra		- [521,087人]			[305,998]		[248,209人]	(80,847)
	上水道被害箇所 数の割合	15.9km当り1箇所 (総証長47.299km)	22.7km当约1無所 [減至美5.690km]	44.6km当01票所 [韓延長8.802km]	380,4km当约1團所 [與延長2,386km]	29.6km為9.1無例 [報延長3.726km]	9.7km当()1 簡明 [解裝長1,331km]	182.6km当01重新 [報至長2.864km]		- 83.3km当约1箇所 [報覧長5,139km]			50.2km当约1無F [解裝長4.120km]	5.6km2901需符 [報益長7,083km]	4.3km当约1图》 (附层表2.828km)	11.8km当り18 (総証例2.228kr
	数水人口(1日後)	308.225人	21,472人	65.804人	1,094.4	19.401 A	13,539 A	2.293A		6.751人	364A		9.246	76,775.4	80,237	10.247
5175	最大復旧日数	1088	138	28	18	58	308	28		- 28	28	-	68	108E	60E	87
イン被害	下水道被害能長 の割合	2.02% [衛星表25.562km]	2.03% [NEM2.210km]	1,60% (衛星表7,377km)	0.86% [概整新1.203km]	2.35% [陶証券2.900km]	3.30% [維証長474km]	1.51% [WER2.336km]		- 1.16% [剛臣祭2.554km]	1,51% (陶蓝祭295km)		1.58% [開製長2.084km]	2719 (陶証表2.263km)	6.00% (剛服養1.458km)	2.35 (脚距無40Bkm
	機能支撑人口	90,543.4	5,948	32.399 Å	1.653A	8.744	1.886.4	5,618.4		- 5.382A	636人		4,289,4	8.191.	14,378	1,420
	最大復旧日款	158	88	38	38	78	128	58		- 38	68		58	96	15E	
2869	主要はおりたが変	16.2km当り1重析 (剛延長12.843km)	15.3km当り1箇所 [総延長1,374km]	13.4km当约1整所 (総延長1.34Ckm)	33.1kmかり1整所 (総延長794km)	14.8km 10 1 開刊 [解延長1,181km]	14.3km為61無所 [総延長497km]	24.2km当约1售所 [総証長1,030km]		- 23.8km当り1箇所 [総証長1,586km]	18.7km(%/) 1售研 [陶証長380km]		18km当约1簡符 [総証長1.500km]	13.2km591重8 [総証長1.675km]	10.5km当01重度 [総算長964km]	16.1km当的1書 [韓國長521km
被害	15m以上の規範の不 通・適立は専制で数 の連合	(総数12.164箇所)	(地面1.565施利)	0.29% [編版1.218個所]	(総数673箇所)	0,19% [新聞O9個所]	0.51% [MW494MR]	0.00% [陶歌737蘭帝]		0.05% (NET1,938 MIN)	0.00% (NSS47MR)		(NET1.374個所)		2.82% (解取628期所)	0.62 [総駅425箇所]
震度	分布					液状化発生	上確率分布				急的	頁斜地崩壞	危険度分布	5		
4		ALC:	14	を 要 度 要度		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			1.2.2	9		\o\			\$ 100 mg	
0 4		***	oe∉o	■ 震度 震度 震度 震度	6 強 6 動 5 強 5 弱			No.		被状化発生確率  20% -  10 - 20  1 - 10  0.1 - 1  0.1\$x-ii					<ul> <li>● (</li></ul>	性が高い) 性がある)

- 注:この結果は、中央的災会議などの被害効定手法(過去の地震被害を基に設定した被害免生確率のよる)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。 ※ 1 部層モデルは、影響の長さ、深さ、マプニチェード、横き、砂璃パターン等で設定しています。 ※ 2 概略計算の起災からほとんど被害の効定さればいめ始は、計算対象外(表中は、"一")としています。 ※ 2 概数対象の関係で使中の収録と合計はされない場合があります。 ※ 3 演体・ALの函数、上下来・運動の総配と合計はされない場合があります。

## 3 地震動による被害想定結果他~根室管内で人的被害が最大となる地震

■標津断層帯(モデル45\_5)の地震(Mw7.1) \*1

被害の概要(冬期の早朝5時) 〈北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・均質研究所作成〉

被提	想定項目	全道	空 知	石 招	後志	股 振	日高	渡島	槽山	上川	错朝	宗 谷	オホーツク	+ 28	\$11 28	根 室
突動		震変7(最大)	-	-	-	-	Ma-ser	-	-	-	-	-	震変7	騰度5強	親度6強	養度6強
<b>使伏化危険</b>	m	下國(液状化発生雜	半分布)による													
B.MESTICHE	<b>浏览的度</b>	下回(急頭斜地遊場)	性験度分布)による													
	全線接数	894#	-	-				-	-	-	12	_	662#	1模未満	18#	21
物被害	半環模数	3.184#	Maria Cara	-	NEU BE			ME SIG			-	To the last	1,898#	188	1731	1,11
災被害	损失模数	4根	-	-	-				-	-	-		38	1根米陽	1標末期	180
CH	ROCALIFRED)	[484,000棟]					- 111111111				0.00	-	[152,60711]	[175.596#]	[106,417練]	[49,380
	死者数	18人	-	-	-			-	-	-	-	-	13.4	1人未満	1人未進	
的被害	<b>聚羟痛者数</b>	485A									DAVI S		289.4	1人未満	261	17
	遊覧者款	21,473.4	-	-	-			-	-	-	-	-	9,349,4	3.4	3.140.4	8.98
	(DA8K)	[986,497]						10000	-	1000	and the		[305,998]			[80,847
	上水道被害販所 数の割合	10.8km501售桁 [総位長16.256km]							412			1997	10.5km当约1簡形 [解签長4,120km]	前1里所未開 [縮延長7,083km]	14.9km出り1里所 (総督長2.828km)	2.4km世り1 (東国教2.228k
	を (1日後)	62.560A		-				an Paris	TO VICE				23,093	13.4	11.755	27,69
3175	最大復旧日数	329日	-	-	-				-	-	-	_	396	18	158	32
ノ被害	下水道被害証長 の割合	1,53% (網提表6,213km)	1							-			1.729 [維証券2.084km]	029% (網度無2.263km)	( <b>総証長</b> 1,458km)	5.1 (脚距振408ki
	機能支撑人口	13,634.4	-	-	-		-		- 11	-	-		4,689,4	903.4	4,848.4	3,19
	層大微旧日散	148	-	-	W. Free		- 110			-	TOTAL -		6E	18	.68	1
	主版版的经验的/数 の報告	23.8km当り1曲桁 (報告長4.860km)	1	-			-	-	-	-	-			59.4km3501重新 (報算長1.675km)	14.1km並约1箇牙 [総督長964km]	13.4km当り1  開間長521km
交通指設	15分以上の機能力不 道・適合が維護所設 の方台												0.919 (総数1,374箇所)	000% [純数1,766箇所]	0.33% (総数628箇所)	32 [NW425887
震度	5分布					液状化発	生確率分布				急如	類的遊園場	危険度分布	ī		
		9,883	-2	震 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度	強弱					25 25 25 20% - 20% 1 - 20%					を を を は は は は は は は は は は は は は	性が高い)

- 注:この結果は、中央的災合議などの被害効定手法(過去の効業被害を基に設定した被害免主建率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生極所を特定するものではありません。 ※ 1 新聞モデルは、影響の長さ、突さ、マグニチュード、検告、破壊パケーン等で認定しています。 ※ 2 無数制度の結果からほとかと後害の対理されない地域は、計算対象外(後中は"一")としています。 ※ 2 無数理の関係で使中の数型と合計はもつない過点があります。 ※ 3 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、横梁総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

## (4) 想定地震による被害の算出

#### ①建築物被害の算出

建築物被害の計算方法としては、阪神・淡路大震災や2000年鳥取県西部地震の被害結果に基づき作成された、木造・非木造共に建築年代別に被害を評価することができる、内閣府の経験的な手法<sup>1)</sup>を適用する。

内閣府の経験的な手法は、評価単位毎に算定された震度を基にして構造別(木造・非木造)・建築年代別(木造3区分、非木造3区分)の被害率を求め、評価単位毎の構造別・建築年代別の棟数に掛け合わせ合算することで算定される。

#### 〈被害棟数の算定式〉

- ・建築年代は、木造建築物は「昭和36年以前」、「昭和37年から56年」「昭和57年以降」の3区分、 非木造建築物は「昭和46年以前」、「昭和47年から56年」「昭和57年以降」の3区分
- ・各建築年代別に下式で計算した全壊(全半壊)棟数を、評価単位毎に合算して求める
- ・木造及び非木造の震度による全壊被害率は表 2-7 を、全半壊被害率は表 2-8 を参照

#### 全壊棟数 =

(木造建築物棟数 ×木造の震度による全壊被害率)+(非木造建築物棟数 ×非木造の震度による全壊被害率)

#### 全半壊棟数 =

(木造建築物棟数 ×木造の震度による全半壊被害率) +(非木造建築物棟数 × 非木造の震度による全半壊被害率)

半壊棟数 = 全半壊棟数 - 全壊棟数

上記方式による計算の結果、「石狩地震」では、建築物全棟数 13,799 棟(平成 21 年 8 月 現在)のうち全壊棟数が 2 棟、全半壊棟数が 100 棟となり、被害の合計は 0.7%程度となることが想定された。また、「当別断層による地震」では、全壊棟数が 944 棟、全半壊棟数が 3,119 棟となり、被害の合計は 22.6%程度となることが想定された。

一方、「全国どこでも起こりうる直下の地震」では、全壊棟数が 1,125 棟、全半壊棟数が 3,601 棟、被害の合計は 26.1%程度となることが想定された。なお、この地震では、昭和 56 年の新耐震基準以前の建築物の全半壊率が、57 年以降の約 6 倍に上ることがわかった。

想定地震		木造建築物		j	丰木造建築特	勿	3	建築物(合計	-)
忍足地展	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数
石狩地震	2	81	83	0	17	17	2	98	100
石列 地辰	0.0%	0.9%	0.9%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.7%	0.7%
当別断層による地震	857	1,912	2,769	87	263	350	944	2,175	3,119
コが関係による地震	9.7%	21.7%	31.5%	1.7%	5.3%	7.0%	6.8%	15.8%	22.6%
全国どこでも起こりう	1,022	2,171	3,193	103	305	408	1,125	2,476	3,601
る直下の地震	11.6%	24.7%	36.3%	2.1%	6.1%	8.1%	8.2%	17.9%	26.1%
建築物棟数		8,792			5,007			13,799	

表 2-6 想定地震別建築物被害状況

(注) 上段は棟数、下段は建築物棟数に対する割合を示す。

表 2-7 震度と全壊被害率の関係

表 2-8 震度と全半壊被害率の関係

			建物组	≧壊率						建物全	半壊率		
計測震度		木造建築物			非木造建築物		計測震度		木造建築物			非木造建築物	
	~S37年	S38~S56年	S57年~	~S46年	S47~S56年	S57年~	川州辰及	~S37年	S38~S56年	S57年~	~S46年	S47~S56年	S57年~
5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0
5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	0.6	0.2	0.0	0.4	0.2	0.0
5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	1.4	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1
5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	3.0	1.4	0.2	1.0	0.7	0.1
5.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	5.9	3.0	0.4	1.6	1.1	0.2
5.5	0.3	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	5.5	10.6	5.9	0.8	2.5	1.8	0.3
5.6	0.8	0.6	0.1	0.4	0.4	0.1	5.6	17.4	10.6	1.4	3.7	2.7	0.6
5.7	2.1	1.4	0.2	0.7	0.6	0.1	5.7	26.6	17.4	2.4	5.5	4.0	0.9
5.8	4.8	3.0	0.4	1.2	1.0	0.2	5.8	37.7	26.6	4.0	7.8	5.8	1.4
5.9	9.7	5.9	0.9	2.0	1.7	0.4	5.9	50.0	37.7	6.4	10.8	8.2	2.1
6.0	17.7	10.6	1.5	3.1	2.6	0.6	6.0	62.3	50.0	9.8	14.6	11.2	3.1
6.1	28.9	17.4	2.7	4.8	3.9	1.0	6.1	73.4	62.3	14.3	19.1	15.0	4.5
6.2	42.7	26.6	4.4	7.2	5.8	1.5	6.2	82.6	73.4	20.0	24.5	19.6	6.4
6.3	57.3	37.7	7.0	10.4	8.2	2.3	6.3	89.4	82.6	27.0	30.5	24.9	8.8
6.4	71.1	50.0	10.6	14.5	11.4	3.3	6.4	94.1	89.4	35.0	37.2	30.9	11.8
6.5	82.3	62.3	15.3	19.5	15.4	4.8	6.5	97.0	94.1	43.7	44.2	37.4	15.5
6.6	90.3	73.4	21.3	25.5	20.2	6.7	6.6	98.6	97.0	52.7	51.5	44.3	19.8
6.7	95.2	82.6	28.5	32.3	25.8	9.1	6.7	99.4	98.6	61.6	58.6	51.4	24.9
6.8	97.9	89.4	36.7	39.7	32.2	12.2	6.8	99.8	99.4	69.9	65.5	58.5	30.6
6.9	99.2	94.1	45.5	47.6	39.1	15.9	6.9	99.9	99.8	77.3	72.0	65.3	36.7
7.0	99.7	97.0	54.5	55.6	46.3	20.2	7.0	100.0	99.9	83.6	77.7	71.6	43.3

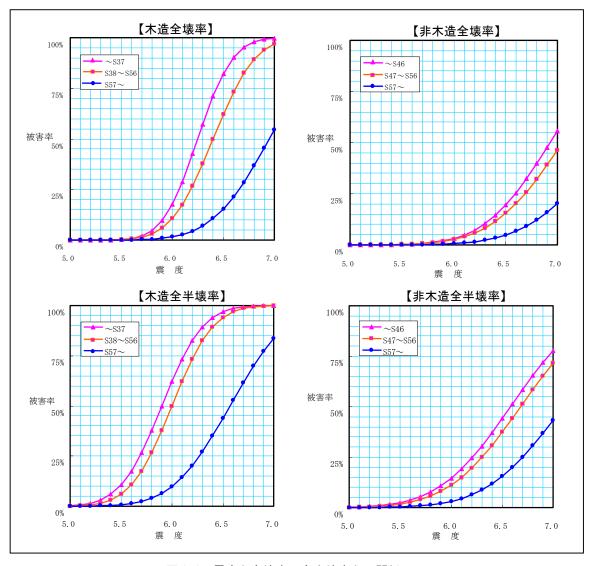
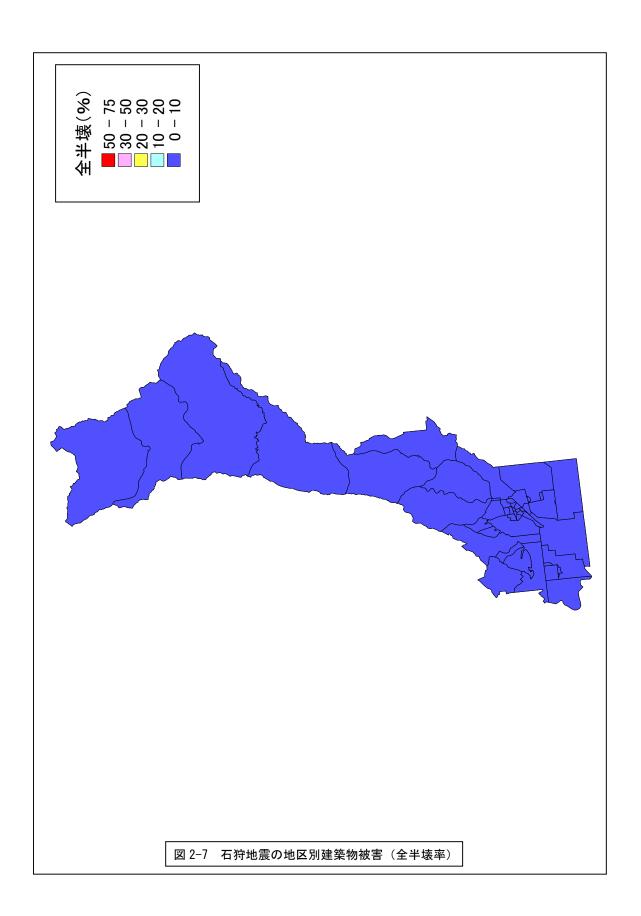
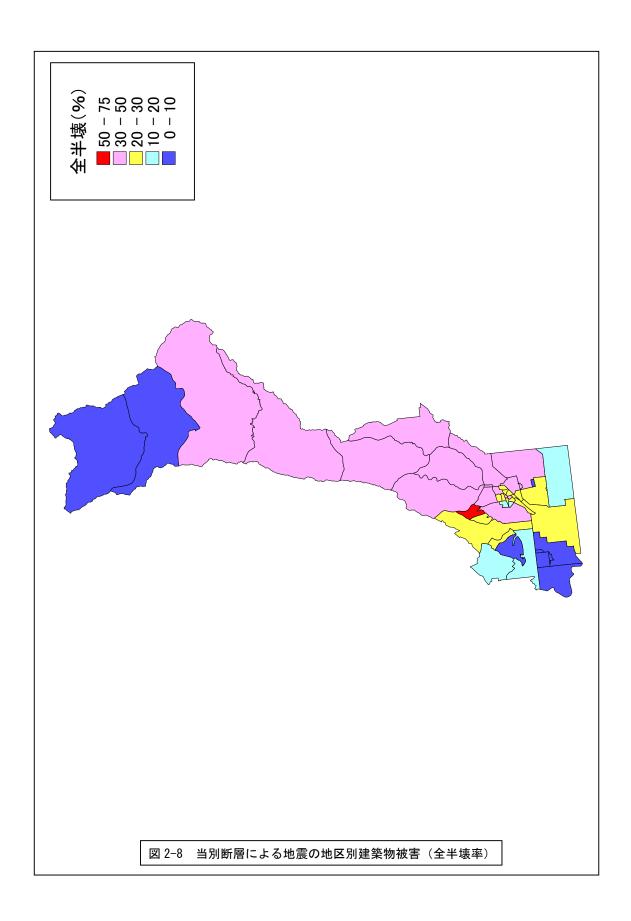
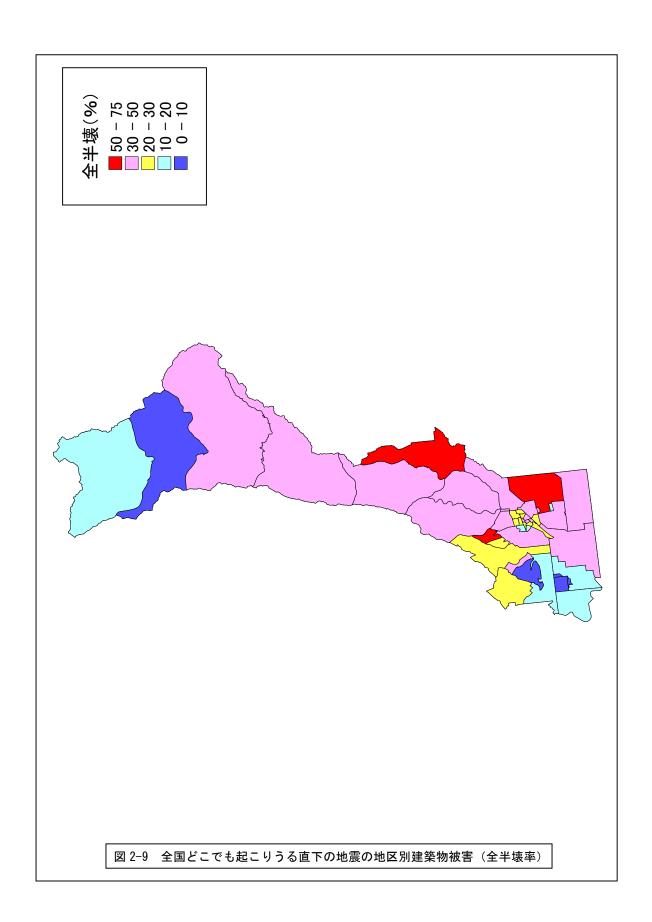


図 2-6 震度と全壊率・全半壊率との関係







### ②人的被害の算出

人的被害の算出にあたっては、阪神・淡路大震災における死者全体の約8割が家屋の倒壊などによる圧死が占めていたことから、建築物被害を主な要因とする死傷者数の算定手法を用いる。想定地震の発生時刻としては、死傷者数が最大となると考えられる屋内人口の多い夜間を想定する。

死者数の評価手法は、中央防災会議(2006)<sup>2)</sup> が道内地震などの被害実態(1952 年十勝沖地震、1968 年十勝沖地震、1978 年宮城県沖地震、1993 年釧路沖地震、1994 年三陸はるか沖地震、2001 年芸予地震、2004 年新潟県中越地震)を踏まえて作成した全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式を適用する。

#### 〈死者数の算定式〉

木造建築物被害による死者数 = 0.01 × 木造建築物全壊棟数 × 住家内滞留率 非木造建築物被害による死者数 = 0.003 × 非木造建築物全壊棟数 × 住家内滞留率 (住家内滞留率は、屋内人口=夜間人口を想定することから 1.0 とする)

負傷者数・重傷者数の評価手法は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者に占める重傷者の割合(重傷者比率)を用いた大阪府の手法(1997)<sup>3)</sup>を適用する。

#### 〈負傷者数の算定式〉

負傷者数 = 負傷者率 ×(人口× 住家内滞留率)

負傷者率=0.12×建物被害率 (0≤建物被害率<0.25)

負傷者率=0.07-0.16×建物被害率(0.25≦建物被害率<0.375)

負傷者率=0.01 (0.375≦建物被害率)

建物被害率=全壊率+半壊率×1/2

重傷者数 = 重傷者比率 × 負傷者数

重傷者比率=0.10 (0≦建物被害率<0.10)

重傷者比率=0.15-0.5×建物被害率(0.10≤建物被害率<0.20)

重傷者比率=0.05 (0.20≦建物被害率)

軽傷者数 = 負傷者数 - 重傷者数

#### [参考文献]

- 1) 内閣府(防災担当):地震防災マップ作成技術資料、2005.3
- 2) 中央防災会議・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会:第17回日本海 溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る被害想定手法について、2006.1
- 3) 大阪府:大阪府地震被害想定調査、1997.3

上記方式による計算の結果、「石狩地震」では、総人口 18,935 人 (平成 21 年 8 月現在) のうち死者 0 人、負傷者 7 人、「当別断層による地震」では死者 9 人、負傷者 259 人、また、「全国どこでも起こりうる直下の地震」では死者 11 人、負傷者 305 人となることが想定された。

表 2-9 想定地震別死者・負傷者状況 (単位:人)

想定地震	死傷者	負傷者数		
心足地展	26   物 1日	只肠日奴	重傷者	軽傷者数
石狩地震	0	7	1	6
14 的 地展	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
当別断層による地震	9	259	17	242
三が関係による地展	0.0%	1.4%	0.1%	1.3%
全国どこでも起こりうる直下の地震	11	305	20	285
主国とこでをにかりる直下の地展	0.1%	1.6%	0.1%	1.5%
総人口		18,	935	

(注) 上段は人数、下段は総人口に対する割合を示す。

	ヹ゚ ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヹ	+ 5
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上
		を観測した地域名(全国を約190地
		域に区分)と地震の揺れの検知時刻
(表) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E	**************************************	を速報
震源に関する	・震度3以上	「津波の心配がない」または、「若
情報		干の海面変動があるかもしれないが
	発表しない)	被害の心配はない」旨を付加して、
		地震の発生場所(震源)やその規模
		(マグニチュード)を発表
震源・震度に	以下のいずれかを満たした場合	地震の発生場所(震源)やその規模
関する情報	・震度3以上	(マグニチュード)、震度3以上を
	・津波警報等の発表時	観測した地域名と市町村名を発表
	・若干の海面変動が予想される	
	場合	震度 5 弱以上と考えられる地域で、
	・緊急地震速報(警報)を発表	震度を入手していない地点がある場
	した場合	合は、その市町村名を発表
各地の震度に	・ 震度 1 以上	震度1以上を観測した地点のほか、
関する情報		地震の発生場所(震源)やその規模
		(マグニチュード)を発表
		震度 5 弱以上と考えられる地域で、
		震度を入手していない地点がある場
		合は、その地点名を発表
		地震が多数発生した場合には、震
		度3以上の地震についてのみ発表し、
		震度2以下の地震については、その
		発生回数を「その他の情報(地震回
		数に関する情報)」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新	顕著な地震の震源要素更新のお知ら
	した場合や地震が多発した場	せや地震が多発した場合の震度1以
	合など	上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもと
		に、1 km四方ごとに推計した震度(震
		度4以上)を図情報として発表
遠地地震に	国外で発生した地震について以	地震の発生時刻、発生場所(震源)
関する情報	下のいずれかを満たした場合等	やその規模(マグニチュード)を概
THE WAY	・マグニチュード7.0以上	ね30分以内に発表
	・都市部など著しい被害が発生	
	する可能性がある地域で規模	  日本や国外への津波の影響に関して
	の大きな地震を観測した場合	も記述して発表
		り元をして元本
  長周期地震動に	  ・震度 3 以上	  高層ビル内での被害の発生可能性等
関する観測情報		について、地震の発生場所(震源)や、
		その規模(マグにチュート)、地域ご
		と及び地点ごとの長周期地震動階級
		さ及び地点ことの長月期地展動階級   等を発表(地震発生から約20~30分後
		寺を光衣(地展光生がら約20~30万後   に気象庁ホームページ上に掲載)。
		に入るリハーム・・・ノエに拘取し。